

富谷市地域防災計画(案)

風水害等災害対策編

令和元年 10 月

富谷市防災会議

〔目 次〕

風水害等災害対策編

第1章 総 則	3
第1節 計画の目的と構成.....	3
第2節 各機関の役割と業務大綱.....	7
第3節 富谷市の概況.....	16
第4節 富谷市地域防災計画改定の方針と主なポイント.....	20
第2章 災害予防対策	25
第1節 風水害等に強いまちづくり.....	25
第2節 建築物等の予防対策.....	32
第3節 ライフライン施設等の予防対策.....	33
第4節 防災知識の普及.....	37
第5節 防災訓練の実施.....	43
第6節 地域における防災減災体制.....	47
第7節 ボランティアの受入れ.....	52
第8節 企業等の防災対策の推進.....	55
第9節 情報通信連絡網の整備.....	57
第10節 職員の配備体制.....	59
第11節 防災拠点等の整備.....	62
第12節 相互応援体制の整備.....	64
第13節 医療救護体制の整備.....	70
第14節 緊急輸送体制の整備.....	79
第15節 避難対策.....	82
第16節 避難収容対策.....	88
第17節 食料、飲料水及び生活物資の確保.....	94
第18節 要配慮者・避難行動要支援者への支援対策.....	98
第19節 複合災害対策.....	104
第20節 廃棄物対策.....	106
第21節 災害種別毎予防対策.....	108
第3章 災害応急対策	119
第1節 防災気象情報の伝達.....	119
第2節 災害情報の収集・伝達.....	128
第3節 通信・放送施設の確保.....	133
第4節 災害広報活動.....	135
第5節 防災活動体制.....	138
第6節 警戒活動.....	144
第7節 相互応援活動.....	147
第8節 災害救助法の適用.....	150
第9節 自衛隊の災害派遣.....	152

第10節	救出・救助活動	157
第11節	医療救護活動	160
第12節	交通・輸送活動	165
第13節	ヘリコプターの活動	171
第14節	避難活動	175
第15節	応急仮設住宅等の確保	189
第16節	相談活動	192
第17節	要配慮者・避難行動要支援者への支援活動	193
第18節	愛玩動物の収容対策	196
第19節	食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動	198
第20節	防疫・保健衛生活動	205
第21節	遺体等の搜索・処理・埋葬	208
第22節	廃棄物処理活動	211
第23節	社会秩序の維持活動	215
第24節	教育活動	216
第25節	保育活動	220
第26節	防災資機材及び人材の確保	222
第27節	公共土木施設等の応急復旧	224
第28節	ライフライン施設等の応急復旧	226
第29節	農林業の応急対策	231
第30節	二次災害・複合災害防止対策	236
第31節	応急公用負担等の実施	238
第32節	ボランティア活動	241
第33節	災害種別毎応急対策	243
第34節	特殊災害対策	252
第4章	災害復旧・復興対策	259
第1節	災害復旧・復興計画	259
第2節	生活再建支援	262
第3節	住宅復旧支援	267
第4節	産業復興の支援	269
第5節	都市基盤の復興対策	270
第6節	義援金の受入れ・配分	272
第7節	激甚災害の指定	273
第8節	災害対応の検証	275

第1章 総 則

第1章 総 則

第1節 計画の目的と構成

第1 計画の目的

本計画は、住民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある風水害等の災害に対処するため、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき富谷市の地域に係る防災減災対策に関し、市及び市内の公共機関等の業務の大綱及び処理すべき事務を定めるとともに、必要な体制を確立することにより、関係機関の総合的かつ計画的な防災減災対策の整備促進を図り、市土や住民の生命、身体、財産を風水害等から保護し、被害を軽減することを目的とする。

また、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせ、災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめていく。

第2 計画の性格

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づく「富谷市地域防災計画」の「風水害等災害対策編」として、富谷市防災会議が策定する計画であり、富谷市の地域における風水害等の防災減災対策に関して、総合的かつ基本的な性格を有するものである。

また、本計画は、防災関係機関がとるべき各種災害の防災減災対策の基本的事項及びこれら関係機関相互の緊密な連絡調整を図るために必要な、基本的大綱を示すものであり、防災関係機関は、この計画に基づき具体的な計画を定め、その推進を図る。

市では、住民が自らを災害から守る「自助」、地域社会がお互いを守る「共助」そして国や地方公共団体等行政の施策としての「公助」が適切に役割分担されている防災協働社会の形成による減災の観点にたち、風水害等の防災減災対策を推進する。さらに、防災機関の間、住民等の間、住民等と行政の間で防災情報が共有できるように必要な措置を講ずる。

資料編	・資料1-1	富谷市防災会議条例
	・資料1-2	富谷市防災会議委員

第3 計画の修正

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正し、風水害等の防災減災対策の確立に万全を期す。

第4 計画の構成

- 1 本計画は、本編と資料編で構成する。
- 2 本編の構成は次のとおりとする。
 - 第1章 総則
 - 第2章 災害予防対策
 - 第3章 災害応急対策
 - 第4章 災害復旧・復興対策

第5 基本方針

大規模災害は、時として人知を超えた猛威をふるい、多くの人命を奪うとともに、市土及び住民の財産に甚大な被害を与えてきた。災害の発生を完全に防ぐことは不可能であるが、衆知を集めて効果的な災害対策を講じるとともに、一人ひとりの自覚及び努力を促すことによって、できるだけその被害を軽減していくことを目指す。

また、地域全体のインフラ強化、地域住民の自助・共助力の発揮、行政機関の業務継続力の強化等による災害からの復元力の向上のほか、被災地の迅速かつ円滑な復興の推進を図るため、地域が主体となりつつも市・県・国・その他関係機関等が総力を結集して、地域の復興とさらなる発展を目指す。

1 「減災」に向けた対策の推進

これまでに市内で発生した災害や、他地域で発生した災害等の教訓を踏まえ、大規模災害を想定した防災減災体制の確立を図るとともに、そういった最大クラスの災害に対しては、被害を最小化し迅速な回復を図る「減災」の考え方に基づき、対策を講ずることが重要である。

そのため、各種のハード対策によって災害による被害をできるだけ軽減するとともに、それを超える災害に対しては、防災教育の徹底等、ソフト対策により生命及び身体の安全を守ることを最優先に、また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、ハード対策・ソフト対策を組み合わせて一体的に災害対策を推進する。

また、科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図る。

2 災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための体制整備

災害による被害を軽減するためには、災害が発生した場合に、迅速かつ円滑に災害応急対策、災害復旧・復興を実施するための備えを十分に行う必要がある。

そのため、避難勧告等の情報伝達体制の充実・強化を図るとともに、具体的かつ実践的なハザードマップの整備、防災教育、防災訓練や計画的かつ継続的な研修の実施、指定緊急避難場所や指定避難所・避難路の整備等のまちづくりと一体となった地域防災力の向上に努める必要がある。

3 大規模災害時における広域応援体制の充実・強化

これまでに市内で発生した災害や、他地域で発生した災害等の教訓を踏まえ、想定外の大規模災害が起きても、行政、防災機関が的確に対応できる体制を整えなければならない。

そのため、近隣市町村のみならず、都道府県の区域を越えた地方公共団体間における災害時相互援助協定の締結等により、広域応援について円滑に実施できる体制を構築するほか、災害に備え、多種・多様な団体との災害時の応援協定の締結を推進し、その実効性の確保に留意する。

4 被災者等への適時・的確な情報伝達

大規模災害発生時においては、災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関等の生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、多様な情報に関し、流言飛語等、曖昧で不確実な内容での情報が広まることにより、社会的混乱が生じる問題がある。

これを防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するためには、正確かつ分かりやすい情報の速やかな公表と伝達、広報活動が重要である。

5 自助・共助による取組みの強化

大規模災害時に住民の命を守ることは、行政による応急活動だけでは困難であり、住民一人ひとりが防災に対する意識を高め、住民、事業者自らがそれぞれ事前の対策で被害を減らすとともに、行政も後押しすることが必要である。

そのため、市、県、国及び防災関係機関の適切な役割分担及び相互の連携協力を確保することと合わせ、「自らの身の安全は自らが守る」との観点から、住民、事業者等様々な主体による「自助」・「共助」の取組みを強化するとともに、住民等の協働により、組織・団体が積極的に地域を守るような社会の構築を推進する。

6 二次災害の防止

大規模災害の発生時においては、地震や降雨等による水害・土砂災害、災害による建築物、構造物の倒壊等、地盤沈下による浸水等、二次災害発生の可能性が高まる。

これを防止するため、二次災害を防止する体制の整備や資機材の備蓄を行うとともに、迅速かつ円滑な応急対策を実施するための通信施設等、及び二次災害を防止するための国土保全施設等に加え、被災者の生活確保のため、ライフライン及び公共施設の応急復旧を迅速に行う必要がある。

7 迅速かつ適切な災害廃棄物処理

大規模災害発生時においては、大量の災害廃棄物が発生し、救助活動や応急対策活動等に著しい支障を与える。

そのため、災害廃棄物の発生の抑制に努めるとともに、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制を確立する必要がある。

8 要配慮者への対応

高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、アレルギー等の慢性疾患を有する者、外国人等、特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）については、避難に関する情報伝達、避難時の支援、孤立集落や孤立地区での二次災害、避難所等での健康維持等、様々な過程において、多くの問題が介在している。

そのため、平常時から要配慮者に関する情報の把握及び関係者との共有を図り、避難対策の充実・強化、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野の連携による支援体制の整備や方策の検討、情報伝達、物資、避難所や応急仮設住宅等における配慮等が必要である。

また、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズや多様性に適切に対応する必要がある。

9 携帯電話・インターネット等の情報通信ネットワークの耐災化、補完的機能の充実

大規模災害時においては、情報伝達を確実に行うことが重要となる。

災害時における情報通信の重要性に鑑み、緊急速報メールが有する一斉同報機能を活用して広く普及している携帯電話で避難勧告等を伝達する等、携帯電話、インターネット等の情報通信ネットワークを活用し、伝達手段の耐災化、多重化、多様化を図る必要がある。

10 複合災害の考慮

災害対応においては、最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定し、それに対する可能な限りの備えを行わなければならない。

その際、一つの災害が他の災害を誘発し、それぞれが原因となり、あるいは結果となって全体としての災害を大きくすることを意識し、より厳しい事態を想定した対策を講じる必要がある。

11 多様な主体の参画による防災減災対策の確立

地域における生活者の多様な視点を反映した防災減災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災会議委員への任命等、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障害者等の参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災減災体制を確立する必要がある。

12 迅速かつ円滑な復旧・復興

被災地の復旧・復興については、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指す。また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。

第2節 各機関の役割と業務大綱

第1 目的

災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、市及び防災関係機関は防災減災体制を整備し、防災関係機関相互の連携を強化する。また、防災関係機関の処理すべき業務の大綱を明確にし、風水害等の災害防止のため相互に協力する。

第2 組織

1 防災会議

富谷市防災会議は、市長を会長として災害対策基本法第16条第6項の規定に基づく富谷市防災会議条例（昭和38年条例第1号）第3条第5項に規定する者を委員として組織するもので、市における防災に関する計画を作成し、その実施の推進を図るとともに、市の地域に係る防災に関する重要事項の審議等を行うこと等を所掌事務とする。

資料編	・資料1-1	富谷市防災会議条例
	・資料1-2	富谷市防災会議委員

2 災害対策本部

市内において、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合は、災害対策基本法に基づく富谷市災害対策本部及び関係機関の防災組織をもって応急対策を実施する。

また、局地災害の応急対策を強力に推進するため、特に必要と認めるときは、現地災害対策本部を設置する。

災害対策本部等の組織及び運営等については、本市においては災害対策基本法第23条の2第8項の規定に基づく富谷市災害対策本部条例（昭和38年条例第2号）、防災関係機関においては、各機関において定めておく。

資料編	・資料1-3	富谷市災害対策本部条例
	・資料1-4	富谷市災害対策本部運営要綱

第3 各機関の役割

1 富谷市

市は、防災の第一義的責任を有する基礎的地方公共団体として、その地域や住民の生命、身体、財産を風水害等の災害から保護するため、防災関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

2 消防機関

消防法（昭和23年法律第186号）に基づく消防活動を実施する場合は、本市消防団及び黒川地域行政事務組合消防本部がこれにあたり、本市消防団の組織及び運営については、本市条例及び本市地域防災計画の定めるところによる。

3 水防機関

水防法（昭和24年法律第193号）に基づく水防活動を実施する場合は、上記消防機関がこれにあたる。

4 県の機関

県の機関は、市町村を包括する広域的な地方公共団体として、県の地域や県民の生命、身体及び財産を風水害等の災害から保護するため、防災関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施するとともに、市及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務や業務を援助し、かつ、その総合調整を行う。

5 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるよう支援、協力、指導及び助言する。

6 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性及び公益性に鑑み、自ら防災活動を行うとともに、市の活動が円滑に行われるように協力する。

7 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には、防災減災対策業務を行い、市その他の防災関係機関の防災活動に協力する。

8 住民

住民一人ひとり、自らの身の安全は自ら守るという「自助」を基本に、風水害災害等に関する知識、災害に対する平素の心得や災害発生時の心得等、平常時から地域、家庭、職場等で風水害等の災害から身を守るために積極的な取り組みに努める。また日ごろから隣近所や市内会において顔の見える関係を築き、コミュニティを醸成する。

家庭では、3日分以上の食料や生活物資の備蓄、非常持出品の準備等、備え及び安全対策に努める。

地域内の住民は、自発的な被災者の救出・救助、救護活動への協力等、家族や隣近所などと助け合いながら防災に寄与する。

さらに、過去の災害から得られた教訓の伝承や災害の未然防止、被害の拡大防止及び災害の復旧に寄与するよう努める。

9 町内会・自主防災組織

町内会や自主防災組織は、自分たちの地域は自分たちで守るという「共助」の意識、連帯感に基づき、住民の安否確認・避難誘導、避難所運営、情報の収集、初期消火、負傷者の救出・救助、救護、給食・給水活動、在宅被災者への支援などの役割を担う。

大規模災害の発生時には、被害を軽減するための活動を行い、避難勧告等発令後の指定避難所においては、学校や市と連携し避難所運営にあたる。

日ごろは、隣近所や町内会において地域コミュニティを醸成するとともに、防災訓練や研修等を開催し、地域の防災力向上に努める。

10 企業

企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、防災減災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化等に加え、災害時の緊急時に重要業務の継続・早期復旧を達成するための事業継続計画（BCP）の策定・運用及び事業継続マネジメント（BCM）の構築等に努めることにより、予想被害からの事業復旧の手順化、取引先とのサプライチェーンの確保を行う等事業継続力の向上に努める。

また、災害発生時における帰宅困難者対策として、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、平常時からの積極的な広報や必要な物資の備蓄等に努める。

第4 防災関係機関の業務大綱

1 富谷市

機 関 の 名 称	事 務 ・ 業 務 の 大 綱
富 谷 市	(1) 富谷市防災会議及び災害対策本部に関する事務 (2) 防災に関する組織の整備及び住民の自主防災組織の育成・指導 (3) 防災に関する施設・設備の整備 (4) 防災訓練、防災上必要な教育及び広報の実施 (5) 災害情報の収集・伝達、広報、被害状況の調査及び県災害対策本部に対する報告 (6) 避難の指示（緊急）・勧告及び避難準備・高齢者等避難開始の発令並びに避難所等の開設 (7) 避難対策、消防・水防活動等防災減災対策の実施 (8) 被災者に対する救助、救護、復興援助 (9) 食料、飲料水、その他物資の備蓄及び確保 (10) 清掃、防疫その他保健衛生の実施 (11) 危険物施設等の保安対策及び災害発生時における被害の拡大防止のための応急対策 (12) 市立小・中学校、幼稚園、保育所の応急教育・保育対策 (13) 自主防災組織の育成及びボランティアによる防災活動の環境整備 (14) 被災宅地危険度判定及び被災建築物応急危険度判定業務に関する事務 (15) その他災害発生の防ぎよや拡大防止のための措置
富谷市教育委員会	(1) 市立学校施設の災害対策 (2) 市立学校児童生徒等の安全対策 (3) 市立学校教育活動の応急対策 (4) 社会教育施設、社会体育施設の災害対策

2 消防・警察

機 関 の 名 称	事 務 ・ 業 務 の 大 綱
黒 川 地 域 行 政 事 務 組 合 消 防 本 部 黒 川 消 防 署	(1) 消防計画の策定に関すること (2) 災害の予防、警戒、防ぎよに関すること (3) 警戒、警報等の広報、伝達に関すること (4) 要救助被災者の救出・救助に関すること (5) 傷病者の救急・搬送に関すること (6) 危険物の保安、応急対策に関すること
大 和 警 察 署	(1) 災害情報の収集、伝達 (2) 被災者の救出・救助及び負傷者の救護 (3) 行方不明者の捜索 (4) 遺体の検視・見分 (5) 交通規制及び交通秩序の確保 (6) 犯罪の予防、その他社会秩序の維持 (7) 避難誘導及び避難所の警戒 (8) 危険箇所の警戒 (9) 災害警備に関する広報活動

3 一部事務組合

機 関 の 名 称	事 務 ・ 業 務 の 大 綱
黒 川 地 域 行 政 事 務 組 合	(1) 廃棄物、し尿処理対策 (2) 遺体等の火葬対策
公 立 黒 川 病 院	(1) 医療、救護活動 (2) 防疫及び保健衛生の指導、協力

4 仙台市

機 関 の 名 称	事 務 ・ 業 務 の 大 綱
仙 台 市 水 道 局	(1) 給水対策
仙 台 市 ガ ス 局	(1) 天然ガスの災害防止及び災害時の天然ガスの供給確保
仙 台 市 環 境 局 (松 森 工 場)	(1) 廃棄物処理対策

5 宮城県の機関

機 関 の 名 称	事 務 ・ 業 務 の 大 綱
宮 城 県	(1) 宮城県防災会議の事務 (2) 宮城県災害対策本部の事務 (3) 防災に関する施設・設備の整備 (4) 通信体制の整備・強化 (5) 防災訓練、防災上必要な教育及び広報の実施 (6) 情報の収集・伝達及び広報 (7) 自衛隊への災害派遣要請 (8) 防災に関する物資・資機材の備蓄及び供給の促進 (9) 公共施設等の防災措置及び災害復旧事業の計画・実施 (10) 交通及び緊急輸送の確保 (11) 災害救助に関する物資の備蓄・整備及び被災者に対する救助、救護・救 援 (12) 火薬類・高圧ガス・危険物施設等の保安対策及び災害発生時における被 害の拡大防止のための応急対策 (13) 保健衛生、文教対策 (14) 自主防災組織の育成及びボランティアによる防災活動の環境整備 (15) 市町村及び防災関係機関等が実施する防災事務や業務の調整 (16) 被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定事務に関する支援 (17) その他災害発生の防ぎよや拡大防止のための措置
宮 城 県 仙 台 地 方 振 興 事 務 所	(1) 災害情報の収集 (2) 消防対策 (3) 各防災関係機関との連絡調整 (4) 食料対策 (5) 農業用揚・排水施設対策 (6) 土地改良事業対策 (7) その他農林業対策

機 関 の 名 称	事 務 ・ 業 務 の 大 綱
宮 城 県 仙台北県税事務所	(1) 県税の減免措置
宮 城 県 仙 台 保 健 福 祉 事 務 所 (塩 釜 保 健 所)	(1) 災害救助法に基づく救助事務 (2) その他生活福祉対策 (3) 医療救護対策 (4) 防疫対策 (5) 給水対策 (6) 廃棄物処理対策 (7) その他保健環境対策
宮 城 県 仙 台 家 畜 保 健 衛 生 所	(1) 畜産振興対策 (2) 家畜防疫・衛生対策
宮 城 県 仙 台 土 木 事 務 所	(1) 水防対策 (2) 住宅対策 (3) 交通施設、道路の障害物の除去対策 (4) その他土木、建築関係対策
宮 城 県 仙 台 教 育 事 務 所	(1) 被害状況の連絡及び災害復旧に関する情報提供 (2) 児童、生徒、教員の避難状況の報告 (3) その他所管する防災に関すること
宮 城 県 中 南 部 下 水 道 事 務 所	(1) 所管する下水道施設の防災対策及び復旧対策 (2) 被害状況の連絡及び災害復旧に関する情報提供
宮 城 県 大 崎 広 域 水 道 事 務 所 宮 城 県 仙 南 ・ 仙 塩 広 域 水 道 事 務 所	(1) 所管する水道施設の防災対策及び復旧対策 (2) 被害状況の連絡及び災害復旧に関する情報提供

6 指定地方行政機関

機 関 の 名 称	事 務 や 業 務 の 大 綱
東 北 管 区 警 察 局	(1) 災害状況の把握と報告連絡 (2) 警察官及び災害関係装備品の受支援調整 (3) 関係職員の派遣 (4) 関係機関との連絡調整
東 北 財 務 局	(1) 民間金融機関等に対する金融上の措置要請 (2) 地方公共団体の災害対策事業、災害復旧事業等に関する融資 (3) 災害発生時における国有財産の無償貸付等 (4) 公共土木施設、農林水産施設等の災害査定の立会 (5) 財務局が講じた施策に関する被災者への情報提供
東 北 厚 生 局	(1) 災害状況の情報収集、通報 (2) 関係職員の派遣 (3) 関係機関との連絡調整

機 関 の 名 称	事 務 や 業 務 の 大 綱
東 北 農 政 局	(1) 農地・農業用施設及び農地海岸保全施設に対する防災対策及び指導 (2) 農地・農業用施設、農地海岸保全施設、共同利用施設等の災害復旧計画の策定及び災害復旧事業の指導 (3) 災害時における食料品・営農資材・家畜飼料等の供給対策、病虫害防除の指導 (4) 土地改良資金・自作農維持資金・経営資金・事業資金等災害資金の確保及び指導 (5) 土地改良機械（応急ポンプ等）の貸付及び指導 (6) 災害時における応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡
東 北 森 林 管 理 局 (宮 城 北 部 森 林 管 理 署)	(1) 山火事防止対策 (2) 災害時復旧用材（国有林材）の供給 (3) 林道の適正な管理
東 北 経 済 産 業 局	(1) 工業用水道の応急復旧 (2) 災害時における復旧用資機材、生活必需品及び燃料等の需給対策 (3) 産業被害状況の把握及び被災事業者等への支援
関 東 東 北 産 業 保 安 監 督 部 東 北 支 部	(1) 災害時における火薬類・高圧ガス・都市ガス及び電気施設等の保安対策 (2) 災害時における都市ガス及び電気施設等の応急復旧対策
東 北 運 輸 局	(1) 交通施設等の被害、公共交通機関の運行（航）状況等に関する情報収集及び伝達 (2) 緊急輸送、代替輸送における関係事業者等への指導・調整及び支援
仙 台 管 区 気 象 台	(1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表 (2) 気象、地象(地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る)及び水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 (4) 市が行う防災対策に関する技術的な支援・助言 (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発
東 北 総 合 通 信 局	(1) 放送・通信設備の耐震性確保の指導 (2) 災害時における重要通信確保のための非常通信体制の整備 (3) 通信システムの被災状況等の把握及び災害時における通信の確保に必要な措置
宮 城 労 働 局	(1) 労働者の被害状況の調査及び復旧作業・除染作業による二次災害防止のための監督指導 (2) 地すべり危険箇所・崩壊危険箇所等における工事手前の事前審査（労働安全衛生法第88条）の強化及び着工後の労働災害防止のための監督指導 (3) 事業者からの報告に基づく放射性物質や放射性物質による汚染物の漏えい事故の確認 (4) 被害労働者の業務上・業務外及び通勤途上・通勤途上外の早期認定、労災保険金の迅速支払い (5) 労働基準法第33条による「非常災害等の理由による労働時間延長・休日労働許可申請書」の迅速処理と過労防止の指導

機関の名称	事務や業務の大綱
東北地方整備局 (仙台河川国道事務所、北上川下流河川事務所)	(1) 直轄河川の改修、ダム等の計画、工事及び維持修繕その他の管理 (2) 一般国道区間の維持修繕工事、除雪等の維持その他の管理 (3) 直轄河川の洪水予報、水防警報の発表、伝達等 (4) 直轄河川及び一般国道区間の災害応急復旧工事の実施 (5) 一般国道区間の交通確保 (6) 直轄河川等災害復旧事業及び直轄道路災害復旧事業の実施
東北防衛局	(1) 災害時における自衛隊及び在日米軍との連絡調整 (2) 災害時における所管財産の使用に関する連絡調整 (3) 原子力艦の原子力災害に関する通報を受けた場合の関係地方公共団体等への連絡
東北地方環境事務所	(1) 所管施設等の避難場所としての利用 (2) 緊急環境モニタリングの実施・支援 (3) 大気汚染防止法、水質汚濁防止法等に基づく検査・指示 (4) 災害廃棄物等の処理状況の把握・必要な資機材等の広域的な支援要請及び調整 (5) 愛玩動物の救護活動状況を把握し、関係機関との連絡調整や支援要請等を行うとともに、救護支援を実施

7 自衛隊

機関の名称	事務・業務の大綱
陸上自衛隊 (第22即応機動連隊、第6偵察隊)	(1) 災害発生時における人命及び財産保護のための救援活動 (2) 災害時における応急復旧活動 (3) 災害時における応急医療・救護活動

8 指定公共機関

機関の名称	事務・業務の大綱
東日本電信電話 (株)宮城事業部	(1) 災害に強く信頼性の高い通信設備の構築 (2) 電気通信システムの信頼性向上 (3) 災害時に重要通信を疎通させるための通信ふくそうの緩和、及び通信手段の確保 (4) 災害を受けた通信設備の早期復旧 (5) 災害復旧及び被災地における情報流通について、国、県、市及び防災関係機関との連携
東北電力(株) 仙台北電力センター	(1) 電力供給施設の防災対策 (2) 災害時における電力供給の確保
日本赤十字社 宮城県支部	(1) 医療救護 (2) 救援物資の備蓄及び配分 (3) 災害時の血液製剤の供給 (4) 義援金の受付 (5) その他災害救護に必要な業務
日本放送協会 仙台放送局	(1) 気象予報・警報、災害情報等の放送

機 関 の 名 称	事 務 ・ 業 務 の 大 綱
東日本高速道路 (株)東北支社	(1) 高速道路等の維持管理 (2) 高速道路等の交通確保 (3) 災害時における情報収集及び伝達 (4) 災害復旧工事の実施
日本通運(株) 仙台支店	(1) 災害対策に必要な物資の輸送確保 (2) 災害時の応急輸送対策
日本郵便(株) 東北支社	(1) 災害時の業務運営の確保 (2) 災害時の事業に係る災害特別事務取扱い
KDDI(株) (株)NTTドコモ NTTコミュニケーションズ(株) ソフトバンク(株)	(1) 電気通信設備の整備及び災害防止 (2) 災害時における通信の確保 (3) 電気通信設備の復旧
イオン(株) (株)セブン-イレブ ン・ジャパン (株)ローソン (株)ファミリー マート (株)セブン&アイ・ホ ールディングス	(1) 災害時における支援物資の調達及び被災地への供給等

9 指定地方公共機関

機 関 の 名 称	事 務 ・ 業 務 の 大 綱
民放放送各社	(1) 災害情報等の放送
公益社団法人 宮城県トラック協会 (仙台支部)	(1) 災害時における緊急物資等のトラック輸送確保
一般社団法人 宮城県LPガス協会	(1) 液化石油ガスの災害防止及び災害時の液化石油ガスの供給確保
公益社団法人 宮城県バス協会	(1) 災害時における緊急避難輸送確保 (2) 災害時におけるバス路線状況の情報収集及び伝達

10 宮城県警察本部

機 関 の 名 称	事 務 ・ 業 務 の 大 綱
宮城県警察本部	(1) 災害情報の収集伝達 (2) 被災者の救出及び救助 (3) 行方不明者の捜索 (4) 死者の検視・見分 (5) 交通規制、緊急交通路の確保及び交通秩序の維持 (6) 犯罪の予防、その他社会秩序の維持 (7) 避難誘導及び避難場所の警戒 (8) 危険箇所の警戒 (9) 災害警備に関する広報活動

11 公共的機関等

機関の名称	事務・業務の大綱
一般社団法人 黒川医師会	(1) 災害時における医療救護活動
一般社団法人 宮城県歯科医師会 (仙台支部会)	(1) 災害時における医療救護活動 (2) その他歯科医師会が行う防災に関する事務や業務
一般社団法人 宮城県薬剤師会	(1) 災害時における医療救護活動への協力 (2) 医薬品の確保
新みやぎ 農業協同組合 あさひな地区本部	(1) 災害時における食料、燃料、生活用品の供給対策 (2) 農作物、家畜等の被害調査及び災害応急対策 (3) 災害時における種もみ、その他営農資材、家畜飼料等の需給対策及び病虫害防除の指導 (4) 災害に伴う営農資金の貸付及びあっせん
くろかわ商工会 (富谷事務所)	(1) 災害時における応急復旧活動の人的支援や資機材の提供 (2) 災害時における事業者の安否確認及び事業所の被害調査 (3) 被災者の生活を確保するための物資のあっせん (4) 中小企業者等の相談窓口の設置及び災害復興資金の確保援助
社会福祉法人 富谷市 社会福祉協議会	(1) 災害時における災害ボランティアセンターの設置と被災者ニーズの把握 (2) ボランティアの要請及び関係団体の育成支援 (3) 災害ボランティア団体等のネットワーク構築 (4) 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の融資
公益社団法人 富谷市シルバー 人材センター	(1) 災害時における応急復旧活動の人的支援
宮城県石油商業協同組合 (塩釜支部・黒川支部)	(1) 応急用燃料の供給確保
病院等医療機関	(1) 防災に関する施設の整備と避難訓練の災害予防の対策 (2) 災害時における収容患者の避難誘導 (3) 被災負傷患者等の収容保護 (4) 災害時における医療、助産等 (5) 近隣医療機関相互間の救急体制の確立
社会福祉施設	(1) 防災に関する施設の整備と避難訓練等の防災予防の対策 (2) 災害時における入所者の避難誘導
金融機関	(1) 被災事業者に対する資金の融資及びあっせん
宮城県農業共済組合	(1) 災害による農業災害補償調査
黒川森林組合	(1) 森林治水、治山による災害防除及び応急対策の実施 (2) 災害時における応急復旧資材の提供 (3) 事業資金等災害資金の確保及び指導

第3節 富谷市の概況

第1 自然的条件

1 位置

(1) 位置

富谷市は、宮城県ほぼ中央に位置し、市域面積は49.18 km²で、豊かな自然に恵まれた標高100m程度の丘陵によって形成されている。南は仙台市及び利府町に、東、西、北は大和町に接している。

(2) 緯度、経度

	経 度		緯 度	
	最 東	最 西	最 南	最 北
富谷市	東経 140° 56' 34"	東経 140° 51' 48"	北緯 38° 19' 45"	北緯 38° 25' 47"
富谷市役所	東経 140° 53' 55"		北緯 38° 23' 47"	

2 面積、市土の広がり

面積、市土の広がり、面積、49.18 km²、東西7.12km、南北10.02kmとなっている。

3 地形・地質

(1) 地形

富谷市は概ね南方に高く、明石の鍋山が標高131m、大亀山が118.7m、他は100m以下の丘陵が起伏している。大きく南部山地帯と北部平地帯とに分けることができる。

河川は、南部の丘陵地帯に源を發する西川が、途中穀田川、明石川、沼田川などと合流しながら、さらに北東に流れ吉田川に合流している。また、市の北部の一ノ関・二ノ関・三ノ関地区には大和町小野方面から流出する竹林川が宮床川と合流し、さらにこれも吉田川と合流している。

(2) 地質

ア 表層地質

富谷市内には、新第三紀中新世の青麻層主部及び七北田層、鮮新世の宮床凝灰岩、それらの上位に、第四紀の段丘堆積物及び沖積層が分布する。

(ア) 新第三系

青麻層主部は、主として本市を中央部よりやや北側を横断する西川から南側に広く分布する。

七北田層は主として西川から北側に分布する。

宮床凝灰岩は、主として本市北部の一ノ関付近にわずかに分布する。

(イ) 第四系

段丘堆積物は、低位段丘と最低位段丘に区分される。低位段丘堆積物は、志戸田から一ノ関にかけて宮床川左岸、穀田付近の西川右岸、及び西川支流の明石川左岸に分布する。沖積層は、宮床川及び西川流域、さらにそれらの河川の支流沿いに分布する。

(ウ) 造成地盤

青麻層あるいは七北田層からなる段丘地を切土あるいは盛土造成した地盤で、富谷市西側に広く分布する。谷を盛土した地盤は、富谷市西成田長柴西方及びひより台1丁目などにみられる。

イ 地質構造

(ア) 褶曲

富谷市内に分布する地層はほとんど水平に分布しており、傾斜角は最大でも10°程度である。南北方向に延びる微弱な向斜構造が明石付近にみられる。

(イ) 断層

富谷市内には断層は認められない。

4 気象

宮城県の気象は、東北気候区に属するが、東北地方では最も温暖で住みやすい環境にある。

富谷市内に気象観測所はないが、最も距離が近い観測地点の大衡（アメダス）のデータによると、年間降水量は1294.8mm、年平均気温は11.1度となっている。

このうち、降水量については、6月から9月の長雨や台風襲来の時期には、月平均の降水量が130mmを越え、7月と9月には180mmを越える。

また、気温については、最高気温が7月から8月には25度を超える日がある一方、12月から3月にかけては最低気温が氷点下の日もみられる。

要素	降水量 (mm)	平均気温 (°C)	日最高気温 (°C)	日最低気温 (°C)	平均風速 (m/s)	日照時間 (時間)
1月	54.8	0.0	4.0	-3.7	1.7	111.8
2月	49.9	0.5	4.8	-3.6	1.8	129.6
3月	74.5	3.5	8.9	-1.3	1.9	165.1
4月	97.7	9.3	15.7	3.4	1.7	185.6
5月	104.8	14.3	20.6	8.9	1.4	178.8
6月	139.6	18.1	23.4	14.0	1.1	136.2
7月	182.7	21.6	26.5	18.3	0.9	117.9
8月	161.8	23.4	28.5	19.8	0.9	131.4
9月	182.3	19.3	24.3	15.4	0.8	112.3
10月	118.7	13.3	19.0	8.3	1.0	130.8
11月	77.1	7.4	12.9	2.3	1.3	116.3
12月	50.9	2.6	7.2	-1.4	1.5	103.7
年	1294.8	11.1	16.3	6.7	1.3	1627.4

※ いずれも、1981年～2010年の平均値

第2 社会的条件

1 人口、世帯数

本市の過去の人口推移をみると昭和55年の人口総数は13,930人、世帯数は3,559世帯であるが、平成27年までの35年間で総人口は約3.7倍の51,591人、世帯数は約4.9倍の17,494世帯となっている。特に、昭和60年から平成2年、平成12年から平成17年、平成17年から平成22年にかけては、全国的にみても、それぞれ7位、8位、7位と大きな人口増加率となっている（平成17年から平成22年にかけての人口増加率は全国22位）。

これは、仙台市に隣接し、大規模な住宅基盤整備が進められるとともに、企業立地が盛んであり、長期にわたり人口の流入が続いていることが要因である。

とりわけ、平均年齢も 40.9 歳と若いまちとなっている。人口密度は 1,049 人/㎢（宮城県平均 321 人/㎢）であり、また一世帯あたりの人数は 2.95 人で、県平均の 2.47 人を若干上回っている。

また、0～14 歳の年少人口の割合は県内で最も高く、その一方で 65 歳以上の老年人口の割合（高齢化率）は最も低く、「県内で最も若いまち」といえる。

年 数	人口総数（人）	世帯数（世帯）	1 世帯あたりの人員（人）
昭和 55 年	13,930	3,559	3.91
昭和 60 年	18,053	4,680	3.86
平成 2 年	24,611	6,584	3.74
平成 7 年	30,224	8,657	3.49
平成 12 年	35,909	10,891	3.30
平成 17 年	41,593	13,206	3.15
平成 22 年	47,042	15,399	3.05
平成 27 年	51,591	17,494	2.95

2 交通

市域を南北方向に国道 4 号と東北自動車道が縦断しているほか、仙台北部道路は富谷 IC が完成し、国道 4 号から直接乗り入れすることができる。また富谷 JCT により、東北自動車道と仙台北部道路が連結し、仙台都市圏環状ネットワークを形成している。主な交通手段は自動車となっている。

3 産業経済

富谷市の産業別就業人口をみると、第 1 次産業の減少が著しく、平成 27 年には 0.8%となっている。この背景には、農業就業者の減少があげられるほか、仙台都市圏としての新市街地拡大に伴う流入人口の増加が続いていることが考えられる。このため、第三次産業の増加が著しい。

4 土地利用

富谷市の地目別土地利用は、次のとおりである。市域西側一帯は道路に沿うように市街地が形成されている。東側は森林主体の構成であり、北部の平坦地にまとまった農地がみられる。

地目別土地利用面積（平成 31 年）

（単位：km²）

宅地	田	畑	山林	原野	雑種地	その他
7.30	6.72	0.86	19.01	1.22	5.30	8.77

5 ライフライン状況

（1）上水道

平成 29 年度末、富谷市の給水人口は 49,303 人であり、普及率は 99.96%となっている。

また、人口増加を考慮した水の確保と老朽化した水道管等の改修・修繕等の整備を行っている。

(2) 下水道

富谷市においては、昭和 62 年度から流域関連公共下水道事業を進めているほか、コミュニティプラントから切り替えられた公共下水道管の老朽化した管路についての改修・修繕整備を実施している。また、東向陽台地区では仙台市に処理を委託している。平成 29 年度末で下水道普及率は 99.8%となっている。

(3) 電気

富谷市は、東北電力(株)仙台北電力センターから電力の供給を受けている。

(4) ガス

富谷市には、仙台市ガス局と一般社団法人宮城県LPガス協会により供給されている。

第3 災害特性

1 災害履歴

(1) 地震

近年で、富谷市に最も大きな被害をもたらした地震は、平成 23 年 3 月 11 日に発生した「平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震」であり、この地震に端を発した一連の大規模災害は「東日本大震災」と呼ばれている。

この地震は、三陸沖で発生し、国内観測史上最大のM_w（モーメントマグニチュード：震源域の岩盤のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード）9.0、本市の震度は6弱を観測した。

富谷市における被害は、以下の通り。

人的被害					住家・非住家被害			
死者		行方不明者	負傷者		全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊
市内	市外		重症	軽傷				
1名	5名	0名	2名	30名	16棟	55棟	482棟	5,305棟

(2) 水害

富谷市における水害は、近年では、昭和 57 年の台風 18 号、昭和 61 年の台風 10 号、平成 3 年の台風 18 号、平成 10 年 8 月末の豪雨、平成 27 年 9 月の関東東北豪雨による被害が記録されている。

なお、時間雨量 40mm、総雨量が 300mm を超え、市道や河川等に被害があった。

(3) 土砂災害

富谷市における土砂災害は大雨の二次災害として、昭和 61 年 8 月 4 日の台風 10 号の通過時、平成 27 年 9 月の関東東北豪雨時に土砂崩れが発生している。

第4節 富谷市地域防災計画改定の方針と主なポイント

市は、近年の市内外における災害の発生状況、被害状況や、そこから得られた教訓等を今後の防災減災対策に反映するため、以下の点を本計画改定の方針と主なポイントとした。

第1 改定の方針

1 東日本大震災等における取組み、教訓を反映

東日本大震災等において市が実施した被災者支援・復旧対策の取組みや、震災対応で得られた教訓を、今後の防災減災対策に反映する。

2 国の動向（防災基本計画改定、災害対策基本法改正等）を反映

東日本大震災以降に改定されてきた防災基本計画や災害対策基本法の内容を反映する。

また「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」や「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」などの指針、気象業務法や水防法等の関連法の内容を反映する。

3 宮城県地域防災計画との整合性を確保

宮城県は、平成31年2月に地域防災計画を改定していることから、防災活動や災害発生時の活動内容の整合を図るため、記述内容や構成において、直近の県地域防災計画との整合性を確保する。

第2 改定の主なポイント

1 自助・共助・公助の連携による防災・減災体制の確立

- ・子どもから高齢者まで、防災・減災意識の高揚と教育を推進
- ・防災訓練等により、地域と学校、市が連携した防災・減災体制の確立
- ・自主防災組織等の育成による地域防災力の向上 など

2 住民の責務、地域の責務、企業の責務の明確化

- ・自分の身は自分で守る、お互いに支え合う、を基本にして住民、地域等の役割を明確化
- ・災害発生時に必要な3日分以上（推奨一週間以上）の食料や飲料水等の備蓄促進
- ・家族間や地域等における安否確認方法の確立
- ・避難所運営の主体・役割の明確化
- ・災害時の物資供給等の協定締結促進 など

3 情報発信体制の強化

- ・防災行政無線、メール等による情報伝達手段の運用充実
- ・災害発生を想定した訓練等により情報発信体制を確立 など

4 被災者支援対策の強化

- ・指定避難所の指定、被災者台帳の作成
- ・り災証明書の交付、安否情報の提供 など

5 要配慮者の支援体制の確立

- ・要配慮者や避難行動要支援者の把握、台帳整備等
- ・地域における要配慮者の支援体制構築
- ・福祉避難所の確保 など

6 女性等の視点を踏まえた避難所運営

- ・女性（特に妊産婦や乳幼児の母親）、高齢者、障害者等の意見を反映した「避難所運営マニュアル」の整備
- ・女性等が参画する避難所運営体制の確立 など

7 避難勧告等の判断基準改正

- ・特別警報等の運用を踏まえた避難勧告等の判断基準を明確化
- ・避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の情報発信体制の確立など

8 災害発生時における庁内組織体制の強化

- ・災害発生初動期における災害対策本部体制の強化
- ・職員初動マニュアルの改正 など

9 広域支援体制の強化

- ・遠隔地自治体等との相互応援協定締結の促進 など

第2章 災害予防対策

第2章 災害予防対策

第1節 風水害等に強いまちづくり

第1 水害予防対策

河川管理者は、水害を予防するために必要な事業の施行や施設の整備、その他の対策に関する計画を定め、水害対策に万全を期す。

1 市土保全にむけた災害予防対策事業

市は、治山、治水、急傾斜地崩壊対策、農地防災等の事業による災害予防対策を実施する場合は、環境や景観へも配慮する。

(1) 各施設の共通的な災害予防

各施設の管理者は、次により共通的な災害予防対策を講ずる。

ア 緊急用の資機材の確保

緊急時の応急復旧用資機材の確保について、関係機関及び民間団体と協力し、資機材の備蓄に努める。

イ 情報管理手法の確立

治山・砂防・河川施設等の防災情報を一元的に集約する手法の導入及び災害時における施設の被害状況を把握するためのシステムの整備を検討する。

ウ 災害危険地区の調査及び住民への周知

山地災害等の危険区域及び浸水等による危険区域等を定期的に調査し、災害危険箇所について住民へ周知する。

(2) 河川改修事業

一級河川については、河川管理者において河川の洪水等による災害を防ぎ、または被害の軽減を図るため河川改修工事が進められている。

市は、今後も危険性のある地域については、河川管理者と連携を図りながら効果的な治水対策に努める。

また、市管理の河川については、危険度の高い河川から逐次整備を行い、災害の未然防止に努める。

(3) ため池等整備事業

ア ため池整備事業

市は、農業用水源確保及び破堤防止の目的で、ため池堤体の補強及び余水吐、取水施設等を新築、改修する。

特に、決壊した場合に下流に大きな影響があると考えられる防災重点ため池等については、優先的に詳細調査を実施し、緊急性が高いと判断された施設について早急に改修等の対策を行う。

イ 農業用河川工作物応急対策事業

市は、構造上改善措置を要する農業用河川工作物の整備、補強、撤去を行う。

(4) 保安林改良事業

市土保全及び水源確保の目的から、災害等により林況が著しく悪化し、機能が低下している保安林について、県は、改植、補植、本数調整伐と合わせ、必要に応じて排水工等簡易施設を設置する。

(5) 林道施設の整備

市は、災害時に孤立のおそれのある集落の避難・迂回路として、連絡線形となるような林道を森林整備事業計画に基づいて整備する。

また、避難広場等の防災安全施設の設置について検討する。

2 河川の維持管理

(1) 河川パトロールの実施

管理者は、重要水防箇所等水防上重要な河川管理施設及び占用工作物の点検等、河川パトロールを定期的・重点的に実施し、河川の管理に万全を期する。

(2) 河川管理施設の管理

水門、堤防、護岸、床止め、その他河川管理施設の災害を未然に防止し、軽減する施設の維持管理を徹底するため次の措置を講ずる。

施設が被災し、治水機能が損なわれ二次災害が発生する恐れのある場合は、施設の応急復旧工事の実施と、必要に応じては、水防活動等の早急措置を講じる。

ア 構造の安全

河川管理施設は、出水時の堤防等施設の監視体制や、水位、流量、地形、地質、河川の状況及び自重、水圧等予想される荷重を考慮し、内水排除施設等の耐水機能の安全を確保するため、強化対策を講ずる。

イ 操作規則の制定

次の操作を行う河川管理施設の操作規則を定め、河川管理施設の維持管理と安全化の徹底を期する。

また、河川、下水道、農業排水等の管理者は連携し、出水時における排水ポンプ場の運転調整の実施等により洪水被害の軽減に努める。

(ア) 流水を調節する施設

(イ) 流水を分流させる施設

(ウ) 治水上特に必要な内水排除施設

(3) 河川の維持規制

河川の流水、流量、深浅等河川に影響を及ぼす次の行為を規制する等の措置を講じ、河川の維持管理の徹底を図る。

ア 流水の占用や河川区域の土地の占用

イ 河川区域内の土石の採取や掘削、工作物の構築等

ウ 河川における竹木等の流送

(4) 水質事故対策

市は、油流出等の水質事故に対処するため、平常時の河川巡視、水質処理資機材の備蓄に努めるとともに、相互の情報連絡体制の整備、応急対策等の必要な措置を講じる。

3 市街地等の雨水排水計画

市は、生活排水処理計画の推進と流域関連公共下水道事業等の整備を図り、浸水等による災害を防止する。

4 農業用かんがい用水排水施設の整備

市は、ため池の老朽化、市街地の進展等によりため池、水路等に起因する災害が今後発生するおそれがあることから、ため池、頭首工等の農業用施設の整備を図る。

5 気象、水象等の観測

市は、国、県及び仙台管区気象台と連絡を密にし、河川上流域を含めた降雨量等気象状況の把握に努める。

6 水防応急資機材の整備・充実

市は、災害の未然防止と発生時の応急措置が迅速かつ効果的にできるよう、適宜水防倉庫の新設を図り、県水防計画に定める基準に基づき計画的に水防施設・資機材を整備するとともに、常に点検整備を行い、水防体制の充実を図る。

7 水防団活性化及び水防協力団体の活用

水防団（消防団）への加入促進と活性化を推進するとともに、水防管理団体は、NPO、民間企業、町内会等、多様な主体を水防協力団体として指定することで水防活動の担い手を確保し、その育成、強化を図る。

8 浸水想定区域の指定状況等の周知

市は、県が行う浸水想定区域の指定について、洪水情報等の伝達方法、避難場所等を住民に周知し、円滑かつ迅速な避難の確保や防災意識の高揚を図るため、ハザードマップを必要に応じて更新する。

9 浸水想定区域内の要配慮者利用施設における対策

要配慮者は、一般の住民と比較して避難活動が困難、または避難完了までに相当の時間を要するものと考えられる。そこで、市及び要配慮者利用施設（主として高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者が利用する施設）の管理者又は所有者は、あらかじめ情報伝達、避難体制について整備しておく。

また、市は、当該施設の名称及び所在について、地域住民に周知するよう努めるとともに、当該施設への情報伝達として、電話、FAX、防災行政無線、登録制メール、緊急速報メール、SNS、公共情報コモンズを介しNHK、民放放送等のメディアへの情報配信、ワンセグ、データ放送等のほか、メッセージャーの配置、各種ボランティアの協力等、音と文字による多様な通信連絡手段を活用する。

10 大規模工場等における対策

大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として市が条例で定める用途及び規模に該当するもの）の所有者や管理者から申し出があった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要があるものは、自衛水防組織を設置するとともに、市と洪水予報等の伝達方法を定めておく。

また、市は、当該施設の名称及び所在について、地域住民に周知するよう努めるとともに、当該施設への情報伝達として、電話、FAX、防災行政無線、登録制メール、緊急速報メール、SNS、公共情報コモンズを介しNHK、民放放送等のメディアへの情報配信、ワンセグ、データ放送等のほか、メッセージャーの配置、各種ボランティアの協力等、音と文字による多様な通信連絡手段を活用する。

11 河川管理者の協力が必要な事項（大臣管理区間）

河川管理者は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

- (1) 水防管理団体に対して、河川に関する情報（河川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報、CCTVの映像）の提供
- (2) 重要水防箇所の合同点検の実施
- (3) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加

- (4) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材や備蓄資器材の貸与
- (5) 水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報や資料を収集し、及び提供するための現地情報連絡員（リエゾン）の派遣
- (6) 水防活動の記録（大臣管理区間における河川巡視等による状況記録）及び広報

第2 土砂災害予防対策

市及び防災関係機関は、大規模な災害に伴う土砂災害を未然に防止し、被害の軽減を図るための危険箇所の実態を調査し、危険箇所における災害防止策を講じるとともに、住民に対して災害の防止について、啓発及び指導を行う。

1 土砂災害防止対策の推進

(1) 土砂災害防止のための啓発活動

土砂災害は突発的に発生することから、警戒避難体制を整えるには、まず住民の土砂災害に対する認識と理解が必要になる。

市は、土砂災害危険箇所や土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域等、被害の発生する恐れのある地域を本計画に掲載するとともに、防災マップの作成、広報紙、パンフレットの配布、説明会の開催、現場への標識・標柱の設置等により継続的に周辺住民に対し周知徹底を図る。さらに、避難勧告等の発令時や土砂災害の発生時に求められる住民の避難行動について周知徹底を図り、円滑な警戒避難が行われるよう努める。

(2) 危険箇所の実態調査と防災パトロールの強化

市は、斜面崩壊に伴う災害を未然に防止するため、危険が予想される地域の実態を常に把握し、県が実施する基礎調査等に協力するとともに、土砂災害警戒区域等を常に把握しておくよう努める。また、長雨、豪雨等が予想される場合は危険箇所を関係機関と協力し随時パトロールする。

(3) 所有者等に対する防災措置の指導

被害発生が予想される箇所については、市は、必要に応じ土地所有者、管理者、借地権者等に対し、防災措置を実施するよう積極的に指導する。また、当該地域の居住者に対しても平常時から災害の危険性について周知を図り、あらかじめ注意を喚起する。

(4) 急傾斜地崩壊防止施設

急傾斜地崩壊（がけ崩れ）防止施設整備については、本来、がけの所有者あるいは管理者が自ら実施することを原則としているが、本人が実施することが困難あるいは不適当な自然がけについては、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）に基づき、県は、急傾斜地崩壊防止工事の推進を図る。

(5) 砂防施設の整備

現在荒廃している溪流や将来荒廃のおそれのある溪流について、県は、土石流の発生が予想される溪流を重点的に、砂防ダム、床固工、流路工等を実施して、土石流による災害防止と荒廃溪流の整備を進める。

また、警戒、避難体制の早期確立を図る。

(6) 治山施設の整備

ア 危険箇所等の点検・調査

市は、山地災害危険地区について、関係機関と協力して周辺住民に対し周知徹底に努める。県は、必要に応じて治山施設の整備を計画的に進める。

イ 既存施設の調査、補修等

既存施設について、定期的に現地調査を実施し必要に応じ修繕等を行う。

(7) 雨量観測体制の整備

市は、危険区域の住民等に対し、早期に適切な措置がとれるよう雨量観測体制の整備を推進する。

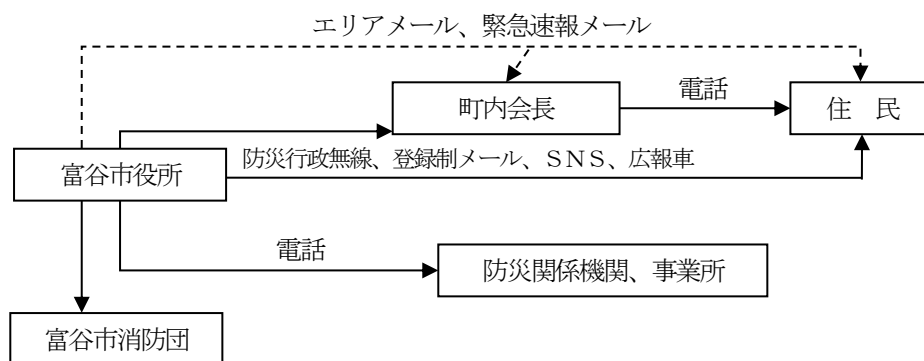
(8) 避難勧告等の発令基準

市は、土砂災害等の発生により、住民や訪問者を避難させるための避難勧告等の発令基準を定める。なお、発令基準は本編第3章「第14節 避難活動」に記載のとおりとする。

(9) 土砂災害に関する避難体制の整備

市は、関係住民に対する避難方法、避難場所等の警戒避難体制についての整備を図る。大雨警報（土砂災害）等の発表時、避難勧告等発令時の連絡系統等は次のとおりとする。

(ア) 住民への連絡系統及び方法



(10) 土砂災害発生が予想される地域内の要配慮者利用施設に対する施策

ア 防災マップ等の作成や、研修会等の機会を通じて住民に対して災害危険箇所等の周知を図る。

イ 要配慮者利用施設、自主防災組織等と連携をとって、災害の発生を想定した連絡・通報、避難誘導等に係る訓練を実施する。

ウ 当日及び前日までの降水等の気象状況等から、災害の発生の危険性があると判断した場合は、時間帯や利用者数等を総合的に判断し、土砂災害発生が予想される地域内の要配慮者利用施設に対して連絡・通報を行う。

また、必要に応じて、自主防災組織・住民等の協力を得て、避難誘導等を実施する。

エ 施設管理者に対して、積極的に気象情報等の収集を行う等、自主的な防災活動の実施を促す。

オ 当該施設への情報伝達として、電話、FAX、防災行政無線、登録制メール、緊急速報メール、SNS、公共情報コモンズを介しNHK、民放放送等のメディアへの情報配信、ワンセグ、データ放送等のほか、メッセージャーの配置、各種ボランティアの協力等、音と文字による多様な通信連絡手段を活用する。

資料編 ・資料2-1 急傾斜地崩壊危険箇所
 ・資料2-2 土石流危険渓流

第3 風雪害予防対策

本市においては大規模な雪害は想定されにくいですが、風害及び豪雪に伴う道路交通障害等の雪害を未然に防ぐために、市は、除雪体制の強化、避難体制の整備等、総合的な雪に強いまちづくりを推進するものとし、積雪期の被害の軽減を図る。

1 除雪体制等の整備

道路管理者は、豪雪害時における道路交通の確保を図るために必要な除雪資機材の整備を図るとともに、これを所要地に配置し、除雪活動を円滑に実施する。

また、積雪期においては、消防水利の確保に困難をきたすことが考えられるため、消防機関においては、特に積雪期における消防水利の確保について十分配慮する。

第4 農林業災害予防対策

大規模な災害により、農業、畜産業、林業の施設等への災害を最小限に食い止めるため、市は、県及び各関係機関と相互に連携を保ちながら、的確な対応を行う。

1 農地、農業施設の災害の防止

市は関係機関と連携し、洪水、土砂災害、湛水等に対して、農地、農業施設等を守るため、ため池等の整備を進めるほか、洪水防止等の農業の有する多面的機能を適切に発揮するため、農業用揚排水施設の整備、更新・改修、老朽ため池の補強、低・湿地地域における排水対策、降雨等による農地の浸食対策等について、総合的に農地防災事業を推進し、災害発生の未然防止を図る。

また、既存のため池の貯水量に緊急防災用水量を付加させるために、ため池の浚渫や嵩上げ等を行うとともに、緊急時の消防水利や生活用水を確保するため、水路やため池を整備し、地域の総合的な防災安全度を高める。

2 集落の安全確保

集落の安全確保を図るため、避難路、避難場所、延焼遮断帯、防火活動拠点となる農道、緊急時に消防用水や生活用水として取水することができる農業用揚排水施設、災害時の情報伝達を行うために必要な情報基盤施設について、緊急的な利用も考慮し、下記内容の整備を推進する。

(1) 避難路や避難場所等の確保

ア 避難路整備

緊急車両の通行及び避難路の確保のための農道・集落道の整備

イ 災害拠点整備

災害時の避難場所や災害対策拠点として活用するため、防災ヘリコプター等の場外離着陸場等としても利用できる緑地の整備

ウ 避難場所用地整備

被災時の仮設住宅等の建設にも活用できる用地の整備

(2) 消防用施設の確保

ア 営農飲雑用水施設整備

防火用水が確保されていない地域での防火用水等の整備

イ 防火水槽（防火貯水槽）の整備

(3) 集落の防災施設整備

ア 集落防災施設整備

老朽ため池改修、地すべり防止工、土留工、雨水排水路等集落の安全のため必要な施設の整備

- イ 公共施設補強整備
地震等の防災上、補強が必要な既存の橋梁等の公共施設の整備
- (4) 災害情報の伝達施設の確保
情報基盤施設整備…住民に対する災害時の情報伝達を行うために必要な防災無線の整備・充実
- (5) 農業気象対策の推進
農業気象業務については、県、農業団体等と密接な連携のもとに農業気象観測の整備強化に努めるとともに、絶えず的確に気象情報を把握し、広報車等を通じ農業者に対し周知徹底を図り、未然に災害を防止する。
- (6) 病虫害防除対策
 - ア 防除体制の整備
農業協同組合等関係団体と協力のうえ、防除組織の結成及び育成を促進し、広域一斉防除体制の強化に努める。
 - イ 防除器具の整備
高性能防除器具の整備、充実を図り常時防除器具を整備点検し、適切な防除の推進に努める。

第2節 建築物等の予防対策

市は、災害による建造物の被害を防止するため、必要な予防対策を講じる。

第1 防災事業の施行

1 公共施設及び防災基幹施設の堅牢化・安全化

(1) 公共施設等の堅牢化・安全化

市は、庁舎、学校、公民館等の公共施設について、災害応急対策実施上の重要性、有効性、地域特性等を考慮し、防災上重要と判断される建築物の堅牢化・安全化の推進に努める。

(2) 重要防災基幹施設の堅牢化・安全化

庁舎、消防等の防災機関の施設、医療機関、学校、公民館等の重要防災基幹施設は、風水害等の災害時における応急対策活動の拠点となることに加え、避難施設として利用されることが多い。このため、施設管理者は、これらの施設の機能を確保・保持し、施設の堅牢化・安全化の推進に努める。

2 浸水等風水害対策

市は、不特定多数の者が使用する施設、学校及び医療機関等の応急対策上重要な施設について浸水経路や浸水形態の把握等を行い、これらの結果を踏まえ、浸水等風水害に対する安全性の確保に配慮する。

また、建物等を浸水被害から守るための対策を促進するほか、風水害の際に自力での避難が極めて困難な避難行動要支援者等が一時避難できるよう、避難所開設の体制を整える。

3 建築物及び市街地の不燃化促進対策

災害に強いまちづくりの一環として、個々の建築物及び市街地の不燃化を進める必要があり、市は、相談窓口等を設置するなど、住民に対し不燃化等の必要性を啓発する。

4 文化財の防災対策

市は、国、県と連携し、文化財保護のための防災対策に努める。

第3節 ライフライン施設等の予防対策

大規模な災害の発生により、住民生活に直結する上下水道、電力、ガス、石油、通信サービス等のライフライン施設が大きな被害を受けた場合、日常生活や経済活動の場である都市の機能が麻痺し、安否確認、避難や救援・救出活動の応急対策を実施するうえで大きな支障となるだけでなく、避難生活環境の悪化や、住民が早期に通常の生活に戻るための大きな足かせとなる。

このような事態を極力避けるため、ライフライン関係機関においては、大規模な風水害が発生した場合の被害想定を行い、その想定結果に基づいて、各施設の被害を最小限に食い止めるための浸水防止対策、代替施設の確保及び系統の多ルート化、災害時の復旧体制の整備や資機材の備蓄等を進める等、大規模な災害による被害軽減のための諸施策を実施する。

第1 水道施設

1 水道施設の安全性強化等

- (1) 市は、災害時においても断水等の影響を最小限に食い止め、容易な復旧を可能とすることを基本として、導水管・送水管、配水幹線等の基幹施設や避難所、医療機関等の重要施設に配水する管路について、地盤の状況及び水害、土砂崩れ等による被災のおそれや過去の被災状況を考慮し、施設の新設、改良等に併せて計画的な整備を行う。
- (2) 市は、水道施設のバックアップ機能として、水源の複数化、送水管・配水幹線の相互連絡、配水管網のブロック化を図るとともに、水道事業の給水区域相互間の連絡管整備を推進する。
- (3) 市は、緊急時に応急給水用の水を確保できるよう、応急給水施設の整備等を計画的に推進する。
- (4) 市は、水道施設の日常の保守点検と併せて、地盤の不良箇所や周囲の土砂崩れ等の危険箇所の把握に努める。
- (5) 市は、水道施設の補助施設として、飲用井戸の実態把握に努める。

2 復旧用資機材の確保

市は、水道施設が被災した場合に、直ちに応急対策に着手できるよう復旧用資機材を計画的に整備する。

3 管路図等の整備

市は、災害時において適切な対応がとれるよう、日頃から管路図等の整備を図り、施設の現況把握に努める。

4 危機管理体制の確立

市は、日常の維持管理業務を着実に行うことはもとより、災害時における水道施設の被災予測を踏まえた緊急時の指揮命令系統、初動体制、通信手段、相互応援体制及び応急給水、応急復旧活動等に関する行動計画及びマニュアルの作成を検討する。

なお、知事から水道用水の緊急応援の指示（水道法第40条）があった場合等を想定し、県の行動計画と整合性をとる。

5 住民への広報等の確立

市は、災害時の住民への広報体制及び情報伝達手段を整備する。

第2 下水道施設

市は、下水道施設が重要な生活関連施設であることを踏まえ、下水道施設の浸水被害の軽減を図り、下水処理能力を確保するため、下水道施設の設備及び安全性の向上を推進するとともに、災害対策資材の確保、他機関との連絡協力体制の整備に努める。

1 下水道施設計画

市は、雨水渠、内水排水施設、雨水貯留及び浸透施設等を計画的に整備し、浸水被害を予防するとともに、水害に対する下水道施設の安全性の向上に努める。

また、処理場の機能を確保するため、汚水管渠マンホール等の水密化、老朽管渠の改良、更新を計画的に進めるとともに、住民への広報を徹底し、雨水等の流入を低減するよう努める。

2 下水道施設維持管理

市は、下水道台帳の整理、保管に万全を期すとともに、下水道施設を定期的に点検し、常時、施設及び機能状態の把握に努める。

3 下水道防災体制

市は、復旧活動を円滑に実施するため、被災予測を踏まえた災害対策マニュアルの策定、災害対策資材の確保及び他機関との連携協力体制の整備に努める。

また、下水道施設が排水不能となった場合であっても、その復旧が可能な下水道施設の整備を図るとともに、バイパスルート等の代替施設の整備による代替性の確保を図る。

第3 電力施設

東北電力（株）仙台北電力センターは、予防措置等として次の対策を行う。市は、東北電力（株）が実施する対策等に対して、災害協定に基づき協力する。

- 1 変電設備、送電設備（架空電線路、地中化電線路）、配電設備について、それぞれの技術基準、指導等に基づいた災害予防対策を実施する。
- 2 日常から防災体制の整備を図るとともに、災害発生時には復旧要員や資機材の確保等、広域応援体制の確立を図り、早期復旧に努める。
- 3 停電等に伴う住民への周知、注意喚起の広報体制の充実に努める。

第4 液化石油ガス施設

- 1 液化石油ガス販売業者は、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」及び経済産業省が毎年定める「液化石油ガス販売事業者等保安対策指針」に基づき、災害によって被災した家屋等においても、液化石油ガス施設による災害が発生しないように、常日頃から消費者に対し次の対策を講じるとともに、緊急時の連絡体制及び緊急資機材の整備を図る。

市は、販売業者が実施する対策等に対して協力する。

- (1) 消費者全戸への安全器具（ガス漏れ警報器、ヒューズコック、S型メーター等）の設置とその期限管理及び集中管理システムの普及導入の推進
- (2) 安全性の確認（チェーン止め等による転倒・転落防止状況の把握）と向上（ガス放出防止装置等の設置）
- (3) 各設備の定期点検等（特に埋設管や地下ピット）の着実な実施と、基準不適合設備の解消
- (4) 周知内容の充実化（災害時の対応等）と多様化（高齢者世帯や外国人世帯に対する工夫等）
- (5) ガス漏れ発生時における初動体制の確立等

2 一般社団法人宮城県LPガス協会は、日頃から啓発の一環として、有事の際の対処方法の周知徹底に努める。その他、液化石油ガス販売事業者相互の支援体制の充実強化をはじめとした必要な災害予防対策は、長期的に検討し推進を図る。また、災害時における保安業務を含めた様々な役割の担い手として、自家発電設備、衛星通信設備、LPガス自動車等を備えた各地域の災害対応の拠点となる中核充てん所の整備に努める。

市は、協会が実施する対策等に対して協力する。

第5 都市ガス施設

市は、仙台市ガス局に対して都市ガスの災害予防のための措置を要請する。

1 仙台市ガス局への要請

(1) 安全管理体制について

保安規程等に基づき、防災研修に努め、不測の事態に対応できるよう24時間体制をとるとともに、一般社団法人日本ガス協会等の関係機関との緊急連絡体制を確保する。

(2) 住民への防災PRについて

定期的に発行する広報誌によりPRを行うほか、法定点検等でお客様を訪問した際に、消費機器の安全使用に関する必要な周知を行う。

(3) 防災関連器具等の導入について

一般需要家のマイコンメーターの普及維持に努め、都市ガス警報器の設置促進を図りながら、各種安全装置が充実した新型消費機器に関する情報の提供を行う。

2 広報の実施

火災等の二次災害を防止するため、避難時における利用者によるガス栓閉止等、必要な措置に関する広報に努める。

第6 電信・電話施設

1 設備の災害予防

東日本電信電話(株)宮城事業部、KDDI(株)、NTTドコモ、NTTコミュニケーションズ(株)、ソフトバンク(株)(以下「電気通信事業者」という。)は、電気通信施設の公共性に鑑み、災害時においても重要通信を確保できるように平常時から設備を強固にし、災害に強く、信頼性の高い通信設備の設計、設置の推進に努め市の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散、応急復旧機材の配備を図るとともに、直接的な被害を受けなかった都市相互の通信が途絶したり、ふくそうしたりしないように通信網の整備をさらに促進し、電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組の推進に努める。

市は、電気通信事業者が実施する対策等に対して協力する。

(1) 電気通信施設の防火・水防・豪雪対策

ア 防火対策として、通信機械室内やとう道内で使用する材料の不燃化、火気使用の抑制や外部からの類焼・延焼防止、火災感知や消火設備の設置等の対策を実施する。

イ 水防対策として、浸水を防止するための水防板、水防扉を設置する。また、浸入した水を排出や排水の逆流を防止する対策を実施する。

ウ 豪雪や寒冷地での、雪や凍結等による引込線の切断やケーブル凍結による混線等を防止するために、保安器等の取付位置変更や不凍液の注入及び溜水防止工法を実施する。

エ 停電の長期化に備え蓄電池・発動発電機・自動発停式エンジン等を設置する。

オ 災害の発生に備え、平常時から点検及び整備を行う

(2) 通信網の整備・充実

バックアップシステムの確立、主要伝送路のループ構成、多ルート構成あるいは2ルート構成による通信網の整備・充実を図り、通信網システムの信頼性向上に努める。

(3) 災害対策用機器の配置

可搬型無線装置、衛星通信装置及び移動電源車等災害対策用機器の整備・充実を図る。

2 体制の整備

電気通信事業者は、日常における防災準備体制の整備を図るとともに、災害時における復旧要員の確保及び広域応援体制の確立を図る。

3 災害復旧用資機材の確保

電気通信事業者は、災害発生時の通信を確保し、電気通信設備を迅速に復旧するため、災害復旧用資機材の配置・充実を図るとともに、全国からの資機材の調達体制の確立を図る。

4 停電とふくそう対策

電気通信事業者は、非常電源の確保や災害発生後に通信回線がふくそうした場合の対策等の措置を講じるよう努める。

第7 連絡体制の確立等

市は、ライフライン関係機関との連絡体制の確立を図り、災害時に確実に連絡を行えるよう、複数の手段による連絡手段の整備に努める。

第4節 防災知識の普及

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、住民はその自覚を持ち、平常時より、災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また、災害時には、近隣の負傷者、要配慮者を助ける、避難場所や避難所で自ら活動する、あるいは、国、県、公共機関、地方公共団体等が行っている防災活動に協力する等、防災への寄与に努めることが求められる。

このため、住民が自らを災害から守る「自助」、地域社会がお互いを守る「共助」という防災の基本を中心に、防災教育、講演会等の事業を積極的に実施しながらその普及・啓発に努め、自主防災思想の普及、徹底を図る。

また、市は、市職員に対し、マニュアル等の作成・配付、防災訓練等を通じて防災に関する制度、自らが行うべき役割等について習熟する機会を積極的にかつ継続的に与え、防災知識の普及に努める。

第1 住民に対する防災知識の普及

1 総合防災訓練、研修会等関連行事の実施

市は、住民の防災意識の向上を図るため、県及び防災関係機関と連携し、総合防災訓練、防災に関する研修会等を実施する。

実施に際しては、広報紙、防災行政無線、パンフレット及びインターネット等の多種多様な広報媒体を活用し、広く周知するとともに、地域住民の積極的な参加を呼びかける。この際、防災関係機関もこれらの行事に積極的に参加し、各々の役割等を住民に周知する。

また、防災週間や「防災とボランティア週間」などに、地域住民を対象とした防災関連行事の実施に努める。

2 ハザードマップ等の活用

市は、住民等の防災意識の向上及び防災減災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データをハザードマップ等の形で分かりやすく発信する。

3 普及・啓発の実施

市及び県は、教育機関、民間団体等との密接な連携の下、以下の事項について、防災に関するテキストやマニュアルの配布、広報紙、パンフレット、新聞広告及びインターネット（ホームページ、メール、ソーシャル・ネットワークキング・サービス（SNS）等）、テレビ・ラジオ局、ビデオ・フィルムの製作・貸出、文字放送等の多種多様な広報媒体の活用や、有識者による防災をテーマとした研修や講演会、講習会、シンポジウム、座談会、実地研修等の開催等により、普及・啓発を図る。

【住民等への普及・啓発を図る事項】

①災害危険性に関する情報

- ・各地域における避難対象地区
- ・孤立する可能性のある地域内集落
- ・土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域・土砂災害危険箇所等に関する知識
- ・風水害等の災害が発生する状況及びこれらに係る防災気象情報に関する知識 等

②避難行動に関する知識

- ・自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促すこと
- ・指定緊急避難場所への移動が危険を伴う場合の「近隣の安全な場所」への避難や「屋内安全確保」
- ・各地域における災害種別ごとの指定緊急避難場所及び避難路に関する知識
- ・各地域における避難勧告等の伝達方法 等

③家庭内での予防・安全対策

- ・過去の災害の概要及び地震、風水害、大火等災害時における心構え
- ・「自らの家族、地域は自らで守る」という自助・共助の意識
- ・「最低3日間、推奨1週間」の食料と飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレトーパー等への備蓄
- ・非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
- ・負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策
- ・飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備
- ・保険、共済等の生活再建に向けた事前の備え
- ・災害時の家族内の連絡・行動ルールを事前に決めること
- ・出火防止等の対策の内容 等

④災害時にとるべき行動

- ・近隣の人々と協力して行う救出・救助活動（初期消火、応急救護等）
- ・自動車運行の自粛
- ・適切な避難行動の選択（被害の状況、避難所等への距離、走行中の道路の交通量、歩行の容易性等により、避難行動（避難所への移動や自宅2階への避難等）や避難方法（徒歩、自転車等）を個々に判断すること）
- ・特別警報、警報等発表時や避難勧告等の発令時に取るべき行動
- ・様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）でとるべき行動、指定緊急避難場所や指定避難所等での行動 等

⑤その他

- ・市地域防災計画の概要
- ・正確な情報入手の方法
- ・防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- ・災害時の家族内の連絡体制（連絡方法や避難ルールの取決め等）の確保
- ・帰宅困難者の発生を抑制するための「むやみに移動しないこと」 等

4 要配慮者及び観光客等への配慮

(1) 要配慮者への配慮

市は、防災知識等の普及にあたり、外国語パンフレット等の作成・配布や障害者、高齢者の常備品等の点検、介護者の役割の確認等、要配慮者に配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮する。

(2) 観光客等への対応

市は、現地の地理に不慣れな観光客等に対しては、避難等に必要なパンフレットやチラシの配布に努めるとともに、市及び施設管理者は、指定緊急避難場所を示す標識を設置する等、広報に努める。

5 災害時の連絡方法の普及

(1) 災害時通信手段の利用推進

東日本電信電話(株)宮城事業部は、災害時の連絡方法として、特設公衆電話等の活用、災害用伝言ダイヤル(171)や災害用伝言板(web171)の利用推進を図り、市及び県は、その仕組みや利用方法等の周知に努める。

(2) 災害時通信方法の普及促進

携帯電話事業者各社は、災害用伝言板サービス、災害用音声お届けサービス、無線LANスポットにおけるWi-Fi接続サービス等の普及を促進する。

6 相談窓口の設置

市及び県は、災害対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図る。

7 地域での防災知識の普及

(1) ハザードマップの整備

ア ハザードマップの作成・周知

市は、土砂災害危険箇所等を踏まえて指定緊急避難場所、避難路等を示すハザードマップ等の整備を行い、住民等に対し周知を図る。

イ ハザードマップの有効活用

市は、ハザードマップが住民等の避難に有効に活用されるよう、その内容を十分検討する。

(2) 日常生活の中での情報揭示

市及び県は、避難場所や避難路の位置等を夜間でも分かりやすく誘導できるよう表示する等、住民が日常の生活の中で、常に災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような取組を行う。

(3) 一時滞在者への周知

市は、大型商業施設等の一時滞在者が多く見込まれる箇所や車両の多い道路の沿道等において、避難場所や避難路の位置・方向を示す等、一時滞在者や通行者も災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような整備を行う。

8 ドライバーへの啓発

(1) 徒歩による避難の基本原則の徹底

市及び県は、警察と連携し、運転免許の取得時や運転免許証の更新時等において、徒歩による避難の基本原則の徹底と地域の状況(被害の状況、避難所等への距離、走行中の道路の交通量、歩行の容易性等)に応じた避難方法についての周知に努める。

(2) 運転中における発災時の対応の周知

市及び県は、通行中の車両も可能な限り道路外へ駐車し徒歩避難とすること、やむを得ず道路に駐車して避難する場合には緊急車両等の通行の妨げとならないよう配慮し、ドアロックはせずにエンジンキーは付けたままとすること等も、併せて周知に努める。

9 社会教育施設や防災拠点の活用

市は、公民館等の社会教育施設を活用する等、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図る。

また、防災拠点に防災教育の機能を有する設備を整備し、平常時から防災教育を行うための拠点としての活用を図る。

第2 住民の取り組み

住民は、過去の災害から得られた教訓の伝承に努め、また、自らも災害に備える手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加し、防災意識の向上を図る。

また、「自助」「共助」の意識を持ち、一人ひとりが平常時より災害に対する備えを心かけるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動し、初期消火や近隣の安否確認、負傷者を救助する等の防災活動への寄与に努める。

1 食料・飲料水等の備蓄

「最低3日間、推奨1週間」分に相当する量の食料及び飲料水、非常持出品の備蓄や定期的な点検、玄関や寝室への配置等に努める。

2 家具等の転倒対策

家具・ブロック塀等の転倒防止対策や、寝室等における家具の配置の見直し等に努める。

3 家族内連絡体制の構築

発災当初の安否確認等によるふくそうを回避するため、災害用伝言板や災害用伝言ダイヤル、SNS等の利用等、複数の手段による災害時の家族内の連絡体制の確保に努める。

4 防災訓練への参加

地域で実施する防災訓練への積極的参加による、初期消火等初歩的な技術の習得や地域内での顔の見える関係の構築に努める。

5 防災関連設備等の準備

非常用持出袋の準備、消火器等消火資機材や住宅用火災警報器の設置、その他防災関連設備等の整備に努める。

第3 学校等教育機関における防災教育

1 学校等教育機関は、市及び県、防災関係機関と連携し、住んでいる地域の特徴や過去の災害の教訓等を踏まえた継続的な防災教育に努める。

2 防災教育においては、「みやぎ学校安全基本指針」に基づき、自然災害等の危険を回避する力と他者や社会の安全に貢献できる心の育成に努める。

3 児童生徒等及び指導者に対する防災教育

(1) 児童生徒等に対する防災教育

ア 学校等においては、地域の実情を踏まえた学校安全計画等を策定し、児童生徒等の発達段階に応じた防災教育を行い、防災に関する知識の普及啓発、防災意識の内面化を図る。

イ 地理的要件等地域の実情に応じ、様々な災害を想定した防災教育を行う。

ウ 災害時に一人ひとりがどのように行動すべきか等を自ら考え、学習させる「自主的に行動することができるための防災教育」や、学校と地域合同の避難訓練や避難所開設訓練への参加等を通じた「地域と連携した実践的な防災教育」を中心とした指導を行う。実施にあたっては、登下校園時等学校園外も含めたあらゆる場面を想定しつつ、授業等による指導や避難訓練等の体験的学習の充実に努める。

(2) 指導者に対する防災教育

指導のための手引書等の作成・配布及び避難・救助等に関する研修会を通して、指導者への防災教育を行い、資質向上を図る。

4 教育委員会及び社会教育関係機関は、住民向けの各種講座で防災に関する内容を取り入れ、地域住民に対する防災意識の啓発・普及を図る。

- 5 市及び教育委員会は、市内の学校に県から防災担当主幹教諭を配置された場合は、地域の実情に合った、防災教育の推進や学校の防災機能の整備に協力する。
- 6 市及び教育委員会は、「みやぎ学校安全基本指針」に基づき、学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災意識の向上に向けた学校教育の現場における取組方針や指導の手引き等の整備、防災教育のための指導時間の確保等、防災に関する教育の充実に努める。
- 7 市及び教育委員会は、各学校等において防災主任、防災担当主幹教諭を中心に、学校防災計画や学校防災マニュアルの策定が行われるよう促すとともに、児童生徒等への防災意識の内面化や校内研修の企画・実施等防災教育及び防災減災体制の推進について、積極的に支援を行う。
- 8 市及び教育委員会は、生涯学習教育内容の中に防災関係の事項を取り上げるほか、防災関連の講座等を実施し、防災上へ必要な知識の普及に努める。

第4 市職員に対する教育

災害発生時において職員は、防災活動の主体的役割を果たすことになるが、職員も被災者となる可能性もあり、初期段階では限られた人員で対応に迫られることになる。また、それぞれの職員は所掌事務に関係する分野での災害予防、応急対策の実施に際して相応の知識が要求される。

このため、市は、職員に対する関係マニュアルの作成・配付、研修会、防災訓練等を通じて防災に関する制度、自らが行うべき役割等について習熟する機会を積極的かつ継続的に与え、所掌事務を熟知させ、災害時における迅速・的確な対応ができるよう防災意識及び知識の普及徹底を図る。

- 1 災害に関する知識
- 2 本市地域防災計画の内容と市の防災減災対策に関する知識
- 3 災害発生時の具体的にとるべき行動に関する知識
- 4 災害発生時の動員、配備体制及び任務分担
- 5 家庭及び地域における防災減災対策
- 6 防災減災対策の課題

なお、上記3及び4については、毎年度市所属職員に対し、十分に周知する。

また、各部長等は、所管事項に関する防災減災対策について、それぞれ定められた事項について職員の教育を行う。

第5 事業所における災害対策の普及指導

市は、事業所の防災意識の高揚を図るための啓発活動を行うとともに、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけや防災に関するアドバイスを行うよう努める。

事業所における災害対策として、おおむね次の事項について指導する。

- 1 消火や避難のための施設や設備は、常時使用できるように点検・整備する。
- 2 救急医薬品や食料品等の非常用品をあらかじめ準備する。
- 3 事業所間の情報伝達体制、消火活動の応援協力体制を整備する。
- 4 従業員に対し、消火器の使用法、避難等についての訓練を実施する。

第6 防災指導員の養成

県は、地域防災力の向上を目指し、地域社会において、リーダーとして活躍する者及び主に事業所における災害対策を推進する者を養成するための講習等を開設し、修了者を宮城県防災指導員として位置づけ、その活動の推進を図る。

市は、市内会や自主防災組織へ積極的な講習参加を促し、地域の防災リーダーとなる宮城県防災指導員の増員を推進する。

なお、地域の防災力向上のためには、女性の参画が重要であることから、女性の宮城県防災指導員養成を強化する。

1 目的

町内会、自主防災組織のリーダーや事業所において積極的に災害対策を推進する者等、地域の防災の担い手が、防災に関する体系的・実戦的な知識・技術を習得する。

2 主な講座内容

災害に関する基礎知識、防災手法、防災ボランティア、被災の形態と災害リスク、災害対策と地域連携、事業継続計画関連、演習等。

第7 災害教訓の伝承

大規模災害の発生頻度は低いものの、ひとたび発生すれば甚大な被害が発生するおそれがあることから、どのような状況下にあっても住民等が確実に避難するよう、大規模災害の教訓を活かし、今後の災害対策を強化するため、歴史的資料の活用に基づく災害教訓・防災文化の伝承を行い、時間の経過とともに大規模災害の経験や記憶が風化し、忘却されないようにしっかり後世に引き継ぐ。

1 資料の収集及び公開

市は、国及び県と連携し、過去に起こった大規模災害の教訓を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。

また、県は、市町村からの資料の収集体制の構築に努める。

2 伝承機会の定期的な実施

市及び県は、学校等教育機関、企業、NPO等と相互に連携し、過去の災害の脅威や体験談等を語り継ぐ機会の定期的な実施等により、住民が自ら災害教訓の伝承に努め、過去の災害を風化させず、防災意識を啓発するよう努める。

3 石碑やモニュメントの継承

市及び県は、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

4 伝承の取組

住民は、自ら災害教訓の伝承に努める。市及び県は、災害教訓の伝承の重要性についても啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

第5節 防災訓練の実施

市は、災害発生時に、地域住民等と連携を図りながら、初動、応急対策が速やかに実施できるよう、地域と学校、市の協働による学校での避難所運営訓練や安否確認訓練、自宅から指定緊急避難場所、指定避難所への段階的な避難に重点をおき、より実践的な防災訓練を実施している。

災害対応を教訓に、「自助・共助・公助」の役割を明確化し、地域と学校、市、防災関係機関が連携体制を強化するものと位置付け、防災減災のまちづくりを進めている。

第1 訓練の実施及び参加

- 1 市は、法令及び防災計画の定めるところにより、単独や県及び防災関係機関と共同して防災訓練を実施する。
- 2 防災訓練は、市及びその他の防災関係機関の職員のほか、住民その他関係ある公私の団体の参加、協力により実施する。
- 3 防災訓練の実施の際には、想定する災害の規模、被害の程度を明らかにする。
- 4 防災訓練の実施の際には、季節、気象条件、発生時間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施、または行うよう指導し、住民にとるべき身を守る行動や災害発生時の避難行動、安否確認、避難所運営、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。
- 5 防災訓練の実施の際には、災害発生後の円滑な避難のための災害応急対策についても盛り込む等、地域の実情に応じた内容とする。
- 6 防災訓練を行うにあたり、訓練の目的を具体的に設定し、訓練内容を明確にした上で、災害及び被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるよう訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境等について具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込む等実践的なものとなるよう工夫する。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意する。
- 7 市は、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れる等、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努める。
さらに、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努める。

第2 訓練の種類及び目的

突発的な災害の発生に備え、庁舎内の防災減災体制の確立を図るための訓練を随時実施するとともに、次のように実働、図上訓練を行う。

なお、各訓練の実施基準の詳細は、事前に関係機関と協議し、その都度定める。

さらに、市は、町内会や自主防災組織単位で住民等の工夫を取り入れながら行う小規模な訓練についても、普及を図るとともに、複合災害を想定した訓練の実施についても検討する。

1 総合防災訓練

市は、毎年、定期的に、段階的な避難、地域・学校・行政の協働による避難所運営の実践、安否確認体制の確立、防災行政無線による情報伝達体制の確立などを目的に、地域住民が参加する総合防災訓練を実施する。

また地域においては、要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点への配慮、ボランティア活動等を想定した実践的な訓練内容となるよう努める。

1 訓練項目

- (1) 避難所運営訓練
- (2) 安否確認訓練
- (3) 要配慮者・避難行動要支援者の避難支援訓練
- (4) 避難訓練
- (5) 炊き出し、給水訓練
- (6) 災害対策本部設置運用訓練
- (7) 職員招集訓練
- (8) 情報伝達、広報訓練
- (9) 火災防ぎょ訓練
- (10) 緊急輸送訓練
- (11) 公共施設復旧訓練
- (12) ガス漏洩事故処理訓練
- (13) 救出・救助、救護訓練
- (14) 警備、交通規制訓練
- (15) 水防訓練
- (16) 土砂災害に対する訓練
- (17) 自衛隊災害派遣要請訓練
- (18) その他

2 消防訓練

消防機関の出動（操法、放水等を含む。）、避難誘導、救出救助、通信連絡等を織り込んだ訓練とし、火災危険地域を主とし、建物火災防ぎょ、林野火災防ぎょ等をそれぞれ年1回時期を選定して実施する。

3 避難訓練

- (1) 水防訓練、消防訓練、土砂災害に対する訓練等と併せて実施し、避難の指示、誘導、伝達方法等の訓練とする。
- (2) 市は、住民を対象とした各種災害の避難訓練を年1回実施する。
- (3) 教育委員会及び小中学校長（幼稚園長）等は、管理する施設に係る避難計画を定め実施する。
- (4) 市は、社会福祉施設、要配慮者利用施設、病院、娯楽施設等多数の者が集まり、または居住する施設の管理者に対し、避難計画の樹立及び訓練の実施について指導協力する。

4 通信訓練

災害が発生した場合に、非常無線通信が十分な効果が発揮できるよう平常時通信から災害通信への迅速かつ的確な切り換え、通信途絶時の連絡の確保、通信内容の確実な伝達、通信機器の修理等について訓練を行う。

5 非常招集訓練

突発的な災害の発生に備え、災害対策本部設置等、防災活動組織の整備を図ることを目的とし、必要な職員等を迅速かつ確実に招集でき得るよう訓練を実施する。

第3 訓練の方法

市は、防災関係機関と相互に連絡をとりながら、単独か他の機関と共同して、最も効果的な方法で行う。

第4 訓練結果の評価・総括

訓練実施後には課題等実施結果を記録・評価し、訓練を実施したことによって判明した防災活動上の問題点・課題を整理するとともに、今後の防災訓練の実施要領等の改善に活用する。

第5 隣接の市町村等が実施する防災訓練への参加

市は、隣接する市町村及び他の機関が実施する防災訓練に積極的に参加・協力して、災害時の応援協力体制を確立する。

第6 学校等の防災訓練

- 1 災害を想定し、地域、保護者と連携した防災訓練を実施する。
- 2 校内外活動（自然体験学習、野外活動を含む）等で山間部を利用する場合は、事前に土砂災害防災学習を実施するとともに、避難訓練の実施に努める。
- 3 避難訓練を実施する際には、障害のある児童生徒等も円滑に避難することができるよう配慮する。
- 4 学校等が避難場所や避難所となることを想定し、市は学校等と連携して避難所運営訓練を実施する。

第7 企業等の防災訓練

- 1 企業等は、災害の発生を想定し、避難行動や基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟のための防災訓練を実施する。
- 2 企業等の敷地・施設等が指定緊急避難場所・指定避難所として指定されている場合は、災害発生の際に避難場所・避難所となることを想定し、避難者の受け入れや避難所運営の訓練等を実施する。
- 3 災害発生時に備え、市及び各町内会、地域住民、各企業・事務所等による防災、被害軽減のため、「地域で助け合う共助」の体制を構築するための合同訓練の実施に努める。

（訓練内容）

- ア 避難訓練（避難誘導等）
- イ 消火訓練
- ウ 浸水防止訓練
- エ 救急救命訓練
- オ 災害発生時の安否確認方法
- カ 災害発生時の対応（帰宅抑制事態、帰宅方法、自宅待機等）
- キ 災害時の危険物、有害物の漏洩等の対処訓練
- ク 災害救助訓練
- ケ 市・町内会・他企業との合同防災訓練
- コ 施設・設備使用不能の場合の対応訓練

- 4 浸水想定区域内や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者や管理者は、洪水や土砂災害に関する避難確保計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の避難訓練を実施する。
- 5 浸水想定区域内の大規模工場等の所有者や管理者は、洪水時の浸水防止に関する計画に基づき、浸水防止活動等の訓練の実施に努める。

第6節 地域における防災減災体制

大規模な災害が発生した場合の被害を最小限とするには、地域住民、事業所等が連携し、迅速かつ的確な行動をとることが不可欠である。

このため、市、県等は、地域住民及び事業所等による自主防災組織等の育成強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて地域コミュニティの防災減災体制の充実を図る。

また、研修の実施等による防災指導員の育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織活動の日常化や防災訓練等の実施を促進する。

第1 地域における防災減災の役割

1 自主防災組織の必要性

大規模な災害発生時には、消火、被災者の救出・救助、救護・避難誘導等、広範囲な対応が必要となるが、これら全ての面において行政が対応することは極めて困難となる。

災害による被害の防止・軽減を図るためには、地域の自主的な防災活動として出火防止、初期消火、安否確認、被災者の救出・救助、救護、避難等を行うことが必要であり、特に要配慮者の所在を把握し、救出・救助、救護体制を整備する等の配慮が必要である。そのため、町内会等を単位に、地域において防災活動を実施する自主防災組織の設立を推進する。

2 自主防災組織の活動にあたって

大規模な災害発生時における多様な活動を実施するには、住民自らが「自らの身・地域は自らで守る」という意識のもとに行動することが必要である。

また、住民自身の災害に対する知識や防災資機材の円滑な活用が自主防災組織の活動を支えることとなる。

第2 自主防災組織の育成・指導

1 市の役割

市は災害対策基本法第5条第2項の規定に基づき、自主防災組織育成の主体として位置付けられており、その組織化に積極的に取り組む。

(1) 市は町内会等に対する指導助言を積極的に行い、町内会全てにおける自主防災組織の立ち上げを支援し、実効ある自主防災組織の育成に努める。

ア 特に「木造家屋の集中している地区」「消防活動が困難な地区」等被災危険の高い地区に重点をおいて活動の活性化を図る。

イ 自主防災組織と婦人防火クラブ等民間防火組織の連携を強化し、一体的に活動できる体制の確立を促進する。

(2) 市は県と協力し、自主防災組織のリーダー等を育成するために、研修会、講習会等を開催するとともに、多様な世代が参加できるような環境の整備を行い、これらの組織の日常化、訓練の実施を促す。その際、女性の参画の促進に努める。

(3) 自主防災組織の円滑な活動を期するため、平常時においては自主防災組織の研修・訓練の場となり、災害時には、避難、備蓄等の機能を有する活動の拠点となる施設の整備を図るとともに、消火、救出・救助、救護のための防災資機材の配備及び定期的な更新・補充について考慮する。

- (4) 市は、地域の自主防災組織と消防団との連携等を通じて地域コミュニティの防災減災体制の充実を図るため、防災関係機関と協力し、市自主防災組織連絡協議会等の設置について検討する。
- (5) 大規模災害発生時には、町内会や自主防災組織の活動が困難になる可能性が高いため、市は、町内会や自主防災組織と富谷市消防団、公益社団法人富谷市シルバー人材センター等との連携体制を支援する。

第3 自主防災組織の活動

1 平常時の活動

(1) 訓練の実施等

ア 防災訓練への参加

災害が発生したとき、住民が適切な措置をとることができるよう、市及び県が実施する防災訓練へ参加する。

イ 防災知識の普及

災害の発生を防止し、被害の軽減を図るためには、住民一人ひとりの日頃の備え及び災害時の的確な行動が大切であることから、集会等を利用して防災に対する正しい知識の普及を図る。

ウ 消火訓練の実施

火災の拡大、延焼を防ぐため、消防用機器を使用して消火に必要な技術等を習得する。

エ 避難訓練の実施

避難の要領を熟知し、避難場所まで迅速かつ安全に避難できるよう実施する。

また、町内会館における指定緊急避難場所の開設・運営訓練、安否確認等を実施する。

オ 救出・救助、救護訓練の実施

家屋の倒壊やがけ崩れ等により下敷きになった者の救出・救助活動及び負傷者に対する応急手当の方法等を習得する。

カ 避難所開設・運営訓練の実施

災害発生時に迅速かつ円滑な避難所開設・運営を行うため、市や施設管理者等と協力し、必要なノウハウの習得に努める。

(2) 防災点検の実施

災害が発生したときに被害の拡大の原因となるものが多く考えられるため、自主防災組織として定期的に地域における防災点検を実施する。

(3) 防災用資機材の整備・点検

自主防災組織が災害時に速やかな応急活動を実施するため、活動に必要な資機材を組織として整備することに努め、また、整備した資機材については日頃から点検を実施し、非常時の早急な使用に耐えるように保管する。

(4) 避難行動要支援者の情報把握・共有

避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民や民生委員・児童委員等の協力を得ながら、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、平常時より、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努める。

2 災害発生時の活動

(1) 情報の収集・伝達

自主防災組織は、地域内に発生した被害の状況を迅速かつ正確に把握して市へ報告するとともに、防災関係機関の提供する情報を伝達して住民の不安を解消し、的確な応急活動を実施するため、あらかじめ次の事項を決める。

ア 地域内の被害情報の収集方法

イ 連絡をとる防災関係機関

ウ 防災関係機関との連絡方法

エ 防災関係機関の情報を地域住民に伝達する責任者及びルート

(2) 出火防止及び初期消火

家庭に対しては、火の元の始末等出火防止のための措置を講じるように呼びかけるとともに、火災が発生した場合、消火器、水バケツ等を活用し、隣近所が相互に協力して初期消火に努める。

(3) 救出・救助、救護活動の実施

がけ崩れ、建物の倒壊等により下敷きになった者等の負傷者が発生したときは、自らの安全を確保しつつ、救出用資機材を使用して速やかに救出・救助活動を実施する。

また、自主防災組織をもってしても救出できない者については、防災関係機関の活動に委ねることになるので、防災関係機関による救出・救助活動の円滑な実施に必要な情報の提供等を行う。

さらに、負傷者に対しては応急手当を実施するとともに、医師の診療を必要とする者があるときは救護所等へ搬送する。

このため、地域ごとに災害時に利用できる病院等医療機関を確認する。

(4) 避難・誘導の実施

市長等の避難勧告等、または警察官等から避難指示が発令された場合には、住民に対して周知徹底を図り、迅速かつ円滑に避難場所に誘導する。

避難の実施にあたって、次の点に留意する。

ア 避難誘導責任者は、次のような危険がないかを確認しながら実施する。

a 住宅地……………冠水、火災、落下物、危険物

b 山間部、起伏の多いところ……………がけ崩れ、地すべり

c 河川……………決壊、氾濫

イ 携行品の確認……………円滑な避難行動がとれるよう、荷物はあらかじめ用意しておいた必要最小限度のものとする。

ウ 避難行動要支援者に対しては、地域住民の協力のもとに避難させる。

(5) 避難所開設・運営への主体的参画

災害発生時には、市職員が被災し、避難所への参集が遅れること等も想定されることから、避難所の設置・運営において自主防災組織を中心とした地域住民が主体的に参画するよう努める。

(6) 給食・救援物資の配布及びその協力

被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する炊き出しや救援物資の支給が必要になってくる。

これらの活動を円滑に行うためには、組織的な活動が不可欠であるため、自主防災組織としても炊き出しを行うほか、市が実施する給水、救援物資の配付活動に協力する。

第4 企業等の防災減災対策の推進

企業等では、それぞれの消防計画に基づき自衛消防組織を設置し、防災訓練等を実施しているが、小規模事業所等では未設置のところもあるため、市は、防災関係機関と協力して防災組織の結成と地域と連携した実践的な訓練の実施について指導を行う。

1 企業等の役割

企業等は、直接の防災関係機関ではないが、大規模な災害の発生の際には組織自らが被害を受けるおそれがあることから、各々の防災知識等の普及は重要である。

また、社会的使命を考えると、地域における防災上の役割は、決して小さいものではない。

このため、市は防災訓練等の機会をとらえ訓練への参加等と呼びかけ、また企業等自らも防災訓練を積極的に実施する。

2 企業等の防災組織

企業等は、従業員、利用者等を安全に守るとともに、地域における災害が拡大することのないように的確な防災活動を行う必要がある。

特に、大規模な災害が発生した場合には、行政や住民のみならず、企業等における組織的な応急活動が災害の拡大を防ぐうえで重要である。

このため、消防法第8条の2の5で定める事業所等は自衛消防組織等を編成するものとし、その他の企業等についても、自衛消防組織等を編成し、関係地域の自主防災組織等と連携を図りながら、地域の安全の確保に積極的に努める。

企業等における防災減災対策は、おおむね次の事項について、それぞれの実情に応じて行う。

- (1) 防災訓練
- (2) 従業員等の防災教育
- (3) 情報の収集・伝達体制の確立
- (4) 火災その他災害予防対策
- (5) 避難対策の確立
- (6) 応急救護
- (7) 食料、飲料水、生活必需品等、災害時に必要な物資の確保
- (8) 施設の防水化の推進
- (9) 施設の地域避難所としての提供
- (10) 地元消防団との連携・協力
- (11) コンピュータシステムやデータのバックアップ
- (12) 大型の什器・備品の固定

第5 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

1 地区防災計画の策定

各町内会の地域住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、協働して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、避難行動要支援者の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。

この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を策定し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案する等、市と連携して防災活動を行う。

市は、地域住民及び当該地区に事業所を有する事業者から、地区防災計画を市地域防災計画に位置付けるよう提案を受け、必要があると認められるときは、市防災会議の承認を得たうえで、市地域防災計画に地区防災計画を定める。

2 町内会における相互支援体制の整備

町内会は、個別での対応に限界があることから、各町内会において可能な活動等を確認し、町内会間で補完しあえる事項を調整するなど、相互支援体制の整備に努める。

第7節 ボランティアの受入れ

平成7年の阪神・淡路大震災及び平成20年の岩手・宮城内陸地震、平成23年の東日本大震災、平成28年の熊本地震、平成30年の北海道胆振東部地震その他の各種災害において、ボランティアは救援活動等で大きな役割を果たした。

市及び防災関係機関は、地域団体やNPO等（以下「ボランティア関係団体」という。）の活動に対して各団体の自主性を尊重しつつ、側面から積極的に支援していくとともに、自らも専門的知識や技術を有したボランティアの育成等に努める。ボランティアの受け入れについては、市社会福祉協議会と連携体制を強化する。

さらに、災害時におけるボランティア活動の実効を確保するため、民間団体等と行政機関との間で、ボランティアの受入れや登録等に関する機能分担をあらかじめ十分調整する。

第1 ボランティアの役割

ボランティアの役割の主なものは、次のとおりである。

1 生活支援に関する業務

- (1) 避難所及び災害ボランティアセンターの運営補助
- (2) 炊き出し、食料等の配布
- (3) 救援物資等の仕分け、輸送
- (4) 高齢者、障害者等の介護補助
- (5) 泥かき、がれき整理等の清掃作業
- (6) 在宅の被災者支援
- (7) 児童・生徒等の運動・学習支援
- (8) その他被災地での軽作業

2 専門的な知識を要する業務

- (1) 救護所等での医療、看護、保健予防
- (2) 被災建築物の応急危険度判定
- (3) 被災地宅地の危険度判定
- (4) 外国人のための通訳
- (5) 被災者へのメンタルヘルスケア
- (6) 高齢者、障害者等への介護
- (7) アマチュア無線等を利用した情報通信事務
- (8) 公共土木施設の調査等
- (9) 災害ボランティアコーディネーター
- (10) IT機器のネットワーク構築とIT機器を利用した情報収集・処理
- (11) その他専門的な技術・知識が必要な業務

第2 ボランティアの登録・活用

市及び防災関係機関は、住民によるボランティアが被災者のニーズに応じて円滑に活動できるよう、平常時から環境づくりを行い、有効な活用を図る。

- 1 災害が発生した場合に被災地において救援活動を行うボランティアを登録、把握しておくとともに、災害発生時に速やかに活用できるよう活動体制の構築に努める。
- 2 災害に備えた避難所を指定する際に、災害救援ボランティアの活動拠点の確保についても、配慮する。
- 3 消防機関は、消防の分野に係るボランティアの効率的な活動が行われるよう日頃からボランティアの研修への協力等を行うとともに、地域内のボランティアの把握、ボランティア団体との連携、ボランティアの再研修、消防機関との合同訓練等に努める。
- 4 市は、日本赤十字社宮城県支部、市社会福祉協議会等やボランティア関係団体との連携を図り、災害時において災害ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。
- 5 研修制度、災害時における災害ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について、整備を推進する。

第3 専門ボランティアの登録

大規模災害が発生した場合、専門的分野の対応は市の担当職員のみでは不可能であり、専門ボランティアを必要とする際は、県を通じ県で登録されているボランティアを要請する。

宮城県で確立されている主な専門ボランティアは次のとおりである。

1 砂防ボランティア

大規模な土砂災害等が発生した場合、県・市町村の砂防担当職員のみでは二次災害の防止に対して迅速かつ十分な対応は不可能である。

このため、宮城県砂防ボランティア協会との連携を図り、二次災害の防止に努める。

2 防災エキスパート制度

防災エキスパート制度は、公共土木施設の調査、計画、施工、行政上の事務処理、施設の維持管理等に長年携わった人に、専門的な分野でのボランティア活動へ従事してもらうべく、東北地方整備局が発足させた制度である。

東北地方整備局は、災害が発生した際には、この制度により迅速、確実、効果的に直轄管理施設の被害状況を把握する。

3 災害時の通訳ボランティア

大規模な災害が発生した場合、外国人の言葉の問題に対し県や市町村の職員だけでは十分な対応ができない。

そのため、災害時において通訳ボランティアとして活動できる方を一般から募集し、被災地に派遣する。

県は登録したボランティアに対し研修会等を実施し、ボランティアの養成も併せて行う。

第4 一般ボランティアの受入体制

1 一般ボランティアの受入体制づくり

(1) ボランティアコーディネーターの養成

災害が発生した場合、ボランティアが直ちに活動できるように、被災者、地域住民、行政機関とボランティアを的確に結びつける調整役として、平常時から災害ボランティアコーディネーターを養成する。

また、地域の災害ボランティア活動等に積極的に携わるための相談や情報提供等、養成後のフォローアップに努めるとともに、県と協力し、災害ボランティアコーディネーターとしての経験や能力を持つ人材の確保、育成及び連携強化に努める。

(2) ボランティア受入れ拠点の整備

災害ボランティアセンターの設置場所の決定、責任者の決定や担当者の役割分担、地域住民との連携、通信手段の確保や情報の受発信のルートの検討、資機材のリストアップと調達方法の確認、ボランティアの受入れ手順確認や書式の作成、活動資金の確保等、具体的な準備を行うとともに必要な訓練を行う。

(3) 受入体制の整備

市は、ボランティアに対するニーズと活動とのマッチングについて、あらかじめ災害時に想定されるボランティア業務の整理を行うとともに、必要とされるボランティアの活動内容をホームページ等での広報やボランティアの事前登録制度の活用等により、ボランティア受入のための体制を構築するよう努める。

(4) 災害ボランティア関係団体とのネットワークの整備

災害ボランティア活動支援体制に関する定期的な検討、情報交換等を行う場として、行政機関、日本赤十字社宮城県支部、NPO・ボランティア団体等とのネットワークを構築する。

2 行政の支援

市は、災害ボランティアの受入れに必要な環境整備やリーダーの要請等の体制づくりを、市社会福祉協議会、NPO支援組織等と連携して実施するとともに、必要な活動支援を行う。また、災害時に活動が期待されるボランティア関係団体との協働を視野に入れ、必要な調整、支援を行う。

第5 日本赤十字社宮城県支部・仙台地区富谷市分区の赤十字防災ボランティアセンター設置

大規模災害時等においては、行政等の救護機関だけによらず住民相互の自主的できめ細かなボランティア活動が、必要となってくる場合がある。

日本赤十字社宮城県支部では、災害発生後、災害の規模等を考慮した上で、赤十字防災ボランティアセンターの設置を決定する。

1 赤十字の防災ボランティア（以下「防災ボランティア」という。）

災害時に日本赤十字社宮城県支部の調整の下に災害救護活動等の補助的活動を行うため、必要な研修・訓練を受け、防災ボランティアとして登録し、その能力、労力、時間等を、自主的に無報酬で提供するすべての個人や団体をいう。

2 防災ボランティアの養成

適宜、必要な研修・訓練として「防災ボランティア養成研修会」等を開催し、防災ボランティアを養成するとともに、防災ボランティアの中から防災ボランティアリーダーの養成も図る。なお、防災ボランティアリーダーは、防災ボランティアセンターの運営・管理にも携わる。

3 活動内容

日本赤十字社が行う災害救護活動に参加・協力する。また、被災地ニーズを調査し、各人や各団体の技能や特色を生かした活動を積極的に行う。

4 関係機関との連携

防災ボランティア活動を円滑に実施するため、活動場所・活動内容等について、常に関係機関との密接な連絡体制の維持に努める。

第8節 企業等の防災対策の推進

企業等は自ら防災組織を結成するなどして、防災訓練に努めるほか、地域と連携した実践的な訓練を実施し、地域防災力の向上に寄与する。

第1 企業等の役割

1 企業等の防災上の位置づけ

企業等は、直接の防災関係機関ではないが、災害発生の際には組織自らが被害を受けるおそれがあることから、企業各々の防災知識等の普及は重要である。また、災害時の企業の果たす役割(生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生)を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じたリスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。

2 事業継続上の取組みの実施

企業等は災害時に重要業務を継続するための事業継続計画(BCP)を策定するよう努める。また、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの事業復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応の手順化、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど、事業継続事業継続マネジメント(BCM)の取組を通じて防災活動の推進に努める。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、市が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等に協力するよう努める。

3 帰宅困難者対策の実施

災害発生時に公共交通機関が運行を停止した場合、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者の発生が懸念されることから、企業等は、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策の基本原則のもと、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資を備蓄するなどの、帰宅困難者対策を講じるよう努める。

4 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成、浸水防止対策、避難訓練の実施

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令及び水防法に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的な計画を作成する。

特に、浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内にあり、かつ本計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項、その他利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項等を定めた避難確保計画を作成する。また、当該計画に基づく自衛防災組織の設置に努め、作成した避難確保計画及び自衛防災組織の構成員等について、市長に報告するとともに、避難確保計画に基づき、避難訓練を実施する。

5 大規模工場等における避難確保・浸水防止対策の実施

本計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画(以下「浸水防止計画」という。)の作成及び浸水防止計画に基づく自衛防災組織の設置に努めるものとし、作成した浸水防止計画、自衛防災組織の構成員等について市長に報告する。

第2 市の役割

1 防災に関するアドバイスの実施

市は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。

2 企業防災の取組み支援

市は、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画(BCP)策定支援及び事業継続マネジメント(BCM)構築支援等の高度なニーズへの対応に取り組む。

3 企業の防災力向上対策

市は、企業の防災に関する取組に資する情報の提供等に努めるとともに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に関する取組の積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図る。

4 避難確保計画に対する助言及び指導

市は、要配慮者利用施設の避難確保計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。また、浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内にあり、かつ本計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の避難確保計画の作成について、積極的に支援を行うとともに、市は、避難確保計画を作成していない施設について、必要な指示を行い、その指示に従わなかったときは、その旨を公表する等、避難確保計画の作成を促すための必要な措置をとる。

第9節 情報通信連絡網の整備

東日本大震災時には、停電や固定電話・携帯電話が不通あるいは発信規制やふくそうといった事態を経験したことから、市は、防災行政無線の整備、登録制メールやSNSの開始など、音と文字による情報の収集・伝達手段の複数化、再生可能エネルギー等の非常用電源設備の整備などを進めている。

災害発生時に、地域住民へ正確な情報を迅速に発信するため、平常時から訓練等を通じて通信機器の操作の習熟に努める。

また無線通信ネットワーク等の操作習熟に努め、県や防災関係機関と緊急時の連絡体制を強化する。

第1 市における災害通信網の整備

1 地域住民等に対する通信手段の整備

(1) 地域住民等からの情報収集体制の整備

市は、災害発生時の被災状況や問題発生状況を幅広く迅速に把握するため、衛星携帯電話、衛星通信、電子メール、SNS、防災行政無線等の通信手段を活用し、民間企業、住民等からの情報等の多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

(2) 音と文字による多様な情報伝達手段の確保

市は、災害時の情報伝達手段として、防災行政無線、登録制メール、緊急速報メール、SNS、公共情報コモンズを介しNHK、民放放送等のメディアへの情報配信、ワンセグ、データ放送等のほか、メッセージャーの配置、各種ボランティアの協力等、音と文字による多様な通信連絡手段を活用する。

また、市防災行政無線に関しては、音達調査をしながら、市内全域で放送内容を聞き取れるよう、対策に努める。

(3) 要配慮者への配慮

市は、各種福祉団体と協同し、高齢者でも扱える携帯端末（ワンタッチボタン、GPS機能付）、デジタルサイネージ（ディスプレイ等に災害情報等を常に表示できるもの）の他、聴覚障害者向けの文字情報によるラジオ放送、視覚障害者向けの受信メールを読み上げる携帯電話、肢体不自由者向けのフリーハンド用機器を備えた携帯電話等、要配慮者個々の特性に配慮した通信手段の普及に努める。

(4) 住民への情報収集方法の啓発

市はホームページや、電子メール、SNS等により提供する情報を住民が速やかに収集できるよう、情報収集方法の広報・啓発に努める。また、必要に応じて、各地で講習会の開催等も検討する。

(5) 防災行政無線等の整備拡充

消防庁より伝達される土砂災害警戒情報や竜巻注意情報等の防災情報を受信する全国瞬時警報システム（J-ALERT）により、自動的にその内容をスピーカーで放送し住民へ周知するよう努める。

2 停電時の電源確保

市は無停電電源装置、直流電源装置、非常用発電設備、再生可能エネルギー等の非常用電源設備の整備・活用を促進するとともに、停電時を想定した実践的な訓練を実施し防災減災体制を強化する。

3 防災システムの活用

市は、災害時における迅速な災害情報収集体制の確立を図るため、県で整備した「宮城県総合防災情報システム（MIDORI）」（以下「MIDORI」という。）等を利用し、発災初動時における情報収集連絡体制の確立に努める。

4 孤立想定地区の通信手段の確保

市は、災害による浸水、道路寸断時等に孤立が予想される地域において、災害時優先電話、衛星携帯電話等の公衆通信網とともに、市防災行政無線、簡易無線機等の多様な通信手段の確保に努め、防災訓練等を通じ、通信機器や非常用電源の使用方法の習熟に努める。

5 代替設備の整備

災害情報の管理や災害対策に必要な住民情報及び災害対策本部の設置場所等は、全て市役所庁舎が中心となることから、通信設備等の複合化及び多ルート化、また各種データの複製、保管について整備を図る。

6 マップ・GIS等の活用

市は、平常時より市内の自然情報、社会情報、防災情報等の防災関連情報の収集、蓄積に努め、総合的な防災情報を網羅したマップの作成等による災害危険性の周知等に生かすほか、必要に応じ、消防防災GISの活用や、災害対策を支援する地理情報システムの構築についても推進を図るよう努める。

7 職員参集等防災システムの整備

市は、災害時における迅速な災害情報収集体制を図るため、県で整備したMIDORI等を利用し、市職員が緊急的に自主参集できるシステムの構築を検討するとともに、発災初動時における情報収集連絡体制の確立に努める。

8 大容量データ処理への対応

市は、災害時における画像等の大容量データの通信を可能とするため、通信ネットワークの体系的な整備に努めるとともに、大量のデータ処理によるサーバ負荷の軽減のため、サーバの分散を図る。

なお、サーバについては、データのバックアップや非常用電源設備の確保を図るとともに、堅固な場所への設置に努める。

第2 県における災害通信網の整備

県は、市町村及び防災関係機関の連携による情報伝達ルートの多重化、防災行政無線の整備拡充、県と国とを結ぶ防災無線網の整備、体制の確立を図る。

また、MIDORIを運用し、地震、津波、風水害等の自然災害における情報を迅速かつ的確に収集すると同時に、市町村、消防本部等で必要な情報を迅速に伝達する。さらに、各関係機関が横断的に共有すべき防災情報の標準化、市町村や消防本部からのMIDORIへの情報の直接入力、速やかな情報伝達による被害の拡大防止を図る。

第10節 職員の配備体制

市内において災害が発生し、または発生するおそれがある場合には、市及び防災関係機関は、その機能の全てを挙げて迅速に災害応急対策を推進するため、また、優先度の高い通常業務の継続のため、災害の規模に応じて必要な職員を動員・配備し、その活動体制に万全を期す。

このため、市及び防災関係機関は、平常時から組織ごとの動員・配備計画や業務継続計画（BCP）を定めておく。

なお、休日、夜間等の勤務時間外の参集体制についても、同様に定めておく。

第1 職員の動員・配備体制の強化

市は、職員が災害発生後速やかに配備につき、職務に従事・専念できるよう、次の対策を推進する。

（動員配備体制は、本編第3章第5節「防災活動体制」参照）

- 1 災害対策本部職員の動員配備を適切に行い、情報の収集・伝達や、各種救援活動に関する初動段階の活動訓練を定期的に行い、災害発生時の速やかな対応に備える。
- 2 勤務時間内・外を問わず常に職員が待機することにより、予測が困難な災害についても迅速な警戒体制が確保できるよう、庁舎警備員による24時間体制で対応する。
- 3 防災減災体制の強化に向けて、専門的知見を有する防災担当職員の確保及び育成について、推進する。
- 4 災害発生後の円滑な応急対応や復旧・復興のため、行政職経験者（国や県等の機関の経験者を含む）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策の整備に努める。
- 5 災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画（BCP）等の策定に努める。また、食料等必要な物資の継続的な確保、定期的な職員への教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、代替施設等の検討等を行う。
- 6 市の災害対策本部体制が有効に活動できるよう、市役所庁舎を中心に、自家発電機能の整備を図り、十分な発電が可能となるような燃料の備蓄や通信途絶等に備えた衛星携帯電話の整備等、非常用通信手段の確保に努める。
- 7 市が管理している住民や土地家屋に関する各種情報について、バックアップ体制の強化、データの遠隔地への保存等、重要データの焼失防止に努めるとともに、情報システムを継続的に維持・稼働させることができるよう、整備保全を図る。
- 8 災害への対応が長期間にわたる場合に、対応する職員の精神的な負担や疲労を軽減するよう、メンタルチェックや支援体制の検討に努める。

第2 災害対策本部の運営体制の整備

市は、災害発生時において、災害対策本部の円滑な運営を図るため、次の対策を推進する。

（災害対策本部の設置方法及び設置・廃止時の公表、市長不在時の伝達体制は、本編第3章第5節「防災活動体制」参照）

- 1 市は、災害対策本部を円滑に設置できるよう、あらかじめ情報通信機器の設置方法やレイアウト等を含むマニュアルを作成する。
- 2 本部会議の職員が災害発生時に的確な活動を行うため、平常時から特に次の点について習熟できるように重点的に研修しておく。
 - (1) 動員配備・参集方法
 - (2) 本部の設営方法
 - (3) 各種機器の操作方法等
- 3 大規模災害発生時は、県から災害対策支援のため、以下の職員が派遣される場合がある。当該職員の派遣・受入れについて、事前に連絡体制や受入体制の構築を図る。
 - (1) 初動派遣職員

被害状況及び応急対策の実施状況等に関する情報（人命救助、人的・物的被害、避難所設置、必要な物資等に係る現状及び要望等）の収集や災害対策本部会議の内容等に関する情報収集、県災害対策本部の対応状況等に関する情報提供などを行う職員。
 - (2) 災害応援従事職員

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第68条の規定に基づき、市長からの応援要求により派遣される職員。

資料編 ・資料1-3 富谷市災害対策本部条例
 ・資料1-4 富谷市災害対策本部運営要綱

第3 情報連絡体制の充実

市は、防災関係機関と連携して、災害が発生した場合、迅速かつ的確な災害情報等の収集・連絡が行えるようにするため、平常時から次のように、防災組織相互の連絡調整体制の整備に努める。

1 情報連絡体制の明確化

情報伝達ルートが多重化及び情報交換のための情報収集・連絡体制の窓口等の明確化に努める。

2 勤務時間外での対応

市及び防災関係機関は、相互間の情報収集・連絡の対応が勤務時間外でも可能なように、連絡窓口等体制の整備に努める。

第4 防災関係機関との協力体制の充実

災害時に迅速かつ円滑な防災組織相互の情報収集・連絡が行えるように、次の対策を進める。

1 積極的な情報交換

市及び防災関係機関は、防災に関する情報交換を日頃から積極的に行って、防災相互間の協力体制を充実させる。

2 通信体制の総点検及び非常通信訓練の実施

市及び防災関係機関は、災害時の通信体制を整備するとともに、東北地方非常通信協議会と連携し、毎年、通信体制の総点検及び非常通信訓練を実施する。

第5 自衛隊との連携体制の整備

自衛隊への災害派遣に関する必要な次の事項について整備しておく。

1 連絡手続等の明確化

市は、県と連絡がとれない場合の自衛隊の災害派遣について、連絡手続等を迅速に実施できるように整備しておく。（本編第3章第9節「自衛隊の災害派遣」参照）

2 自衛隊との連絡体制の整備

市は、地区を管轄する自衛隊と日頃から情報交換や訓練等を通して、連絡体制の整備を図る。

第11節 防災拠点等の整備

災害時における防災減災対策を推進するうえで重要となる避難所や避難場所、避難路など、災害時における防災に資する公共施設について、市は、適切な維持管理に努め、防災拠点施設の機能を確保する。

また、災害時に必要となる防災物資、資機材等の整備については、防災活動拠点と関連づけて整備・拡充を図る。

第1 防災拠点の整備

- 1 市は、機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開、宿営の拠点、臨時ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点の確保に努める。
- 2 市は、広域的な応援人員の集結や各種資機材・物資の集積が可能となる防災拠点施設として既存施設の活用等を県と連携し検討する。
- 3 市は、庁舎の大規模な災害時の災害対策本部機能の代替性の確保に努める。
- 4 市は、災害現場での災害応急活動が迅速かつ円滑に実施されるように、学区単位でのコミュニティ防災活動拠点の整備を検討する。

第2 防災拠点機能の確保・充実

- 1 市は、防災中枢機能を果たす市役所庁舎の充実及び災害に対する安全性の確保、その他庁舎や公共施設、公園施設等防災機能を有する拠点の整備・充実に努めるとともに、保有する施設・設備について、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備や、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努める。
- 2 市は、防災拠点施設において、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話等の非常用通信手段の確保を図る。
- 3 市は、災害対策本部の設置を予定している市役所庁舎について、被災した場合の代替拠点等バックアップ対策について検討する。
また、これらの代替施設においても最低限必要な対応ができるよう、衛星携帯電話等の通信設備の設置や非常用発電機の燃料確保の方法について検討する。
- 4 市は、災害時に地域住民が避難してくることも想定し、食料・飲料水・物資・医薬品等の備蓄を行うとともに、避難してくる住民への支援策を検討するよう努める。
- 5 市は、機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点の確保及び検証に努めるとともに、候補地のリスト化を図る。

第3 臨時ヘリポート、物資集積所の整備

市は、大規模災害時における、ヘリコプターの有効活用を図るため、あらかじめ臨時ヘリポートを定めておく。

発着地点	所在地
富谷市市役所（職員駐車場）	富谷市富谷坂松田 30 番地

また、物資集積所は、被災規模、救援物資の量等に応じて、公共施設を使用する。

第4 防災用資機材等の整備

1 市が整備する資機材

(1) 防災用資機材

市は、応急活動用資機材の整備充実について、防災活動拠点の整備と関連づけて整備充実を図る。また、災害時の自主防災組織の円滑な活動に必要な防災資機材の整備充実にも努めるとともに、常に災害に対応できる状態であるよう、老朽化や劣化、消耗した資機材の更新・補充に努める。

(2) 水防用資機材

市は、災害時における水防用資機材の充実強化を図るとともに、二次災害等被害の拡大防止に資する資機材の整備充実を図る。

2 地域内での確保対策

市及び防災関係機関は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材が地域内で確保できるよう努める。また、燃料の確保については、さらに災害協定締結先の拡充に努める。

3 備蓄困難な資機材の確保対策

市は、支援物資を取り扱う業者一覧の作成や、仮設トイレ・ハウス等の備蓄困難な資機材も確保に向けて、現在締結を行っていないメーカー等との災害協定の締結を行い、備蓄困難な資機材が確保できるように努める。

4 防災用備蓄拠点の整備

市は、市内及び近隣市町村の小売業に係る流通業者及び物流業者と連携し、緊急用物資の備蓄拠点の確保及び物流体制の構築を図る。

5 救助用重機の確保対策

市は、市街地における災害において、倒壊建築物からの人命救助に建設用大型重機が必要となるため、災害時におけるこれら大型重機の確保に努める。

第12節 相互応援体制の整備

大規模な災害時には、その業務量と時間的制約等により、市だけの災害応急対策の実施が困難となる場合があることから、迅速かつ確かな防災減災対策を実施するにあたって、被災していない地域の機関等の協力が必要となる。

このため、市は、他の地方公共団体等との広域的相互応援体制の整備充実を図る。

なお、相互応援協定の締結にあたっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な地震災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮するとともに、多種・多様な団体との災害時の応援協定の締結を推進する。

第1 相互応援体制の整備

1 受入れ体制の整備

市は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の市町村及び防災関係機関から応援を受けられるよう、応援計画や受援計画をそれぞれ位置付けるよう努め、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整える。

2 協定の締結

人の生命を守るための災害応急対策は、時間との競争であるため、市は、平素から関係機関間で協定を締結する等、計画具体化・連携の強化を推進し、災害発生時に各実施主体が迅速かつ効果的に対応できるよう努める。

また、協定締結などの連携強化にあたっては、実効性の確保に留意する。

3 外部専門家による支援体制の構築

市は、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努める。

第2 防災関係機関との応援協定の締結等

市の行政機能の喪失や著しい低下への対策も含め、防災関係機関相互の応援・協力活動等が円滑に行われるように、市は必要に応じて事前に災害時の相互応援に関する協定を締結する等、その体制を整備し、相互応援協定を締結する場合には、次の事項に留意し、実践的な内容とする。

1 連絡体制の確保

- (1) 災害時における連絡担当部局の選定
- (2) 夜間における連絡体制の確保

2 円滑な応援要請

- (1) 主な応援要請事項の選定
- (2) 被害情報等の応援実施に必要な情報の伝達

3 応援協定締結状況

市では現在、次のとおり協定を締結しているが、今後さらに強化を図る。

(1) 富谷市が締結している相互応援協定

相互応援協定名	協定締結先	協定締結年月日
大和町、大郷町、富谷市、大衡村消防相互応援協定	大和町、大郷町、大衡村	昭和40年5月15日
宮城「館」防災に関する相互応援協定	塩竈市、多賀城市、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大郷町、大衡町	平成7年11月14日
災害時の情報交換に関する協定	国土交通省東北地方整備局	平成21年8月25日
電力設備災害復旧に関する協定	東北電力株式会社仙台北電力センター	平成24年6月14日
災害時相互応援協定	愛知県長久手市	平成25年1月23日

(2) 黒川地域行政事務組合が締結している相互応援協定

相互応援協定名	協定締結先	協定締結年月日
東北自動車道宮城県消防相互応援協定	仙台市、名取市 仙南地域広域行政事務組合、栗原地域広域行政事務組合、大崎地域広域行政事務組合、黒川地域行政事務組合	昭和63年7月1日
宮城県広域消防相互応援協定	仙台市、名取市、岩沼市 石巻地区広域行政事務組合、塩釜地区消防事務組合 亘理地区行政事務組合、仙南地域広域行政事務組合 栗原地域広域行政事務組合、大崎地域広域行政事務組合、登米地域広域行政事務組合、気仙沼本吉地域広域行政事務組合、黒川地域行政事務組合	平成4年4月1日
宮城県広域航空消防応援協定	宮城県 仙台市、名取市、岩沼市 石巻地区広域行政事務組合、塩釜地区消防事務組合 亘理地区行政事務組合、仙南地域広域行政事務組合 栗原地域広域行政事務組合、大崎地域広域行政事務組合、登米地域広域行政事務組合、気仙沼本吉地域広域行政事務組合、黒川地域行政事務組合	平成4年4月1日
宮城県内航空消防応援協定	宮城県 仙台市、名取市、岩沼市 石巻地区広域行政事務組合、塩釜地区消防事務組合 亘理地区行政事務組合、仙南地域広域行政事務組合 栗原地域広域行政事務組合、大崎地域広域行政事務組合、登米地域広域行政事務組合、気仙沼本吉地域広域行政事務組合、黒川地域行政事務組合	平成13年4月1日
宮城県防災ヘリコプターを使用した大規模特種災害時における広域航空消防応援に関する協定	宮城県 仙台市、名取市、岩沼市 石巻地区広域行政事務組合、塩釜地区消防事務組合 亘理地区行政事務組合、仙南地域広域行政事務組合 栗原地域広域行政事務組合、大崎地域広域行政事務組合、登米地域広域行政事務組合、気仙沼本吉地域広域行政事務組合、黒川地域行政事務組合	平成16年4月1日

資料編 ・ 資料9-1 相互応援協定

第3 遠方の市町村間の相互応援協定の推進

市は、他県の市町村として、すでに愛知県長久手市と応援協定を締結している。今後も、大規模災害に備え、遠方の市町村との相互応援協定の締結を推進する。

第4 訓練及び情報交換の実施

相互応援体制の強化充実に資するため、必要に応じ協定締結市町村間での平常時における訓練を実施し、災害時の応援等に係る情報交換を行う。

第5 後方支援体制の構築

市は、必要に応じて被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互協定を締結し、それぞれにおいて後方支援基地と位置付ける等、必要な準備を整える。

第6 県による応援体制の整備への協力

県は、県内の市町村が被災した場合に備えて、災害対策本部地方支部や地域部、現地災害対策本部の円滑かつ効果的な運用方法等について検討するとともに、防災資機材の備蓄、他の市町村、都道府県等からの人的、物的支援の受入れ等の支援体制を構築することとしている。

また、市町村からの要請に応じて支援を実施するほか、大規模な災害の発生等により必要と認める場合には、市町村からの応援要請を待たずに必要な支援を行うこととしている。

これらの体制確立に合わせて、市は以下の取り組みを進める。

1 連携体制の構築

市は、県への応援要求が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておく等、必要な準備を整えておく。

2 応援体制の強化

市は、大規模災害が発生した際に県からの応援を迅速かつ的確に受入れられるよう、県と合同での総合防災訓練等において応援体制を検証し、さらなる連携の強化を図る。

第7 他都道府県との応援体制の整備

知事は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、北海道及び新潟県を含む東北8道県で締結した「大規模災害時の北海道・東北8道県相互応援に関する協定」に基づき応援を要請する。

また、県は、「宮城県災害時広域受援計画」に基づき、複数の自治体からの応援の受入れ、被災市町村への支援内容の調整等、円滑に応援を受入れるための体制を整備する。

1 自主的な相互応援

ヘリコプターを活用した緊急被災地情報収集体制を確立し、被災道県の情報収集を行い、状況に応じ自主的、積極的な相互応援を行う。

※ 宮城県が被災した場合のヘリコプターによる緊急被災情報収集体制…(正)山形県、(副)福島県

2 実践的相互応援

8道県の防災体制の連携強化と応急応援を迅速、円滑に行うため、カバー（支援）県を定めるとともに、被災道県の災害対策本部にカバー（支援）県より連絡調整員を派遣し、応援に係る連絡調整業務を行う。

※ 宮城県が被災した場合のカバー（支援）県

（第1順位）山形県（第2順位）福島県（第3順位）北海道

（1）具体的な相互応援

各道県が応援可能とする具体的項目については、相互に資料を交換し、被災道県において必要な応援要請を迅速、的確に行う。

第8 緊急消防援助隊の受援体制の整備

緊急消防援助隊は、災害発生初期の救援活動を迅速に行うため、「消防組織法」（昭和22年法律第226号）、「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画（平成16年2月6日付け消防震第9号）」、「緊急消防援助隊運用要綱」（平成16年3月26日付け消防震第19号）に基づき各都道府県に編成された全国規模の組織であり、各消防本部に所属する消防隊や救助隊、救急隊等を事前に登録し、消防庁長官の求め、または指示に応じて大規模な災害時に被災地に出動する。

本市が被災し、緊急消防援助隊を受入れることが決定した場合、「宮城県緊急消防援助隊受援計画」に基づき、県や黒川地域行政事務組合消防本部は緊急消防援助隊調整本部を設置し、受援体制を整備する。

第9 警察災害派遣隊の編成

警察災害派遣隊は、全国すべての都道府県警察に設置され、広域緊急援助隊等の即応部隊及び特別警備部隊等の一般部隊で構成されている。

警察災害派遣隊は、国内において大規模な災害が発生し、又はそのおそれがある場合、都道府県の枠を越えて迅速に出動し、直ちに被害情報や交通情報の収集、被災者の救出・救助、緊急交通路の確保、検視・検分等の活動に従事する。

第10 TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊：国土交通省）との連携体制

県、国土交通省東北地方整備局、東北運輸局及び仙台管区気象台は、災害時のTEC-FORCEの出動に関し、各々の計画の調整を図るとともに協力関係について定めておくなど、平常時から連携体制の強化を図る。その際、TEC-FORCEの災害派遣活動が円滑に行えるよう、適切な役割分担を図るとともに相互の情報連絡体制の充実に努める。

第11 非常時連絡体制の確保

1 非常時連絡手段の確保

市は、災害発生直後から、連携した応急対策活動が必要な県及び災害時応援協定の締結機関と確実に連絡がとれるように、非常時の通信手段を確保するよう努める。

2 通信不通時の連絡ルールの策定

市は、通信不通時の連絡方法（担当者が集合する場所等）についても、事前にルールを決めておく等、連絡体制の確保に努める。

第12 資機材及び施設等の利用

1 応援体制の強化

市は、食料、飲料水、燃料、生活必需品、医薬品、血液製剤及び所要の資機材の調達、広域的な避難に必要となる施設の利用等に関する応援体制の充実に努める。

2 運用方法等の検討

県は、市及び防災関係機関と連携し、資機材及び施設等に関する情報の共有、広域応援部隊や応急活動用備蓄資機材の本市への配分方法や被災地での部隊の効率的運用方法等についてあらかじめ検討するよう努める。

第13 救援活動拠点の確保

市は、機関相互の応援が円滑に行えるよう、県と協力して警察・消防・自衛隊等の部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点の確保に努めるとともに、候補地のリスト化を図る。

第14 関係団体との連携強化

市は、他市町村等関係機関や、平常時からその所管事務に関係する企業、団体等と応援協定の締結を進めるとともに、あらかじめ応援部隊の活動拠点を確保し訓練を実施するほか、活動拠点に係る関係機関との情報の共有を図る等、日頃から連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行える体制の整備に努める。

また、民間事業者等に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ民間事業者等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておく等、民間事業者等のノウハウや能力等の活用を図る。

第15 物資・資機材の提供等に関する協定、覚書

市では、その他の応援要請として、民間団体等と以下の協定、覚書を締結しているが、今後さらに強化を図る。

相互応援協定名	協定締結先	協定締結年月日
災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定	塩竈市、多賀城市、松島町、七ヶ町、利府町、大和町、大郷町、大衡町 みやぎ生活協同組合	平成9年1月24日
災害時における応急用燃料の供給に関する覚書	宮城県石油商業協同組合塩釜支部、黒川支部	平成10年11月4日
災害時における富谷市・富谷郵便局間の協力に関する覚書	富谷郵便局	平成13年3月29日
災害時における支援協力に関する協定	イオン株式会社ジャスコ富谷店（イオンリテール株式会社イオンモール富谷）	平成18年6月12日
災害時支援物資等の提供に関する協定書	株式会社サン・ベンディング東北	平成21年8月25日
災害時における応急措置の協力に関する協定	くろかわ商工会富谷事務所	平成21年12月14日
災害時における応急措置の協力に関する協定	世紀東急工業株式会社東北支店	平成22年3月23日
災害時における支援協力に関する協定	白石食品工業株式会社仙台工場	平成22年3月24日
災害時支援物資等の提供に関する協定書	コカ・コーラボトリング株式会社仙台北営業所	平成22年4月21日
災害時における隊友会の協力に関する協定	公益社団法人隊友会宮城県隊友会富谷支部	平成24年5月16日
大規模災害発生時における資機材等の供給協力に関する協定	株式会社カインズ	平成24年5月16日
災害時における応援協力に関する協定	公益社団法人富谷市シルバー人材センター	平成25年3月18日

相互応援協定名	協定締結先	協定締結年月日
災害時における物資の供給協力に関する協定	新みやぎ農業協同組合あさひな地区本部	平成25年6月19日
災害時における要援護者の緊急受入れに関する協定	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会、社会福祉法人永楽会、社会福祉法人東松島福祉会、社会福祉法人桜樹会、医療法人社団中谷クリニック、医療法人社団清山会、株式会社ドリームライト	平成25年12月11日
物資等の緊急輸送に関する協定	公益社団法人宮城県トラック協会仙台支部	平成26年3月19日
資料編 ・ 資料9-2 物資・資機材の提供等に関する協定、覚書		

第13節 医療救護体制の整備

大規模な災害時には、同時に多数の負傷者の発生が予想され、医療機関の被災、ライフラインの機能停止、交通・通信網の混乱等により十分な診療提供体制が確保できない可能性があり、迅速な医療救護が要求される。

このため、市、県は医療関係機関等と緊密な連携を図りながら、住民の生命と健康を守るため、医療救護体制の整備に努める。

第1 実施体制

- 1 被災者に対する医療救護は、市が行う。なお、市限りで実施困難なときは県に対して医療救護班の派遣を要請し、隣接する市町村、県その他の医療機関の応援により行う。
- 2 災害救助法が適用されたときは、県及び県の委任に基づき日本赤十字社宮城県支部が実施する。

第2 初期医療体制の整備

市は、災害発生後の電話、道路交通等の混雑、不通により、救急医療体制が十分に機能しない事態に対処するため、次により初期医療体制の確立を推進する。

- 1 救護所の設置箇所を定め、住民に周知を図る。
- 2 救護所等に医療救護用の資機材を備蓄する。
- 3 医療機関の協力により、医療救護班を編成する。
- 4 医療救護班の派遣要請の方法、重症者の搬出方法等を定める。
- 5 応急手当等の家庭看護の普及を図る。

(救護所の設置予定場所については、本編第3章11節「医療救護活動」参照のこと。)

資料編 ・ 資料6-1 医療機関等一覧

第3 医薬品、医療資機材の整備

市は、災害時における医療救護活動の実施に備え、平常時から市内の医療機関、避難所として指定している施設等に医薬品、医療資機材等の備蓄を推進する。

第4 医療体制等の整備

市は、消防機関・医療機関相互の情報交換が円滑に実施されるよう、あらかじめ具体的な連絡体制を整備する。傷病者の移送については、災害時に道路交通の混乱が予想されるため、警察による交通規制の実施や、陸上輸送が困難な場合の県防災ヘリコプターによる搬送の要請等、関係機関との調整を行う。なお、救急医療施設については、第3章第11節「医療救護活動」を参照のこと。

また、関係機関の協力を得て、本市地域防災計画に基づく訓練を毎年1回以上実施する。

第5 災害情報の収集・連絡体制の整備

市は、医療機関の被害状況や医療機関に来ている負傷者の状況、医療従事者の活動状況を把握するため、消防、医療機関等をネットワーク化した緊急医療情報システムの構築をはじめとする情報通信手段の多重化を図る。

第6 医療救護体制の整備

1 市の役割

(1) 医療救護活動の担当部門の設置

ア 市は、災害が発生したときに円滑な医療救護活動を実施するために、市災害対策本部内に医療救護を担当する部門を設けること及び責任者をあらかじめ決めておく。

イ 市は、病院、救護所の被害状況や傷病者の受入れ情報の収集方法をあらかじめ定めておく。

ウ 市は、医療救護体制について県が設置した県地域災害医療支部への連絡方法についてあらかじめ決めておく。

(2) 医療救護所の指定

ア 市は、黒川医師会等医療機関の協力を得て、あらかじめ初期医療救護に相当する応急処置等を行うための「医療救護所」を指定する。また重症患者等の処置及び収容を行う病院をあらかじめ指定しておく。

イ 市は、要配慮者が避難する福祉避難所、あるいは福祉施設において、医療救護の支援が必要となるときは、地域災害医療支部に医療救護班の派遣を要請することとし、要請と受入れに係る計画を事前に策定しておく。

ウ 市は、宮城県仙台保健福祉事務所（塩釜保健所）に医療救護所の設置される場所を報告しておく。

(3) 地域医療関係機関との連携体制

市は、地域の医師会等と活動体制や内容について事前に協議しておくとともに、必要に応じ協定を締結しておく。

(4) 医療救護班の編成

ア 市は、地域の実情に合わせた医療救護班をあらかじめ編成しておく。編成にあたっては黒川医師会、公的病院等医療機関の協力を得る。市独自で医療救護班編成が困難な場合は、宮城県仙台保健福祉事務所（塩釜保健所）の協力のもと、広域圏で編成する。

イ 市で編成された医療救護班については、宮城県仙台保健福祉事務所（塩釜保健所）へ報告する。変更した場合も同様とする。

(5) 応急救護設備の整備と点検

市は、災害が発生した場合、直ちに医療救護活動が円滑に開始できるよう応急救護設備等の整備に努めるとともに、定期的に点検を行っておく。

2 県の役割

(1) 医療救護活動に関する調整組織の設置

県は、医療救護活動に関する次の調整組織の設置について定めておく。

名称	設置・出務場所	業務内容
災害医療本部	災害対策本部内	医療救護全体の調整
宮城県DMAT調整本部	災害医療本部内	DMATの受入・配置調整
医療救護班派遣調整本部	災害医療本部内	医療救護班の受入・配置調整
DMAT・SCU本部 ※ SCU： 航空搬送拠点臨時医療施設	航空搬送拠点（仙台空港・航空自衛隊松島基地・陸上自衛隊霞目駐屯地）	広域医療搬送の調整
地域災害医療支部	被災地の保健福祉事務所	地域医療救護全体の調整
DMAT活動拠点本部	被災地の災害拠点病院等	地域でのDMAT活動
地域災害医療連絡会議	被災地の保健福祉事務所	医療救護活動の情報共有
災害医療コーディネーター	災害医療本部内	医療救護活動の調整
	設置：地域災害医療支部 出務：災害拠点病院または中核的医療機関	地域での医療活動の調整

※ DMAT（災害派遣医療チーム）：大規模な災害や事故の発生後、急性期（おおむね48時間以内）に活動できる機動性を持った、専門的な訓練を受けた医療チーム。医師、看護師、業務調整員（医師・看護師以外の医療職及び事務職員）で構成される。

（2）災害医療本部

ア 県災害対策本部（本部長：知事）のもとで、医療部門の総合調整を行う。

また、市町村の医療救護活動の支援を行う。

イ 本部長は保健福祉部次長（技術担当）、副本部長は医療政策課長とする。本部員は健康推進課長、疾病・感染症対策室長、障害福祉課長及び薬務課長とし、事務局は医療政策課及び関係各課室の職員とする。

ウ 災害医療本部は、医療政策課と関係各課が連携して次の業務を行う。

（ア）県内の医療救護活動の総合調整

（イ）医療救護に関する情報の収集及び提供

（ウ）地域災害医療支部の活動の支援

（エ）国、他都道府県及び日本赤十字社（以下「国等」という）への医療支援要請

（オ）DMATの調整及び宮城DMAT調整本部の設置運営

（カ）広域医療搬送拠点でのDMAT・SCU本部の設置運営

（キ）災害拠点病院の医療救護活動の調整及び重症患者の広域医療搬送の手配

（ク）県外からの医療支援の受入れ調整

（ケ）協定締結団体等に対する医療支援の要請及び支援受入れの調整

（コ）その他必要な事項

エ 災害医療本部に、県災害医療コーディネーターを置き、災害時の県全体の医療救護活動の調整を行う。

オ 災害医療本部は、県内でDMATや医療救護班による医療救護活動が行われる間設置する。

（3）地域災害医療支部

ア 地域災害医療支部は管内の医療部門の総合調整を行う。

イ 地域災害医療支部は、次表のとおり、県保健福祉事務所（保健所）にそれぞれ設置する。被災により地域災害医療支部を設置できない場合は、他の県行政庁舎等に設置する。

地域災害医療支部名	設置場所	管内市町村
仙南支部	宮城県仙南保健福祉事務所 (仙南保健所)	白石市、角田市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町
仙台支部	宮城県仙台保健福祉事務所 (塩釜保健所)	塩竈市、多賀城市、富谷市、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大郷町、大衡村
岩沼支部	宮城県仙台保健福祉事務所 (塩釜保健所岩沼支所)	岩沼市、名取市、亘理町、山元町
大崎支部	宮城県北部保健福祉事務所 (大崎保健所)	大崎市、色麻町、加美町、涌谷町、美里町
栗原支部	宮城県北部保健福祉事務所 栗原地域事務所 (栗原保健所)	栗原市
登米支部	宮城県東部保健福祉事務所 登米地域事務所 (登米保健所)	登米市
石巻支部	宮城県東部保健福祉事務所 (石巻保健所)	石巻市、東松島市、女川町
気仙沼支部	宮城県気仙沼保健福祉事務所 (気仙沼保健所)	気仙沼市、南三陸町

※ 仙台市については、県災害医療本部が災害医療連絡調整本部（市が医療関係団体と設置）と連携をとって活動するとともに、仙台支部と情報を共有する。

ウ 地域災害医療支部においては、支部長は保健福祉事務所長や地域事務所長、副支部長は保健所長（保健医療監）とする。支部員は、保健福祉事務所や地域事務所の職員とする。

エ 地域災害医療支部は、市町村と協力して次の業務を行う。

- (ア) 管内の医療救護活動の総合調整
- (イ) 管内の医療救護に関する情報の収集及び提供
- (ウ) 管内の市町村の医療救護活動の支援
- (エ) 管内の災害拠点病院の医療救護活動の調整
- (オ) 支部管内の医療救護施設等への医療支援の受入れの調整
- (カ) 管内医療機関の宮城県救急医療情報システム、EMISへの代行入力
- (キ) 市町村災害対策本部が行う避難所の医療ニーズ調査の支援

オ 地域災害医療支部に地域災害医療コーディネーターを置き、地域の災害時の医療活動を調整する。

カ 地域災害医療支部及び地域災害医療連絡会議は、当該地域において医療救護活動が行われる間設置する。

(4) 災害拠点病院（宮城DMAT指定病院）

ア 県は、災害医療に関して中心的な役割を果たす「基幹災害拠点病院」及び「地域災害拠点病院」を設置する。

災害拠点病院	地域災害医療支部	病 院 名
基幹災害拠点病院	全県	国立病院機構仙台医療センター
地域災害拠点病院	仙南	みやぎ県南中核病院、公立刈田総合病院
	仙台	東北大学病院、仙台市立病院、東北労災病院、仙台赤十字病院、仙台オープン病院、東北医科薬科大学病院、坂総合病院、総合南東北病院
	大崎・栗原	大崎市民病院、栗原市立栗原中央病院
	石巻・登米・気仙沼	石巻赤十字病院、登米市立登米市民病院、気仙沼市立病院

- イ 災害拠点病院の機能は、次の機能を有するよう整備する。
 - (ア) 多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の震災時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度の診療機能
 - (イ) 患者等の受入れ及び搬出を行う広域搬送への対応機能
 - (ウ) 自己完結型のDMAT及び医療救護チームの派遣機能
 - (エ) 他の医療機関から派遣されたDMATや医療救護班の受入れ機能
 - (オ) 地域の医療機関への応急用資機材の貸出機能
- (5) 宮城県DMAT調整本部・DMAT活動拠点本部
 - ア DMATの派遣を要請した場合には、災害医療本部内に宮城県DMAT調整本部を設置し、県内で活動するすべてのDMATを統括する。
 - イ 宮城県DMAT調整本部の責任者は、あらかじめ登録していた統括DMAT登録者の中から災害医療本部長が任命する。
 - ウ 被災地域の災害拠点病院に、DMAT活動拠点本部を設置し、宮城県DMAT調整本部の指揮・調整のもと、地域内で活動するDMATを指揮する。
 - エ DMAT活動拠点本部の責任者は、当該地域で活動する統括DMAT登録者の中から宮城県DMAT調整本部の責任者が任命する。
 - オ 宮城県DMAT調整本部及びDMAT活動拠点本部は、県内でDMATの活動が行われる間設置する。
- (6) 救急患者等の搬送体制の確保
 - ア 県は、災害時における救急患者及び医療救護活動従事者の搬送のため、平常時から複数の搬送手段の確保に努め、災害時の救急患者等の地域医療搬送、広域医療搬送の体制を整備する。
 - (注) 広域医療搬送…被災地域で対応が困難な重症患者をヘリコプター等で被災地域外の医療機関に搬送して緊急の治療を行うもの。
 - イ 県は、被災地域及び被災地域外の空港等に下表のとおり航空搬送拠点をあらかじめ指定しておく。

航空搬送拠点	仙台空港
	航空自衛隊松島基地
	陸上自衛隊霞目駐屯地

- ウ 航空搬送拠点に、自衛隊の協力を得てSCU（広域搬送拠点臨時医療施設）を設置する。SCUは、被災地内の災害拠点病院から搬送されてくる患者を一時収容し、症状の安定化を図り、広域医療搬送のためのトリアージを実施する。
- エ SCUにDMAT・SCU本部を設置し、宮城県DMAT調整本部の指揮・調整のもと、SCUで活動するDMATを指揮する。
- オ DMAT・SCU本部の責任者は、SCUで活動する統括DMAT登録者の中から宮城県DMAT調整本部の責任者が任命する。
- カ 県は、県防災ヘリコプターの運航体制を充実するとともに、防災関係機関、民間会社等が所有するヘリコプターの運用について、関係機関・団体と連絡を図り、これらのヘリコプターの活動状況を集約し、連携を進める仕組み作りに努める。

キ 県は、航空搬送拠点等の広域搬送拠点には、広域後方医療関係機関（国、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構）と協力しつつ、広域後方医療施設への傷病者の搬送に必要なトリアージ（緊急度判定に基づく治療順位の設定）や救急措置等を行うための場所・設備を、あらかじめ整備しておくよう努める。

(7) 医療関係団体との連携

ア 県は県医師会等の医療関係団体、東北大学病院、独立行政法人国立病院機構、公的病院及び日本赤十字社宮城県支部等（以下、「医療救護関係団体」という。）の協力を得て、震災時における医療救護体制を確立しておく。

また、県は、これらの医療救護関係団体と協議し、必要に応じて協定を締結しておく。

イ 県は大規模な震災により、県内の医療救護体制が十分機能しない場合に備え、隣接県をはじめ、東北ブロック各県、全国の都道府県との災害時医療の相互協力体制の確立に努める。

(8) 大規模災害時医療救護活動マニュアルの整備

ア 県は、災害時の医療救護活動が円滑に実施できるように、「大規模災害時医療救護活動マニュアル」を整備するとともに、随時点検を行い、必要に応じて見直しをする。

イ 各保健福祉事務所及び地域事務所は、地域の実情に応じた対応マニュアルを整備する。

3 医療機関の役割

(1) 医療機関

ア すべての医療機関は、災害時における救急患者への医療支援に備え、災害時における情報の収集・発信方法、救急患者の受入れ方法、医療救護班・DMAT等の派遣及び受入れの方法、医薬品・食料・飲料水等の備蓄の充実等を記載した災害対策マニュアルを作成するとともに、業務継続計画（BCP）の作成に努める。

イ 透析医療機関は、被災により人工透析が困難となる場合に備え、他の医療機関との協力体制を確立しておく。

ウ 人工呼吸器等を使用している患者の入院が想定される医療機関は、災害時におけるこれらの患者の搬送先等について計画を策定しておく。

(2) 医療救護関係団体

医療救護関係団体は、県からの派遣要請に備え、医療救護活動が効果的かつ効率的に行えるよう、活動マニュアル等の整備に努めるとともに、平常時から、研修・訓練の実施に努める。

(3) 災害拠点病院

ア 災害拠点病院は、震災の発生に備え、患者の安全確保、ライフラインが機能停止した場合における診療機能の維持（BCP）、重症患者の受入れ及び搬送、DMAT及び医療救護班の編成・派遣、他の医療機関から派遣されたDMAT及び医療救護班の受入れ、地域の医療機関への応急用医療資機材の貸出し等について記載した災害対応マニュアルを作成しておく。

イ 災害拠点病院は、災害対応マニュアルに基づき、定期的な防災訓練を実施する。

ウ 災害拠点病院においては、ヘリポートの整備に努める。

エ 災害拠点病院は、適切な容量の受水槽の保有や、停電時にも使用可能な井戸設備の整備、優先的な給水協定の締結等、あらゆる手段を講じて診療時に必要な水の確保に努める。

オ 災害拠点病院は、食料、飲料水、医薬品等の備蓄について、流通を通じて適切に供給されるまでの適当な期間に必要な量として、3日分程度を確保するよう努める。この際、災害時に多数の患者が来院することや職員が帰宅困難となることを想定する。

カ 災害拠点病院は、自家発電機用燃料の備蓄量として、停電を想定し3日分程度を確保するよう努める。

4 在宅要医療患者の医療救護体制

(1) 市及び県は、人工透析、人工呼吸器使用、在宅酸素療法、インスリン治療、結核その他在宅で薬剤治療、医療処置を必要とする在宅要医療患者の災害時医療について、必要な医療が確保できるように、医療体制を整備する。

(2) 医療機関は、自院で診療を行っている在宅要医療患者の台帳の整備に努めるとともに、災害時の対応について市及び患者に周知する。

被災により診療が困難となる場合に備え、他の医療機関との協力体制を確立しておく。

(3) 県は、県透析医会、市、県医師会等の協力により、透析医療機関の被災の状況、透析医療の可否について情報を一元的に収集し、透析医療機関及び患者からの問い合わせに対し、情報を提供する体制を整備する。

第7 情報連絡体制の整備

1 災害時情報伝達手段の確保

(1) 市は、災害時の情報連絡体制を確保するため、衛星電話、災害時優先電話、MCA無線等の複数の通信手段の整備に努める。

(2) 災害拠点病院は、宮城県救急医療情報システム（災害モード）による情報収集に加え、災害時の通信手段を確保するため、衛星電話を保有するとともに、衛星回線インターネットが利用できる環境を整備しておく。

(3) 救急告示病院及び透析医療機関は、衛星電話、災害時優先電話、MCA無線等を含めた複数の通信手段の保有に努める。

2 医療救護活動に関する情報連絡体制

(1) 情報の共有

ア 県災害医療本部は、地域災害医療支部及び災害拠点病院からの情報を収集・整理し、県内の状況を把握するとともに関係機関と情報を共有する。

イ 地域災害医療支部は、管内市町村の医療救護に関する情報を収集・整理し、県災害医療本部ほか関係機関と情報を共有する。

(2) 宮城県救急医療情報システム（災害モード）による連絡体制

ア 医療機関の被災状況及び傷病者の受入れの可否等の把握は、宮城県救急医療情報システム（災害モード）により行う。あらかじめ医療機関の被害状況及び活動状況等の事項について定めておく。

宮城県救急医療情報システム

平常時の救急医療活動への情報支援とともに、災害時における情報の混乱を防止し、速やかな情報伝達と救急救命活動・救急医療活動を支援することを目的に運用している。平成19年度に災害モードを導入、大規模災害発生時は災害モードに切り替わる。

◎システム参加機関（平成29年3月現在）

医療機関 156、消防本部 12、県医師会、宮城県（保健福祉部、各保健福祉事務所）、仙台市（健康福祉局、各区保健福祉センター）

◎災害時情報

患者受入れ可否情報、受入れ患者数、転送を要する患者数、ライフラインの状況等

(3) 広域災害救急医療情報システム（EMIS）の整備

災害医療本部及び地域災害医療支部は、DMATの活動状況について、広域災害救急医療情報システム（EMIS：イーミス）の情報から収集するほか、直接DMAT等の医療救護班からの支援情報を収集し、関係機関と情報の共有を行う。

3 研修・訓練の実施

県及び医療機関は、災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するために、広域災害・救急医療情報システムの操作等の研修・訓練を定期的に行う。

第8 医薬品等及び輸血用血液の備蓄・供給体制

1 医薬品、衛生材料、医療用品及び医療器具の整備

- (1) 県は、宮城県医薬品卸組合と「非常災害用医薬品確保に関する協定」を締結し、緊急に必要な医薬品、医療資機材については、当該組合が流通備蓄として確保する。
- (2) 県及び宮城県医薬品卸組合、一般社団法人日本産業・医療ガス協会東北地域本部、宮城県医療機器販売業協会は、災害急性期以降も含めた医療救護活動に必要な医薬品等を迅速に供給できるよう、あらかじめ協議し、体制を整備しておく。
- (3) 市は、一般社団法人宮城県薬剤師会支部と発災時の医薬品供給に関する協定を締結する等により、医療救護所で使用する医薬品等の確保に努める。
- (4) 県は県外から輸送される医薬品等を受入れ、仕分け及び管理を行う一次医薬品集積所を宮城県医薬品卸組合との「大規模災害時における一次医薬品集積所に関する覚書」に基づき1か所設置する。また、必要に応じて、一次医薬品集積所から輸送された医薬品を受入れ、仕分け及び管理を行った後、医療救護施設等に供給する二次医薬品集積所を地域災害医療支部ごとに1か所程度設置する。
- (5) 県は、関係機関と協議して、医薬品集積所の運営体制及び候補施設を決めておく。

2 輸血用血液

県は、宮城県赤十字血液センターとあらかじめ協議し、県内の主要医療機関等と協力し、災害時の輸血用血液の備蓄・供給体制を確立しておく。また、宮城県赤十字血液センターが被災によりその機能を果たせなくなった場合の輸血用血液の供給体制を整備しておく。

3 薬剤師の確保

- (1) 市は、医療救護所で医薬品の管理等を行う薬剤師の派遣について、黒川医師会や一般社団法人宮城県薬剤師会とあらかじめ協議しておく。
- (2) 県は、一般社団法人宮城県薬剤師会及び一般社団法人宮城県病院薬剤師会と締結した「災害時における医療救護活動に関する協定書」に基づき、薬剤師の派遣を要請し、医薬品等集積所、救護所等での医薬品等の仕分け、在庫管理、服薬指導を行う。

第9 医療救護活動に係わる研修や訓練の実施

県は、関係機関の協力を得ながら、災害時において医療救護活動が円滑に行われるよう、平常時から、災害医療本部、DMAT活動調整本部、地域災害医療支部、地域災害医療連絡会議の設置、運営等に関する研修や訓練の実施に努める。

また、DMATが中期的にも医療活動を展開できる体制の確立や、DMATから中長期的な医療を担うチームへの円滑な引継ぎを図るため、訓練等を通じて、派遣調整を行うスキームの一層の改善に努める。また、慢性疾患患者の広域搬送についても、関係機関との合同訓練等を通じて、円滑な搬送体制の確保に努める。

第10 心のケアの専門職からなるチームの整備

県は、災害時の心のケア活動が円滑に実施できるよう、「災害時こころのケア活動マニュアル」について、随時点検し見直しを行うとともに、災害発生時には、災害派遣精神医療チーム(DPAT)調整本部を庁内に設置し、有識者で構成する心のケア対策会議においてチーム編成等の調整を行い、速やかにDPATを被災地に派遣する。

第11 福祉支援体制の構築

大規模な災害時には、福祉施設等に甚大な被害が生じ、また、長期間の避難生活が想定されることから、避難所等の高齢者、障害者、乳幼児等の福祉の支援を必要とする者に対する支援体制を十分に確保できないことが想定される。

このため、宮城県災害福祉広域支援ネットワーク協議会(県、県内市町村、宮城県社会福祉協議会、福祉関係機関・団体により構成)により広域的な福祉支援ネットワークの構築を図るとともに、高齢者、障害者等に対して支援を行うための福祉・介護の専門職から構成される災害派遣福祉チームの派遣体制の構築に努める。

市は、災害派遣福祉チームの役割を念頭において訓練等を実施するとともに、避難所等において災害派遣福祉チームとの連携を強化し、被災者支援体制の構築を図る。

第14節 緊急輸送体制の整備

物資等の緊急輸送は、情報収集・伝達と併せて災害応急対策活動の中心をなすものであり、輸送路と輸送手段が確保されて初めて効率的な緊急輸送が可能となる。

このため、市及び関係機関はあらかじめ緊急輸送路、輸送体制について定めておく。

第1 緊急輸送ネットワークの形成

1 緊急輸送ネットワークの設定

市は、県及び関係機関が構築する緊急輸送ネットワークを基に、市内の関連道路や施設の情報の共有化、最新情報の把握に努める。

2 緊急輸送ネットワークの安全性確保

市は、緊急輸送ネットワークとして指定された市が管理する輸送施設や輸送拠点について、特に耐震性の確保に配慮する。

第2 緊急輸送道路の確保

1 緊急輸送道路ネットワーク計画の策定

市は、災害発生後の避難、救助をはじめ物資の輸送、諸施設の復旧等応急対策活動を実施するため、他の道路管理者と連携を図るとともに、関係機関と協議し、事前に特に重要となる道路（以下「緊急輸送道路」という。）を選定し、これらを有機的に連結させた富谷市緊急輸送道路ネットワーク計画の策定を行うとともに、当該道路の防災減災対策の計画を定め、安全性・信頼性の高い道路網の整備を図る。（緊急輸送道路については第3章第12節「交通・輸送活動」参照のこと。）

2 緊急輸送道路の整備

市は、他の道路管理者と連携を図り、緊急輸送道路の確保のため、障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要の人員、資機材の確保について関係機関と協議のうえ、協定等の締結に努める。

また、広域農道等の管理者は、緊急輸送道路として確保できるよう管理に努める。

3 交通規制等交通管理体制の整備

県警察本部は、災害時の交通規制を行うために定める緊急交通路を確保するため、必要な安全施設の整備事業や交通管理対策に関して定める。

（1）交通規制計画

県警察本部は、災害による交通の混乱を防止し、住民等の避難路及び緊急交通路を確保するため、あらかじめ交通規制計画及び交通管制センターの運用計画を策定する。

交通規制計画の策定にあたっては、次に掲げる道路について、道路管理者等と連携の上、避難計画、緊急輸送計画、道路啓開計画及び隣接する県警察等との交通規制計画と整合性のとれた計画を策定する。

- ア 警察庁が指定する広域交通規制対象道路
- イ 緊急交通路、避難路その他の防災上重要な幹線道路
- ウ 高速自動車国道等
- エ 広域的な避難場所等防災上重要な施設の周辺道路

- オ かけ崩れ等の発生が予想される施設の周辺道路
 - カ 災害発生時に重大な火災の発生が予想される施設の周辺道路
 - キ その他防災上交通規制計画を策定しておく必要のある道路
- (2) 交通管理体制及び交通管制施設等の整備

ア 緊急復旧体制の確立

災害発生時における広域交通管理体制の整備を図るとともに、信号機、交通情報板、交通管制センター等交通管制施設について、耐久性等の確保と倒壊、破損等の被害を受けた場合の緊急復旧体制の確立を図る。

イ 交通規制資機材の整備

災害発生時の交通規制を円滑に行うため、交通規制資機材の整備を図るとともに、警備業者等による交通誘導の実施やレッカー業者等による放置車両等の撤去の実施等応急対策業務に関して、協力方法、費用負担、災害補償、訓練の実施方法等について事前に協議を行い、協定等の締結に努める。

ウ 信号機滅灯対策の推進

道路交通機能の確保のため重要となる信号機への電源付加装置の整備等、信号機滅灯(信号機が表示されない状態)対策を推進する。

(3) 災害発生時の運転者の義務の周知

災害発生時において、災害応急対策等に必要な人員、物資等の緊急輸送等を確保するために交通規制が実施された場合の、できる限り安全な方法により車両を左側に停止させる、避難のために車を利用しない、といった車両の運転者の義務等について周知を図る。

4 道路啓開体制の整備

市は、他の道路管理者と連携を図り、災害発生後の道路の障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について民間団体等との協定等の締結に努める。

また、市は、道路啓開等を迅速に行うため、協議会の設置等による道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案する。

第3 臨時ヘリポートの確保

県は、施設の管理者と連携をとりつつ、あらかじめ、臨時ヘリポートの候補地を関係機関と協議の上緊急輸送ネットワークにおける輸送施設として指定するとともに、これらの場所を災害時に有効に利用し得るよう、関係機関及び住民等に対する周知徹底を図る。

災害時の利用についてあらかじめ協議しておくほか、通信機器等の必要な機材については、必要に応じ、当該地に備蓄するよう努める。

第4 建物屋上の対空表示(ヘリサイン)の整備

市及び県は、大規模災害時における緊急消防援助隊の航空部隊や自衛隊等他機関ヘリコプターの応援活動が円滑に行えるよう、建物屋上(病院、役所、学校等)に、あらかじめ割り振りをした番号や施設名称を塗料で大きく表示するなどの対空表示、いわゆるヘリサインの整備について検討する。

第5 緊急輸送体制

1 緊急通行車両の事前届出

市が保有する車両等で、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用するものについて、緊急通行車両の事前届出を行う。

2 届出済証の受理と確認

- (1) 県警察本部による緊急通行車両に該当するかどうかの審査を受け、該当すると認められるものについては、届出済証の交付を受ける。
- (2) 届出済証の交付を受けた車両については、災害が発生し緊急通行路が指定された際に、大和警察署から緊急通行車両の標章及び確認証明書の交付を受ける。

資料編 ・ 資料 5-6 災害対策基本法施行令第 33 条第 2 項に基づく緊急車両の標章

3 緊急輸送に関する協定

(1) 配送に関する協定

緊急物資輸送に必要なトラックの調達について、県等関係機関との連携体制を整備するとともに、災害協定を締結している公益社団法人宮城県トラック協会仙台支部と連携を図り、トラック輸送の応援体制強化を図る。

(2) 仕分けに関する協定

市は、大規模災害時を想定した物資の仕分けについて、宮城県倉庫協会の活用や物流・輸送関係の企業との災害協定締結について検討する。

(3) 協定内容の拡充

緊急輸送に関する協定の締結においては、必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参画、物流・ロジスティクスを熟知した人材の物資集積所への派遣や、物資の輸送拠点としての運送事業者等の施設の活用、被災時の場の提供による避難場所としての機能等を盛り込む等、協定内容をより充実させるよう努める。

4 緊急輸送の環境整備

市は、物資の調達・輸送に必要な情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源や非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備の推進に努める。

5 燃料優先協定の締結

市は、災害時における燃料供給について、ガソリンスタンド等から必要な給油を確実に受けられるように、優先順位や費用措置等を含め、民間企業等と協定の締結を検討する。

また、災害応急対策に従事する車両に対し、支援物資輸送のための民間トラック等も含めて優先給油を行う方策を検討しておく。

6 緊急通行車両標章の周知

市は、輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度が適用され、災害発生後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されることとなることから、民間事業者等に対して周知を行うとともに、事前届出制度の普及を図る。

7 復旧体制の整備

市は、他の道路管理者と連携を図り、橋梁、一般道と高速道の立体交差点、トンネル等の重要構造物が被災した場合を想定し、応急復旧のための資機材について事前の備蓄や整備を行う。また、災害時における建設業者等との協力体制の充実・強化を図るとともに、道路管理者相互の連携強化に努める。

第15節 避難対策

大規模災害発生時には、避難者が多数発生するおそれがある。

このため、市は、人命を守ることを最優先に、救助の万全を期するため、必要な計画の作成、強力な救助組織の確立、労務、施設、設備、物資及び資金の整備に努め、緊急に避難する場所としての指定緊急避難場所・避難場所へ向かう避難路等の整備等、災害発生後に住民や外来者等が円滑に避難できるよう、避難対策を強化する。

第1 避難誘導體制

市は、避難勧告等について、河川管理者等の協力を得つつ、避難勧告等を行う基準を定める。この際、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるとともに、躊躇なく避難勧告等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

また、指定緊急避難場所、避難路をあらかじめ指定し、円滑な避難のため、日頃から住民等への周知徹底を図るとともに、避難行動要支援者を速やかに避難誘導するため地域住民、自主防災組織等のコミュニティを活かした避難活動を促進する。

また、水防団等と協議し、発災時の避難誘導に関する計画を作成し、訓練を行う。

市は、土砂災害等に対する住民等の警戒避難基準をあらかじめ設定するとともに必要に応じ見直すよう努める。

避難誘導は、大和警察署の協力を得て、消防団員が行うこととし、さらに地域住民、自主防災組織等と連携を図り、協力して避難活動を行う。

また、これらの関係機関と協議し、発災時の避難所開設状況の公示・連絡や避難誘導について訓練を行う。

さらに、学校、社会福祉施設、病院等不特定多数の者が利用する施設の管理者は、災害等を想定した施設利用者の避難誘導計画を定め、職員等に周知徹底を図る。

第2 避難場所の確保

1 指定緊急避難場所の指定及び周知徹底

市は、都市公園、総合運動公園、学校、公民館等の公共施設を対象に、災害から管内の住民等が一時的に避難する場所のなかで、災害の危険が切迫した緊急時において災害及びその二次災害から安全が確保される指定緊急避難場所として、必要な数、規模の場所をあらかじめ指定し、誘導標識の設置等により、住民や外来者への周知徹底を図る。この際、災害の想定等により必要に応じて、近隣市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設けることも検討する。

また、万一指定緊急避難場所が被災するおそれがある場合は、より安全な指定緊急避難場所を目指す必要が生じることや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の安全な場所への移動又は屋内安全確保等を行うべきこと、さらには指定緊急避難場所が災害種別に応じて指定されており、災害種別に適した避難先を選択する必要があることについても、周知徹底に努める。

なお、指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておく。

2 公共用地等の有効活用

市は、指定緊急避難場所の確保において、必要に応じて国や県、民間の用地活用について検討する。

3 教育施設等を指定する場合の対応

市は、学校等教育施設を指定緊急避難場所として指定する場合は、あらかじめ当該施設の管理者及び施設を所管する教育委員会等と災害時に的確な対応がとれるよう十分に協議する。

4 交流拠点の指定緊急避難場所への活用

市は、学校、公民館、町内会館等の社会教育施設、社会福祉施設等を地域住民の交流拠点として整備を進め、これらを指定緊急避難場所として活用し、災害時の避難が容易となるよう努める。

5 備蓄倉庫及び通信設備の確保

市は、指定緊急避難場所と位置付けられる学校等に整備した備蓄倉庫、通信設備の維持管理に努める。

6 指定緊急避難場所の指定基準等

指定緊急避難場所の指定を行うこととなる異常な現象は、洪水、崖崩れ、土石流、地滑り、大規模な火事等とする。

指定緊急避難場所の指定基準は次のとおり。

- (1) 管理条件：災害が切迫した状況において、速やかに、居住者等に当該指定緊急避難場所が開設される管理体制を有していること。
- (2) 立地条件：異常な現象による災害発生のおそれがない区域（安全区域）内に指定緊急避難場所が立地していること。
- (3) 構造条件：指定緊急避難場所が上記安全区域外に立地する場合には、当該異常な現象に対して安全な構造であること。このうち、洪水等については、その水位よりも上に避難上有効なスペース等があること。

また、上記の基準のほか、次の条件に留意する。

- (1) 要配慮者が歩いて避難できる程度の近傍に場所を確保すること
- (2) 二次災害・複合災害の危険性のない場所であること
- (3) 臨時ヘリポートあるいはヘリコプター着陸可能地点に至近であること。ただし、臨時ヘリポート等と重なる可能性があるため、事前に整合を確認すること
- (4) 対象とする地区の住民、就業者、観光客、幹線道路通行者等を収容する広さを確保すること
- (5) 危険物施設等が近くにないこと
- (6) 建物の場合は、換気、照明等の設備が整備されていること
- (7) 指定緊急避難場所及びその近辺に備蓄倉庫を整備していること
- (8) 被害情報入手に資する情報機器（防災行政無線、ラジオ等）を整備していること

第3 避難路の確保

市は、指定緊急避難場所、指定避難所への経路を避難路として指定する場合、次の事項に留意する。

- (1) 十分な幅員があること
- (2) 万一に備えた複数路の確保
- (3) がけ崩れ等の危険箇所を通過しない経路の選定

上記条件を満たす避難路を選定した場合、周辺道路の交通規制について道路管理者及び県公安委員会と協議し、避難路の確保を図るとともに、特にスクールゾーンにおける危険施設（ブロック塀等）の調査を行い、避難経路の変更や危険要因等の排除に努める。

第4 避難路等の整備

1 避難路等の整備・改善

市及び県は、住民等が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、地域の実情に応じ、適宜、避難路等を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努める。

なお、避難路の整備にあたっては、災害による段差の発生、避難車両の増加、停電時の信号滅灯等による交通渋滞や事故の発生等を十分考慮する。

2 避難路等の安全性の向上

市及び県は、避難経路に面する建物の強化、ブロック塀の転倒防止等を進めるための安全基準の普及・啓発を推進するとともに、落橋防止、盛土部の沈下防止、液状化等の影響により避難路等が寸断されないよう対策に努める。

3 避難路の標示等

- (1) 防災マップによる啓発

市は、防災マップ等で指定緊急避難場所や避難路の位置等を地域住民へ啓発するほか、指定緊急避難場所を示す標識板を夜間でも分かりやすい標識へ改善するなど、住民等が日常生活の中で、常に災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような取組に努める。

避難誘導標識を設置する際には、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害に対応した避難場所であるのか明示するよう努めるとともに、県と協力して、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方について、周知を図るよう努める。

- (2) 多言語による標示

市は、避難場所や避難路の標示等、災害に関する案内板等については、多言語の併記標示を進め、外国人の避難に支障のないよう努める。

4 道路の交通容量の確認

東日本大震災時の避難行動においては、自動車の利用が非常に多く、避難路の問題点としても「渋滞」等の自動車に関する問題点が多く挙げられていたことから、市は、徒歩による避難の基本原則の徹底を図る。

なお、交差点部や橋梁部等、渋滞が発生しやすい場所において、十分な容量が確保されているかの確認を行うとともに、車両の通行に支障がないと判断される場合には、車両による避難等を容認する。

第5 避難誘導體制の整備

1 行動ルールの策定

市は、消防団員、警察官、地域住民等、防災対応や避難誘導・支援にあたる者の危険を回避するため、特定の避難支援者に過度な負担とならないよう役割分担等の明確化等、具体的な対応方策についての行動ルールを定める。

2 避難誘導・支援の訓練の実施

市は、避難誘導・支援の訓練を実施することにより、避難誘導等の活動における問題点を検証し、行動ルール等を必要に応じて見直す。

3 避難行動要支援者の避難誘導體制の整備

市は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、上記の行動ルールを踏まえつつ、これらの者に係る避難誘導體制の整備を図る。

資料編 ・資料5-4 避難の基本的フロー

4 避難勧告等の発令対象区域の設定

(1) 水害

洪水予報河川と水位周知河川については、水防法に基づき公表されている浸水想定区域を参考に、避難勧告等の発令区域を設定する。また、その他河川については、地形や過去の浸水実績等の情報も活用し、それぞれの河川の特性に応じて区域を設定する。

浸水想定区域は、最大水深を公表しているものであるため、実際の避難勧告等の発令においては、発令時の河川の状態や決壊等のおそれのある地点等を考慮する必要があることから、市は、河川管理者が算定した降雨規模別、破堤地点別に浸水が想定される区域を、あらかじめ把握しておくことが望ましい。

(2) 土砂災害

土砂災害の避難勧告等の発令対象区域は、危険度に応じてできるだけ絞り込んだ範囲とすることが望ましく、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域・危険箇所等を避難勧告等の発令の対象要素として定めておきつつ、発令時には、大雨警報（土砂災害）の危険度分布で危険度が高まっているメッシュと重なった土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域・危険箇所等に避難勧告等を発令することを基本とする。また、状況に応じて、その周辺区域も含めて避難勧告等を発令することを検討する。

第6 避難行動要支援者の支援方策

1 避難行動要支援者の支援方策の検討

市は、災害発生時に避難行動要支援者の避難誘導、救助を優先して行うとともに、避難行動要支援者が避難後に命の危険にさらされる事態を防ぐため、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野が連携した支援方策の検討に努める。

2 避難行動要支援者の支援体制の整備

市は、避難行動要支援者の安否確認と避難誘導を行うため、地域住民、町内会、自主防災組織、民生委員・児童委員等の多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、関係者との共有に努めるとともに、避難行動要支援者への対応を強化するため、情報伝達や避難誘導の体制整備、避難訓練の実施を一層図る。

3 社会福祉施設等における対応

(1) 動員計画及び非常招集体制等の確立

社会福祉施設等の管理者は、災害時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な防止体制や訓練等を定めた計画を作成するとともに、自衛防災組織を整備するよう努める。

特に、浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者や管理者は、洪水や土砂災害に関する避難確保計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の避難訓練を実施する。

(2) 緊急時情報伝達手段の確保

市、社会福祉施設等の管理者は、災害の発生に備え、停電や回線のふくそう等を考慮しつつ、消防機関等への緊急通報のための情報伝達手段の整備を図る。

(3) 非常時持ち出し品の確保対策

社会福祉施設等の管理者は、入居者の名簿やカルテ等のデータのバックアップ、就寝中の避難に備えた着替えや防寒具等の避難場所での備蓄等持ち出し品の確保に時間を掛けない工夫を普段から行っておくよう努める。

4 在宅者対応

(1) 情報共有及び避難支援計画の策定

市は、あらかじめ自主防災組織や地域の福祉関係者等と連携し、避難行動要支援者本人の同意了解を得た上で、避難行動要支援者に関する情報の把握及び共有を図るとともに、避難支援計画の策定等に努める。

(2) 避難支援に配慮した方策の検討

市は、避難支援計画を検討する中で、避難行動要支援者を抱えている家庭において、避難したことを玄関に表示する等、避難支援に配慮した方策の検討も行う。

(3) 在宅人工呼吸器使用者への対応

県は、災害時の停電が命に直結する在宅人工呼吸器使用者について、市における情報の把握、及び災害時個別支援計画の策定を支援する等、対策強化を図る。

5 外国人等への対応

市、県及び防災関係機関は、言語、生活習慣、防災知識や防災意識の異なる外国人や旅行者等が、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、以下のような環境の整備に努める。

(1) 地域全体での外国人や旅行者等の支援体制の整備に努める。

(2) 避難場所や避難路の標識等について、ピクトグラム（意味を簡素化した図、絵文字）の活用等によりわかりやすく効果的なものとするとともに、多言語化を推進する。

(3) 多言語による防災教育や外国人も対象とした防災訓練の普及に努める。

第7 教育機関における対応

1 児童生徒等の安全対策

(1) 引渡しに関するルール策定

市、県及び教育委員会は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促す。

(2) 安全確保対策の検討

学校、幼稚園、保育所の長（以下「校長等」という。）は、災害が発生した場合、または市等が避難勧告等を行った場合等における、児童生徒等の安全の確保を図るための対策をあらかじめ検討する。

(3) 引渡し対応の検討

校長等は、児童生徒等の引渡しにおいては、平常時から家庭の状況を把握し、保護者等の帰宅が困難になるような家庭の児童生徒等については、学校等に留める等の事前の協議・確認を行うとともに、登下校途中に災害が発生した場合の対応や、児童生徒等を引渡さず、保護者とともに学校等に留まることや避難行動を促す等の対応等も合わせて検討する。

2 連絡・連携体制の構築

市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所等の施設と市、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。

第8 避難計画の策定

1 市の対応

市は、次の事項に留意して、指定緊急避難場所、避難経路等を明示した具体的かつ実践的な避難計画の策定を行うとともに、その内容の住民等への周知徹底を図る。

また、ハザードマップの整備、防災教育、防災訓練の充実、指定緊急避難場所・指定避難所や避難路等の整備・確保等のまちづくりと一体となった地域防災力の向上に努める。

なお、避難計画の作成にあたり、総務部と保健福祉部との連携の下、消防団、自主防災組織等の防災関係機関、及び市社会福祉協議会、民生委員・児童委員等の福祉関係者と協力し、避難行動要支援者情報の共有や、避難支援者をあらかじめ明確にしておく等、避難行動要支援者の避難支援の体制構築に配慮する。

- (1) 避難勧告等を行う具体的な基準及び伝達方法
- (2) 避難路、避難経路及び誘導方法
- (3) 指定緊急避難場所の名称、所在地、収容人員
- (4) 指定避難所の名称、所在地、収容人員

なお、避難勧告等を行う具体的な発令基準及び伝達方法の設定にあたっては、「避難勧告等に関するガイドライン」を参考とする。

2 公的施設等の管理者

学校、病院、公民館等不特定多数の人が利用する施設の管理者は、大規模災害を想定した施設利用者の避難誘導計画について定め、職員等に周知徹底を図るとともに、訓練を行うよう努める。なお、計画の作成及び訓練の実施にあたっては、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した内容とするよう努める。

第9 避難に関する広報

市は、指定避難経路等を明示した表示板の整備を積極的に実施するとともに、浸水想定区域、指定緊急避難場所、指定避難所、避難路等水害に関する防災マップや各種パンフレット、広報紙等をわかりやすく作成し、住民等へ積極的に配布し、周知を図る。

なお、防災マップについては、決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのあるため池についても掲載するとともに、中小河川や内水氾濫による浸水にも対応するよう、関係機関と連携し掲載内容の検討を行う。

避難勧告及び避難指示（緊急）のほか、住民に対して避難準備及び自主的な避難を呼びかけるとともに、要配慮者等に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備・高齢者等避難開始を伝達する。

また、実際に避難することになった場合の広報活動は、防災行政無線、メール、SNS、広報車等の多様な情報発信ツールを活用する。

第16節 避難収容対策

大規模な災害発生時あるいは火災等二次災害により、避難が長期化するおそれがある。

このため、市では事前に指定する避難所等について、発災の際速やかに開設、運営ができるようそれぞれ指定するとともに、平常時から地域や学校等と避難所運営体制の確立に努める。

第1 避難所の確保

1 指定避難所の指定と周知

市は、県と連携し、風水害等による家屋の倒壊、焼失等により住居を喪失した住民等を収容するための指定避難所として、避難収容施設をあらかじめ指定、確保し、整備を図るとともに、位置や避難にあたっての方法を住民に周知する。

この場合、避難収容施設は原則として公共建築物とし、停電、断水、ガスの供給停止等の事態に耐えうる施設とする。

2 避難施設等の種別

円滑な避難活動が行えるよう、基本的な避難手順として、指定緊急避難場所から指定避難所への段階的な避難とする。

(1) 指定緊急避難場所

ア 指定緊急避難場所については、災害種別に応じて、災害及びその二次災害のおそれのない場所にある施設、または構造上安全な施設を指定する。また、災害に伴う火災に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのある物がない場所であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定し、指定緊急避難場所となる公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大規模火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努める。

イ 指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日ごろから住民等への周知徹底に努める。

(2) 指定避難所

風水害などの被害による倒壊、焼失などで被害を受けた住民、または被害を受ける恐れのある住民が避難する施設とし、各公民館や富谷スポーツセンター、富谷武道館、小・中学校等を位置付ける。指定避難所には、資機材や物品等を備蓄するなど、避難活動が円滑に行えるよう整備する。

3 指定緊急避難場所と指定避難所の違いの周知徹底

市は、一定期間の避難生活を送る場所として位置付けている指定避難所と、一時的、緊急に避難する指定緊急避難場所との区別がつくよう、両者の違いについて住民への周知徹底を図る。

また、指定緊急避難場所から指定避難所への段階的な避難が基本フローとなることを周知する。

4 指定避難所の代替施設の指定

市は、指定避難所が被災した場合の代替施設について、民間施設や他市町村施設との連携も含め検討する。

5 指定避難所の指定基準

- (1) 規模条件：被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有するものであること。
- (2) 構造条件：速やかに、被災者等を受け入れ、または生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造や設備を有するものであること。
- (3) 立地条件：想定される災害による影響が比較的少ない場所に立地していること。
- (4) 交通条件：車両その他の運搬手段による物資の輸送等が比較的容易な場所にあるものであること。

資料編 ・ 資料 5-2 避難所一覧

6 指定避難所の施設・設備の整備

(1) 指定避難所の施設の整備

市は、指定避難所において、防災行政無線や特設公衆電話等の通信機器、投光器等の照明器具、発電機、簡易トイレ、ストーブ、救助資機材等を整備・管理するほか、洋式トイレ等要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器を整備する。

(2) 物資等の備蓄

市は、指定避難所やその近傍での備蓄施設の確保や、避難所ごとに収容可能な人数を想定し、食料、飲料水、炊き出し用具、毛布等のほか、要配慮者に対応した物資の備蓄に努める。

7 避難所の運営・管理

避難所の運営・管理にあたっては、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取り組み指針」を参考にしながら、避難所における生活環境のより一層の向上を図るため、必要に応じ、専門家等との定期的な情報交換に努める。

- (1) 市は、住民等に対し、住民参加による避難所開設・運営訓練等を通じて避難所の自主的な運営管理に必要な知識等の住民への普及に努め、住民等が主体的に避難所を運営できるよう配慮すること。
- (2) 避難所の管理責任者をあらかじめ定めておくとともに、男女両方を配置するよう努めること。
- (3) 避難所の運営に女性の参画を推進し、男女のニーズの違い等、男女双方の視点に配慮できるよう、事前に運営体制を検討しておくこと。
- (4) 避難所の運営に必要な資機材等をあらかじめ整備しておくこと。
- (5) 運営に必要な事項について、「避難所運営ガイドライン」等を参考にしながら、あらかじめ避難所運営マニュアル等を作成しておくこと。
- (6) ボランティア活動が円滑に行われるよう、あらかじめ準備しておくこと。
- (7) 市は、避難者情報の収集に際し、個人情報保護しつつ、より円滑に避難者情報の収集が行われるよう、事前に避難所の管理責任者との間で、実施ルールを定めるよう努める。
- (8) より早い段階での避難所の衛生状況の改善と、感染症対策のため、避難所における感染症サーベイランスの実施時期と実施体制を事前に検討しておくこと。
- (9) 指定避難所については、施設・設備や周辺地域の状況の変化を調査して、定期的に避難所としての適性について検討を行い、避難機能の整備充実に努めること。

8 学校等教育施設を指定避難所とする場合の対応

(1) 運営体制等についての協議

市は、学校等教育施設を指定避難所として指定する場合、学校が教育の場であることに配慮するとともに、避難所としての機能は応急的であることを認識の上、あらかじめ当該施設の管理者及び施設を所管する教育委員会等と使用する施設の区分（校庭、体育館、教室等の個別指定や使用順位等）や運営体制等について十分に協議し、災害時及び災害復旧後の教育活動を速やかに正常化へ移行する。

(2) 運営取組の促進

学校等での避難所運営が円滑に行われるよう、教育委員会は、学校等と市や地域との連携体制に係る基本的な考え方や避難所運営との関連における学校防災マニュアル作成のポイント等を示し、学校、市、関係機関の取組を促進する。

(3) 防災機能の強化

市は、市立の学校等施設について、天井材や外装材等の非構造部材も含めた強化を推進するとともに、貯水槽、備蓄倉庫、トイレ、通信設備、再生可能エネルギー等の非常用電源設備等を整備することにより、災害時の応急避難場所として、防災機能の強化に努める。

9 福祉避難所の確保

(1) 福祉避難所の整備及び指定

市は、要配慮者が介護・医療的ケア等の相談等の必要な支援が受けられる等、安心して避難生活ができるよう配慮がなされた福祉避難所の整備に努める。また災害協定を締結した民間の特別養護老人ホーム等の施設との連携体制を構築する。

(2) 福祉避難所の指定基準

ア バリアフリー化等要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。

イ 災害が発生した場合において要配慮者が相談し、または助言その他の支援を受けることができる体制が整備されること。

ウ 災害が発生した場合において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。

(3) 他市町村での受入れ拠点の確保

市は、福祉避難所等での受入れが困難な在宅の要配慮者や被災した施設の利用者等を市町村の域を越えて受入れる拠点の整備に努める。

資料編 ・ 資料 5 - 3 福祉避難所一覧

10 広域避難の対策

市は、現在、他自治体と締結している相互応援協定の中で、避難住民や要配慮者の受入について規定している。

今後も、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他県の地方公共団体との広域一時滞在に関する応援協定を締結するとともに、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

第2 避難の長期化対策

1 栄養・健康状況調査の実施

避難生活の長期化が見込まれる場合、早期の栄養・健康状況調査の実施と、その結果に基づく、栄養指導、食事の改善、栄養補助食の提供が必要である。

避難所の栄養・健康状況調査は被災者の健康維持において重要であることから、市は、災害時の避難所調査の実施方法・体制や、栄養指導、食事の改善、栄養補助食の提供を行う体制を整備する。

2 女性や子育て世帯等に配慮した生活環境の確保

市は、避難所の設備の整備について、プライバシーの確保等に配慮するとともに、出入口の段差の解消や表示の外国語併記のほか、空調、洋式トイレ等要配慮者への配慮や、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置、避難所での安全性の確保等、女性や子育て家庭への配慮を積極的に行う。

第3 避難所における愛玩動物の対策

市は、避難所における愛玩動物の扱いについて、鳴き声、臭い、アレルギー対策、衛生面に配慮し、可能な限り避難所におけるペットの同行避難者の受入体制を整備するとともに、飼育管理の方法について、生活スペースから離れた場所でケージにおいて飼育する等の注意事項を、県獣医師会中央支部の協力を得ながら避難所マニュアルに記載する。

また、平常時から飼い主に対し、同行避難の必要性や避難所での飼い主自身による適切な飼育管理について、啓発する。

第4 応急仮設住宅対策

応急仮設住宅の建設地は、その都度市長が定めた場所とする。

(応急仮設住宅については、本編第3章第15節「応急仮設住宅等の確保」を参照。)

第5 帰宅困難者対策

1 基本原則の周知

市及び県は、大規模災害発生直後においては、消火、救急、救助及び緊急輸送等の応急活動を迅速に行う必要があることから、帰宅困難者の発生を抑制するため「むやみに移動を開始しない」という基本原則について、平常時から積極的に広報し、住民、企業、学校等、関係団体等への周知を図る。

2 安否確認方法の周知

市及び県は、帰宅困難者とその家族間において安否確認が取り合えるように、携帯電話災害用伝言板や災害用伝言ダイヤル(171)等の複数の安否確認手段や、家族間であらかじめ確認手段を決めておく必要性について周知を図る。

3 企業・学校等の取組の促進

市及び県は、企業・学校等が従業員や顧客、児童・生徒等を一定期間施設内に留めるために必要となる食料、飲料水、物資等の備蓄や建物の耐震化、大型の什器・備品の固定の促進を図る。

4 事業継続計画(BCP)、事業継続マネジメント(BCM)

県は、企業による従業員の安全な帰宅手段を確保し、帰宅困難者の多数発生を防ぐため、企業に対し事業継続計画(BCP)の作成支援及び事業継続マネジメント(BCM)の構築支援を行う中で、帰宅困難者対策の事例等を示すことにより、企業の取組を促進する。

5 避難対策

(1) マニュアルの作成

市及び県は、連携して帰宅困難者用の一時滞在施設の確保に努めるとともに、開設基準や運営マニュアルの作成及び一時滞在施設における飲料水等の計画的な備蓄を進める。

(2) 備蓄の確保

市は、帰宅困難者が避難することが想定される避難所について、物資等の備蓄を行うとともに、避難してくる住民への支援策を検討する。

6 徒歩帰宅者対策

市及び県は、事業者・団体と協定を締結し、徒歩帰宅者に対して飲料水、トイレ、交通情報等の提供を行う協定締結先の拡充に努める。

7 災害時帰宅支援ステーションの確保と周知

市は、県が一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会と協定を締結した徒歩帰宅者に対して飲料水、トイレ、交通情報等の提供を行う災害時帰宅支援ステーションの認知度向上のため、ホームページや広報紙等を活用した広報を実施する。

8 訓練の実施

市及び県は、関係機関の協力を得て、帰宅困難者用の一時滞在施設の迅速な開設、開設状況の広報、運営管理のための訓練の実施を推進する。

9 帰宅支援対策

市及び県は、交通事業者等と連携し、災害発生時に公共交通が不通となった場合の帰宅困難者の移動支援対策をあらかじめ講じる。

また、タクシー事業者や福祉事業者等と連携し、要配慮者の交通手段の確保にも努める。

第6 被災者等への情報伝達体制等の整備

1 情報伝達手段の確保

(1) 多様な伝達手段の確保

市は、被災者等への情報伝達手段として、防災行政無線、メール、SNS、ホームページなど、あらゆる媒体の活用による多様な伝達手段を確保する。

(2) 多様な主体への情報伝達体制の整備

市は、要配慮者や災害により孤立化する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、帰宅困難者、外国人等情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

2 役割・責任の明確化

市及び県は、被災者等に対して、必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、その際の役割・責任等の明確化に努める。

3 生活情報伝達体制・施設・設備の整備

市、県及び放送事業者等は、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図る。

4 居住地以外の市町村への避難者への対応

市及び県は、市外からの本市への避難者及び本市から市外への避難者に対し、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことのできるよう、被災者の所在地等の情報を相互に共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。

第7 孤立集落対策

- 1 市は、道路交通による外部からのアクセスが困難となり、住民生活が困難もしくは不可能となるおそれのある地域について、集落と市との間の通信途絶を防止するため、衛星携帯電話、防災行政無線、特設公衆電話等、地域の実情に応じて適切な通信手段を確保するとともに、定期的に通信訓練等を行い、機器の操作方法の習熟を図る。
- 2 市は、通信機器のための非常用電源の確保及び停電時の確実な切り替え、保守点検、非常用発電機の燃料の確保を図る。
また、市及び県は、防災訓練等を通じ、通信機器や非常用電源の使用方法の習熟を図る。
- 3 市は、孤立の可能性に応じて、食料、飲料水等の生活物資、負傷者発生に備えた医薬品、救出用具、簡易トイレ等の備蓄に努める。この際、公的な備蓄のみならず、自主防災組織及び個々の世帯レベルでの備蓄の促進にも留意する。
- 4 市は、できるだけ浸水の危険性が低い場所に避難施設を確保・整備するとともに、あらかじめ住民に対し周知する。
- 5 市、国及び県は、交通途絶から集落が孤立することを防止するため、危険箇所や橋等に対する予防対策を推進するとともに、周辺住民に危険箇所を周知する。
- 6 防災関係機関は、集落が孤立した際、早急な復旧が図れるよう関係機関との応援体制を整備する。
- 7 市は、災害による孤立が懸念される地域への臨時ヘリポートの確保に努める。

第17節 食料、飲料水及び生活物資の確保

住宅の被災等による食料、飲料及び生活物資の喪失、流通機能の一時的な停止や低下等が起こった場合には、被災者への生活救援物資の迅速な供給が必要である。

このため、発災直後から時間経過に応じ、被災者に対し円滑に食料、飲料水、燃料及び生活物資の供給が行われるよう、市は関係機関と連携し、物資の備蓄、調達及び輸送体制の整備を図っていく。

第1 住民等の備え

- 1 住民は、防災の基本である「自らの身の安全は自らが守る」という原則に基づき、最低3日分の食料（そのまま食べられるか、簡単な調理で食べられるレトルトのご飯、缶詰等）及び飲料水（缶入りやペットボトルのミネラルウォーター等）、照明器具、携帯ラジオ、常備薬（お薬手帳）などを非常時に持ち出しができる状態で備蓄するよう努める。
- 2 住民は、家族構成を考慮して、避難するときに持ち出す最低限の生活用品についても併せて準備しておくよう努める。
- 3 住民は、地域における住民相互扶助の仕組みづくりを進め、最小限度の被害に抑止するための防災減災体制の構築に努める。
- 4 事業所等は、災害発生に備えて、社員やその家族、さらには地域住民も考慮しながら、3日分の食料、飲料水の備蓄に努める。
- 5 市は、住民等が食料、飲料水、生活用品の備蓄について、自発的に取り組むよう啓発に努める。
- 6 市は、小口・混載の支援物資を送ることは被災市町村の負担になること等、被災地支援に関する知識の普及に努める。

第2 食料及び生活物資等の供給計画の策定

市は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定される等地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資について、あらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それらの必要な物資の供給のための計画を定めておく。

その際、物資の調達、在庫管理、物資ニーズ収集等における、分類方法の違いによる需要と供給のミスマッチを避けるため、救援物資の分類方法も統一しておく。

第3 食料及び生活物資等の備蓄

1 初期の対応に十分な備蓄量の確保

市は、備蓄を行うにあたって、備蓄場所、品目、数量等の点検・洗い出しの調査を行い、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立ち、各々で想定される最大避難者数の3日分等、初期の対応に十分な量の物資を備蓄する。

2 県有財産の有効活用

市は、備蓄にあたり、県と連携し、公共用地、県有財産の有効活用を図る。

3 集中備蓄・分散備蓄体制の整備

市は、飲食料の集中備蓄、仮設トイレや投光器等物資の性格に応じ、避難場所の位置を勘案した倉庫等への分散備蓄を行い、体制の整備に努める。

また、市は、県の備蓄場所や備蓄状況を随時把握する。

4 備蓄拠点の整備

市は、備蓄拠点について、輸送拠点として指定する等、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるようあらかじめ体制を整備する。

5 備蓄物資の選定時の配慮

市は、備蓄物資の選定にあたっては、要配慮者、女性や子育て家庭の避難生活、アレルギー対策、避難生活の長期化における栄養バランス等について配慮する。

6 データベースの構築

市は、あらかじめ、予想される被災者の数、高齢者の数等のデータベースの構築等に努め、発災時点でその数を予測することができるように努める。

また、災害発生後3日間を目安に、飲料水・食料・生活用品(毛布・タオル・マスク・歯ブラシ・食器・ティッシュ・ラップ等)をパッケージ化して備蓄しておくことも検討する。

第4 食料及び生活物資等の確保調達体制

1 食料の調達、供給活動関係

(1) 市は、非常食の備蓄を補完するため、新みやぎ農業協同組合あさひな地区本部やみやぎ生活協同組合、イオン株式会社等と災害時の食料、飲料水、生活物資の供給について協定を締結している。

今後、協定の締結先を拡充する等、災害時における食料等の調達先を確保しておく。

(2) 県は、大規模な災害が発生した場合を想定し、必要とされる食料(米穀、野菜、果実、乳製品等)について、あらかじめ調達体制を整備し、それらの供給確保に努める。

ア 米穀については、「農林水産省防災業務計画」(昭和38年9月6日付け38総第915号農林事務次官依命通知)等に基づく農林水産省からの供給体制の確保を図る。

イ 野菜・果実については、農業関係団体等と緊急時における供給等の確保に努める。

ウ 水産加工品については、各水産加工業協同組合等と、災害時における提供に備えた協力体制の確立に努める。

エ 乳製品については、広域流通している観点から他県の乳業メーカーとの協力体制の確立に努める。

オ その他副食品等については、宮城県生活協同組合連合会やコンビニエンスストアと、あらかじめ「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定」の締結等を行う一方、宮城県食品産業協議会、宮城県味噌醤油工業協同組合及び小売業者等の協力を得る等して、緊急時における供給体制の確立に努める。

カ 日持ちしない等備蓄に適さない食料や、全ての必要数を備蓄することが困難な物資、発災から一定時間経過後に必要な物資等については、調達による確保を基本とし、関係事業者等との協定を締結する等して、体制の確保を図る。

(3) 東北農政局は、応急用食料の供給必要量及び受入れ体制について、県と十分な連絡を取りつつ、農林水産省災害対策本部に速やかに報告する。

2 生活物資の調達

市は、食料と同様に災害協定を締結している新みやぎ農業協同組合あさひな地区本部やみやぎ生活協同組合、イオン株式会社等より、生活物資の提供を受ける。今後も協定の締結先を拡充するなど、災害時における生活物資の調達先を確保する。また、大規模な災害の発生を想定し、必要とされる生活必需品についてあらかじめ備蓄・調達体制を整備し、供給計画を定めておく。

なお、供給する物資の選定にあたっては、要配慮者、女性や子育て家庭の避難生活、アレルギー対策、避難生活の長期化における栄養バランス等について配慮する。

第5 飲料水の調達

1 市は、被害想定等を参考にしながら最小限の飲料水の備蓄に努めるほか、被災地における迅速な対応を図るため、集中備蓄を行う。

また民間企業等と災害協定を締結し、優先的に飲料水を受けられる体制を構築する。

2 市は、災害時における応急給水に必要な給水車、給水タンク等の給水資機材をあらかじめ整備する。

3 市は、日本水道協会宮城県支部等の関係機関と連携を図り、必要に応じ、関係機関に応援要請ができる体制を整える等、応急体制の確立を図る。

4 市は、飲料水を供給できる井戸の所在把握に努める。

第6 食料及び生活物資等の輸送体制の整備

1 市の体制

(1) 物流体制の整備

市は、大規模災害が発生した際に、迅速に食料や飲料水、生活物資等を避難所等へ輸送できるよう、あらかじめ公益社団法人宮城県トラック協会仙台支部等と連携した体制を構築し、物流体制を整える。

(2) 災害時物資拠点の確保

市における災害時の物資拠点は、次のとおりとする。

- ・食料 富谷市学校給食センター
- ・生活物資 防災備蓄拠点施設（富谷市複合公共施設けやき館）

(3) 災害時の物資拠点の確保に関する協定

市は、民間企業等と倉庫管理や輸送業務実施への支援を得られるよう、事前に協定等を締結し、物資の管理体制を整える。

2 段階的な輸送体制の構築

(1) 輸送体制構築の計画策定

県は、救援物資の配送について、以下の段階に応じて輸送体制を構築していく計画を策定する。

ア 災害直後は、現地の備蓄で対応

イ 被災市町村と連絡が取れない段階では、食料や飲料水等をプッシュ型で早期に送付

ウ 被災市町村の要望を踏まえ、物流企業等の協力により、安定的に供給できるロジスティクスシステムを構築

エ 避難活動が長期化した場合、多様化する被災者のニーズへ対応できるよう、多品目少量の物資を供給できる体制へ発展

(2) 情報管理体制の構築

県は、内容不明な物資やニーズに合わない物資による業務の支障が生じないようにするため、受入れる物資の選別や在庫管理を適切に実施する体制を確保するとともに、支援物資の適切な供給のため、関係者間において物流情報を適切に共有化できるよう、情報管理体制についても検討しておく。

第7 燃料の確保

1 燃料の調達、供給体制の整備

(1) 物流体制の整備

市は、災害発生後の燃料供給に係る通報・連絡体制、燃料の搬送体制、搬送された燃料の受入体制の整備等を検討する。

(2) 燃料の確保に関する協定等

市は、発災時の石油供給について、宮城県石油商業協同組合塩釜支部・黒川支部、新みやぎ農業協同組合との協定を締結している。今後も、市内等の民間企業と災害協定を締結し、優先的に燃料提供を受けられる体制を構築する。

(3) 情報連絡体制の確立

市は、石油商業協同組合等や県と災害発生時における情報連絡体制を確立しておく。

2 災害応急対策車両専用・優先給油所の指定

市及び県は、災害発生時において災害応急対策車両が専用、または優先して給油が受けられる給油所をあらかじめ指定しておくとともに、災害対応力の強化に努める。

市及び県から指定のあった災害応急対策車両専用・優先給油所は、市及び県と協力して日頃からその旨を明示し、災害時に混乱が生じないよう周知を図る。

3 被災地域災害対応型中核給油所整備事業の推進

県は、災害が発生した場合に的確な燃料の供給を間断なく継続するための給油所の災害対応力を強化する取り組みを推進する。

4 普及啓発

(1) 燃料管理等の普及啓発

市及び県は、災害発生時の燃料の供給不足に伴う混乱を防止するため、日頃から住民及び事業者等に対し、車両の燃料を日頃から半分以上としておくよう心掛ける等、災害発生時に備えた燃料管理等の普及啓発を行う。

(2) 車両を要する住民等の自助努力の徹底

日常生活や事業活動において、車両が必要不可欠な住民及び事業所は、車両の燃料を日頃から半分以上としておくよう心掛ける等、自助努力に努める。

第18節 要配慮者・避難行動要支援者への支援対策

大規模災害時には、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、アレルギー等の慢性疾患を有する者、外国人等、自ら避難することが困難で円滑・迅速な避難を確保するため、特に支援を必要とする方について、市や地域、福祉関係団体等が支援する体制を整備する。

第1 要配慮者、避難行動要支援者の定義

1 要配慮者

高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、アレルギー等の慢性疾患を有する者、外国人等、それぞれの特性により、情報の支障、危険回避行動における支障、移動行動における支障、生活や適応における支障など、避難行動や避難生活に関して様々な支障をかかえている者とする。

2 避難行動要支援者

市内に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るのに特に支援を必要とするため、「避難行動要支援者名簿」で情報を管理している者とする。

第2 要配慮者への支援対策

一人暮らし高齢者、支援を必要とする高齢者、障害者、保護を必要とする児童、妊産婦等に関し、身体機能等を考慮しながら平常時から各種の防災減災対策を講じ、災害に備えることが必要である。

このため、市は「富谷市避難行動要支援者避難支援プラン」に基づいて必要な対策をとるとともに、市、県、防災関係機関、社会福祉施設及び介護老人保健施設（以下「社会福祉施設等」という。）の管理者は、要配慮者の災害予防に万全を期す。

1 社会福祉施設等の安全確保対策

(1) 防災点検及び防災資材の配備

社会福祉施設等は、定期的に施設の耐久性・耐火性を点検し、建築年数や老朽度合い等に応じて必要な修繕等を行い、災害に対する安全性の確保に努める。特に施設内部や周辺のバリアフリー化に努める。

また、電気、水道等の供給停止に備え、入所者が最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品類等の備蓄を行うとともに、施設機能の応急復旧や治療等に必要な非常用自家発電機等の防災設備の整備に努める。

(2) 組織体制の整備

社会福祉施設等は、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務分担、動員計画、施設関係者緊急連絡体制、県へのライフライン等の被害・復旧状況報告体制等を盛り込んだ非常災害に関する具体的計画を作成する。また、市と連携し、施設相互間や他の施設、近隣住民、自主防災組織、ボランティア組織等との日常の連携が密になるよう努め、入所者の実態等に応じた協力が得られるよう体制づくりを行う。

(3) 防災教育及び避難誘導方法の確立

社会福祉施設等は、入所者及び施設職員等に対し、避難経路及び避難場所を周知し、基本的な防災行動がとれるよう、災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解や関心を高めるための防災教育を行う。また、入所者及び従事者が、発災時において適切な行動がとれるよう、施設の構造や入所者の判断能力、行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的実施し、施設の構造や利用者の身体的特徴を考慮した避難誘導方法を確立する。

(4) 業務継続体制の構築

社会福祉施設等は、施設や設備が大きく被災し入所者が施設での生活が継続できない場合には、介護環境を確保できる他の同種や類似の施設に利用者を避難させるとともに、他施設からの介護職員等の応援派遣等により介護の継続が可能な体制を整えることが速やかにできるよう、あらかじめ施設間において業務継続に関する体制づくりを行う。

(5) 緊急時情報伝達手段の確保

社会福祉施設等は、災害の発生に備え、停電や回線のふくそう等を考慮しつつ、消防機関等への緊急通報のための情報伝達手段の整備を図る。

2 要配慮者の災害予防対策

市は、「富谷市避難行動要支援者避難支援プラン」に基づき、また、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成 25 年 8 月策定、以下「取組指針」という。）及び「宮城県避難行動要支援者等に対する支援ガイドライン」（平成 25 年 12 月策定、以下「ガイドライン」という。）等を参考に以下の対策を推進する。

(1) 要配慮者の把握

市は、災害による犠牲者となりやすい要配慮者を把握し、災害発生時に迅速な対応がとれるよう備える。

なお、市は、取組指針及びガイドラインに基づき、次の事項に留意し把握等を行う。

ア 要配慮者の所在把握

(ア) 市は、住民登録や保健福祉部が保有する情報から、事前に要配慮者をリストアップし、どのような要配慮者(電源を必要とする医療機器の使用の有無を含む。)がどこに住んでいるのかの所在情報を取りまとめる。また、平常時から要配慮者と接している社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ケアマネージャー、介護職員等の福祉サービス提供者、障害者団体・高齢者団体等の福祉関係者との連携に努める。

(イ) 市は、自主防災組織や、町内会などの地域コミュニティを活用するなど、地域における共助による所在把握の取組みを推進する。

イ 所在情報の管理

(ア) 常に最新の情報を把握し、内容を更新の上、関係者で共有する体制を構築する。

(イ) 災害時における関係機関の役割を踏まえ、要配慮者情報の開示時期、開示先の対象機関、開示範囲を定めておく。

(ウ) 個人情報保護の観点から、データベース化等を進めるとともに、データの漏洩防止等の適切な管理を行い、緊急時に必要最低限の情報が取り出せるよう整備に努める。なお、災害による電源喪失やコンピュータの破損等を考慮し、紙媒体での情報も保管しておく。

(2) 避難行動要支援者名簿の作成・更新

市は、避難行動要支援者名簿を作成し、定期的に更新する。その際、名簿に記載された避難行動要支援者から、名簿の記載事項を避難支援等関係者へ情報提供することについて同意を得る。同意を得た者の情報は、民生委員・児童委員、市社会福祉協議会等と連携しながら、常に最新の情報とする。

また、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努める。

(3) 名簿記載の対象

名簿記載の対象は、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な者で、迅速な避難確保に特に支援を必要とする次の者とする。

- ア 65歳以上の一人暮らし高齢者・75歳以上の二人暮らし高齢者
- イ 介護保険法で規定する要介護4・5の認定を受けている方
- ウ 身体障害者手帳1・2級の第1種を所持している方
- エ 療育手帳Aを所持している方
- オ 精神障害者保健福祉手帳1級を所持している方
- カ その他乳幼児等、市長が必要と認める方

(4) 名簿の記載事項

- ア 氏名
- イ 性別
- ウ 生年月日
- エ 住所
- オ 電話番号
- カ 緊急連絡先
- キ 名簿対象区分
- ク 避難支援等を必要とする理由
- ケ 避難時に携帯すべき医療器具・医薬品等
- コ その他市長が必要と認める事項

(5) 名簿情報の提供

市は、避難支援等関係者への情報提供について同意を得た者の名簿情報を、あらかじめ町内会、民生委員・児童委員、市社会福祉協議会、消防本部、自主防災組織等の避難支援者に提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制や避難支援・安否確認体制の確立、避難訓練等の実施に努める。

なお、名簿の情報については、情報の漏えいを行わないよう、名簿の提供時に注意を促す。

(6) 個別計画の策定

市は、避難支援等関係者への情報提供について同意を得た避難行動要支援者一人ひとりに対する個別計画を、町内会、民生委員・児童委員、市社会福祉協議会等と連携しながら作成するよう努める。

個別計画は、あらかじめ一人ひとりの避難行動要支援者に対し、複数の避難支援者を定め、避難支援方法、避難先等、避難行動要支援者を避難させるための具体的な計画とする。

なお、避難行動要支援者を含む住民の避難誘導中に消防団員や民生委員・児童委員等避難支援者が亡くなった事例も報告されていることから、避難行動の際は、避難支援者の安全確保等にも十分留意する。

(7) 避難行動要支援者の移送

市は、安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

(8) 支援体制の整備

市は、自主防災組織の育成及び指導を通じ、災害時における情報伝達や救助、避難誘導等について、町内会等と連携し地域社会全体で避難行動要支援者を支援するための体制整備に努める。

なお、体制づくりにあたっては、地域における生活者の多様な視点を反映させるため、要配慮者やその家族、女性の積極的な参加が得られるよう努める。

(9) 防災設備等の整備

市及び県は、一人暮らし高齢者や障害者を対象とした「緊急通報システム」を活用しながら協力員（ボランティア等）や地域福祉のネットワークづくりを進める。

また、聴覚障害者等への災害情報の伝達を効果的に行うための文字放送受信装置等の普及に努めるとともに、在宅者の安全性を高めるため、火災報知器等の設置を推進する。

(10) 相互協力体制の整備

市は、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ケアマネージャー、介護職員等の福祉サービス提供者、障害者団体・高齢者団体等の福祉関係者、要配慮者の近隣住民(町内会、自主防災組織等)、ボランティア組織などとの連携により、要配慮者の安全確保に関する相互協力体制を整備する。

(11) 情報伝達手段の普及

市及び県は、各種福祉団体と協同し、高齢者でも扱える携帯端末（ワンタッチボタン、GPS機能付）、デジタルサイネージ(ディスプレイ等に災害情報等を常に表示できるもの)の他、聴覚障害者向けの文字情報によるラジオ放送、視覚障害者向けの受信メールを読み上げる携帯電話、肢体不自由者向けのフリーハンド用機器を備えた携帯電話等、要配慮者個々の特性に配慮した通信手段の普及に努める。

3 福祉避難所の確保

(1) 福祉避難所の整備・指定

市は、現在締結している福祉避難所の設置に関する協定のほか、施設の浸水や土砂災害等の被災リスクに対する安全性確保やバリアフリー化、避難スペースが確保されている等、要配慮者のために特別の配慮がなされた福祉避難所の整備や、協定締結施設の拡充に努める。

(2) 市外への要配慮者の受入れ体制の構築

市は、県と連携を図りながら、市内での受入れが困難な在宅の要配慮者を想定し、市外への要配慮者の受入れについて、体制の拡充に努める。

(3) 福祉避難所の構造・設備

市は、県と連携を図りながら、福祉避難所において、要配慮者が避難生活を送るために必要となる洋式トイレ、車椅子、簡易ベッド、ミルク、ほ乳びん、離乳食、紙おむつ、アレルギー対応食、授乳に配慮するための設備など、高齢者や障害者、女性、子育て家庭等に充分配慮した構造・設備、物品の配備に努める。

(4) 支援対策要員の確保

市は、県と連携を図りながら、福祉避難所において、要配慮者の介護・医療的ケア等相談や介助等の支援対策が円滑に実施できる要員の確保に努める。

なお、県においては、広域避難時の要配慮者の支援体制における、市町村や保健福祉事務所等関係機関間の連携強化と情報の共有化を図るとともに、早期に福祉避難所で介護士等が活動できるよう、市町村を支援する。

資料編 ・ 資料 5 - 3 福祉避難所一覧

4 福祉サービスの継続と関係機関の連携

市は、災害時における福祉サービスの運用方針等に関し、国や県と密接に連絡をとるとともに、介護・医療的ケア等の福祉サービスの継続に必要な体制を確保する。

具体的には関係者間で密接な連携を図り、他の地方公共団体等からの広域的な応援派遣や受け入れも活用しながら福祉サービスの継続に必要な体制を整える。

5 家族を含めた防災訓練の実施

市は、近隣住民、自主防災組織、ボランティア組織等の協力により、要配慮者やその家族を含めた防災訓練の実施に努める。

6 要配慮者自身の備え

市及び県は、平常時に要配慮者自身あるいは家族ができる範囲で準備を働きかけるほか、以下のような「自助」の考え方についても、普及に努める。

- (1) 避難する場合は、避難場所を書いた紙を玄関に貼っておく
- (2) 防災用品をそろえる
- (3) 貴重物品をまとめておく
- (4) 近所の人に災害時の支援について依頼しておく
- (5) 防災訓練に参加する 等

第3 外国人への支援対策

市は在住外国人が災害発生時において、言語の不自由さ、生活習慣の違い等から生じる孤立等を防止するため、県等関係機関と連携して外国人のニーズ等を把握するとともに、防災意識の啓発や災害予防対策について以下の措置を行うよう努める。

- 1 市は、在住する外国人の現状やニーズを的確に把握し、外国人に対する適切な配慮を行う。
- 2 市は、外国語対応の防災マップ・行動マニュアルを作成・配布するとともに、防災講習会等を積極的に実施し、災害時にとるべき行動や避難場所、さらには避難経路の周知徹底を図る。
- 3 市は、避難場所までの案内板等に外国語を併記する。
- 4 市が行う防災訓練の実施にあたっては、地域に住む外国人を含める。
- 5 市は、外国人を多く就業させている事業所等に対し、防災講習会の開催を働きかける等、行政と民間が連携した防災減災体制の整備を行う。
- 6 市は、災害時の広報活動等に備え、通訳者等必要な人員の確保を行うとともに、情報提供のためのマニュアルを作成する。
- 7 市は、県と連携し外国人を対象とした防災減災対策事業を実施するとともに、必要な支援を要請する。

- 8 市は、県の災害時通訳ボランティア制度を活用し、必要に応じて県や財団法人宮城県国際交流協会に通訳ボランティアの派遣を要請する。
- 9 市及び県は、防災に関する情報提供や避難誘導において、多言語、やさしい日本語表記、ルビふり等により、外国人に配慮した支援に努める。
- 10 市、県及び宮城県国際化協会は、外国人が日常生活の中で抱える防災面を含む様々な問題について、身近なところで気軽に相談し適切なアドバイスを受けられるよう、外国人相談窓口の充実を図る。

第4 防災教育・訓練の充実

- 1 要配慮者が自らの対応能力を高めるために、個々の要配慮者の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。
- 2 要配慮者の支援活動の中心となるヘルパー等の福祉活動に従事する者や、近隣の地域住民、ボランティア組織、自主防災組織等地域組織の育成に努める。

第5 職員の人材育成

災害発生後、長期的な要配慮者等への支援のため、市は、職員を対象とした研修等により必要な人材の育成に努める。また、福祉・医療に関する有資格者の協力体制を構築する。

第19節 複合災害対策

大規模災害から住民の命を守るためには、最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定し、それに対する可能な限りの備えを行う必要がある。

一つの災害が他の災害を誘発して災害の規模を大きくする場合や別々の災害が偶発的に同時期に発生する場合等を意識し、そういった複合災害について、より厳しい事態を想定した対策を講じる。

第1 複合災害の応急対策への備え

市、県及び防災関係機関は、地震、火災、大雨、原子力災害等の複合災害（同時または連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複雑化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、いくつかの時系列的なシナリオを構築した上で、本計画等を見直し、備えを充実するよう努める。

予防対策としては、本計画の各編の災害予防対策の定めるところによるが、各編の予防対策の実施にあたっては、特に以下の点に留意し、複合災害の発生も考慮に入れた対策に努める。

1 活動体制

(1) 市は、複合災害時に備え、現地への関係職員の派遣及び資機材の搬送等の手段を複数準備しておくとともに、要員・資機材の投入判断についてあらかじめ定めておき、不足することが想定される場合は、県や近隣市町村、応援協定締結団体等からの支援を早期に要請することも定めておく。

また、平常時から防災関係機関相互の連携（要員、装備、資機材等に関する広域応援）について協議しておく。

(2) 複合災害時においては、それぞれの災害が別の災害の影響を受けるため、従来業務に付加される業務を明確にし、それが適切な災害対応の支障とならないよう、あらかじめ対応方法等について検討する。

(3) 市は、一定の条件を満たした大規模自然災害が発生した時は、原子力災害の同時期発生といった不測の事態に備え、県からの情報収集、住民への広報体制を速やかにとることを考慮する。

(4) 複合災害発生時は、災害の全体像を大局的に捉え、対応の優先順位をつけるとともに、対策実施に関する具体的なスケジュールの立案に努める。

2 情報の収集・伝達体制の整備

(1) 複合災害時には、関係市町村の災害対策本部等から得られる避難場所の被害状況、道路の損壊及び道路交通の状況等の自然災害情報についても、県を通じて情報の共有化ができるよう、体制整備に努める。

(2) 市、県、防災関係機関及び原子力事業者等複合災害の発生に関係する機関は、国とも連携し、複合災害時にも相互に確実に情報の収集及び連絡を行うため、必要な情報収集・連絡体制及び防災行政無線、専用回線、衛星回線等、複数の通信手段の整備に努める。

(3) 県は、国とも連携し、大規模自然災害発生後の原子力施設の状況に係る情報を早期に把握し、必要に応じ、その結果を迅速に関係機関に連絡する。

(4) 複合災害時において、市、県、防災関係機関及び原子力事業者等は、現状認識や今後の方針について、地域住民等の不安解消や混乱防止のため、適切な広報に努める。

3 避難・退避体制の整備

(1) 本市は、東北電力女川原子力発電所から約 50km 以上離れた位置にあり、原子力災害対策重点区域には含まれていない。しかし、天候によってある程度の放射性物質の影響を受ける可能性があるため、市内で通常の数値を超える放射線を観測した場合は、屋内や車両内に避難するよう広報する。

(2) 複合災害時には、避難勧告等や避難誘導に影響を及ぼす事象が多数にわたる可能性があることから、情報の把握、意思決定、諸手続き等に関し、国等関係機関との必要な相互連携が確実に図られる状態になるよう留意する。

(3) 市及び県は、複合災害時に迅速に避難誘導が実施できるよう、大規模自然災害に関するハザードマップ等から、避難場所の被害の程度、経路の障害の程度を想定し、複数の代替ルート、輸送手段等を考慮した「避難誘導計画の基本型」をあらかじめ作成し、平素から多様な避難手段を把握しておくよう努める。また、「避難誘導計画の基本型」について、図上訓練やシミュレーション等による検証により、より実効性の高いものとなるよう見直しを図る。

(4) 市及び県は、避難経路等に影響を与える可能性のある自然災害が発生した場合においては、原子力災害の同時発生がある場合に備え、避難誘導計画への影響を考慮する。

第2 複合災害に関する防災活動

1 訓練の実施

市、県及び防災関係機関は、様々な複合災害を想定した机上訓練やシミュレーションを行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。

また、地域特性に応じて発生の可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。

2 複合災害に関する知識の普及啓発

県は、原子力災害を含む複合災害時における県民の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及・啓発に努める。

第 20 節 廃棄物対策

大規模な災害発生後、大量に発生する廃棄物（粗大ごみ、不燃性ごみ、生ごみ、し尿等）や倒壊物・落下物等による障害物は、住民の生活に著しい混乱をもたらすことが予想される。

このため、廃棄物処理活動が迅速に行われるよう、市は、県、仙台市及び黒川地域行政事務組合と連携し、大量の災害廃棄物が発生した場合に必要な広域処理も含めた災害廃棄物の処理・処分体制の確立を図る。

第 1 処理体制

1 市の役割

市は、迅速に災害応急対策を推進するため、廃棄物処理に係る災害応急対策を定めておくとともに（第 3 章第 22 節「廃棄物処理活動」参照）、市の処理能力を超える場合及び廃棄物処理施設が被災し使用不能になった場合の対策として、近隣の市町村及び廃棄物関係団体等と調整し、災害時の相互協力体制を整備する。

2 県の役割

県は、災害廃棄物処理計画に基づき、市町村が適切かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう必要な技術的援助を行うとともに、大量の災害廃棄物処理を考慮した都道府県間及び市町村間における広域支援体制の確立を図り、またこのために必要な指導・助言その他の支援を市町村に対して行う。

また、災害廃棄物処理に関する事務の一部を実施する場合の仮置場の確保や災害時の廃棄物の処理体制、民間事業者等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。

3 環境省東北地方環境事務所の役割

環境省東北地方環境事務所は、災害廃棄物の発生・処理状況の把握を行い、処理・処分に必要な資機材等の広域的な支援要請や調整に努める。

4 事業者の役割

事業者は、その事業に関連して発生した災害廃棄物の性状等に精通していることから、自らの責任において回収し、適正に処理するための体制の整備に努める。

第 2 主な応急対策

市は、廃棄物処理に係る災害時応急体制を整備するため、次の対策に努める。

1 緊急出動体制の整備

- (1) 一般廃棄物処理施設の適正な維持管理に努める。
- (2) 廃棄物の収集・処理に必要な人員・収集運搬車両等の体制強化に努める。
- (3) 廃棄物処理における仙台市、黒川地域行政事務組合との連携体制を整備する。

2 災害時における応急体制の確保

- (1) 仮置き場の配置や災害廃棄物の処理方法等について具体的に示した災害廃棄物処理計画を策定する。
- (2) し尿、生活ごみ及びびがれきの広域的な処理・処分計画を作成する。
- (3) 広域的な市町村等との協力、応援体制について整備する。

3 避難所の生活環境の確保

- (1) 仮設トイレやその管理に必要な消毒剤、脱臭剤等の備蓄に努める。
- (2) (1) の調達を迅速かつ円滑に行う体制を整備する。

第 21 節 災害種別毎予防対策

第 1 火災予防対策

火災による人的・物的被害の軽減を図るため、市、県及び防災関係機関は、出火防止に努めるとともに、初期消火、火災の延焼拡大防止のため、必要な事業の施行、施設の整備を図る等、火災予防対策の徹底に努める。

1 情報の収集・伝達体制の整備

市、県及び防火関係機関は、情報収集、伝達手段として、無線、有線及びその他通信設備等を利用した防災通信網の確保・整備充実を図り、火災発生時の応急対策を迅速に推進するため万全を期する。

2 防災活動の促進

出火要因としてはガス、石油、電気等の火気使用設備・器具のほかに、危険物、化学薬品等からの出火が考えられるほか、放火による火災も多発している。

このため、市、県及び黒川地域行政事務組合消防本部は、出火につながる要因を個々に分析、検討し、あらゆる施策を講じて安全化を図る。

住民に対しては、防災意識の高揚と防災行動力の向上を図ることにより、出火をできる限り防止する。

(1) 火気使用設備・器具の安全化

火災発生は、火気使用設備・器具の老朽化、不測な取扱いや配置及び過重な負担を掛けることにより起きることから、設備・器具の点検と早期交換、適正な取扱方法の周知を図ることにより、出火の抑制に努める。

(2) 住民への指導強化

世帯構成が、核家族化、少子化、高齢化の傾向の中で、火気取扱方法の誤操作、異常な使用及び失念により、重大な火災に発展することから、常に火気についての注意を喚起させるとともに、特に、春季・秋季の火災予防運動を通じ、乾燥期や強風時における火気の使用について指導を強化し、意識の高揚を図る。

また、火災発生率の高い時期に消防団員に各家庭を訪問させ、防災上の点検指導を行う。

(3) 出火防止のための査察指導

市及び消防機関は、火気使用設備・器具の不適正な使用や配置、過度の使用方法による出火を抑制、未然防止するため、使用場所や設備・器具の状態について、防火指導予防査察を実施する。

(4) 民間防火組織の育成

建物火災のうち、住宅火災の発生件数が過半数を占めていることから、日常、火気を取り扱う一般家庭における火災予防思想の普及啓発が重要である。

火災予防思想の普及啓発には幼少年期からの指導が効果的であり、また、火を扱う機会の多い一般家庭に対する啓発も重要であることから、幼少年消防クラブ及び婦人防火クラブの結成と育成について指導する。

(5) 初期消火体制の強化

火災による人的・物的被害を最小限に止めるためには、早期通報、初期消火を行うことが重要であり、常時早期対応が可能な体制にしておかなければならない。

このため、家庭、事業所及び地域における自主防災体制を充実強化し、防災教育、防災訓練により住民及び従業員等の防災行動力を高めて初期消火体制の確立を図る。

また、防火対象物の防火管理体制については、防火管理者の資格付与講習会を行うとともに、定期的な防火管理者講習会を開催して、資質の向上を図り、選任義務の防火対象物については、防火管理者の必置と選任を励行させる。

3 消防組織の充実強化

複雑多様化、高度化する消防業務に対応できる体制を確立するため、広域消防応援体制の一層の充実、消防職員及び消防団員の教育訓練の充実による資質の向上を図るとともに、消防機関は計画的な人員の確保等、組織の拡充強化を図る。また、民間防火組織等の育成を図りながら、防火思想の普及に努める。

さらに、火災による人的、物的損害を最小限に止めるため、防火対象物の防火管理体制を強化し、失火を防止し、出火の場合には、早期通報、初期消火を行うよう常時確実な体制がとれるように指導する。

4 常備消防における消防力強化

火災発生時には、早期消火、延焼拡大を防止することが必要であることから、市は、消防力の整備指針及び消防水利の基準に基づき、黒川地域行政事務組合消防本部における消防資機材の整備や人員の確保、消防施設の整備充実が図られるよう、常備消防の消防力強化を推進する。

5 消防団の育成

消防団は、常備消防と並び地域社会における消防防災の中核として救出・救助、消火等の防災活動において重要な役割を果たしている。しかしながら、近年の消防団は、団員数の減少、高齢化、サラリーマン層の増加等の問題を抱えており、その育成・強化を図ることが必要となってきた。このため、市及び県は、以下の観点から消防団の育成・強化を図り、地域社会の防災減災体制の推進を図る。

- (1) 消防団員の知識・技能等を、より地域社会に広め、地域住民の消防団活動に対する理解を促し、消防団への入団・協力等、環境づくりを推進する。
- (2) 消防団員数が減少の傾向にあることから、処遇の改善、事業所に対する協力要請、機能別団員の入団促進、将来の消防の担い手となる子どもに対する啓発等を通じ、消防団員数の確保に努めるとともに、消防団員の資質向上を図るため、教育・訓練の充実を推進する。
- (3) 県は、市に対し、施設・設備の充実、防火服・安全靴等の基本装備の充実、安全対策の強化、情報伝達体制や無線通信機器の整備、長期化した場合の備え等について指導し、積極的な財政援助に努める。

資料編 ・ 資料 7-1 富谷市消防団組織

6 火災予防措置

(1) 予防査察指導の強化

火災を未然に防止するためには、消防機関等による予防査察が最も効果がある手段の一つであるため、これを計画的、継続的に実施するとともに、消防用設備に関する法令の趣旨を防火対象物の関係者に徹底し、また、予防査察の結果について研究を行い、査察指導の向上を図る。

なお、火災の防止は、その建物等の維持管理状況に負うところが大きく、特に人命への影響が極めて高い飲食店、スーパー、社会福祉施設、病院等の防火対象物及び多量の火気を使用する工場等に対して重点的に立入検査を実施し、管理権限者に対して指導助言等を行う。

(2) 漏電による火災の防止

配電設備については、一定の基準による工事と適切な検査の実施により施行の完全を期し、保守にあたっては巡視点検による不良箇所の早期発見と改修に努める。

また、需用設備については、新增設調査や定期調査により不良箇所の改修を需用家に通知するとともに、工事施工業者の技術向上を図る。

一般公衆に対しては、電気の正しい取扱いと適正配線の重要性について啓発、宣伝に努める。

(3) 消防用設備等の設置・普及

火災による人的物的被害の軽減を図るため、早期発見、初期消火及び避難等に有効な消防設備の適正な設置及び維持管理について指導するとともに、消防設備士の資質の向上を図る。

(4) 住宅防火対策の推進

住宅火災の防止については、防災物品及び防災製品の使用が出火、延焼拡大の阻止に有効であることを周知し、特に、就寝時間帯及び高齢者世帯における火災死亡率が高くなる傾向にあることから、住宅用火災警報器の設置が義務づけられ、機器の普及促進に努めるとともに、住宅防火診断等防火に関する生活改善について指導助言を行い、住宅火災の軽減を図る。

資料編 ・ 資料 3-1 防火対象物一覧

7 消防計画の作成等

市は、消防組織法に基づき、消防本部及び消防団が適切かつ効果的な消防活動を行うため、組織・施設の整備拡充が図れるよう見直ししながら、火災予防対策について一層の充実を図る。

- (1) 消防力等の整備及び点検
- (2) 災害に対処する形状・地理、危険区域等の調査
- (3) 消防職員及び消防団員の教育訓練
- (4) 査察その他の予防指導
- (5) その他火災を予防するための措置

8 その他の予防対策

上記以外の予防対策については、前節までの各予防対策を準用する。

第2 林野火災予防対策

林野火災は、気象条件等により大火につながる危険性があり、いったん大きくなった火災は、地理・水利等の条件により消火活動が困難であるという特殊性を有している。このため、消防関係機関は、未然防止に努めるとともに、初期消火、火災の延焼拡大防止のため、必要な事業の施行、資機材の整備等を図り火災予防対策の徹底に努める。

1 事前警戒措置**(1) 火入れの協議**

火入れによる出火を防止するため、森林法（昭和26年法律第249号）に基づく市長の許可は、時期、許可条件等について事前に消防機関と十分協議する。また、火入れの場所が隣接市町に近接している場合は、関係市町に通知する。

(2) たき火等の制限

ア 市及び黒川地域行政事務組合は、気象の状況が林野火災予防上危険であると通報を受けたときは、入山者等に火を使用しないよう要請する。

イ 市は、消防法第 22 条の規定による火災に関する警報を発したとき、その他林野火災予防上危険であると認めるとき、または林野火災が発生すれば大きな災害を招くおそれがあると認めるときは、その市内に滞在する者に対し火の使用を制限する。

2 広報宣伝の充実

市及び関係機関は、乾燥注意報の発表等林野火災の発生するおそれのあるときは、広報宣伝、巡視、監視を強化し、地区住民及び入山者に対して注意を喚起し、火気取扱いの指導取締りを行って、火災の発生を防止するとともに、初動体制の準備をする。

(1) 山火事防止強調月間の設定

春、秋の火災危険期に山火事防止強調月間を設け、関係機関が連携して広域的な山火事防止運動を展開する。

(2) 関係機関の連携

林野火災の予防のため、関係機関（県、森林組合等）の連携強化を図り、林野火災に対する住民の関心を喚起し、強力な運動を推進する。

(3) ポスター、標識板等の設置

地域住民、通行者、入山者に注意を喚起するため、屋内外、交通機関、登山口、林道、樹木等にポスター、標識、立看板、警報旗、懸垂幕等を掲示する。

(4) 報道機関等による啓発・宣伝

火災危険期、山火事防止強調月間の設置時において、重点的に報道機関、公民館、学校等の協力を得て、ラジオ、テレビによる広報、新聞及び市、関係機関が作成・配布する広報紙への記事掲載、映画、スライドの上映を実施し、啓発・宣伝を図る。

(5) チラシ、パンフレット等の配布

啓発・宣伝の一環として、チラシ、パンフレット、ステッカー等を作成して配布する。

(6) 学校教育による防火思想の普及

自然保護、森林愛護等の情操教育を通じて防火思想の普及を図るとともに、標語、ポスター、作文等の募集を行い、児童・生徒を通じて家庭への浸透を図る。

3 森林等の管理、整備

森林の所有者、管理者等は、防火線、防火樹帯の布設、自然水利の活用等による防火用水の確保その他の林野火災予防上の措置を講ずる。

(1) 林道（防火道）の整備

消防用車両が通行可能な林道の開設、改良及び補修を行う。

(2) 治山・砂防えん堤等（防火用水施設）の整備

治山・砂防えん堤等の計画的な整備に努める。

(3) 防火線の整備

森林区画・尾根等に、立地条件、気象条件を配慮した、防火線を布設し、その維持を図る。

(4) 防火林帯の整備

防火樹を植栽した林帯を整備する。

(5) 森林の適切な保育管理

林野火災の発生及び延焼の元となる枯枝、枯損木等を除去するため、除・間伐等の保育を適切に行う。

4 消防体制の確立

(1) 総合的消防体制の確立

平常時から林野火災に即応する体制の強化を図るため、消防本部、消防団、警察署その他の機関からなる広域的、総合的な消防体制を確立する。

(2) 相互応援体制

林野火災の大規模化に対応した消防体制を確立するため、近隣市町村、関係機関等における相互応援協力体制を確立する。

ア 近隣市町村間において、「要請する場合の災害規模の基準」「要請する応援隊の人員、資機材等」について相互応援協定を締結する。

イ 宮城県北部森林管理署、黒川森林組合、森林所有者、民間自衛消防隊等と応援協定を締結する。

ウ 林野火災時の消火用水としての水利使用について、関係団体等と協議し協力を要請する。

(3) 自衛消防隊の育成

黒川森林組合等を中心にして地区別に自衛組織としての消防隊の結成及び育成を指導し、相互応援体制を充実し、林野火災の早期発見、初期消火に努める。

5 防ぎよ資機材の備蓄

市及び関係機関は、林野火災に迅速に対応するため、防ぎよ活動に必要な資機材を備蓄しておく。

6 防災活動の促進

市及び関係機関は、出火につながる要因を個々に分析・検討し、あらゆる施策を講じて未然防止を図る必要があり、地域住民及び入山者に対しては、防災意識の高揚と防災活動の向上を図る。また、初期消火活動の協力体制を確立し、林野火災防ぎよ技術の習得と向上のため、関係機関相互による訓練を実施する等、空中消火活動の強化・充実を図る。

(1) 火気使用設備・器具の安全化

(2) 住民への指導強化

(3) 出火防止のための査察指導

(4) 初期消火体制の強化

7 林野火災特別地域の指定

市は、林野火災の発生、または危険度の高い地域において、林野火災対策事業を集中かつ、計画的に実施することにより、林野火災の防止及び被害の軽減を図るため、林野火災特別地域の指定を受けておく。

第3 危険物等災害予防対策

災害時において、危険物施設等の火災や危険物等の流出等が発生した場合には、周辺地域に多大の被害を及ぼすおそれがある。

このため、市、県及び防災関係機関は、各施設の自主保安体制の充実・強化について指導を徹底する等、災害対策と防災教育による意識の高揚に努め、危険物等による災害の未然防止を強力で推進する。

また、法令に定められている技術上の基準適合性の維持及び貯蔵・取扱いの基準の遵守を指導し、保安の万全を図る。

1 災害予防措置等

(1) 危険物施設

県及び消防機関は、石油タンク貯蔵所、給油取扱所等危険物施設の自主保安体制の充実・強化について次のような指導を行い、災害対策と防災教育の推進を図る。

ア 安全指導の強化

危険物事業所の管理者、所有者や占有者、危険物取扱者及び危険物保安監督者等の安全管理の向上を図るため、講習会等の保安教育を実施する。

イ 施設の基準維持の指導

危険物施設の設計基準については、年々強化され構造上の安全対策が講じられているところであるが、法令に定められている技術上の基準に適合した状態を維持するよう指導する。

ウ 自衛消防組織等の育成

事業所における自衛消防組織等の育成を推進するとともに、効果的な自主防災体制の確立を図る。

エ 広報・啓発の推進

危険物安全協会等の関係団体の育成に努め、これら団体を通じて事業所及び一般人に対し、危険物等による災害防止について広報、啓発に努める。

オ 防災用資機材の整備

複雑多様化する危険物への備えとして、化学消防力の強化に努めるとともに、事業所に対しても資機材の整備、備蓄の促進について指導する。

(2) 高圧ガス施設

ア 高圧ガス製造、販売、貯蔵等の事業者は、高圧ガス保安法等に定められている技術上の基準を遵守し、日頃から高圧ガス施設の保守・管理を行い、防災に必要な装備、資機材の充実に努めるとともに、緊急時連絡体制の整備を図り、併せて、事業者間の相互応援体制の整備について一層の推進を図る。

イ 県は、宮城県高圧ガス保安協会等関係団体と密接な連携を図りつつ、自主保安体制の整備及び保安意識の高揚を推進し、各種検査や講習会を通じ指導・助言するとともに、必要に応じ改善その他の措置命令を行う。

ウ 経済産業省関東東北産業保安監督部東北支部は、高圧ガスの各種施設については、保安監督の推進のために必要な指導・助言を行い、保安教育の徹底、自主保安体制の整備を促進することにより、災害の防止に努める。

(3) 毒物・劇物貯蔵施設

ア 県は、運搬するうえで規制を受ける毒物・劇物（23種類）に関し、毒物・劇物製造業者、毒物・劇物販売業者、法的に届出が必要な業務上取扱者、それ以外の業務上取扱者の容量1立方メートル以上の貯蔵設備（タンク等）を有する施設を把握しておく。

イ 県は、該当施設責任者に対し、各施設ごとに危害防止規定を作成するよう指導する。

ウ 県は、毒物の安全性の確保のため毒物等を所掌する販売業者、製造業者及び取扱業者に対して、関係機関・団体と協力して指導を行い、警察は取締りを行う。

(4) 放射性物質の使用・貯蔵施設等

ア 放射性物質取扱（使用・販売・廃棄）事業者は、関係法令を遵守するとともに、放射性物質による事故等を防止し、公共の安全を確保するように万全を期す。

イ 県及びその他の関係機関は、放射性物質取扱事業所等の把握及び安全管理等の指導に努める。

第4 道路災害予防対策

道路は、住民の日常生活及び社会、経済活動上欠くことのできないものであるため、災害の発生により、道路の機能に重大な支障が生じた場合は、市及び県は、代替路の確保及び応急対策により機能の確保を行う。また、各関係機関において、平常時より緊密な連携を図る等、協力体制の整備を図る。

1 防災点検等の実施

道路管理者は、防災点検を定期的実施し、防災減災対策等の必要な箇所の把握に努めるとともに、通常のパトロール等においても目視等による点検を実施する。

2 道路交通の安全のための情報収集・連絡体制の整備

道路管理者は、道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために、平常時より道路施設等の状況の把握、データベース化に努めるとともに、ICT技術の活用による情報の収集、連絡体制の整備を図る。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者とその情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。

警察本部は、道路交通の安全のための情報収集、連絡体制の整備を図る。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者に交通情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。

3 道路施設等の整備

道路管理者は、防災点検等で対応が必要とされた箇所について、緊急輸送道路や緊急性が高い路線及び箇所から順次、補強及び整備を実施する。また、災害対策上必要とする道路施設については、社会資本整備重点計画に基づき緊急を要する施設から随時整備を進める。

(1) 道路

道路法面の崩壊、路面の損壊、道路施設の変状や破壊等の被害が想定される危険箇所について、防災工事等を実施する。

(2) 橋梁

落橋、変状等の被害が想定される道路橋、側道橋等については、橋梁補強工事を実施する。

(3) 道路付属施設

災害防止にあたり、道路情報の迅速・正確な提供を行うために、凍結検知器、積雪深計、雨量計、水位計等の機器及び道路情報提供装置の整備を促進し、これらを有機的に運用するため災害情報システムの構築を図る。

4 除雪体制等の整備

道路管理者は、道路の除雪を行う積雪基準を設定し、除融雪を実施する。なお緊急輸送道路については、速やかに除融雪を行い車両通行を確保する。

5 職員の配備体制

道路管理者は、実情に応じ災害応急対策に必要な職員の非常配備体制の整備を図る。

6 防災関係機関相互の応援体制

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、道路管理者は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援協定を締結するなど、平常時より連携体制を強化する。

7 救助・救急・医療及び消火活動

道路災害による負傷者等が発生した場合に備え、道路管理者、医療機関及び消防機関等は、救助・救急・医療及び消火活動について、平常時より機関相互間の連携強化を図る。

8 緊急輸送活動

- (1) 警察本部及び道路管理者は、災害時の道路管理体制確立のため、信号機、情報板等の道路交通関連施設の整備に努める。
- (2) 警察本部は、災害発生後において交通規制が実施された場合は、一般車両が通行の支障とならないよう運転者の取るべき措置等について周知を図る。

9 危険物及び障害物の除去等に関する資機材の確保

道路管理者は、危険物及び障害物の除去等に対応するため、資機材の調達について、関係機関等との協力体制を充実するよう努める。

10 防災訓練の実施

道路管理者は、防災訓練の実施を通じ、災害時の対応等について周知徹底を図る。

11 防災知識の普及・啓発

道路管理者は、道路利用者に対し、災害時の対応等、防災知識の普及啓発を図る。

第 3 章 災害応急対策

第3章 災害応急対策

第1節 防災気象情報の伝達

気象・地象・水象等による被害を最小限にとどめるためには、これらの情報を一刻も早く地域住民等に伝達することが重要である。

また、円滑な応急対策活動を実施するため、市は、各防災関係機関と緊密な連携のもと災害に関する情報を迅速かつ的確に把握する体制を整える。

第1 防災気象情報

市は、法令及び本計画書の定めるところにより、防災気象情報を関係機関、住民、その他関係団体に伝達しなければならない。

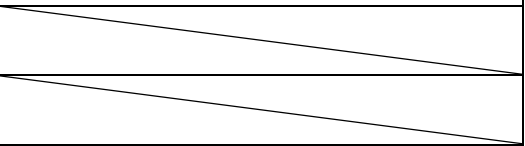
その際、対象者に漏れなく、要配慮者にも配慮するとともに、住民にとってわかりやすく伝達するよう努める。

また、災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を市長、警察官や消防職員に通報しなければならない。

1 気象業務法に基づき、仙台管区気象台が発表する防災気象情報

令和元年5月29日現在

富谷市	府県予報区		宮城県
	一次細分区域		東部
	市町村等をまとめた地域		東部仙台
警 報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準 16
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準 101
	洪水		流域雨量指数基準 西川流域=6.9
			複合基準*1 竹林川流域=(12, 10.6)
			指定河川洪水予報による基準 吉田川 [落合・新田橋]
	暴風	平均風速	18m/s
	暴風雪	平均風速	18m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 20cm
	波浪	有義波高	
高潮	潮位		

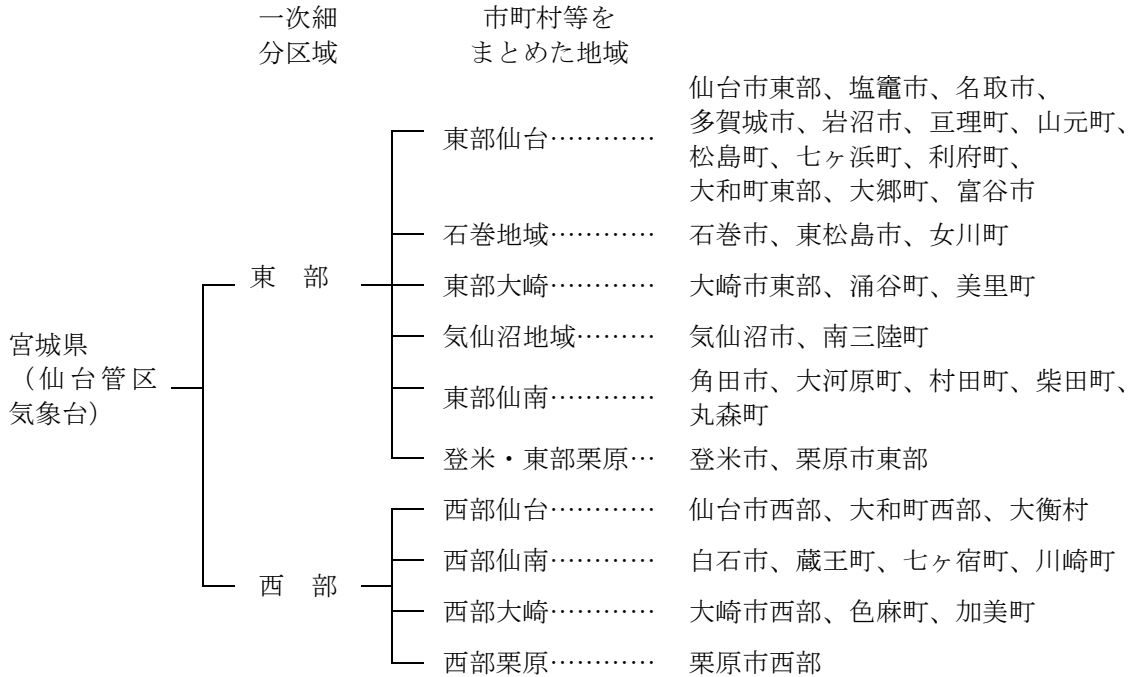
注意報	大雨	表面雨量指数基準	10	
		土壌雨量指数基準	80	
	洪水	流域雨量指数基準	西川流域=5.5	
		複合基準*1	西川流域= (5, 3.2) , 竹林川流域= (8, 7.5)	
		指定河川洪水予報による基準	吉田川 [落合・新田橋]	
	強風	平均風速	13m/s	
	風雪	平均風速	13m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 10cm	
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪	融雪により被害が予想される場合		
	濃霧	視程	100m	
	乾燥	①最小湿度45% 実効湿度65%で風速7m/s以上 ②最小湿度35% 実効湿度60%		
	なだれ	①山沿いで24時間降雪の深さ40cm以上 ②積雪が50cm以上で、日平均気温5℃以上の日が継続		
	低温	夏期：最高・最低・平均気温のいずれかが平年より4~5℃以上低い日が数日以上続くとき 冬期：①最低気温が-7℃以下 ②最低気温が-5℃以下が数日続くとき*2		
	霜	早霜、晩霜期におおむね最低気温2℃以下 (早霜期は農作物の生育を考慮し実施する)		
	着氷・着雪	大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高い場合		
記録的短時間大雨情報	1 時間雨量	100mm		

* 1 : 表面雨量指数と流域雨量指数の組み合わせによる基準値

* 2 : 冬期の気温は仙台管区气象台、石巻特別地域気象観測所の値

資料編 ・ 資料 8-1 宮城県の細分区域に該当する市区町村表

【 注意報・警報の細分区域 】



注) 気象警報・注意報は平成 22 年 5 月から、各市町村等を対象に発表されているが、テレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

2 特別警報発表の指標

特別警報は「大雨、大雪、暴風（暴風雪）、高潮、波浪について、数十年に一度の降雨量、降雪量、または数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風、高潮、高波の発生が予想される場合に発表される予報」であり、平成 25 年 8 月より、運用されている。

発表の基準は以下のとおり。

平成 30 年 11 月 30 日現在

現 象	基 準		概 要
大雨	数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合や数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合		平成30年7月豪雨 (死者行方不明者230人) 平成29年7月九州北部豪雨 (死者行方不明者42人) 平成27年9月関東・東北豪雨 (死者行方不明者20人)
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合	昭和34年台風第15号(伊勢湾台風) (死者行方不明者5,000人以上) 昭和9年室戸台風 (死者行方不明者3,000人以上)
高潮		高潮になると予想される場合	
波浪		高波になると予想される場合	
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合		—
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合		昭和56年豪雪 (死者行方不明者152人) 昭和38年1月豪雪 (死者行方不明者231人)

(1) 雨を要因とする特別警報の指標

以下の①、②のいずれかを満たすと予想され、かつ、更に雨が降り続くと予想される場合に、大雨特別警報が発表される。

- ① 48時間降水量及び土壌雨量指数において、50年に一度の値を超過した5km格子が、共に府県程度の広がり範囲内で50格子以上出現。
- ② 3時間降水量及び土壌雨量指数において、50年に一度の値を超過した5km格子が、共に府県程度の広がり範囲内で10格子以上出現(ただし、3時間降水量が150mmを超える格子のみをカウント対象とする)。

宮城県内市町村の「50年に一度の値」は以下のとおり。

一次細分区域	市町村等をまとめた区域	二次細分区域	48時間降水量 (mm)	3時間降水量 (mm)	土壌雨量指数
東部	東部仙台	富谷市	322	116	217

(2) 台風等を要因とする特別警報の指標

「伊勢湾台風」級(中心気圧930hPa以下、最大風速50m/s以上)の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合

台風については、指標となる中心気圧、最大風速を保ったまま、中心が接近・通過すると予想される地域(予報円がかかる地域)における、大雨・暴風・高潮・波浪の警報が、特別警報として発表される。

温帯低気圧については、指標となる最大風速が予想される地域における、大雨・暴風(雪を伴う場合は暴風雪)・高潮・波浪の警報が、特別警報として発表される。

(3) 雪を要因とする特別警報の指標

府県程度の広がりをもって50年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合

宮城県内観測地点の「50年に一度の積雪深」は以下のとおり。

府県予報区	地点名	50年に一度の積雪深 (cm)	備考
宮城県	仙台	39	
宮城県	石巻	39	
宮城県	駒ノ湯	187	
宮城県	川渡	121	
宮城県	古川	54	
宮城県	新川	68	
宮城県	白石	41	

3 消防法に基づく気象通報

仙台管区気象台長は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるとき、その状況を直ちに知事に通報する。また、知事は仙台管区気象台から前記の通報を受けたとき、直ちにその状況を本市に通報する。

市は、通報を受けたとき、または気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、住民に対し、火災に関する気象情報を周知する。

通報（通報）の基準は、次のとおりである。

通報番号	通 報 基 準
1	実効湿度 65%以下、最小湿度 45%以下で、平均風速 7m/s 以上が予想された場合
2	実効湿度 60%以下、最小湿度 35%以下が予想された場合
3	平均風速 13m/s（江ノ島 北～東南東 18m/s）以上が予想された場合 ただし、降雨時・降雪時は通報しないこともある

4 国土交通大臣が行う指定河川洪水予報

水防法第 10 条第 2 項及び気象業務法第 14 条の 2 第 2 項の規定により、東北地方整備局北上川下流河川事務所と仙台管区气象台が共同して行う指定河川洪水予報の河川名、区域及び予報に関する基準地点は下表のとおりである。

本市においては、竹林川、吉田川が該当している。

(1) 洪水予報の種類

種類	標 題	概 要
洪水警報	氾濫発生情報 【警戒レベル 5 相当情報】	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。 災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル 5 に相当。
	氾濫危険情報 【警戒レベル 4 相当情報】	氾濫危険水位に達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状態。避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難勧告等の発令の判断の参考とする。 避難が必要とされる警戒レベル 4 に相当。
	氾濫警戒情報 【警戒レベル 3 相当情報】	一定時間後に氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、あるいは、避難判断水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 避難準備等の氾濫発生に対する警戒を求める段階であり、避難準備・高齢者等避難開始の発令の判断の参考とする。 高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル 3 に相当。
洪水注意報	氾濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが、水位の上昇が見込まれないときに発表される。 氾濫の発生に対する注意を求める段階であり、水防団の出動の参考とする。 避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 に相当。	

(2) 洪水予報を行う河川名とその区間

(平成 25 年 7 月 1 日から適用)

河川名	区域	基準地点	量水標設置場所	氾濫注意水位(警戒水位) (m)	避難判断水位(特別警戒水位) (m)	氾濫危険水位(危険水位) (m)	量水標の受持区間
竹林川	宮城県黒川郡富谷市三ノ関太子堂中 63 番地の 1 地先 新田橋から吉田川への合流点まで	新田橋	富谷市三ノ関	1.80	2.30	2.90	左岸：大和町落合舞野地区から富谷市三ノ関地区
							右岸：大和町鶴巣地区から富谷市志戸田・三ノ関地区
吉田川	宮城県黒川郡大和町吉田ノ切 2 番地先 高田橋から鳴瀬川への合流点まで	高田橋	富谷市落合	5.00	6.80	7.30	

資料編 ・ 資料 4-2 指定河川洪水予報伝達系統図

5 国土交通大臣及び知事が行う水防警報

国土交通大臣が指定した河川についての水防警報の発表は、国土交通省東北地方整備局北上川下流河川事務所長が行うものとし、下表のとおり発表される。

(1) 水防法第 16 条第 1 項の規定により、国土交通大臣が水防警報を行う河川、その区域及び対象量水標

(平成 25 年 7 月 1 日から適用)

河川名	区域	基準地点	量水標設置場所	水防団待機水位(指定水位) (m)	氾濫注意水位(警戒水位) (m)	計画高水位 (m)	摘要
竹林川	左右岸： 宮城県富谷市三ノ関太子堂中 63 番の 1 地先 新田橋から吉田川合流点まで	新田橋	富谷市三ノ関	1.30	1.80	2.913	
吉田川	左右岸： 宮城県黒川郡大和町吉田ノ切 2 番地先 高田橋から鳴瀬川への合流点まで	高田橋	富谷市落合	4.00	5.00		

(2) 河川における水防計画の段階と範囲

河川名	量水標名	第1段階 (待機)	第2段階 (準備)	第3段階 (出動)	第4段階 (解除)
		水防団員の足止めを行うもの	水防資材器具の整備点検、水防団幹部の出動等、水防活動の準備を行う必要がある旨通報するもの	水防団員が出動する	水防以下都度の主体を通報するもの
竹林川	新田橋	行わない	水防団待機水位（1.30m）に達し、氾濫注意水位（1.80m）を突破すると思われ。準備の必要があると認めるとき	氾濫注意水位（1.80m）に達し、なお上昇の見込みがあり、出動の必要があると認めるとき	氾濫注意水位（1.80m）を下がって、再び増水のおそれがないと思われたとき
吉田川	高田橋	行わない	水防団待機水位（4.00m）に達し、氾濫注意水位（5.00m）を突破すると思われ。準備の必要があると認めるとき	氾濫注意水位（5.00m）に達し、なお上昇の見込みがあり、出動の必要があると認めるとき	氾濫注意水位（5.00m）を下がって、再び増水のおそれがないと思われたとき

6 土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報は、大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が更に高まったとき、市町村長の避難勧告や住民の自主避難の判断を支援するため、市町村を最小単位とし県内の全市町村を発表対象として宮城県と仙台管区気象台が共同で発表する防災情報である。

なお、これを補足する情報である大雨警報（土砂災害）の危険度分布で、実際に危険度が高まっている場所を確認することができる。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

(1) 土砂災害警戒情報の内容

ア 土砂災害発生の危険度が高まった地域（警戒対象地域）及び土砂災害のおそれが少なくなった地域（警戒解除地域）を市町村単位等で発表するとともに、警戒文に住民等のとるべき措置を記述する。

イ 警戒対象地域と警戒解除地域をそれぞれ市町村ごとに色分けして表示する。

(2) 土砂災害警戒情報の伝達

気象台は、発表した土砂災害警戒情報を防災情報提供システムにより県総務部危機対策課等の防災関係機関及び報道機関へ伝達する。また、テレビ・ラジオを通じて住民へ伝達し、自主避難等にも活用する。

県総務部危機対策課は、防災FAXやメールにより市町村、各消防本部、県関係機関等に対し土砂災害警戒情報を伝達する。

市は、土砂災害警戒情報が発表された場合には、当該情報を住民に周知するとともに、土砂災害警戒区域等に指定されている地域の住民に対して、避難勧告等を発令する。

7 記録的短時間大雨情報

宮城県内で、大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）や解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表する情報。

この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所について、警報の「危険度分布」で確認する必要がある。なお、「宮城県の発表基準は、1時間に100ミリ以上を観測または解析した時である。」

8 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼び掛ける気象情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時、発表する情報で、「宮城県東部」「宮城県西部」等の天気予報と同じ区域で発表される。また、竜巻の目撃情報が得られて、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている場合にも発表する。この情報の有効期間は、発表から1時間である。

なお、実際に危険度が高まっている場所については、竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

9 気象予警報等の伝達

(1) 防災気象情報・水防警報等の伝達系統

仙台管区气象台が発表した防災気象情報、知事（仙台土木事務所長）が発令した水防警報等及び土砂災害警戒情報について、市は、次のとおり伝達する。

なお、大雨、暴風の特別警報を受けた場合は、これを直ちに住民等に伝達する。

(2) 気象予警報等の受領及び伝達方法

ア 関係機関から通報される気象予警報等は、勤務時間内は危機管理監が、勤務時間外は庁舎警備員が受領する。

イ 庁舎警備員が受領した場合は、直ちに危機管理監、総務部長、関係部長に伝達する。

ウ 気象予警報等を受領した危機管理監は、市長に報告するとともに、その指示を得て関係各部長及び関係機関に通報し、一般住民に周知する。

エ 一般住民に対する通報は、次のとおりとする。

通報責任者	周知先	周知方法	周知内容
危機管理監	住民全員	防災行政無線（同報）、メール、SNS、広報車等	特に必要と認める警報、土砂災害警戒情報、地すべり等に関連する注意報

第2 異常現象を発見した場合の通報

- 1 住民は、災害が発生すると予想される異常な現象を発見した場合、または災害発生の事実を知った場合には、直ちに次に掲げる関係機関に通報しなければならない。

異常現象等区分	通報先	電話番号	所在地
気象に関する事項 竜巻、降雹等の異常気象現象	富谷市総務部防災安全課	022-358-3180	富谷市富谷坂松田 30
	大和警察署	110 022-345-0101	黒川郡大和町吉田字北谷地 27-1
地象に関する事項 噴火現象、噴火以外の火山性異常現象、地震の頻発、異常音響及び地変	富谷市総務部防災安全課	022-358-3180	富谷市富谷坂松田 30
	大和警察署	110 022-345-0101	黒川郡大和町吉田字北谷地 27-1

異常現象等区分	通報先	電話番号	所在地
水象に関する事項 異常水位等の異常 水象現象	富谷市総務部防災安全課	022-358-3180	富谷市富谷坂松田 30
	黒川地域行政事務組合 消防本部・黒川消防署	119 022-345-4161	黒川郡大和町吉田字北谷地 12
火災、ガス漏れの 発見	黒川地域行政事務組合 消防本部・黒川消防署	119 022-345-4161	黒川郡大和町吉田字北谷地 12
その他災害が発生 するおそれがある 異常現象や災害の 発生を知った場合	富谷市総務部防災安全課	022-358-3180	富谷市富谷坂松田 30
	黒川地域行政事務組合 消防本部・黒川消防署	119 022-345-4161	黒川郡大和町吉田字北谷地 12
	大和警察署	110 022-345-0101	黒川郡大和町吉田字北谷地 27-1

- 2 市は、通報先を確認し、住民に防災行政無線（同報）、メール、SNS、広報車等によって周知する。
- 3 警察官、消防署員等は異常現象等の通報を受けた場合は、速やかに市に通報しなければならない。
- 4 市は、1や3により通報を受けた場合、必要と認めるときは次の関係機関に通報しなければならない。

異常現象等区分	通報先	電話番号	所在地
気象、地象、水象 に関する異常現象	仙台管区気象台予報課	022-297-8103	仙台市宮城野区五輪 1-3-15
	仙台管区気象台観測課	022-297-8141	仙台市宮城野区五輪 1-3-15
その他の異常現 象、災害発生の事 実を知った場合	大和警察署	022-345-0101	黒川郡大和町吉田字北谷地 27-1
	黒川地域行政事務組合 消防本部・黒川消防署	119 022-345-4161	黒川郡大和町吉田字北谷地 12
	東北電力㈱ 仙台北電力センター	0120-175-366 (コールセンター)	仙台市泉区八乙女 4-5-1
	宮城県仙台地方振興事務所	022-275-9111	仙台市青葉区堤通雨宮町 4 -17
	宮城県仙台土木事務所	022-297-4111	仙台市宮城野区幸町 4-1-2

第2節 災害情報の収集・伝達

災害が発生し、または発生するおそれがある場合は、円滑な応急対策活動を実施するため、市及び各防災関係機関は、緊密な連携のもと災害に関する情報を迅速かつ的確に把握する体制を整える。

第1 災害情報の収集

市は、市内の災害情報及び所管に係る被害状況を住民の協力を得て迅速かつ的確に調査、収集し、県その他関係機関に通報、報告する。ただし、被災状況により県へ報告できない場合は、直接国へ報告する。

1 災害情報収集体制

市は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合、災害情報の収集に万全を期すため、市職員、町内会長、消防団員、協定を締結している団体等をもって状況把握にあたらせる。

なお、市職員の勤務時間外に災害が発生した場合は、配備指令で登庁してくる職員から登庁途中で確認した被災情報も併せて収集する。

2 収集すべき災害情報等の内容

- (1) 災害発生のおそれがある異常な状況
- (2) 人的被害（死傷者数、行方不明者数、生き埋め者のいる可能性のある要救出現場の箇所数）
- (3) 住家被害（全壊、半壊、床上浸水等）
- (4) 土砂災害（人的・住家・公共施設被害を伴うもの）
- (5) 出火件数・出火状況
- (6) 二次災害危険箇所（土砂災害の危険判断、高圧ガス漏洩事故等）
- (7) 輸送関連施設被害（道路）
- (8) ライフライン施設被害（電気、電話、ガス、水道、下水道施設被害）
- (9) 避難状況、救護所開設状況
- (10) 市災害対策本部設置等の状況
- (11) 水防その他の応急対策の活動状況
- (12) 災害の状況及びその及ぼす社会的影響から見て報告する必要があると認められるもの
- (13) 河川の増水、その他の災害発生のおそれがある状況

このうち、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であることから、市は住民登録や外国人登録の有無にかかわらず、市内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の把握に努める。

また、行方不明として把握した者が、他の市町村に住民登録や外国人登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者等住民登録の対象外の者は外務省）や県に連絡する。

道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、ライフラインの途絶状況を把握するとともに、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努める。

第2 被害状況の調査

1 被害調査体制

(1) 市職員による調査

市における被害状況の調査は、次のとおり各部において分担し、関係機関及び関係団体の協力を得て実施する。

被害調査区分	調査担当責任者	協力団体名等
一般被害及び応急対策状況の総括	総務部長	
人的、住家等の被害	市民生活部長	町内会長、消防団員
農林業関係被害	経済産業部長	町内会長、消防団員 森林組合、土地改良区、農業協同組合、 農業共済組合
商工業関係被害	経済産業部長	商工会（富谷事務所）
社会福祉関係被害	保健福祉部長	各施設の長
保健、病院関係被害	保健福祉部長	各施設の長
児童福祉関係被害	保健福祉部長	各施設の長
衛生関係被害	市民生活部長	各施設の長
道路、橋梁、河川被害	建設部長	町内会長、消防団員
市営住宅、都市公園等	建設部長	町内会長、消防団員
文教、文化財関係被害	教育部長	各施設の長、町内会長、消防団員
水道、下水道施設の被害	建設部長	町内会長、消防団員

(2) 自主防災組織等による調査

自主防災組織等は、地域内の被災状況等を迅速かつ的確に収集し、被害を把握した都度、市へ連絡する。

その際、可能な限り被災現場を確認し、詳細な情報の収集に努める。

(3) 消防団による調査

消防団員は詳細な現場情報の提供に努め、市へ連絡する。

(4) 協定に基づく各種団体による調査

市は、情報の収集に関連して協定を締結している公益財団法人富谷市シルバー人材センター、公益社団法人隊友会宮城県隊友会富谷支部、富谷郵便局と被害状況について、把握した情報を協定に基づき共有し、被災状況の把握に努める。

(5) 防災会議委員

富谷市防災会議条例第3条第5項に基づく、国、県及び防災関係機関等で構成する防災会議委員から情報収集・交換を行う。

資料編	・資料1-1	富谷市防災会議条例
	・資料1-2	富谷市防災会議委員

2 調査要領

富谷市災害対策本部運営要綱、富谷市災害対策警戒配備要領の定めにより実施する。

なお、被害写真等の撮影については、各調査担当部ごとに速やかに撮影し、被害写真は防災安全課へ提出する。

第3 災害情報等の報告

1 報告担当及び連絡先

総務部及び各担当部が、県の地方機関その他関係機関に災害情報及び被害状況を通報、報告する場合は、県防災行政無線や衛星携帯電話等を使用する。

なお、各部の責任者及び連絡先は、次のとおりとする。

また、必要に応じて職員の派遣や受入れを行い、情報の共有に努める。

部 名	連絡責任者	連 絡 先		
		機 関 名	住 所	電 話
総務部	総務部長	宮城県仙台地方振興事務所	仙台市青葉区堤通雨宮町4-17	022-275-9111
		大和警察署	黒川郡大和町吉田字北谷地27-1	022-345-0101
		黒川地域行政事務組合 消防本部	黒川郡大和町吉田字北谷地12	022-345-4161
建設部	建設部長	宮城県仙台土木事務所	仙台市宮城野区幸町4-1-2	022-297-4111
経済産業部	経済産業部長	宮城県仙台地方振興事務所	仙台市青葉区堤通雨宮町4-17	022-275-9111
		宮城県仙台家畜保健衛生所	仙台市宮城野区安養寺3-11-22	022-257-0921
市民生活部	市民生活部長	宮城県仙台保健福祉事務所 (宮城県塩釜保健所)	塩竈市北浜4-8-15	022-363-5502
保健福祉部	保健福祉部長			

2 情報の伝達

各部長等は収集した災害情報を危機管理監に報告し情報を一元化する。また逐次、県及び関係各機関に連絡するとともに、情報交換を行う。

危機管理監は、住民及び消防関係機関、報道機関等に対し、迅速かつ的確な情報を提供する。

(1) 県等に対する報告

市は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む）、建築物の被害状況及び火災、土砂災害の発生状況等の情報を収集し、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するとともに、119番通報の殺到状況についても併せて消防庁及び県に連絡する。

なお、県に情報伝達できない場合は、直接消防庁に対し、被害情報を伝達し、事後速やかにその旨を県に報告する。

ア 被害状況報告等の基準

被害状況報告は、おおむね次に該当する場合に行い、県からの報告の指示の有無に関わらず、自主的に報告する。

(ア) 災害救助法の適用基準に該当する程度の災害

(イ) 災害対策本部を設置した場合

(ウ) 市における被害は軽微であっても、県内でみたときに、同一災害で大きな被害を生じている場合

(エ) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響からみて報告する必要があると認められる場合

- ・被害状況は具体的に把握できていないが、災害の発生に伴い、消防機関への通報が殺到したもの

- ・がけ崩れ、河川の溢水、破堤等により、人的被害や住家被害を生じたもの
 - ・災害により孤立集落が生じたとき
- (オ) その他、特に報告の指示があった場合

イ 報告要領

危機管理監は早急に被害情報をまとめ、災害報告取扱要領に基づき、概況即報や第1報（即報）を県（宮城県仙台地方振興事務所を經由して危機対策課）に対し報告する。この被害報告は、国・県等による応急対策活動及び応援の必要性の有無等の判断材料になるため、速やかに報告する。

県への報告の種類及び被害報告要領は次のとおり。県の定める市町村被害状況報告要領等に基づき、原則として宮城県総合防災情報システム（MIDORI）の端末機により、宮城県仙台地方振興事務所を經由して危機対策課に報告する。ただし、被害の状況により県に報告できない場合は、一時的に報告先を消防庁に変更し、県との連絡が可能になったら県に報告する。この場合、様式にかかわらず、無線電話、FAX等最も迅速な方法により報告する。

・災害概況即報

即報は災害当初の段階で被害状況が十分に把握できていない場合、または災害が発生するおそれのある場合は、その概況について自主的に即時報告する。

・被害状況報告 [即報・第1報ほか]

被害状況が判明次第、その状況を県の指定する期日までに報告する（おおむね1日1回程度）。ただし、報告後に大幅な変更があった場合には、その都度報告する。

また、本市の対応能力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集及び迅速な報告に努める。

・被害状況報告 [確定]

確定報告は、県の指定する期日までに様式第2号により被害状況について、おおむね災害が発生してから2週間以内に確定報告する。

(2) 消防機関に対する伝達

消防団及び黒川地域行政事務組合消防本部への連絡は危機管理監が行う。

消防団長は、配備等の連絡を受けたときは直ちに出勤できる態勢を整えなければならない。効果的な火災防ぎよ等の応急対策を実施するため、現場付近に消防団本部を設置し、黒川地域行政事務組合消防本部及び災害対策本部等と密接な関係を保ち、消防活動を実施する。

消防団に対する伝達事項で消防活動以外の主なものは次のとおり。

ア 情報収集及び伝達

消防団の各班長は、被害情報の把握等情報の収集を行い、市へ情報を提供する。

なお、水防活動の際の情報収集は分団長があたり、水防管理者（市長）に報告、活動終了後は水防活動実施報告書を提出する。

イ 避難誘導

住民に対する避難勧告等が市長から出された場合には、避難地区の消防団員が住民の誘導に努める。

ウ 避難所の管理

避難所の安全を確保するための管理にあたる。

エ 応援消防隊の案内

応援消防隊が来たときの誘導及び水利の連絡にあたる。

資料編 ・ 資料 4 - 3 市町村被害状況報告要領

第4 異常現象を発見した場合の通報

防災関係機関及び防災関係機関以外の者が異常現象を発見した場合等は、速やかに市や大和警察署に通報しなければならない。

通報を受けた警察官は、その旨を速やかに市長に通報しなければならない。市長は、通報を受けた場合、その旨を仙台管区気象台その他関係機関に通報しなければならない。

1 異常現象

- (1) 地象に関する事項…異常音響及び地変
- (2) その他、災害が発生するおそれがある現象

第3節 通信・放送施設の確保

災害等により、通信・放送施設が被災した場合、防災関係機関の災害応急対策や住民の生活情報収集に大きな影響が生じる。

このため、市及び防災関係機関は、この応急復旧あるいは代替機能の設置について、所要の措置を講じる。

第1 市防災行政無線施設

- 1 市は、災害時における救急・救助、医療及び消火に係る情報の収集・連絡等の重要性を考慮し、防災行政無線（同報系、移動系）、衛星携帯電話等の通信手段の確保に努める。
- 2 災害発生後、直ちに情報通信手段の機能を確認し、支障が生じた施設の復旧を行う。
- 3 避難所等となった各施設と市庁舎との通信手段の確保に努める。併せて、他機関及び他市町村との通信手段の確保に努める。

資料編 ・ 資料4-1 通信設備一覧

第2 災害時の通信連絡

1 通信連絡手段

災害時においては、通信の途絶やふくそうが想定されることから、市は、各防災関係機関と連携し、それぞれの特性を考慮し、的確な通信手段の確保に努めるものとし、必要に応じて相互に連携をとりながら通信手段の確保を図る。

なお、各種通信手段の状況や特徴は、次のとおりである。

- (1) 一般加入電話…災害時に途絶やふくそうがある。
- (2) 災害時優先電話…防災関係機関と通信事業者が協議して、一般加入電話の中から指定する回線で、発信規制がかけられても、他の一般加入電話に比べて優先して使用できる。
- (3) 災害時優先携帯電話…防災関係機関と通信事業者が協議して、携帯電話の中から指定する回線で、発信規制がかけられても、携帯電話に比べて優先して使用できる。
- (4) 携帯電話（スマートフォン）…固定電話と別系統であり、無線回線を使用するので、移動して使用できるが、災害時に途絶やふくそうもある。
- (5) 衛星携帯電話…衛星を利用して通信するため通信可能地域が広く、災害時に通信の途絶及びふくそうの可能性が低い。ただし、相手によってはふくそうもある。
- (6) 孤立防止用衛星電話…東日本電信電話（株）が、役所等に配備している衛星電話である。
- (7) 地域衛星通信ネットワーク…全国の自治体、消防本部、防災関係機関を結ぶ衛星通信回線である。
- (8) 消防用回線（消防無線）…各消防機関が使用している回線で、県内共通波により県内各消防機関、統制波で全国の消防機関相互の通信ができる。
- (9) MCA無線システム…（一財）移動無線センター東北センターが運営するシステムで、業務用無線と同様に使用できる車載型、携帯型無線システムがあり、中継所を経由するので広範囲のサービスエリアが確保できる。災害時には同センターやメーカー・総務省からの借用も考えられる。現在、同報系は親局と屋外拡声子局26局、移動系は56局を、役所や避難所となる学校、公民館、町内会館へ設置している。

(10) 非常通信…市及び防災関係機関は、災害時において、他に手段がない場合等は、非常通信協議会の構成機関等の通信設備を利用して、非常通信を行う。

【非常通信ルート】

富谷市 (総務課) TEL022-358-3111 FAX022-358-2259	通常	音声 004-301-3 FAX004-301-2 音声/FAX 地域衛星通信ネットワーク 音声004-220-8-2375 FAX004-220-8-2398				宮城県 (危機対策課) TEL022-211-2375 FAX022-211-2398
	警察	使送 (4.4 km)	大和警察署 (警備課) TEL022-345-0101 FAX022-345-0101 (24時間)	警察 回線 (専用線)	宮城県警察本部 通信指令課 TEL022-221-7171 FAX022-221-0462 (昼間のみ)	使送 (100m)

(11) インターネット…データ通信としてのインターネットにより、各種データ、安否情報等の提供ができる。

また、ふくそうを回避するための手段として、次の2つの情報提供が有効である。

ア 災害用伝言ダイヤル (171) ・災害用伝言板 (web171)

災害発生時、その規模により東日本電信電話 (株) が運用するサービス。(171) は、一般加入電話、公衆電話、携帯電話等から安否情報を確認するもの、(web171) はパソコンや携帯電話からインターネットを利用して安否情報を確認するもので、提供開始や提供条件について東日本電信電話 (株) で決定しテレビ・ラジオ・NTT東日本公式ホームページ等で知らせる。

イ 災害用伝言板

大規模災害発生時、携帯電話事業者各社が提供するサービスで、インターネットを通じ、携帯電話・パソコンを利用し、安否情報の登録・確認ができる。

2 無線通信網の利用

(1) 県防災行政無線の利用

県防災行政無線は、宮城県が県庁内と県内各市町村との無線通信網を確保するために整備しているものであり、県への被害状況報告等及び隣接市町村への通信に利用する。

(2) アマチュア無線局

優先通信が困難なときは、必要に応じ、市内のアマチュア無線局に協力を求め、アマチュア無線により通信を行う。

(3) 回線の応急復旧

電気通信設備の被災に対処するため、関係団体、事業所と連携を図りながら回線の応急復旧作業を迅速に実施する。

第3 放送の依頼

市は、災害に関して取るべき措置について、関係機関、住民等に対し通知、要請、伝達、警告等があるときは、公共情報コモンズ等を活用して、放送局に対し情報を提供し放送の依頼を行う。

なお、災害により通信が途絶した場合や通信が著しく困難な場合には、被災状況に応じバイク、自転車、徒歩等により急使を派遣して通信を確保する。

第4節 災害広報活動

市は、住民の生命、財産を保全するため、防災気象情報、避難情報の状況、安否情報等その他時々に必要な情報を各防災関係機関と連携を図りながら、迅速かつ的確に提供する。

また、要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、都市部における帰宅困難者等情報の入手が困難な被災者に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

なお、情報の提供にあたっては、要配慮者に十分配慮するよう努める。

第1 実施責任者

- 1 市は、住民及び報道機関等に対し、被害状況その他災害情報を迅速かつ的確に周知する。
- 2 防災関係機関は、それぞれの所掌により、住民等に対し、災害情報等の周知に努める。

第2 実施機関及び担当業務

市長が行う災害広報に関する担当は、次のとおりとする。

広報担当区分	責任者	連絡方法
住民担当	企画政策課長 総務部長	市防災行政無線、広報車、有線電話、インターネット 口頭、文書
報道関係担当	総務部長	有線電話、FAX、インターネット、口頭、文書
防災関係機関担当	〃	有線電話、無線電話、FAX、インターネット、連絡員の派遣
庁内担当	〃	庁内放送、庁内電話、インターネット、口頭

【 防災関係機関連絡先 】

機関名	電話	連絡先責任者
大和警察署	022-345-0101	警備課長
黒川地域行政事務組合消防本部	022-345-4161	警防課長

第3 広報の内容

1 広報事項

市内の各防災機関が実施する広報を調整し、関係機関と連携して、流言飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するため、被災者に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

- (1) 災害対策本部設置に関する事項
- (2) 安否情報
- (3) 被害区域及び被害状況に関する情報
- (4) 避難（勧告・場所等）に関する情報
- (5) 医療救護所の開設等救急・医療に関する情報

- (6) 防疫に関する情報
- (7) 豪雨、危険物等による二次災害防止に関する情報
- (8) ライフラインの被害状況に関する情報
- (9) 生活支援（食料・飲料水等の供給）に関する情報
- (10) 民心安定のための情報
- (11) 緊急交通路確保及び避難誘導、救助活動のための交通規制等に関する情報
- (12) 道路における危険防止及び交通の円滑化に関する情報
- (13) 道路の交通危険箇所、迂回路等の道路情報
- (14) 被災地域及び避難場所等における犯罪予防等民心安定のための情報
- (15) 自主防災組織に対する活動実施要請
- (16) 出火防止等災害発生時の注意の呼びかけ
- (17) 保健衛生、ライフライン、交通施設等の復旧に関する情報
- (18) 相談窓口の設置に関する情報
- (19) 被災者に対する援助、助成措置（特別融資・緊急融資・税の減免等）に関する情報
- (20) 廃棄物処理に関する情報
- (21) 気象予警報に関する情報
- (22) ホームページへの掲載による情報

第4 広報実施方法

あらゆる広報媒体を利用して有効、適切な広報を行うとともに、情報の内容、地域、時期、被災者（一般、高齢者・障害者・外国人等のほか、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者）に配慮した広報を行う。

また、被災者に総合的な情報を提供するポータルサイト等の情報提供窓口の設置に努めるとともに、各防災関係機関が住民等に伝達が必要な事項をインターネットにより発信する際は、可能な限り連携し、相互にリンクを貼るなどして住民等が情報を入手しやすくなるよう配慮する。

- 1 防災行政無線（同報）放送、インターネット等による広報
- 2 携帯メールや緊急速報メール
- 3 広報車による広報
- 4 広報紙による広報
- 5 テレビ・ラジオ・新聞等報道機関を通じたの広報
- 6 チラシ・パンフレットによる広報
- 7 避難所へのメッセンジャーの派遣
- 8 壁新聞や掲示板等による自主防災組織を通じたの連絡
- 9 L-ALERT（災害情報共有システム）による広報

なお、要配慮者への広報については、以下の方法により広報活動を行う。

- (1) 町内会、自主防災組織、民生委員・児童委員、ボランティア等の協力を得て、在宅の障害者や高齢者等に対して口頭で連絡するとともに、広報紙を配布する。
- (2) 外国人に対しては、通訳のできるボランティア等の協力を得て、主要な外国語による広報紙等の翻訳を行い、広報に努める。

第5 広聴活動

1 問い合わせ電話への対応

災害発生直後は、特に住民からの問い合わせ電話が多く入ることも予想され、必要により災害対策本部には東日本電信電話（株）宮城事業部に緊急用の電話の仮設を要請し、問い合わせに対応できる職員の確保と併せて体制の整備を行う。

2 相談窓口の設置

災害発生後速やかに、被災者等からの相談に対応するため、市及び関係機関による総合的な窓口を設置する。

第6 報道機関への発表

- 1 報道機関への発表資料は危機管理監が取りまとめ、発表は災害対策本部等が行う。
- 2 発表に際しては、できるだけ日時、場所、目的等を前もって各報道機関に連絡し発表する。
- 3 発表内容は以下のとおりとする。
 - (1) 災害の種別
 - (2) 災害発生の場所及び発生日時
 - (3) 被害状況
 - (4) 応急対策の状況
 - (5) 住民に対する避難勧告等の状況
 - (6) 住民や被災者に対する協力及び注意事項

第7 安否情報

市は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、救命、救助等、人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、県、関係地方公共団体、消防機関、県警等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

第5節 防災活動体制

災害等が発生した場合、市内の広い範囲で住民の生命、財産に被害を及ぼすおそれがある。このため、市、県、防災関係機関は、災害等が発生し、またはそのおそれがある場合、一刻も早い初動体制を確立し、情報の収集・応急対策等を実施することが重要であることから、各々の組織内で定めた配備計画に基づき体制を敷き、防災活動を行う。

また、災害発生のおそれが高まっている場合、膨大な量の情報を収集・分析し、それに基づき避難勧告等を発令・伝達すること等にも留意し、災害発生時、避難勧告等の発令も含めた災害応急対策を速やかに行うため、全庁をあげた役割分担の体制等を構築するよう努める。

なお、災害応急段階においては、関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮する。

第1 初動対応の基本的考え方

市及び防災関係機関は、発災当初の72時間が、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に、人的・物的資源を優先的に配分する。

第2 配備体制

市は、災害が発生した場合、その状況に応じて段階的に「0号配備（警戒体制）」、「1号配備（警戒本部）」、「2号配備（特別警戒本部）」、「3号配備（災害対策本部）」を敷く。場合によっては段階を経ずに、直接必要な配備体制を敷く。

なお、風水害等災害と地震災害は発生状況が異なるため、それぞれ異なる配備体制により、災害応急対策にあたる。

また、災害の発生により早急に救急・救命活動が必要なときは、災害対策本部の設置を待たずに活動可能な職員のみで初動体制を確立し、速やかな活動を開始する。

資料編	・資料1-3	富谷市災害対策本部条例
	・資料1-4	富谷市災害対策本部運営要綱
	・資料1-5	富谷市災害対策警戒配備要領

第3 職員動員体制の基準

市は、各種の気象予警報等の発表により災害発生が予想されるときは、防災関係機関の協力を得ながら災害情報の収集、応急対策等、防災減災対策の確立を図るため、災害対策本部設置前の段階として、警戒配備・特別警戒配備体制をとり、警戒本部、特別警戒本部を設置する。

1 配備基準

区分		体制	基準
警戒 配備	0号	警戒体制	市域に大雨、大雪、洪水、暴風等の気象予警報が発表され、災害の発生が予想されるとき。
特別 警戒 配備	1号	警戒本部	1 市域で『震度4』の地震が30分以内に、複数回に渡って計測されたとき。 2 市域に大雨、大雪、洪水、暴風等の警報や土砂災害警戒情報等が発表され、広範囲にわたる災害が予想されるとき。または被害が発生したとき。
	2号	特別警戒 本部	1 市域で『震度5弱』の地震が観測されたとき。 2 市域に大雨、大雪、洪水、暴風等の警報や土砂災害警戒情報等が発表され、広範囲かつ大規模な災害の発生が予想されるとき。または被害の拡大が予想されるとき。
非常 配備	3号	災害対策 本部	1 市域で『震度5強以上』の地震が観測されたとき。 2 特別警報が発表されたとき。 3 市内全域にわたる災害が発生し、または発生する恐れがあるとき。

2 非常（警戒）配備体制編成計画の作成

庁内の各部（局）長は、毎年4月1日を基準とする「非常（警戒）配備体制編成計画表」を作成し、4月末日までに危機管理監あてに提出する。なお、年度途中で人事異動があった場合は、その日から14日以内に修正した同計画表を作成し、提出する。

計画表に記載される職員は、該当年度における災害時の出動要因となる旨を、各部（局）内で周知徹底する。

第4 警戒配備

1 警戒体制（0号）

危機管理監は、非常配備基準の0号区分に該当する状況となり、災害に対する警戒が必要であると認めたときは、警戒体制（0号）をとり、災害対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）を開催する。

連絡会議は、富谷市災害対策警戒配備要領に基づき関係部長をもって構成し、災害応急対策や警戒本部・特別警戒本部の設置の必要性などについて協議し、その実施の推進にあたる。

危機管理監は、連絡会議での協議の結果、警戒本部や特別警戒本部を設置する必要があると判断されたときは、その旨を市長及び副市長に報告し、市長の指示に従い災害の応急活動にあたる。

第5 特別警戒配備

1 警戒本部（1号）

危機管理監は、非常配備基準の1号区分に該当する状況となり、連絡会議の報告により市長から警戒本部の設置の指示を受けたときは、富谷市災害対策警戒配備要領に基づき、直ちに警戒本部を設置する。警戒本部長は危機管理監をもって充て、特別警戒配備体制をとる。

警戒本部長は、災害の危険が解消したとき、災害に対する応急対策が概ね完了したと認めたとき、特別警戒本部等が設置されたときは、警戒本部を廃止する。

(1) 応急対策の内容

警戒本部長は、以下の内容について協議し応急対策を講じる。

- ア 警戒本部設置後の対応に関すること。
- イ 特別警戒配備職員の配備に関すること。
- ウ 特別警戒本部または富谷市災害対策本部への移行に関すること。
- エ その他被害等に関すること。

2 特別警戒本部（2号）

危機管理監は、非常配備基準の2号区分に該当する状況となり、連絡会議の報告により市長から特別警戒本部の設置の指示を受けたとき、または警戒本部会議において特別警戒本部を設置する必要があるとされたときは、速やかに副市長に報告する。

副市長は、前項の報告を受けたときは、富谷市災害対策警戒配備要領に基づき、直ちに特別警戒本部を設置する。特別警戒本部長は、副市長をもって充て、特別警戒配備体制をとる。

特別警戒本部長は、災害の危険が解消したとき、災害に対する応急対策が概ね完了したと認めたとき、富谷市災害対策本部が設置されたときは、特別警戒本部を廃止する。

(1) 応急対策の内容

特別警戒本部長は、特別警戒本部会議を開催し、以下の内容について協議し応急対策を講じる。

- ア 特別警戒本部設置後の対応に関すること。
- イ 特別警戒配備職員の配備に関すること。
- ウ 富谷市災害対策本部への移行に関すること。
- エ その他、特別警戒本部長が必要と認めた重要な事項。

第6 非常配備**1 災害対策本部の設置**

(1) 本部の設置基準

市長は、非常配備基準の3号区分に該当する状況となった場合は、直ちに災害対策本部（以下「本部」という。）を設置する。

(2) 本部の設置場所

本部は、富谷市役所内に設置する。ただし、市役所庁舎が被災等により設置することが不可能となった場合は、災害対策本部長（以下「本部長」という。）が指定する場所に設置する。

(3) 本部の構成

災害対策本部の本部長は市長を、副本部長には副市長をもって充て、本部長が事故等により指揮をとることが困難になった場合、副本部長が指揮をとる。本部員は教育長、教育次長、教育部長、各部長、消防団長、その他本部長が必要と認める者により構成する。

(4) 設置の通知

本部長は、本部を設置したときは、知事、防災会議委員、住民等に、その旨を電話、防災行政無線その他適切な方法により通知する。

(5) その他

ア 本部表示の掲示

危機管理監は、災害対策本部が設置されたときは、本部を設置した建物の玄関等の見やすい場所に「富谷市災害対策本部」の標識板等を掲げる。

また、本部長室、本部会議室、同事務局、避難所・救護所等の設置場所一覧を明示するなどして、住民等の問い合わせに便宜を図る。

イ 本部開設の準備

危機管理監は、本部設置が決定されたときは、必要な通信機器や資機材等を準備する。

2 組織及び運営

本部の組織、運営については、富谷市災害対策本部条例（昭和38年2月21日条例第2号）及び富谷市災害対策本部運営要綱の定めるところに基づき次のとおり行う。

(1) 本部会議

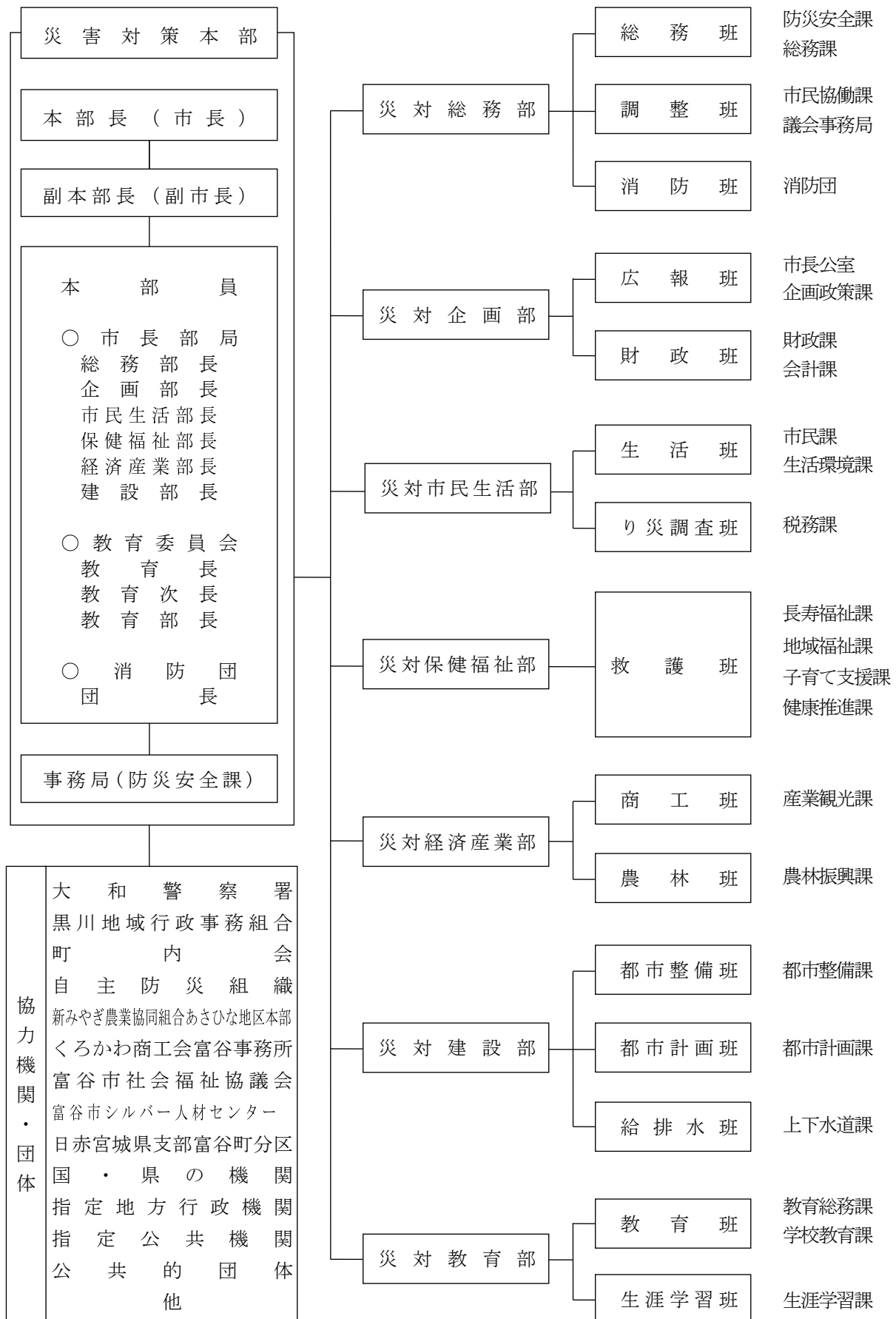
本部会議は、災害応急対策に関する重要事項について協議し、実施の指示を行うため、本部長が招集する。ただし、緊急を要し本部会議を招集するいとまがない場合は、各本部員の判断に委ねる。

ア 協議事項

- (ア) 災害対策本部の体制に関すること。
- (イ) 気象予報等その他災害応急対策に必要な情報の収集・伝達に関すること。
- (ウ) 被災者の救出・救助、救護、その他の保護に関すること。
- (エ) 被害状況及びライフラインや施設等の復旧状況、生活関連情報等の報告及び確認に関すること。
- (オ) 消防、水防等の応急措置に関すること。
- (カ) 防疫、保健衛生に関すること。
- (キ) 住民への広報に関すること。
- (ク) 避難所の開設の準備、決定に関すること。
- (ケ) 避難勧告等の決定、警戒区域の設定に関すること。
- (コ) 被災者に対する食料、飲料水、生活用品の確保・供給に関すること。
- (サ) 県災害対策本部への報告、要請に関すること。
- (シ) 県災害対策本部との災害応急対策関連事項についての連携に関すること。
- (ス) 協力団体等に対する応援要請及び関係機関に対する派遣要請に関すること。
- (セ) 自主防災組織との連携及び指導に関すること。
- (ソ) その他、本部長が必要と認めた重要な事項

(2) 災害対策本部の組織

災害対策本部の組織は次のとおりとする。



3 本部の廃止

本部長は、災害の危険が解消し、または災害に対する応急対策が概ね完了したと認めたときに廃止する。本部長は、本部を廃止したときは、知事、防災会議委員、住民等に、その旨を電話、メール、SNS、防災行政無線、その他適切な方法により通知する。

4 現地災害対策本部の設置

本部長は、局地災害の応急対策を強力に推進するため、特に必要があると認めるときは、当該地域内に現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置する。

現地本部に現地本部長及び現地本部員を置き、現地本部長及び現地本部員は、その都度本部長が指名する者をもって充てる。

現地本部長は、本部長の命を受け、現地本部の事務を掌理する。

現地本部の組織その他現地本部に関し必要な事項は、その都度本部長が定める。

本部長は、現地本部を設置した地域について、災害が発生する危険が解消したと認めたとき、または災害応急対策が完了したと認めたときは、現地本部を解消する。

5 非常配備の特例

(1) 本部長は、災害の状況により特定の部に対して区分の異なる非常配備体制の指令を発することがある。

(2) 部長は、配備された職員がその分掌事務を完了したとき、または災害の態様等により直ちにその事務を実施する必要がないと認められるときは、本部長の承諾を受け、当該所属職員の配備を縮小させることができる。

第7 消防機関等の活動

黒川地域行政事務組合消防本部消防長は、非常招集の規定等に基づき消防職員を招集し、防災活動体制を確立する。その後、速やかに、被災者等の救急・救助活動や被害情報の収集活動等所要の活動を行う。

富谷市消防団長は、非常配備の規定等に基づき消防団員を招集し、消防活動体制を確立する。

1 消防本部の活動

黒川地域行政事務組合消防本部は、災害等に関する情報を迅速かつ正確に収集し、市災害対策本部及び警察署等関係機関と相互に連絡をとり、効果的な活動を行う。

2 消防団の活動

消防団は、災害が発生した場合、黒川地域行政事務組合消防本部と協力して出火警戒、消火、避難誘導、救急・救助等の活動を行う。

3 水防団の活動

水防団は、水害が発生した場合、黒川地域行政事務組合消防本部と協力して、水位や堤防決壊等の通報、応急対策、被害情報の収集等所要の活動を行う。

第8 県現地災害対策本部との連携

県は、特に被害が甚大と思われる市町村について、必要と認めた場合、現地災害対策本部を設置するほか、関係職員の派遣等の措置を講じる。

市は、県現地災害対策本部が設置された際には、連携を密にし、円滑な応急対策に取り組む。

第9 複合災害発生時の体制

複合災害が発生した場合において、最も影響の大きい災害に対応した対策本部等を設置し、副次的に、比較的軽度の災害に対応する。

第6節 警戒活動

市及び防災関係機関は、大雨、洪水、土砂災害等による災害の発生に備え、警戒活動を行う。

第1 河川災害の防止対策

1 水防組織

水防に関係のある気象の予報、注意報、警報等により、洪水等のおそれがあり、水防の必要を認めたとときから、その危険が解消するまでの間、市は次の組織をもって水防事務を処理する。水防本部は庁舎内に置き、水防業務の総括にあたる。

2 水防本部の係員の非常参集

事務分担する係員等は、水防本部の業務開始の指令を受けたときは、直ちに本部に参集し、水防本部長（消防団長）の指揮を受ける。

3 水防巡視等

- (1) 水防本部長（消防団長）は、水防警報等の通知を受けたときは、直ちに各河川の水防受持区域の水防分団長（消防分団長）に対し、その通報を通知するとともに、必要団員を招集し、河川及び池沼等の巡視を行うよう指示する。
- (2) 河川水位が氾濫注意水位に達した旨の通報があったときは、直ちに関係水防分団長（消防分団長）に周知し、さらに必要な団員を招集し、警戒、水防活動等にあたらせる。

4 水防措置

水防措置は、次により行う。

措置の段階	発するとき	措置事項
第1段階	河川の水位が氾濫注意水位に達したとき。	一般住民に周知するとともに必要な団員を招集し、河川の警戒にあたる。
第2段階	各分団長より洪水のおそれがある旨の報告があったとき。	各分団員を招集するとともに水防活動に必要な資材を現場に輸送する。
第3段階	堤防が決壊し、またはこれに準ずる事態が発生したとき。	避難誘導の体制を整える。
第4段階	洪水等が著しく切迫し、区域内の住民を避難させる必要があると認めたととき。	大和警察署に通報し、一般住民を避難場所に誘導する。
地震による堤防の漏水、沈下等の場合、上記に準じる。		

5 分団の水防受持区域

各分団は、あらかじめ水防待ち受け区域を定めておくものとする。

団長は、必要に応じ分団の水防区域を変更し、他の分団の水防作業を応援させることがある。

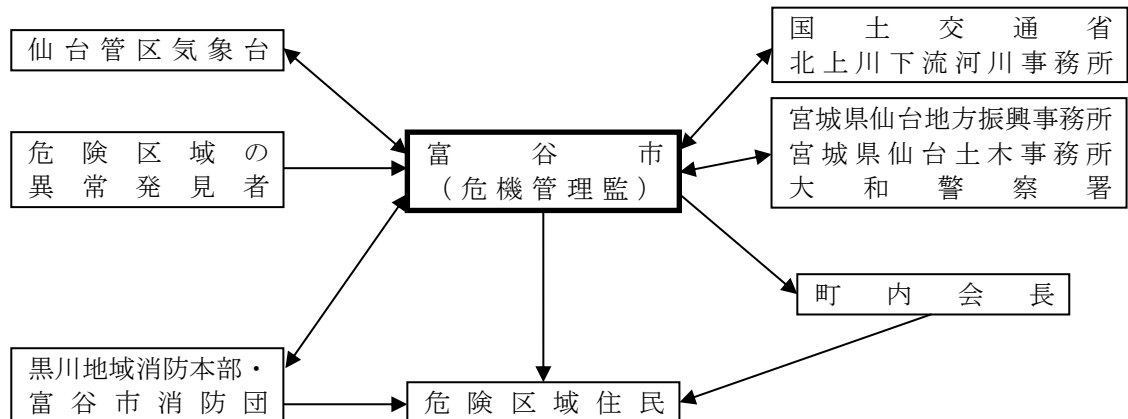
第2 土砂災害防止対策

1 警戒体制

市は、県及び仙台管区気象台から土砂災害警戒情報が発表された場合や災害の発生するおそれがある場合においては、県及び仙台管区気象台と密接な連携をとりながら雨量を把握し、また、大雨警報（土砂災害）の危険度分布で、実際に危険度が高まっている場所を確認し、本章第5節「防災活動体制」における警戒配備体制をとる。

2 気象予警報及び情報の収集・伝達

(1) 仙台管区気象台の発表する気象予警報等の収集・伝達は、本章第1節「防災気象情報の伝達」により行うもののほか、危険区域の雨量等は、次により収集・伝達する。



(2) 伝達責任者及び伝達先

伝達責任者	方法	伝達先	電話番号
危機管理監	電話 (口頭)	国土交通省北上川河川下流事務所	0225-95-0194
		宮城県仙台地方振興事務所	022-275-9111
		宮城県仙台土木事務所	022-297-4111
		大和警察署	022-345-0101
		黒川地域行政事務組合消防本部	022-345-4161
		富谷市消防団長	
		富谷市消防団副団長	
		富谷市消防団第1分団長	
		富谷市消防団第2分団長	
富谷市消防団第3分団長			

(3) 伝達方法

防災行政無線、メール、電話、広報車等により伝達する。

3 降雨量の把握

市は、随時県及び仙台管区気象台の雨量情報を把握する。

4 非常警戒巡視

市は、気象予警報や土砂災害警戒情報が発表され、警戒体制がとられ災害発生のおそれがあると認めた場合は、大雨警報（土砂災害）の危険度分布で、実際に危険度が高まっている場所を確認する。また、水防団（消防団）員等による土砂災害警戒区域及び土砂災害危険箇所等危険区域の非常警戒巡視を実施し、危険区域に亀裂、竹木等の傾倒、人家の損壊等の異常を発見した場合は、地表水の排除、土留め等の応急工事を速やかに実施する。

なお、住民は危険区域に異常を発見した場合は、直ちに市、大和警察署、黒川地域行政事務組合消防本部のいずれかに通報する。

5 応急工事

危険区域に異常が発見され、土砂災害発生のおそれがある場合は、防止対策として応急工事を実施する。

方法	施工材料等	施工担当者
土のう積 柵工 シート張	土のう袋・土砂 板・杭 シート	建設部長

第3 ライフライン、交通等警戒活動

市及び関係機関等は、豪雨、暴風、土砂災害等によって発生するライフライン等の被害に備えるため、気象情報の把握に努めるとともに、被災時の早期復旧のための応急保安要員等の確保及び配備に努める。

第7節 相互応援活動

大規模な災害時において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、市は、他の市町村や防災関係機関等に応援要請し、連携を図りながら、防災活動に万全を期す。

第1 市町村間の相互応援活動

1 応援の要請等

市長が応急対策を実施するために、必要と認めたときは、災害協定等に基づき他の市町村長に対し応援を求める。

市は、応援要請を受けた場合、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行う。

災害応急対策の実施にあたっては、応援に従事する者は被災市町村の指揮の下に行動する。

(1) 個別相互応援協定

市は、災害時に係る相互応援協定等に基づく応援要請及び応援活動を実施する。

(2) 県内全市町村間相互応援協定（災害時における宮城県市町村相互応援協定）

一定広域圏に被害が集中し、県内市町村との個別の応援協定により応援を受けることが困難である場合は、県内全市町村が参加する相互応援協定に基づき、県が調整し必要な応援を行う。ただし、県と調整するいとまがないと応援市町村長が認められる場合は、活動実施後に県に報告する。

資料編 ・ 資料9-1 相互応援協定

2 県への情報伝達

市が、応急対策を実施する際に他の市町村からの応援を得ることになった場合には、県に対しその旨を連絡する。

3 応援体制の確保

県内で大規模な災害が発生した場合、被災しない市町村においては、被災市町村に対する応援が必要となる場合があるので、防災関係機関等からの情報に留意し、円滑に応援ができるよう体制を整える。

第2 消防機関の相互応援活動

大規模災害により、市(管内)の消防機関の消防力のみでは災害の防ぎよが困難な場合には、消防本部は災害の態様、動向等を的確に判断し、県内の他の消防機関に対して「宮城県広域消防相互応援協定」その他の相互応援協定に基づき応援要請を速やかに行うものとし、「宮城県広域消防相互応援協定」に基づき応援要請を行う場合には、「宮城県広域消防応援基本計画」の定めにより要請する。

第3 緊急消防援助隊の応援活動

市長は、大規模災害時に県内の消防応援だけでは、十分な対応がとれないと判断したときは、消防組織法第45条に規定する「緊急消防援助隊」の応援を要請するものとし、応援要請を行う場合は、「宮城県緊急消防援助隊受援計画」の定めにより、知事に応援要請する。この場合において、知事と連絡がとれない場合は、直接、消防庁長官に対して要請する。

1 情報の収集・伝達

大規模災害が発生した場合、市及び消防機関は情報を収集し、県へ伝達する。

2 出動の要請

市は県を通して出動の要請を行う。

3 大規模災害が発生した場合の対応

大規模災害等を覚知した市長及び黒川地域行政事務組合消防本部消防長は、次の措置をとる。

- (1) 災害状況の把握
- (2) 情報等の提供
- (3) 応援要請手続きの実施

第4 地域内の防災関係機関の応援協力

地域内における防災関係機関の相互応援協力が円滑に行われるようにするため、次の連絡責任者を定めておく。

また、防災関係の県の機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、一部事務組合、公共的団体等の役割を明確にし、相互に協力して、防災活動を実施する。

機関名	担当者	電話番号	連絡責任者
大和警察署	警備課	022-345-0101	警備課長
黒川消防署	警防課	022-345-4161	警防課長
仙台市消防局	警防部指令課	022-234-1111	指令課長
大和町消防団	総務課危機対策室	022-345-1111	危機対策室長
大郷町消防団	総務課	022-359-5500	総務課長
大衡村消防団	総務課	022-345-5111	総務課長
大和駐屯地	業務隊	022-345-2191	業務隊長

第5 広域的な応援体制

市は、必要に応じて、関係指定地方行政機関や関係指定公共機関に対し、職員の派遣を要請する。また、県は、必要に応じて職員の派遣に係るあっせんを行う。

第6 受入れ体制の確保

市は、応援の内容、人員、到着日時、場所、活動日程等を確認し、防災拠点等において、必要となる資機材、施設等を確保し、円滑かつ効果的な応援活動が実施できる受入体制を整備する。

また、県は、広域応援部隊に対し、ヘリコプター臨時離着陸場や広域防災活動拠点等に関する情報を提供する。

第7 他県等への応援体制

市及び県は、大規模な災害の発生を覚知した時は、あらかじめ関係地方公共団体により締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整える。

また、災害の発生時には、その規模等に応じて、連携して広域的な応援体制を迅速に構築するよう努める。

第8節 災害救助法の適用

災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社、その他の団体及び国民等の協力の下に、応急的に食料品その他の生活必需品の欠乏、住居の喪失、傷病等に悩む被災者に対する一時的な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図る。

第1 実施主体

災害救助法に基づく「救助」とは、知事が政令で定める程度の災害が発生した市の区域内において当該災害にかかり、現に救助を必要とする者に対して行う。

- 1 災害による被害が災害救助法の適用基準に該当し、または該当する見込みであるときは、災害対策本部長（市長・担当：保健福祉部）は、直ちにその旨を知事（県保健福祉部保健福祉総務課）に報告する。知事は厚生労働省と協議を行い、該当した場合には市長に対して連絡を行い、必要があると認めるときは、救助の事務の一部を市長に委任することができる。この場合において市長は、当該事務を行わなければならない。
- 2 知事から市長が委任されている救助、また災害の事態が急迫しているため知事による救助の実施を待つことが出来ないときは、市長が救助を実施し、直ちにその内容等について知事に報告する。

第2 災害救助法の適用基準

災害救助法は、被災者の保護と社会秩序の保全を図るため応急的・一時的なもので、本市における災害救助法の適用基準は次のとおり。

なお滅失世帯は、全壊、全焼、全滅、流失等の世帯を標準とし、住家が半壊、半焼等著しく損傷した世帯については、滅失世帯の2分の1世帯、床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住不能になった世帯にあつては、滅失世帯の3分の1とみなして換算する。

- 1 市内の住家の滅失世帯数が80世帯以上のとき。
- 2 県の区域内の住家滅失世帯数が、2,000世帯以上であつて、本市の住家滅失世帯数が、40世帯以上であるとき。
- 3 県の区域内の住家滅失世帯数が、9,000世帯以上であつて、当該市町村の区域内の住家滅失世帯数が、多数であるとき。（市町村の被害状況が特に救助を要する状態にあること。）
- 4 災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したとき。
- 5 多数の者が、生命や身体に危害を受け、または受けるおそれが生じたとき。
- 6 多数の者が、避難して継続的に援助を必要とする場合。
- 7 食品の給与等に特殊の補給方法や救出に特殊の技術を必要とする場合。

第3 救助の種類

災害救助法に基づく救助の種類は、次のとおり。

- 1 収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与
- 2 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- 3 被服・寝具その他生活必需品の給与・貸与

- 4 医療及び助産
- 5 災害にかかった者の救出
- 6 災害にかかった住宅の応急処理
- 7 学用品の給与
- 8 埋葬
- 9 遺体の捜索及び処理
- 10 障害物の除去
- 11 応急救助のための輸送
- 12 応急救助のための賃金職員雇上費

(昭和 35 年宮城県規則第 48 号「災害救助法施行細則」)

なお、市長は、災害の事態が急迫しているときは、知事から委任されている救助以外の救助であっても実施することができるが、その救助に着手したときは、直ちにその状況を知事に報告し、その後の処置について知事の指揮を受けることになる。

第4 災害救助法の適用要請等

1 災害救助法の適用要請

保健福祉部は、災害対策本部事務局との連携のもと、被害の程度が災害救助法施行令に定める適用基準に達し、または達する見込みがある場合は、知事に対し、災害救助法の適用を要請する。

また、知事から災害救助法の適用通知を受理した場合は、速やかに災害対策本部に報告する。

2 救助の実施状況及び費用の報告

各部及び災害対策本部は、災害救助法が適用された日から救助が完了するまでの間、救助の実施状況及び救助に要した費用について、保健福祉部に報告し、保健福祉部は本市の救助実施状況等を取りまとめ、知事に報告する。

資料編 ・資料 10-1 災害救助法による救助の方法、程度及び期間について
 ・資料 10-2 被災世帯の算定基準

第5 災害の規模に応じた救助の実施者に係る区分

救助の実施の委任に関し、より迅速な災害対策を行うため、原則として下表のとおり救助の実施者を定める。

ただし、災害ごとの被災範囲や被災場所(市の行政機能が損なわれるような状況)等を勘案し、県と協議した上で、実施者及び救助の種類を決定する。

実施者		救助の種類
局地災害の場合	市	全ての救助 (県から即時に委任(法第 13 条 1 項))
	県	—
広域災害の場合	市	県が行う以外の全ての救助 (県から即時に委任(法第 13 条 1 項))
	県	応急仮設住宅の供与

※ 広域災害の場合において、県が実施する「応急仮設住宅の供与」については、広域的な調整が整った後は、市へ委任することができる。

第9節 自衛隊の災害派遣

市は、大規模災害に際して、人命や財産保護のため、特に必要があると認められる場合は、知事(危機対策課)等に対し自衛隊法第83条及び災害対策基本法第68条の2の規定に基づき、自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

第1 災害派遣要請の手続き

1 要請による派遣

市長は、自衛隊の災害派遣を要請すべき事態が発生した場合、知事等に対して災害派遣要請をするよう求めることができる。この場合、市長はその旨及び市域に係る災害の状況を防衛大臣やその指定する者に通知することができる。また、市長は速やかに知事にその旨を通知しなければならない。

なお、通信の途絶等により知事への依頼が出来ない場合で緊急を要する場合には、防衛大臣やその指定する者に通知することができる。この場合、市長は速やかに県知事等にその旨を通知しなければならない。

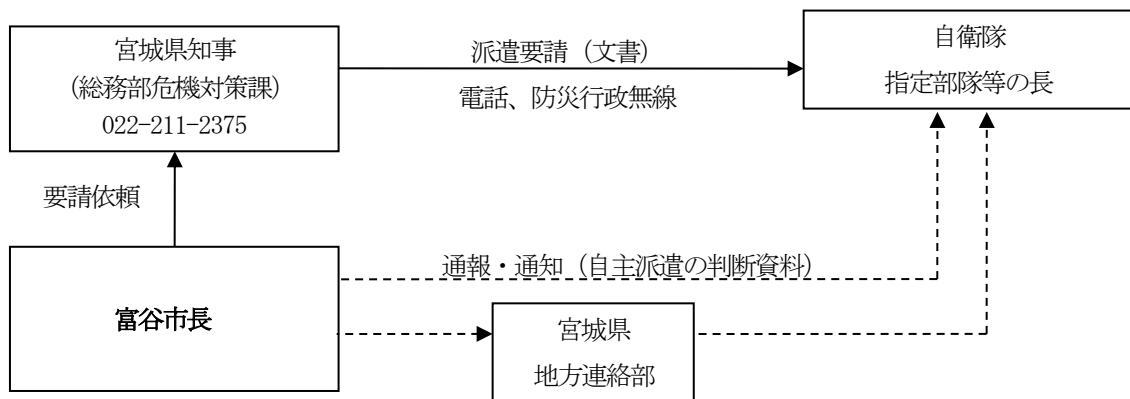
自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、その事態が緊急性を有し、人命・身体及び財産の救護を必要とする場合を原則とし、かつ他の機関では対応が不十分であると判断される場合とする。(自衛隊の災害派遣基準：公共性、緊急性、非代替性)

2 自衛隊の自主派遣

大規模災害において、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがない場合、自衛隊指定部隊等の長は要請を待つことなくその判断に基づいて部隊等の派遣を行う。

3 要請の手続き

(1) 派遣要請系統図



(2) 要請（連絡）先

区分	部隊名	指定部隊の長	連絡方法等		担任地域等
			平日 8:00～17:00 (各部隊防災担当)	時間外の担当	
宮城隊区 担当部隊	第 22 即応機動連隊 第 3 科 (多賀城駐屯地)	連隊長	多賀城市丸山 2-1-1 防災無線：7-641-1 TEL：022-365-2121 内 235～237 FAX：022-363-0491	駐屯地当直 TEL： 022-365-2121 (内) 301・302	宮城北隊区 (白石市、角田市、柴田郡、亶理郡、刈田郡、伊具郡を除く県内)
近傍派遣 部隊	第 6 戦車大隊 第 3 係 (大和駐屯地)	大隊長	黒川郡大和町吉岡字西原 21-9 TEL：022-345-2191 内 230～233	駐屯地当直 TEL： 022-345-2191 (内) 301・302	大和近傍状況により宮城北隊区
大規模 災害対処 部隊	第 6 師団第 3 部 (神町駐屯地)	師団長	山形県東根市神町南 3-1-1 TEL：0237-48-1151 内 5075・5076	当直長 TEL： 0237-48-1151 (内) 5019	南東北 3 県 (宮城・山形・福島)
	東北方面総監部 防衛部 (仙台駐屯地)	方面 総監	仙台市宮城野区南目館 1-1 TEL：022-231-1111 内 2255・2256	防衛課運用室 TEL： 022-231-1111 (内) 2723・2737	東北全域
連絡機関	宮城地方協力本部	本部長	仙台市宮城野区五輪 1-3-15 TEL：022-295-2611 内 3630・3632	同左	県全域

(3) 要請方法

災害派遣を要請する場合は、次の事項を明らかにした派遣要請書を知事に提出しなければならない。ただし、緊急の場合は、とりあえず口頭、電話、電信により行い、その後速やかに文書を提出しなければならない。

なお、通信の途絶等により知事への依頼ができない場合には、直接最寄りの指定部隊等の長に通知することができるものとし、この場合、市長は速やかに知事等にその旨を通知しなければならない。

ア 災害の状況及び派遣を要請する事由

イ 派遣を希望する期間

ウ 派遣を希望する区域及び活動内容

エ その他参考となるべき事項（宿泊、給食の可能性、道路橋梁の決壊に伴う迂回路、救援のため必要とする資機材、活動拠点、駐車適地、ヘリポート適地の有無、物資搬送設備、派遣を要望する人員、車両、航空機の概要等）

ただし、相当数の被害が出ていると認められ、かつ被災の具体的被災状況が把握できない場合であっては、上記に関わらず、速やかに派遣要請に努める。

この際、市長は、被災状況を把握し次第速やかに要請内容を最速の手段をもって明らかにしなければならない。

第2 自衛隊との連絡調整

1 自衛隊の連絡幹部の派遣

大規模災害発生時、自衛隊は、県及び防災関係機関との連絡調整等にあたるため、必要に応じて市災害対策本部に連絡幹部等を派遣し、密接な連携を保持しつつ、協力体制を確保する。

連絡幹部等は、被害に関する情報交換、部隊の派遣等に関する連絡・調整を実施する。

第3 派遣部隊の活動内容

1 一般の任務

自衛隊の災害派遣部隊は、緊急性、公共性、非代替性を基準として、関係機関と緊密な連携のもとに救援活動等を実施する。

2 災害派遣時に実施する救援活動等

災害派遣時に実施する救援活動の具体的内容は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況のほか、知事等の要請内容、現地における部隊等の人員・装備等によって異なるが、通常次のとおりとする。

- (1) 被害状況の把握：車両、航空機等状況に適した手段による情報収集活動
- (2) 避難の援助：避難者の誘導、輸送等
- (3) 遭難者等の救出・救助及び捜索活動：行方不明者、負傷者等の捜索、救助活動
- (4) 水防活動：土のう作成、運搬、積込み等の水防活動
- (5) 消防活動の支援：消防機関との協力による消火活動
- (6) 道路や水路の啓開：道路や水路等の交通路上の障害物の排除
- (7) 応急医療、救護及び防疫：被災者に対する応急医療、救護、防疫の活動
- (8) 人員及び物資の緊急輸送：緊急患者や医師、その他の救援活動に必要な人員及び救援物資の輸送
- (9) 炊飯及び給水：被災者に対する炊飯及び給水の実施
- (10) 援助物資の無償貸付・譲与：「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づく措置の実施
- (11) 危険物の保安及び除去：自衛隊の能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安及び除去
- (12) その他：その他自衛隊の能力上可能な範囲での所要の救援

3 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、市長その他市長の職務を行うことができる者（委任を受けた市の職員及び警察官）がその場にはない場合に限り、次の権限を行使することができる。

この場合、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を市長に通知しなければならない。

なお、当該措置に伴う補償等については、法令に定めるところによる。

- (1) 警戒区域を設定し、立入制限・禁止及び退去を命ずること
- (2) 他人の土地・建物その他の工作物を一時使用し、または土石、竹木その他の物件を使用・収用すること
- (3) 現場の被災工作物・物件で応急措置の実施の支障となるものの除去、その他必要な措置をとること
- (4) 住民や現場にある者を応急措置の業務に従事させること
- (5) 通行禁止区域等における緊急通行車両の円滑な通行確保のための措置をとること

第4 派遣部隊の受入体制

市長は、災害派遣が決定・実行された場合、速やかに次の事項について処置し、派遣部隊の受入体制を整備する。

1 連絡調整者の指定

市長は、自衛隊の災害派遣の間、職員から連絡調整者を指定し、派遣部隊との連絡調整の任にあたらせ、派遣部隊の業務遂行に協力する。

2 資機材の提供

派遣部隊の救援活動（作業）に必要とする資機材を速やかに調達して提供する。

3 宿舎等のあっせん

派遣部隊等の宿舎等のあっせんを行う。

この場合、学校、公民館等を宿舎施設にあてるときは、あらかじめその管理者等の承諾を得ておく。また、公園等を宿営地に指定する場合についても同様とする。

4 作業内容の調整

市長、知事は、自衛隊の活動が他の災害救助・復旧機関と競合や重複しないよう、重点的かつ効率的な作業分担となるよう配慮する。

また、各防災関係機関の長は、状況に応じた的確な分野（救助、救急、応急医療、緊急輸送等）での派遣要請を行うように努めるとともに、必要な資機材の準備、及び施設の使用に際して管理者と調整を行うなど協力連携する。

5 臨時ヘリポートの設定

(1) 臨時ヘリポートの設定基準を満たす地積（ヘリポート）を確保する。

この際、土地の所有者や管理者との調整を確実に実施するとともに、被災者の避難場所と競合しないよう留意する。

(2) 着陸地点には、石灰等を用いて直径10m以上の円を書き中央にHと記す。また吹流しや旗をたてる。

(3) 危険予防の処置

ア 離着陸地点及びその近傍において運航上の障害となるおそれのある範囲には立ち入らせない。

イ 表土が砂塵の発生しやすいところでは、航空機の進入方向に留意して散水等の措置を講ずる。

※ 臨時ヘリポートについては、本章第12節「交通・輸送活動」参照のこと。

6 情報等の提供

派遣部隊に対し、災害の状況や救援活動の内容、防災関係機関による応急措置の実施状況等、速やかに情報の提供を行う。

第5 派遣部隊の撤収

1 派遣の目的を完了、またはその必要がなくなった場合、市長は民心の安定及び民生の復興等を考慮し、派遣部隊等の長との協議に基づき、撤収について知事を通して要請する。

2 撤収要請は、電話等により報告した後、速やかに文書をもって要請（提出）する。

3 災害派遣部隊長は、知事等から撤収の要請があった場合や派遣の必要がなくなったと認めた場合は、知事等と調整のうえ、派遣部隊を撤収する。

第6 経費の負担

災害派遣を要請し、災害派遣部隊が自衛隊以外の施設を利用した場合等、次の経費を原則として市が負担し、細部については、その都度市長と災害派遣部隊の長とが協議して定める。

- 1 派遣部隊の連絡調整員等のための宿泊施設の借上料、電話設置費及び通信料
- 2 派遣部隊の宿泊による必要な土地、建物等の借上料
- 3 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、汲取料、電話及び入浴料等
- 4 派遣部隊の救援活動に提供する資機材等の購入、借上、修理費
- 5 無作為による損害の補償
- 6 その他協議により決定したもの

第10節 救出・救助活動

大規模な災害が発生した場合、家屋の倒壊、落下物、火災等によって多数の負傷者が発生するおそれがある。これらの人々については一刻も早い救出・救助活動が必要であることから、市は県、防災関係機関と連絡を密にしながら速やかに応急対策を実施する。

また、被害が多方面に広がることが予想されることから、自主防災組織、事業所、地域住民についても防災の基本理念に基づき自ら救出・救助活動に協力する。

第1 救出・救助活動

1 救出隊の編成

救出隊は、市職員、警察官、消防職員、消防団員及び地区住民等により編成し、災害の規模、救出対象者数、救出範囲その他の事情に応じ要員を確保する。

2 関係機関との協力

(1) 陸上における救出活動を実施する場合は、大和警察署その他の関係機関と直ちに連絡をとり、関係機関の協力を得て万全を期する。

(2) 救出に際しては負傷者の救護等が円滑に行われるよう、公立黒川病院、黒川医師会等医療機関及び宮城県仙台保健福祉事務所（塩釜保健所）と緊密な連携、調整を行う。

3 救出資機材の調達

救出活動に必要な資機材は、市長が必要に応じ各関係機関に要請し、調達する。

4 自らの救出活動の実施が困難な場合、県や他市町村へ救出の実施及びこれに要する要員及び資機材等の応援を要請する。

5 広域的な応援を必要とする場合には、「宮城県消防広域相互応援協定」及び「宮城県緊急消防援助隊受援計画」に基づき、応援要請を行う。

6 県や他市町村へ応援要請を行う場合は、必要な事項を明らかにして要請するとともに、受入体制を整備する。

7 市は状況に応じ、自衛隊の救出活動を県に依頼する。

8 他市町村から応援要請や協定に基づく支援を要請されたときは、直ちに応援部隊を編成し、救助・救援活動に取り組む。

9 期間

救出を行う期間は、災害発生の日から3日以内（4日以後は遺体の捜索として扱う。）に完了する。ただし、特に必要があると認められる場合はこの限りではない。

10 費用

救出に要する費用の範囲、額等は、災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲とする。

第2 救出の連絡等

災害のため、現に生命身体が危険な状態にある者や生死不明の状態にある者を発見し、または知った者は直ちに救出に努めるとともに、次の機関のいずれかに連絡する。

機関名	所在地	電話
富谷市総務部	富谷市富谷字坂松田 30	022-358-3180
大和警察署	大和町吉田字北谷地 27-1	110、022-345-0101
黒川地域行政事務組合消防本部 (黒川消防署)	大和町吉田字北谷地 12	119、022-345-4161

第3 宮城県の活動

- 1 県は、災害においては、速やかに救出・救助を必要とする状況を把握し、防災関係機関が有機的に連携して救出・救助を行えるよう、県警本部、消防本部、自衛隊等関係機関との連絡、調整を行う。この際、必要な資機材については関係機関から広く調達するものとし、併せて防災ヘリコプターを積極的に活用する。
- 2 県は、市から要救助者の救助活動について応援要請を受けた場合、また、自ら必要と認めた場合には、防災ヘリコプターによる要救助者の救出・救助活動を行う。
- 3 県は、要救助者が相当数見込まれるときは、自衛隊、宮城海上保安部等に対し、速やかに救助活動を要請する。
- 4 県は、常時、防災関係機関から救出・救助情報を収集するとともに、一般住民等からの情報については、適宜関係機関あて伝達する。

第4 宮城県警察本部及び大和警察署の活動

- 1 警察は、救出・救助活動を必要とする者を発見した場合及び同様の通報があった場合は、救助関係機関と連携して救出・救助活動を行う。
- 2 警察は、被害状況に基づき、迅速に機動隊等災害警備部隊を被災警察署に出動させる。
- 3 警察は、警察署員及び応援機動隊員により救出・救助部隊を編成するとともに、消防等防災関係機関と現場活動に関する調整を行いながら、救出・救助活動を行う。

第5 消防機関の活動

黒川消防署は、救出・救助活動を要する者を発見した場合及び同様の通報があった場合は、大和警察署等と連携協力し、救出、救助を行う。被害の状況により必要と認めるときは、広域消防応援協定に基づく応援要請を行う。

消防団は、市、黒川消防署及び大和警察署等と連携し救出・救助及び応急措置の協力をを行い、安全な場所へ搬送する。また、市等関係救助隊の到着が遅れる場合には、付近住民の協力を得て、自らの危険が及ばない範囲で救出・救助活動を行い、速やかに市等関係機関に連絡する。

第6 住民及び自主防災組織等の活動

1 緊急救助活動の実施

住民及び自主防災組織等は、在住地区及び担当地区において、建物の倒壊、火災等による救出・救助の必要性を確認したときは、自らに危険が及ばない範囲で緊急救助活動を実施するとともに、速やかに消防本部等関係機関に連絡する。

2 人材、機材等の確保

住民及び自主防災組織等は、人員・機材等の面で対応が不十分と思えるときは市に連絡し、必要な人員、機材の確保に努める。

3 救出・救助活動への協力

住民及び自主防災組織等は、警察、消防職員の行う救出・救助活動に積極的に協力するものとし、その他とるべき行動についても現地の警察、消防職員の指示を仰ぐ。

第7 惨事ストレス対策

富谷市及び黒川地域行政事務組合消防本部は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。また、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

第 11 節 医療救護活動

大規模災害の発生時には、同時に多数の負傷者等が発生し、迅速な医療救護が要求されるため、市は、緊急的な対応策や医療関係機関と連携を図りながら迅速かつ的確に医療救護活動を実施する。

第 1 医療救護の実施

市及び関係機関は、医療機関の被害等によりその機能が停止したとき、相互に連携・協力しながら、次の範囲・組織で被災者に対する医療救護活動を実施する。

1 医療情報の収集

救護班は、黒川消防署と協力して、救急医療情報システム等で医療施設の被害状況や空床状況等の災害医療情報の迅速かつ的確な把握に努める。

2 医療・救護の対象者

- (1) 医療…医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のため、医療の途を失った者
で、応急処置の必要がある者
- (2) 助産…災害発生の日の前後 7 日以内の分べん者で、災害のため助産の途を失った者

3 医療救護の範囲

- (1) 診療
- (2) 薬剤や治療材料の支給
- (3) 処置、手術その他治療及び施術
- (4) 病院や診療所への収容
- (5) 看護
- (6) 助産

4 医療救護の期間

- (1) 医療
災害発生の日から原則として 14 日以内とする。
- (2) 助産
分べんした日から 7 日以内とする。

5 組織

- (1) 医療救護活動は、原則として医療救護班を編成し、現地で実施する。
ただし、急迫した事情があり、かつ、やむを得ない場合においては、病院、診療所、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和 22 年法律第 217 号）及び柔道整復師法（昭和 45 年法律第 19 号）の規定する施術所においてもできるものとする。
- (2) 災害拠点病院における医療救護
多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療については災害拠点病院で行う。

第2 初動医療体制の確立

1 医療救護班の編成

(1) 医療救護班の編成

医療救護班は、黒川医師会、宮城県歯科医師会、公立黒川病院及び日本赤十字社宮城県支部に対して医師、看護師、その他医療関係者の出動等を要請し、協力を得て編成する。

ア 要請時の医師会への伝達事項

- (ア) 被害の集中地区、被害の状況
- (イ) 救護所の設置場所
- (ウ) 医薬品、衛生資機材の携行要請
- (エ) 救護所のライフライン機能等

イ 医療救護班の編成

- (ア) 医師
- (イ) 看護師
- (ウ) 事務担当者

(2) 県への要請

市の医療救護班だけでは対応できなくなった場合、あるいは対応できないと市長が判断した場合には、知事に対して次の事項を明らかにして協力要請を行う

- ア 派遣を必要とする人員（内科、外科、助産等別の医師、看護師数）
- イ 必要とする医療救護班数
- ウ 救護期間
- エ 派遣場所
- オ 災害の種類・原因等その他の事項

2 災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣要請

医療機関や応急救護所予定地の被災等により初期医療に対応できない状況が認められる場合や予想される場合、宮城県を通じて災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣を要請し、傷病者の応急処置や治療等を依頼する。

3 救護所の設置

(1) 救護班は、次のような場合に医師会等の協力を得て救護所を設置する。

- ア 市内医療機関が被災し、その機能が低下・停止したために、市内医療機関だけでは対応しきれない場合。
- イ 傷病者が多数で、市内の医療機関だけでは対応しきれない場合。
- ウ 被災地と医療機関との位置関係、あるいは傷病者数と搬送能力との問題から被災地から医療機関への傷病者の搬送に時間がかかるため、被災地での対応が必要な場合。

(2) 救護班は、医療救護活動が可能な被災地周辺の医療施設や公共施設等に救護所を設置し、救護所に必要とする資機材の設置等を行う。

なお、救護所の設置は、指定避難所と併せて指定することができるものとし、広報車及び防災行政無線（同報）放送やメール、SNS等により、住民への周知を行う。

(3) 救護所での医療救護は、地域の医療機能の回復とともに地域医療機関に引き継ぐことが望ましいが、地域の診療機能の回復までに相当の日時を要する場合や、応急仮設住宅周辺で医療機関が不足している場合には、仮設診療所の設置・運営を検討する。

第3 医療救護班の活動

1 救護所での活動

重傷者を優先的に治療することを原則とし、トリアージ（負傷者選別）を実施する。災害の状況によっては、被災地等を巡回し、医療救護を実施する。

- (1) 負傷者の傷害等の程度の判別
- (2) 重傷者に対する応急措置
- (3) 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
- (4) 転送困難な患者に対する医療
- (5) 軽傷者に対する医療
- (6) 死亡の確認

※ 後方医療施設への緊急連絡事項を簡単に記したメモ（トリアージタック）を負傷者に装着する。

2 後方施設での活動

- (1) 後方医療施設として公立黒川病院に救護病院を設置する。救護班は、救護病院の設置について各病院等と連絡・調整をとる。

富谷市を含む仙台医療圏には、県により以下の病院がそれぞれ災害拠点病院に指定されている。

【災害拠点病院】（仙台医療圏）

基幹災害医療センター

名称	所在位置	電話番号
独立行政法人 国立病院機構仙台医療センター	仙台市宮城野区宮城野 2-11-12	022-293-1111

地域災害医療センター

名称	所在位置	電話番号
独立行政法人労働者健康福祉機構 東北労災病院	仙台市青葉区台原 4-3-21	022-275-1111
東北大学病院	仙台市青葉区星陵町 1-1	022-717-7000
東北医科薬科大学病院	仙台市宮城野区福室 1-12-1	022-259-1221
仙台市立病院	仙台市若林区あすと長町 1-1-1	022-266-7111
仙台赤十字病院	仙台市太白区八木山本町 2-43-3	022-243-1111
仙台オープン病院	仙台市宮城野区鶴ヶ谷 5-22-1	022-252-1111
公益財団法人宮城厚生協会坂総合病院	塩竈市錦町 16-5	022-365-5175
総合南東北病院	宮城県岩沼市里の杜 1-2-5	022-323-3151

- (2) 後方医療施設での活動

後方医療施設では、主として次の医療活動を実施する。

- ア 重傷者への優先医療
- イ 助産
- ウ 遺体の検案
- エ 医療救護活動の記録、災害対策本部への収容状況等の報告

3 市外の医療機関への要請

救護班は、重傷者の治療が市内の医療施設で対応できない場合は、県や日本赤十字社を通じて市外医療機関への転送を要請する。

4 報告

救護班は、開設した救護所の状況を救護所開設状況報告にまとめ、本部に報告する。

5 経費の負担

市が開設した救護所における医療費は無料とする。後方医療施設における医療費は、原則として、患者の負担とする。

第4 傷病者の搬送体制

1 救護所への搬送

被災現場から救護所までの搬送は次のように行う。

- (1) 救出にあたった消防本部が救急車その他の車両で搬送する。
- (2) 宮城県広域消防相互応援協定に基づき、救急車を要請する。
- (3) 消防団や市職員が搬送する。
- (4) 車両が不足する場合は住民に要請する。

2 後方医療施設への搬送

救護所から後方医療施設への搬送は次のように行う。

- (1) 医療救護班が消防本部に配車・搬送を要請し、救急車等で搬送する。
- (2) 市有車両により市職員が搬送する。
- (3) 救急車等が不足し、緊急を要する場合は、消防団や住民に要請する。

3 市外医療機関への搬送

市内の後方医療機関では治療できない場合は、救急車両で搬送するほか、県に防災ヘリコプターの要請あるいは自衛隊の派遣要請を行う。

資料編 ・ 資料 5-5 市有車両一覧

第5 医薬品・資器材の確保

医薬品・医療用資器材等の使用・調達確保は、原則として次のとおり行う。

- 1 各医療機関及び医療救護班の携帯した医薬品を使用する。
- 2 宮城県仙台保健福祉事務所に災害用医薬品の供給の要請を行う。
- 3 救護班は、被害の程度に応じて、市内の薬局及び医薬品販売業者から調達する。

第6 入院患者・通院患者への対応

1 入院患者への対応

医療機関の機能低下によって入院患者が避難する場合は、医療救護班が最寄りの避難所へ搬送する。避難所においては医師会等を通じて医師、看護師、介添え者の動員を要請する。

入院患者の治療が必要な場合は、日本赤十字社及び県下の医療機関への転送を要請する。

2 通院患者への対応

市は、在宅の要医療患者の安否確認を行うほか、状況に応じて避難誘導等を行う。

医療救護班は、医療機関での治療継続が必要な場合は、市内の医療機関や県災害対策本部へ調整を依頼する。

医療救護班は、通院する医療機関が被災したために、治療を受けられない人工透析者等のために、県へ受入れ可能な病院の紹介を要請する。

これらの情報は、防災行政無線（同報）放送、広報車を使用して住民に伝達する。

第7 在宅要医療患者の医療救護

- 1 市は、在宅要医療患者の安否確認を行うほか、状況に応じ避難誘導等を行う。
- 2 市は、医療機関での治療継続が必要な場合は、市内の医療機関もしくは県災害医療本部へ調整を依頼する。
- 3 県は、人工透析を実施する医療機関の被災に関し、市より支援要請を受けた際は、医療機関と連携し、患者の受入れの調整や資機材の支援等により、透析医療の確保に努める。
- 4 医療機関は、災害発生後は、医療依存度の高い在宅要医療患者の情報を、必要に応じて市災害対策本部に提供する。
- 5 県は、市が行う専門的な医療を必要とする患者等に係る応急対策に関し、必要な指導・助言その他の支援を行う。

第12節 交通・輸送活動

大規模災害発生に際し、住民の生命の保全、住民生活の維持のうえからも交通・輸送活動は重要な課題である。

緊急輸送活動は、災害の発生防止、被害の拡大防止、負傷者、病人の搬送や災害応急対策を実施する際に必要な人員、物資等の輸送等特に速やかな対応が望まれることから、防災関係機関は密接な連携を保ちながら緊急輸送路を確保し、輸送を実施する。

第1 緊急輸送対策

1 輸送の優先順位

輸送活動を行うにあたっては、次のような事項に留意して行う。

- (1) 人命の安全
- (2) 被害の拡大防止（二次災害の発生防止を含む）
- (3) 災害応急対策の円滑な実施

2 緊急輸送の対象

緊急通行車両により輸送する対象は、被災状況及び災害応急対策の進捗状況に応じて、おおむね次のとおりとする。

- (1) 第1段階
 - ア 救助・医療活動の従事者及び医薬品等の物資
 - イ 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資
 - ウ 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動時の災害応急対策に必要な人員・物資等
 - エ 医療機関へ搬送する負傷者等
 - オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
- (2) 第2段階
 - ア 上記（1）の続行
 - イ 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資
 - ウ 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
 - エ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
- (3) 第3段階
 - ア 上記（2）の続行
 - イ 災害復旧に必要な人員及び物資
 - ウ 生活必需品

3 輸送力の確保

緊急輸送に必要な車両について、次のとおり確保する。

- (1) 市所有車両の確保

車両の掌握、管理は財政班が各班管理の車両も含め調整を行う。
- (2) 市所有車両以外の輸送力の確保

市所有車両等により応急措置の輸送力を確保できないとき、財政班は次により市所有以外の輸送力確保に努める。

ア 自動車の確保

市所有車両等により応急措置の輸送力を確保できないときは、市内事業所及び陸上輸送業者、宮城県バス協会等に依頼する。

また、緊急物資輸送の必要があると認めるときは、公益社団法人宮城県トラック協会に対し、緊急物資輸送トラックの派遣を依頼する。

イ 航空機輸送力の確保

陸上の一般交通が途絶した場合等、緊急に航空機による輸送が必要となった場合は、県防災ヘリコプターや自衛隊航空機の確保について、知事に要請する。

(ア) 航空機輸送の要請を行うときは、本章第7節「相互応援活動」及び第9節「自衛隊の災害派遣」に基づき要請を依頼する。

(イ) 臨時ヘリポートは次のとおり。

発着地点	所在地
富谷市市役所（職員駐車場）	富谷市富谷坂松田 30 番地

ウ 人力による輸送の確保

人力による輸送に必要な労務の確保は、本章第26節「防災資機材及び人材の確保」による。

資料編 ・ 資料5-5 市有車両一覧

第2 県等に対する輸送要請

市は、市内において輸送力を確保できないとき、または不足するときは、県や隣接市町村に対し、次の事項を明らかにして輸送の要請を行い、輸送力を確保する。また、輸送要請をした場合は、要請した人員、物資の受入れ体制を整備する。

- 1 輸送を必要とする人員や物資の品名、数量（重量を含む。）
- 2 輸送を必要とする区間
- 3 輸送の予定日時及び集結場所
- 4 その他必要な事項

第3 輸送力の配分

- 1 災害応急対策の実施担当責任者は、必要な輸送力の目的、種類、数量等の必要な事項を明らかにし、総務班長に輸送力供給の要請を行う。
- 2 総務班長は、前項の要請に基づき、調達所要数を把握し、直ちに輸送力の確保措置を講じ、配分計画を作成し、実施担当責任者に配分する。

第4 災害救助法に基づく措置基準

- 1 応急救助のための輸送費として適用されるものは次の場合とする。
 - (1) 被災者を避難させるための輸送
 - (2) 医療及び助産のための輸送
 - (3) 被災者救出のための輸送
 - (4) 飲料水供給のための輸送
 - (5) 救援用物資のための輸送

- (6) 遺体捜索のための輸送
- (7) 遺体の処理（埋葬を除く）のための輸送
- 2 適用される輸送費は、本市における通常の実費とする。
- 3 応急救助のための輸送が認められる期間は、それぞれの救助の実施が認められる期間とする。

第5 交通確保対策

1 実施責任者

- (1) 交通規制等の措置に係る関係機関との連絡調整、その他必要な対策は、総務部が行う。
- (2) 交通の危険を防止し円滑な運営を図るための交通規制等の措置は、道路管理者（市道：建設部、県道：宮城県仙台土木事務所、国道：仙台河川国道事務所）と大和警察署長が連携し行う。

2 交通応急対策

(1) 道路状況の把握

市は、大和警察署、町内会長及び協定を締結している団体等と連携協力しながら、災害発生後遅滞なく道路施設等の巡回調査を行い、道路、橋梁等の被害状況を把握するとともに、応急復旧を行う。

道路管理者は、災害の発生又は発生するおそれがある場合は、道路施設の巡回を行い道路の状況を把握するとともに、被災箇所については、応急復旧を行う。

仙台河川国道事務所では、三ノ関観測所（富谷市）で連続雨量 80mm 又は時間雨量 30mm に達した場合は、の国道4号（富谷市、大和町、大衡村）のパトロールを行う。

(2) 輸送路の確保

市は、緊急輸送道路と市の災害対策本部、避難所、救援物資等集積所、応援隊等引受場所、臨時ヘリポート等の防災重要拠点とを結ぶ主要道路について、市内の建設業者及び協定を締結している事業所等の協力を得て、優先的に盛土作業、仮舗装、仮橋の設置等の応急工事及び障害物の除去を行う。

(3) 障害物の除去

ア 道路に堆積された障害物の除去

市は、市が管理する道路の障害物について、市内の関係業者等に委託し、除去する。また状況に応じ、住民及びボランティア等の協力を得て、速やかに除去を行う。

イ 放置車両や立ち往生車両等の移動等

放置車両や立ち往生車両等が発生した場合に、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者は自ら車両の移動等を行う。

ウ 除去した障害物等の処理

除去した障害物は、通行の支障にならない場所に集積することとし、災害の状況によりその都度市長が決定する。

なお、除去した障害物等で、所有者に返還する必要があると認められるものは、必要な手続きを行い、保管を行う。

エ 機械器具等の調達

障害物の除去に必要な機械器具等は、市所有のもののほか、市内の関係業者等から借り上げて調達する。不足する場合には、県や隣接市町村にあっせんを依頼し、調達する。

(4) 通報連絡

電力、通信、水道、その他道路占用工作物の被害による道路の被害が発見された場合は、直ちに関係機関に通報する。通報を受けた関係機関は、それぞれの機関の定める業務計画により、速やかに応急措置を行い、交通を確保する。

3 交通規制

道路管理者（市道等：建設部、県道：宮城県仙台土木事務所、国道：仙台河川国道事務所）は、道路が災害を受けた場合、通行を禁止、制限しながら、迂回道路等を的確に指示し、関係機関との連絡をとりながら交通の安全確保に努める。

また、大和警察署は、災害が発生した場合、交通の混乱、交通事故等の発生を防止するとともに、住民等の円滑な避難と緊急通行を確保するため、あらかじめ策定した交通規制計画に基づき、交通規制を実施する。

(1) 基本方針

交通規制を実施する場合の基本方針は次のとおりとする。

ア 被災区域内への流入抑制と車両の走行抑制

(ア) 被災区域内への流入を原則的に禁止し、区域内における一般車両の走行を極力規制する。

(イ) 被災区域内から被災区域外へ流出する車両については、交通の混乱を生じさせない限り規制しない。

イ 避難路への流入抑制と緊急交通路への流入禁止

避難区域に近接した仙台北部道路富谷 I C においては、被災地への流出を規制する。

また、同 I C への流入を制限する。

ウ 被災地に通じる幹線道路に対する交通規制の実施

緊急自動車及び緊急通行車両の通行確保のための交通規制や回誘導を実施するとともに、一般車両の走行は原則禁止する。

エ 道路管理者との緊密な連携による交通規制の適切な運用

緊急交通路として選定を予定している道路及びその関連道路の通行が早急かつ円滑に通行できるよう道路管理者に対し、道路の啓開作業等の必要な措置を要請する。

(2) 緊急交通路確保のための措置

ア 交通管制施設の活用

効果的な交通規制を実施するため、信号機、交通情報板等の交通管制施設の機能回復に努めるとともに、これらを活用する。

イ 放置車両の撤去

緊急交通路を確保するために必要な場合には、放置車両の撤去、警察車両による緊急通行車両等の先導等を行う。

ウ 運転者等に対する措置命令

緊急車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じて、運転者に対し車両の移動等の措置命令を行う。

エ 自衛官、消防吏員の措置

警察官がその場にはいない場合、災害派遣を命じられた部隊等の自衛官や消防吏員はイ、ウの措置をとることができる。

オ 関係機関等との連携

警察機関、道路管理者及び防災担当部局等は、交通規制にあたって、相互に密接な連携を図る。また、交通規制を円滑に行うため、必要に応じて、警備業者等に協力を依頼し、交通誘導の実施等を要請する。

(3) 交通規制の方法

交通規制については、原則的には標示等（災害対策基本法施行規則別記様式第2）を設置して行い、緊急を要するため標示等を設置するいとまがないとき、または標示等を設置して行うことが困難であるときは、現場警察官の指示により必要に応じ、ロープ、柵等の物理的な補助的手段を活用して行う。

(4) 交通規制の見直し

災害発生時における被災地の応急復旧を行うための人員及び資機材輸送等の必要性に加え、作業の緊急度、重要度等を考慮した交通規制の見直しを行う。

(5) 交通安全施設の復旧

緊急交通路等の信号機等を最優先とする交通安全施設の応急復旧措置を行う。

(6) 交通規制等の周知徹底・広報

交通規制が実施されたときは、直ちに通行禁止等に係る区域や道路の区間、その他交通規制の実施状況及び避難時の自動車利用の自粛、交通規制への協力について、関係機関に対し連絡するとともに、住民、運転者等にマスコミ広報、交通情報板及び現場広報等による周知徹底及び広報を図る。

(7) 自動車運転者のとるべき措置

ア 災害発生時に走行中の車両の運転者は以下の要領により行動する。

- (ア) 運転者は、できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させる。
- (イ) 停止後は、カーラジオ等から災害情報や交通情報を聴取し、周囲の状況を判断して行動する。付近に警察官、自衛官、消防吏員がいれば、その指示に従う。
- (ウ) 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておく。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアをロックしない。
- (エ) 駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げにならないような場所に駐車する。

イ 避難のための車両使用は極力避ける。ただし、被害の状況、避難所等への距離、走行中の道路の交通量、歩行の容易性等により、徒歩による避難が困難な場合は、周囲の状況に注意しながら、車両による避難を行う。

ウ 災害対策基本法に基づく交通規制が実施されたときには、通行禁止区域等において一般車両の通行は禁止・制限されるため、同区域内等にある運転者は次の措置をとる。

- (ア) 道路の区間を指定して交通規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所に、区域を指定して交通規制が行われたときは、道路外の場所に車両を移動させること。
- (イ) 速やかな移動が困難なときは、できる限り道路の左側に沿って駐車する等、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車する。
- (ウ) 通行禁止区域内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動、または駐車する。その際に、警察官の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないため措置をとることができないときは、警察官が自らその措置をとることがあり、この場合やむを得ない限度において、車両等を破損することがある。

第6 緊急通行車両の確認

緊急通行車両の確認手続きは、次の要領で行う。

1 確認対象車両の処理区分

確認事務は、大和警察署、県警本部（交通規制課）のほか交通検問所等の検問箇所で行う。

2 緊急通行車両の申し出事項

緊急通行車両の運転者は、次の事項を申し出て確認を受ける（緊急通行車両等確認申請書の提出）。

- (1) 車両番号票に標示されている番号
- (2) 車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては輸送人員又は品名）
- (3) 使用者の住所、氏名
- (4) 輸送日時
- (5) 輸送経路（出発地、経由地及び目的地名）
- (6) その他参考事項（事前届出を行っている場合は、緊急通行車両等事前届出済証を提示する。）

3 標章等の交付

県公安委員会は、緊急通行車両の確認をしたときは、当該車両の使用者に対し緊急通行車両である旨の標章及び緊急通行車両確認証明書を交付する。

資料編 ・ 資料5-6 災害対策基本法施行令第33条第2項に基づく緊急車両の標章
--

第13節 ヘリコプターの活動

大規模な災害時においては、道路の損壊に加え、倒伏した電柱等の道路上の支障物により道路網の確保が困難となることが予想されることから、機動性に優れたヘリコプターを活用し、初動時における被害情報収集・伝達や救出救助活動、負傷者の搬送、救援物資の搬送等、広域的・機動的な活動を行う。

第1 活動体制

- 1 ヘリコプターを有効に活用するため、市は関係機関と連携して災害に応じたヘリコプターの要請を行い、応援機等が迅速に応援活動に入れるよう体制整備に努める。

防災関係機関の所有するヘリコプターは次のとおりである。

- (1) 県防災ヘリコプター
- (2) 仙台市消防ヘリコプター
- (3) 県警察ヘリコプター
- (4) 国土交通省ヘリコプター
- (5) 自衛隊ヘリコプター
- (6) 海上保安庁ヘリコプター
- (7) 他都道府県からの応援ヘリコプター

- 2 ヘリコプターの活動内容は、災害直後の初動時、緊急対応時、応急対応時等において、主に次のような活動を行う。

- (1) 被災直後の被害概況を速やかに把握し、災害対策本部等に伝達
- (2) 救出救助活動
- (3) 救急患者等の搬送
- (4) 救援隊・医師等の人員搬送
- (5) 消防部隊の搬送・投入
- (6) 被災地への救援物資の搬送
- (7) 応急復旧用資機材等の搬送
- (8) 住民に対する避難勧告等の広報活動
- (9) その他ヘリコプターにより対応すべき活動

- 3 救援活動等を円滑に行うため、県内の場外離着陸場や病院、防災関係機関等が図上に明記された「宮城県航空防災マップ」を活用する。

第2 派遣要請の基準

1 基本要件

- (1) 公共性

災害等から住民の生命財産を保護し、被害の軽減を図る目的であること。（災害対策基本法や消防組織法に基づく活動）

- (2) 緊急性

差し迫った必要性があること。（緊急に活動を行わなければ住民の生命、財産に重大な支障が生ずるおそれがある場合）

(3) 非代替性

ヘリコプター以外に適切な手段がないこと。（既存の資機材・人員等では、十分な活動が期待できない場合や活動できない場合）

2 緊急運航基準

(1) 災害応急対策活動

ア 被災状況等の情報収集活動

災害が発生し広範囲にわたる情報収集活動を行う必要があると認められる場合。

イ 救助物資、人員等の搬送

災害が発生し緊急に救援物資、人員及び資機材等を搬送する必要があると認められる場合。

ウ その他

災害応急対策上、特に、ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合。

(2) 火災防ぎょ活動

ア 林野火災等

地上における消火活動では消火が困難であり、ヘリコプターによる消火が有効であると認められる場合。

イ 交通遠隔地の大規模火災等

人員、資機材等の搬送手段がない場合やヘリコプターによる搬送が有効と認められる場合。

ウ その他

火災防ぎょ活動上、特に、ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合。

(3) 救急活動

ア 交通遠隔地からの傷病者搬送

交通遠隔地から緊急に傷病者の搬送を行う必要がある場合で、救急車で搬送するよりも著しく有効であると認められ、かつ原則として医師が搭乗できる場合。

イ 高度医療機関等への転院搬送

遠隔地へ緊急に転院搬送を行う場合で、医師がその必要性を認め、かつ医師が搭乗できる場合。

ウ 交通遠隔地への医師等の搬送

交通遠隔地において緊急医療を行うため、医師、機材等を搬送する必要があると認められる場合。

エ その他

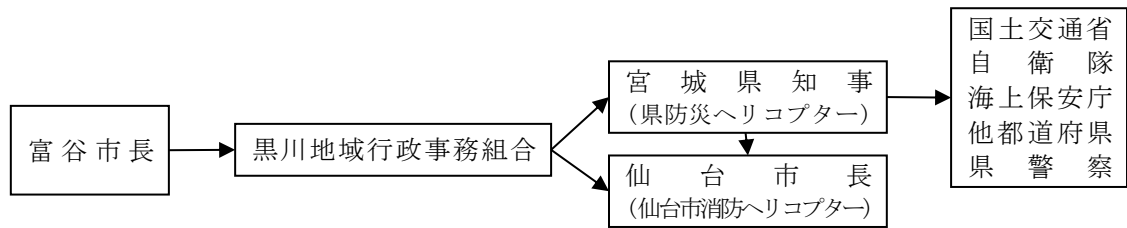
救急活動上、特に、ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合。

(4) 救助活動

水難事故等によりヘリコプターによる活動が有効と認められる場合。その他、救助活動上、特に、ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合。

第3 派遣要請の手続き

1 要請の流れ



2 要請方法

市長は、黒川地域行政事務組合に対し、口頭、電話等により要請する。黒川地域行政事務組合は、宮城県知事や仙台市長に各協定書に定められた文書により要請する。ただし、緊急の場合は、口頭、電話により要請し、事後速やかに文書を提出する。

(1) 宮城県防災ヘリコプター

宮城県総務部消防課 TEL 022-211-2374

(2) 仙台市消防ヘリコプター

仙台市消防局指令課 TEL 022-234-1111

第4 臨時ヘリポートの開設準備

総務班は、ヘリコプターの活動を円滑に行うため、関係機関と連携し、臨時ヘリポート開設に必要な資機材を用意し、臨時ヘリポートを確保する。なお、臨時ヘリポートの開設の方法は次のとおりである。

1 地表面の条件整備

- (1) 回転翼の影響で砂塵等が巻き上がらない舗装された場所が最も望ましい。
- (2) グラウンド等の未舗装の場所になる場合は、板、トタン、砂塵等が巻き上がらないように処置する。また、地表面が乾燥している場合は、十分に散水する。
- (3) 草地の場合は、硬質で丈の低いものであることが望ましい。

2 着陸点の表示

着陸点（直径 30m）の中央に、石灰等を用いて直径 10mの円を書き中央にHと記す。

3 風向の表示

- (1) 着陸帯付近に上空から確認できる吹き流しや旗をたてる。
- (2) 着陸点中央からなるべく離れた地点で、地形、施設等による影響の少ない場所を選定する。

4 その他の留意事項

- (1) 救急車、輸送車両の出入に便利なこと。
- (2) 電話その他の通信手段の利用が可能であること。

【 臨時ヘリポート 】

施設名	所在地	電話番号
富谷市役所（職員駐車場）	富谷市富谷坂松田 30	022-358-3111

第5 県の体制

1 安全運行体制の確保

- (1) 県は、災害時においては、応援ヘリコプターや報道ヘリコプター等多数のヘリコプターが被災地上空等に飛来し、危険な状態になりやすいことから、二次災害防止のため、東京航空局仙台空港事務所、陸上自衛隊東北方面航空隊（霞目駐屯地）及び航空自衛隊松島基地管制塔等との連携により安全運行体制を確保する。
- (2) 県は、被災地上空を飛ぶ報道ヘリコプターが、消防・防災ヘリコプター等が行う救助等の活動の支障となる場合は「ヘリコプター安全運航確保計画」に基づき、被災地上空からの一時的な退避等について協力要請を行い、安全に活動できる体制を確保する。
- (3) 県は、ヘリコプターの離着陸時の安全確保のため地上支援要員を配置する等安全運航体制を確保する。

2 応援ヘリコプター

- (1) 県は、「大規模災害時の北海道・東北8道県相互応援に関する協定」あるいは「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」あるいは「災害応急対策におけるヘリコプターによる相互協力に関する協定」等により、他県及び関係機関（国土交通省）からの応援ヘリコプターの派遣を要請できるが、その場合、応援機があらかじめ装備と必要機材の準備ができるよう、できるだけ応援活動の内容や活動地域等を明示するとともに、地上支援要員の派遣についても併せて要請する。
- (2) 要請と同時に、速やかに応援機の受入れ体制を確立する。県は、県外からの応援ヘリコプターについては、仙台空港等において、活動に必要な燃料の補給を行えるよう関係機関に要請し、協力を得るとともに、機動性を有するタンクローリーを活用した補給体制を確保する。

第14節 避難活動

大規模な災害の発生時において、地区住民等を速やかに避難させるため、市及び防災関係機関は、適切に避難勧告等を行うとともに、速やかに避難所を開設し、管理運営にあたる。

第1 避難の原則等

1 避難の原則

「避難行動」とは、数分から数時間後に起こるかもしれない自然災害から「命を守るための行動」であり、各人が自らの判断で行動をとることが原則である。

2 避難勧告等の対象とする避難行動

避難勧告等の対象とする避難行動については、避難所へ移動することのみではなく、次の全ての行動を避難行動とする。

- (1) 指定緊急避難場所への立退き避難
- (2) 「近隣の安全な場所」（近隣のより安全な場所・建物等）への立退き避難
- (3) 「屋内安全確保」（その時点で居る建物内において、より安全な部屋等への移動）

資料編 ・ 資料5-4 避難の基本的フロー

第2 避難勧告等

1 発令する避難勧告等の種類

要配慮者など、避難に時間がかかる方へ早めの避難を促す「避難準備・高齢者等避難開始」、通常の避難行動ができる者へ避難を促す「避難勧告」、危険が切迫し早急な避難を促す「避難指示（緊急）」、既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動を促す「災害発生情報」に分かれている。緊急性や避難の拘束力は「避難準備・高齢者等避難開始」、「避難勧告」、「避難指示（緊急）」の順に高くなる。

避難勧告等に対応する警戒レベルを明確にして、警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

時期を失することなく避難勧告等が発令されるよう、県から積極的に助言を受ける。

なお、避難時の周囲の状況等により避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、住民に対し、「屋内安全確保」等の安全確保措置を指示する。

警戒レベル	住民が 取るべき行動	住民に行動を 促す情報	住民が自ら行動を取る際の判断の参考となる情報 (警戒レベル相当情報)		
		避難情報等	洪水に関する情報		土砂災害に 関する情報
			水位情報が ある場合	水位情報が ない場合	
警戒レベル 5	・すでに災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。	・災害発生情報	・氾濫発生情報	・大雨特別警報（浸水害）	・大雨特別警報（土砂災害）
警戒レベル 4	・指定緊急避難場所等への避難を基本とする避難行動をとる。 ・災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する。	・避難勧告 ・避難指示（緊急）	・氾濫危険情報	・洪水警報の危険度分布（非常に危険）	・土砂災害警戒情報 ・土砂災害に関するメッシュ情報（非常に危険） ・土砂災害に関するメッシュ情報（極めて危険）
警戒レベル 3	・要配慮者等は避難する。 ・要配慮者以外の者は、避難の準備をし、自発的に避難する。	・避難準備・高齢者等避難開始	・氾濫警戒情報	・洪水警報 ・洪水警報の危険度分布（警戒）	・大雨警報（土砂災害） ・土砂災害に関するメッシュ情報（警戒）
警戒レベル 2	・避難に備え自らの避難行動を確認する。	・洪水注意報 ・大雨注意報	・氾濫注意情報	・洪水警報の危険度分布（注意）	・土砂災害に関するメッシュ情報（注意）
警戒レベル 1	・災害への心構えを高める。	・早期注意情報			

2 避難準備・高齢者等避難開始の留意点

- (1) 避難勧告及び避難指示（緊急）のほか、住民に対して避難準備及び自主的な避難を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備・高齢者等避難開始を伝達する必要がある。避難準備・高齢者等避難開始については、それを発令したからといって必ずしも避難勧告・指示を出さなければならないわけではなく、危険が去った場合には避難準備・高齢者等避難開始のみの発令で終わることもあり得る。このような認識の下、時機を逸さずに避難準備・高齢者等避難開始を発令すべきである。
- (2) 平成 26 年の広島市における土砂災害等の教訓から、他の水災害と比較して突発性が高く予測が困難な土砂災害については、避難準備・高齢者等避難開始を積極的に活用することとし、避難準備・高齢者等避難開始が発令された段階から自発的に避難を開始することを、土砂災害警戒区域・危険箇所等の住民に推奨することが望ましい。
- (3) 立ち退き避難が困難となる夜間において避難勧告等が発令する可能性がある場合には、夕方等の明るい時間帯に避難準備・高齢者等避難開始を発令することを検討する。具体的には、夕刻時点において、大雨警報（土砂災害）が夜間にかけて継続する場合、または大雨注意報が発表されている状況で当該注意報の中で夜間から翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が言及されている場合等が該当する。
- (4) 発災時又は災害発生のおそれがある場合には、必要に応じ、避難準備・高齢者等避難開始の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。

3 実施責任者

避難の「勧告」及び「指示」は、原則として市長が行う。市長は、市の区域内において災害が発生し、または発生するおそれがあり、住民を避難させる必要があると判断したときは、空振りを恐れず速やかに避難の勧告や指示を行い、必要に応じて大和警察署長及び黒川消防署長に住民の避難誘導への協力を要請する。

住民に危険が切迫する等、急を要する場合で、市長が避難の勧告・指示を行うことができないときや市長から要求があったときは、次表のとおり警察官等が避難の指示を行うことができる。この場合、速やかに市長に通知しなければならない。

なお、避難の勧告や指示を行ったときは、県や警察などの関係機関に通知・報告するとともに、相互に連絡をし連携協力体制を強化する。

区分	実施者	根拠法令
避難勧告	市長	災害対策基本法第 60 条
	知事	災害対策基本法第 60 条（市町村長がその事務を行うことができないと認めたときの事務の代行）→直ちにその旨を公表しなければならない。
避難指示	市長	災害対策基本法第 60 条
	警察官、海上保安官	災害対策基本法第 61 条 警察官職務執行法第 4 条（警察官のみ）
	災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（その場に警察官がいない場合に限る）	自衛隊法第 94 条
	知事	災害対策基本法第 60 条（市町村長がその事務を行うことができないと認めたときの事務の代行）→直ちにその旨を公表しなければならない。
	知事、その命を受けた職員	水防法第 29 条→水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。 地すべり等防止法第 25 条→直ちに当該区域を管轄する警察署長に通知しなければならない。

4 避難の勧告・指示を判断する事象

市長が実施する避難の勧告や指示を判断する事象は、次のとおりとする。

なお、必要に応じて、避難勧告・指示の対象地域、判断時期について、県に助言を求める。

- (1) 仙台管区气象台から豪雨、台風等の気象に関する特別警報、警報が発せられ、市の区域内に災害が発生し、または発生するおそれがある場合で、避難を要すると判断される時。
- (2) 河川が警戒水位を超過し、洪水による災害が生ずるおそれがあるとき。
- (3) 河川の上流地域が水害を受け、下流の地域に危険があるとき。
- (4) 土砂災害の発生が予想される時。
- (5) 火災が拡大するおそれのあるとき。
- (6) その他住民の生命や身体を災害から保護するため必要と認められる時。

5 避難勧告等の基準及び伝達方法

避難勧告等の発令は、次のいずれかに示す基準と気象予警報等を総合的に判断して発令する。

避難が必要な状況が夜間や早朝と想定される場合や暴風雨等により避難が困難になることが想定される場合には、住民に対し、屋内安全確保等の安全確保措置を指示することができる。

(1) 水害の判断基準

対象とする水害は洪水による氾濫（内水氾濫を含む）とし、対象とする河川は、洪水予報河川、水位周知河川、その他の河川である。洪水予報河川に指定されているのは吉田川（国管理河川）、竹林川（県管理河川）で、避難勧告等は、竹林川、吉田川の水位や堤防等の状況、気象予警報等の情報を基準に総合的に判断して発令する。

洪水予報の発表対象でない中小河川（水位周知河川及びその他の河川）では、洪水警報、流域雨量指数の予測値、洪水警報の危険度分布を参考に水位の状況等を確認し避難勧告等を発令する。

種別	発令基準
避難準備・高齢者等避難開始	1 竹林川の新田橋水位観測所、吉田川の落合水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3）に到達し、かつ、水位予測において引き続きの水位上昇が見込まれている場合 2 竹林川の新田橋水位観測所、吉田川の落合水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4）に到達することが予想される場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれがある場合） 3 軽微な漏水・浸食等が発見された場合
避難勧告	1 竹林川の新田橋水位観測所、吉田川の落合水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4）に到達した場合 2 竹林川の新田橋水位観測所、吉田川の落合水位観測所の水位が堤防天端高（または背後地盤高）を越えることが予想される場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合） 3 異常な漏水・浸食等が発見された場合
避難指示（緊急）	1 竹林川の新田橋水位観測所、吉田川の落合水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4）を越えた状態で、水位予測により、堤防天端高（または背後地盤高）に到達するおそれが高い場合（越水・溢水のおそれのある場合） 2 異常な漏水の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 【警戒レベル5】災害発生情報の発令基準の設定例 1 決壊や越水・溢水が発生した場合（氾濫発生情報等により把握できた場合）

【洪水予報河川 竹林川、吉田川における避難判断の目安となる水位等】

警戒レベル 相当情報	水位名	水位		国が発表する氾濫に関する情報
		竹林川	吉田川	
5	氾濫の発生			氾濫発生情報
4 危険	氾濫危険水位	2.9m	7.3m	氾濫危険情報
3 警戒	避難判断水位	2.3m	6.8m	氾濫警戒情報
2 注意	氾濫注意水位	1.8m	5.0m	氾濫注意情報
1	水防団待機水位	1.3m	4.0m	

【洪水予報河川である竹林川、吉田川以外の河川の判断基準】

種別	発令基準
避難準備・高齢者等避難開始	・洪水警報が発表され、かつ、洪水警報の危険度分布で「警戒」（赤）が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に達する場合）
避難勧告	・洪水警報が発表され、かつ、洪水警報の危険度分布で「非常に危険（うす紫）」が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合）で、カメラ画像や水防団からの報告等を活用して発令する。

(2) 土砂災害の判断基準

対象とする土砂災害は、急傾斜地崩壊、土石流の発生とする。避難勧告等は、土砂災害警戒情報や気象予警報、急傾斜地等の状況を総合的に判断して発令する。

市には、急傾斜地崩壊危険箇所（106箇所）と土石流危険溪流（11箇所）がある。

・急傾斜地崩壊危険箇所

傾斜度30度以上、高さ5m以上の急傾斜地で人家や公共施設に被害を及ぼす恐れのある急傾斜地及びその近隣。

・土石流危険溪流

溪床の際急勾配が15度以上で、土石流が発生した場合に人家や公共施設等の被害が予想される地域。

種別	発令基準
避難準備・高齢者等避難開始	1 大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報）が発表され、かつ、大雨警報（土砂災害）の危険度分布で「実況または予想で大雨警報の土壌雨量指数基準に到達」する場合 2 大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合
避難勧告	1 土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報）が発表された場合 2 大雨警報（土砂災害）の危険度分布で「予想で土砂災害警戒情報の基準に到達」する場合 3 土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合
避難指示（緊急）	1 土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報）が発表され、かつ、大雨警報（土砂災害）の危険度分布で「実況で土砂災害警戒情報の基準に到達」した場合 2 避難勧告等による立退き避難が十分でなく、再度、立退き避難を居住者等に促す必要がある場合

(3) 避難勧告等の伝達手段

避難勧告等を住民に伝達する手段は次のとおりとする。

- ア TV放送
- イ ラジオ放送
- ウ 防災行政無線
- エ 緊急速報メール、登録制メール
- オ ツイッター等のSNS
- カ 広報車、消防団による広報
- キ その他

(4) 伝達内容

市長等避難の勧告、指示をする者は、次の内容を明示して実施する。なお、勧告や指示の際には、危険の切迫性が住民に伝わるよう伝達方法を工夫し、住民の積極的な避難行動の注意喚起に努める。

- (ア) 避難対象地区
- (イ) 避難先
- (ウ) 避難経路
- (エ) 避難勧告や指示の理由
- (オ) その他必要な事項

(5) 要配慮者、避難支援関係者への伝達

要配慮者や避難行動要支援者が迅速に避難できるよう、本人や家族、近隣住民等の避難支援関係者へ確実に情報伝達を行う。また障害等の特性に応じて、多様な伝達手段を活用し、確実に情報周知できる体制を整備する。

資料編	・資料 2-1 急傾斜地崩壊危険箇所
	・資料 2-2 土石流危険溪流
	・資料 4-2 指定河川洪水予報伝達系統図

第3 警戒区域内への立入の制限・禁止及び区域外への退去命令

1 警戒区域設定の権限

警戒区域の設定は、次の区分により市長等が行う。

区分		実施者	備考	
災害対策基本法	第 63 条第 1 項	市長	災害時の一般的な警戒区域設定権	
	第 63 条第 2 項	警察官、海上保安官（市長やその委任を受けてその職権を行う職員が現場にいないとき、またはこれらの者から要求があったとき）	住民等の生命・身体の保護を目的とする。	
	第 63 条第 3 項	災害派遣を命じられた自衛隊部隊等の自衛官（市長やその委任を受けてその職権を行う職員がいない場合に限る。）		
水防法	第 21 条第 1 項	水防団長、水防団員、消防機関に属する者		水防上緊急の必要がある場所での警戒区域の設定
	第 21 条第 2 項	警察官（水防団長、水防団員、消防機関に属する者がいないとき、またはこれらの者の要求があったとき）	水防・消防活動関係者以外の者を現場から排除し、水防・消防活動の便宜を図ることを主目的とする。	
消防法	第 28 条第 1 項	消防吏員、消防団員		火災の現場における警戒区域の設定権
	第 28 条第 2 項	警察官（消防吏員や消防団員が火災の現場にいないとき、またはこれらの者から要求があったとき）		

2 警戒区域設定の実施方法

警戒区域の設定は、権限を有する者が現場において、バリケードや規制ロープの展張等の事実行為として行う。また、警戒区域内への立入りの制限・禁止及び区域内からの退去について、拡声器等による呼びかけや看板等の設置により周知を図り、これに従わない者には法令の定めるところにより罰則を適用できる。

警察官や自衛官が、市長に代わって警戒区域の設定を行った場合は、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

避難勧告等の発令対象区域や警戒区域については、細分化しすぎるとかえって居住者等にとってわかりにくい場合が多いことから、立退き避難が必要な区域を示して勧告したり、屋内での安全確保措置の区域を示して勧告したりするのではなく、命を脅かす洪水等のおそれのある範囲をまとめて発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定する。

3 避難所への受入れ

警戒区域の設定により一時的に居所を失った住民等がある場合は、市は必要に応じて避難所を開設してこれらを受入れ、必要なサービスを提供する。

第4 避難の誘導・移送

1 避難の方法

災害時における避難にあたっては要配慮者利用施設及び住宅の避難行動要支援者への情報の伝達、避難誘導等近隣住民（例：町内会の班等で 10～20 世帯単位）の果たす役割が大きいため、市は民生委員・児童委員、地域の自主防災組織及び町内会等と連携し、避難行動要支援者と近隣住民の共助意識の向上に努めることはもとより、避難の際は消防団員の誘導のもとにこれらの単位集団で行動できるよう平常時から心掛けておく。

2 避難の誘導

避難の勧告、指示をしたときの誘導は、大和警察署の協力を得て消防団員が行うこととし、さらに地域住民、自主防災組織等と連携を図り、協力して避難活動を行う。

誘導にあたっては、安全を確認しつつ、避難行動要支援者の安全の確保を図り、必要な援助を行うとともに、避難場所及び避難路や避難先、災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

なお、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動がかえって危険を伴う場合や屋内にとどまっていた方が安全な場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」の措置を講ずべきことにも留意する。

3 避難の順位等

- (1) 住民間の避難の順位は、避難行動要支援者の避難を優先する。なお、避難時の周囲の状況により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむをえないときは、屋内安全確保等の安全確保措置を講ずべきことにも留意する。
- (2) 地区ごとの避難の順位は、災害発生の時期を客観的に判断し、先に災害が発生すると認められる地区内居住者の避難を優先する。
- (3) 自力で避難できない場合や避難途中危険がある場合、あるいは病院等の入院患者、施設の高齢者、子供の避難については、車両等により移送する。

4 誘導時の留意事項

- (1) 誘導経路は、できる限り危険な橋、堤防その他災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。
- (2) 危険地点には、標示、縄張りを行うほか、状況により誘導員を配置する。
- (3) 浸水地にあつては、船艇やロープ等を利用し、安全を期する。
- (4) 誘導中は、水没、感電等の事故防止に努める。
- (5) 市は、消防団員、市職員等避難誘導や防災対応にあたる者の安全が確保されることを前提としたうえで、避難行動要支援者の避難支援等の緊急対策を行う。

5 移送の方法

(1) 小規模の移送

避難者が自力で立ち退くことが不可能な場合は、市は車両等により移送する。

(2) 大規模の移送

被災地が広範囲で、大規模な移送を必要とし、市において対応できないときは、近隣市町村の応援を求めて実施する。また、近隣の応援だけでは対応できない場合は、宮城県仙台地方振興事務所を経由して県に要請する。

6 避難時の留意事項

避難誘導員は、避難にあたり次の事項を住民に周知徹底する。

(1) 戸締まり、火気の始末を完全にする。

(2) 携帯品は、必要最小限のものにする。

(食料、水筒、タオル、チリ紙、着替え、懐中電灯、携帯ラジオ、毛布等)

(3) 服装は、なるべく軽装とし、帽子、雨具、防寒衣等を携行する。

7 水防活動に従事する者の安全配慮

水防活動時にはライフジャケットを着用し、安否確認のため、災害時でも利用可能な通信機器を携行するとともに、ラジオを携行する等、最新の気象情報等を入手できる状態で水防活動を実施する。

第5 避難所の開設

市や町内会、自主防災組織は、災害のため現に被害を受け、または受けるおそれがある避難者を一時的に收容し、保護するため必要と認められるときは、避難所を開設する。

原則として市が避難所の開設の可否を判断するが、状況に応じて施設管理者、自主防災組織代表者等が応急的に開設する。

1 避難所の開設場所

(1) 町内会は、地区の町内会館において、災害の状況と会館施設の安全性を考慮し、速やかに避難所を開設する。

(2) 市は、被害の拡大や避難者の状況によって、学校や公民館等を避難所として指定し開設する。なお、必要に応じて、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設する。

(3) 市は、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則として開設しないものとする。

(4) 要配慮者については、福祉避難所や被災地域以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。

(5) 想定を超える被害のため、避難所の不足が生じた場合には、立地条件等、災害に対する安全性を考慮して、被災者が自発的に避難している施設等を避難所として位置付ける。

2 避難所開設の連絡

(1) 市は、避難所を開設したときは、その旨を公示するとともに、收容すべき者を誘導し保護する。

(2) 市は、避難所を設置したときは直ちに、次の事項を知事に報告する。

ア 避難所開設の目的

イ 箇所数及び收容人員

ウ 開設期間の見込み

3 避難所の管理運営等

(1) 費用

避難所の設置及び収容のため支出する費用は、災害救助法が適用された場合の基準に準じる。冬季（10月～3月）については、別に定める額を加算する。

(2) 開設期間

災害発生の日から最大7日以内とする。

ただし、気象情報等により災害発生の危険、住宅の応急修理の状況及び応急仮設住宅の建設状況等を勘案し、市は、県と協議のうえ設置期間を決める。

(3) 避難所の責任者及び連絡員の指定

避難所を開設したときは、次のとおり避難所の管理責任者、連絡員を指定し避難所の管理と収容者の保護にあたらせる。

ア 管理責任者

避難所となる施設の長とする。

イ 担当業務

(ア) 避難人員の実態把握に関すること。

(イ) 富谷市災害対策本部との連絡調整に関すること。

(ウ) 避難所開設の記録に関すること。

4 避難所の収容対象者

避難所で受け入れる避難者は、次のとおりとする。

(1) 住家に被害を受け、居住の場を失った者

(2) ライフラインの被害等により、日常の生活が著しく困難になった者

(3) 避難勧告等が発せられる等により、緊急避難の必要がある者

(4) その他市長が必要と認めた者

5 運営

(1) 避難所の運営

ア 適切な運営管理の実施

避難所の運営は、町内会、自主防災組織、学校、市が行う。

また、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の市町村に対して協力を求める。

避難所の運営者は、避難所における正確な情報の伝達、食料や飲料水、生活物資等の配布、清掃等について、役割を分担し、連携・協力して円滑な避難所運営に努める。

避難所の安全確保と社会秩序維持のため、必要により警察官の配置を要請する。

ボランティア団体等は、避難所の運営に関して避難所運営組織や市に協力し、秩序ある避難生活の運営に努める。

イ 管理者の設置

市は、避難所を設置した場合には管理者を置き、避難所ごとに収容されている避難者名簿を作成するなど、その状況を早期に把握し、避難場所における生活環境に注意を払うとともに、避難が長期化するときは必要に応じてプライバシーの確保、男女のニーズへの対応、要配慮者の処遇等に配慮する。

ウ 相談窓口の設置

市は、避難所等に生活・健康問題等に関する相談窓口を設置し、避難者が必要とする情報を適宜提供する。

なお、女性や子どもへの暴力や女性特有の生活・健康に関する相談に対応するため、女性相談員による女性専用窓口の設置に配慮する。

エ 自主防災組織やボランティアとの協力

市は、避難所内における住民の自主防災組織やボランティア組織と協力して避難所の効率的な管理運営がなされるよう努め、避難者はそれに協力する。

オ 自治的な組織運営への移行

市は、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体となって運営する体制に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。

カ 在宅避難者、車中生活を送る避難者等への支援

市は、それぞれの避難所ごとに収容されている避難者に係る情報の早期把握及び避難所で生活せず食料や飲料水等を受取に来ている在宅避難者、やむを得ず車中生活を送る避難者等に係る情報の早期把握に努め、県や国等への報告に必要な支援を行う。

また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、避難行動要支援者等の要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について市に提供するとともに、個々の状態に応じて、避難所や福祉避難所への避難の推奨、場所、避難経路の提示等を行う。

(2) 避難所の環境維持

ア 良好な生活環境の維持

市は、避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努める。

そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。

イ 健康状態・衛生状態の把握

市は、必要に応じ、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の過不足、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況等、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。

ウ 家庭動物への対応

市は、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。

(3) 男女共同参画

ア 避難所運営への女性の参画促進

市は、避難所の運営において、女性が運営役員として参加するよう配慮し、女性だけの打合せ会を持つ等、女性の参画を推進し、男性に偏った運営体制とならないよう配慮する。

イ 男女のニーズの違いへの配慮

市は、避難所の運営において、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。

特に、生理用品、下着、紙おむつ、粉ミルク、哺乳ビン、離乳の物資提供、女性専用の物干し場、仕切り、更衣室、授乳室、入浴設備の設置、男女別トイレの確保や、生理用品・下着の女性による配布、避難所における乳幼児のいる家庭用エリアの設定、専用避難所・救護所の確保、乳幼児が安全に遊べる空間の確保、巡回警備や防犯ブザー配布等による安全性の確保等、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

必要に応じて、妊産婦や乳幼児を同伴している避難者の支援のため、市社会福祉協議会、公益財団法人富谷市シルバー人材センター、育児サークル等の団体と連携・協力を図る。

ウ 運営参加者への配慮

市は、避難所運営に際して、固定的な性別役割分担意識によることなく、避難者の自主性を尊重するとともに、役割の固定化により、一部の避難者に負担が偏らないよう配慮する。

(4) 給食、給水その他の物資の支給

避難者に対する給食、給水その他の物資の支給は、本章第 19 節「食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動」により実施するが、支給物資の調達を円滑に実施するため、避難人員等を速やかに把握する。

また、畳等がない施設については、ゴザ、断熱シート等を調達し配置する。

(5) 避難所での食料の調理、加工

ア 「かめない」、「飲み込みにくい」人に合わせて調理、加工できるよう、小規模な調理のできる調理場を設置する。

イ 育児用調整粉乳を調乳するために必要な清潔なスペース、ほ乳瓶等の必要な器具、器具の洗浄・消毒を行うための資材類が整備された、調乳場を設置する。

6 職員等の役割

(1) 職員等

次の事項を実施する地域の町内会や自主防災組織を支援するため市は職員を配置する。

ア 被災者の収容

イ 被災者に対する食料、飲料水の配給

ウ 被災者に対する生活必需品の供給

エ 負傷者に対する医療救護

(2) 避難所の所有者や管理者

市が設定した避難所の所有者や管理者は、避難所の開設及び避難した住民に対する応急の救護に協力する。

7 外国人への配慮

市は、外国人に対して、言語、生活習慣、文化等の違いに配慮した運営に努める。

8 避難行動要支援者の情報提供

町内会長、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、避難行動要支援者の居場所（避難所、自宅、車中等）や安否の確認に努め、把握した情報について市に提供する。

資料編	・資料 5-1	避難場所一覧
	・資料 5-2	避難所一覧
	・資料 5-3	福祉避難所

第 6 学校、保育所園、幼稚園、児童クラブ、病院、要配慮者利用施設等における避難対策

1 避難対策の検討

学校、保育所園、幼稚園、児童クラブ、病院、要配慮者利用施設等の管理者は、災害時に円滑な避難対策が実施できるよう、次に掲げる事項等について計画をしておく。

(1) 避難実施責任者

(2) 避難順位及び編成等

(3) 誘導責任者及び補助者

- (4) 避難誘導の要領措置、注意事項
- (5) 避難者の確認方法
- (6) 家族等への引渡し方法

2 学校等教育施設の管理者及び教職員による支援

学校等教育施設が避難所となった場合、当該施設の管理者は、避難所が円滑に運営されるよう市に協力する。この場合、管理者は学校業務に支障のない範囲で、必要に応じた協力・応援を行うよう、教職員に指示する。

教職員は、本来果たすべき児童生徒の安全確保、安否確認、教育活動の早期正常化等に支障がない範囲で、避難所運営への支援に取り組む。

第7 避難状況の報告

市（災害対策本部）は、避難所を開設した場合、速やかに住民に周知するとともに、次の事項について県（宮城県仙台地方振興事務所経由）、黒川地域行政事務組合消防本部、大和警察署等に連絡を行う。

- 1 避難所開設の日時及び場所
- 2 箇所数及び収容人員（避難所ごと）
- 3 開設期間の見込み

また、災害の規模等により必要があるときは、緊急援護備蓄物資の供給等を県（災害対策本部）に依頼する。

第8 避難地区の警戒警備

避難勧告等指令者は、警察官と協議して、避難地域の安全確保と犯罪の防止に努める。

第9 避難長期化への対処

- 1 市は、住民の避難が長期化した場合には高齢者、障害者、傷病人等の処遇について十分配慮する。
- 2 市は、学校施設を避難所とした場合に、避難者数や市内の復旧状況等により判断し、教育活動が速やかに正常化へ移行できるよう、避難所を統合するなど、学校施設の避難所を早期に閉鎖するよう努める。
- 3 市は、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、宿泊施設等への移動を避難者に促す。

また、災害の規模等に鑑みて必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅、空き家等利用可能な既存住宅のあっせん、活用等により、避難所の早期解消に努める。

- 4 市は、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等に鑑み、市外への広域的な避難及び避難所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求める。
- 5 県は、市町村から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行う。また、市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合等、被災市町村からの要求を待ついとまがないときは、市町村の要求を待たないで、広域一時滞在のための協議を当該市町村に代わって行う。
- 6 市は、広域一時滞在の要請に備えて、指定避難所のうちから、市外からの避難者を受入れる施設をあらかじめ定める。

第10 帰宅困難者対策

1 一斉帰宅抑制に関する対応

(1) 一斉帰宅抑制の広報

市は、災害発生直後の一斉帰宅行動を抑制するため、住民、企業、学校等関係機関に対し、むやみに移動を開始せず、職場や学校などの施設内に留まるよう広報を行う。

(2) 企業及び学校等関係機関の対応

企業及び学校等関係機関は、従業員、顧客、児童生徒等及び施設の被害状況を確認するとともに、施設内等の安全な場所に従業員、顧客、児童生徒等を待機させるよう努める。

(3) 大規模集客施設等の対応

大規模集客施設の管理者は、管理する施設の被害状況を確認するとともに、施設内の安全かつ一時的な滞在が可能な場所に利用者を誘導するよう努める。

なお、男女別のスペースの確保等にも留意するとともに、要配慮者に対しては、特に十分な配慮を行い、対応するよう努める。

2 帰宅困難者への情報提供

市は、災害に関する情報、交通機関の状況などについて、ホームページなどを活用し、情報提供を行う。

3 避難行動要支援者への対応

市は、自力での移動が困難な避難行動要支援者について、臨時バスやタクシーなどによる搬送が必要となるため、関係機関と連携し搬送手段の確保に努める。

第11 孤立集落の安否確認対策

1 通信手段の確保

市は、居住地や避難場所が道路の寸断や土地の水没等により孤立化した場合、固定電話、携帯電話、防災行政無線、衛星携帯電話等の通信手段により住民自らが安否情報を発信するよう周知を図る。

2 通信手段途絶時の対応

孤立した集落の住民は、断線、バッテリー切れ、機械の故障等により通信手段が使用不可能な場合であっても、旗をたてる、シートを広げる、焚き火により煙をたてる等の手段により、生存の証を伝えるよう努める。

第12 広域避難者への支援

1 円滑な手続きの実施

県は、市町村や都道府県の区域を越える被災者の広域避難に関する支援要請や受入れに係る手続きを円滑に行うように努める。

2 市町村との調整

県は、被災市町村より広域避難に関する支援要請があった場合には、県内の受入れ先市町村の選定や紹介等の調整を行う。

3 他都道府県との協議

県は、被災市町村からの要請に応じ、他の都道府県に対して受入れを要請する等の協議を行い、被災市町村を支援する。

4 避難者情報の提供

県は、「全国避難者情報システム」に基づき、避難者から登録された避難先等に関する情報を、避難前の県や市町村へ提供し、避難者への支援を円滑かつ効果的に行うよう努める。

5 滞在施設の提供

市及び県は、被災市町村からの広域避難の要請を受けた場合、公営住宅や民間賃貸住宅の借上げ等による滞在施設の提供に努める。

6 広域避難者への支援体制の整備

市は、広域避難者が発生した場合、広域避難者に対しても物資等の供給のほか必要な情報や支援・サービスを受け取ることのできる体制の整備に努める。

第13 在宅避難者への支援

1 生活支援の実施

市及び県は、避難者と同様に支援の必要な在宅避難者及び応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者等に対し、食料・物資の供給等生活支援を行う。

それらの支援は町内会や市社会福祉協議会等共助に基づくネットワークを主体として進める。

また、在宅避難者等に対し、保健師等による巡回健康相談の実施等保健サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

2 避難所等での物資の供給

市は、在宅避難者及び応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者等の人数、必要とする支援内容等の早期把握に努め、避難所、集落等で物資の供給を行う。

3 支援体制の整備

市は、在宅避難者及び応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者等が、食料・物資の配布の広報及び必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることができるよう、支援体制の整備に努める。

第15節 応急仮設住宅等の確保

大規模な災害により、住宅を失う被災者が多数生じる事態が考えられる。

被災直後は避難所等で生活をするようになるが、その生活が長期間にわたることは避けなければならない。

このため、市は、応急仮設住宅（プレハブ仮設住宅）の整備をはじめ、空き家になっている市営住宅、民間賃貸住宅の活用、さらには被災住宅の応急修理等を積極的に実施する。

第1 応急仮設住宅（プレハブ仮設住宅）の整備と維持管理

1 応急仮設住宅（プレハブ仮設住宅）の整備

災害救助法が適用された場合においては県が、適用されない場合においては市が、住宅が滅失した被災者のうち自らの資力では住宅を確保することができない者のため、応急仮設住宅が必要と認めたときは、速やかに建設する。

県が建設する場合は、市内の公有地その他の土地の確保に努めるが、県が直接整備することが困難な場合は、県からの委任を受け、市が自ら整備する。

(1) 設置予定数量及び単位等

1戸あたりの規模は、29.7㎡（9坪）を基準とし、費用は、災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲とする。

(2) 建物の構造は、一般社団法人プレハブ建築協会が定める応急仮設住宅標準仕様書による。ただし、被災者に係る世帯人数や要配慮者に十分配慮した仕様及び設計に努める。

(3) 建設着工及び供与期間

ア 災害発生の日から20日以内に着工する。

イ 供与期間は、2年以内の期間とする。

(4) 設置予定場所

応急仮設住宅の建設地は、その都度市長が定めた場所とする。

2 応急仮設住宅（プレハブ仮設住宅）の維持管理・運営

(1) 管理体制

応急仮設住宅（プレハブ仮設住宅）の管理運営は県が行うが、状況に応じて市に管理を委任する。委任に際して、市長と知事の間で、管理委託契約を締結する。

(2) 維持管理上の配慮事項

市及び県は、応急仮設住宅（プレハブ仮設住宅）の維持管理にあたっては、安心・安全を確保するため、消防、警察との連携を図り、孤独死や引きこもり等を防止するための心のケアや家庭動物の受入れのルール、必要に応じてNPOやボランティアとの連携・協力を得ながら、応急仮設住宅（プレハブ仮設住宅）入居者によるコミュニティの形成と自治会の設立・運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。

(3) 運営上の配慮事項

運営にあたっては、次の対応に努める。

- ア 安心・安全の確保に配慮した対応
 - (ア) 防犯ブザーやホイッスルの携帯の呼びかけ
 - (イ) 街灯や夜間照明等の工夫
 - (ウ) 夜間の見回り（巡回）
- イ ストレス軽減、心のケア等のための対応
 - (ア) 交流の場づくり
 - (イ) 生きがいの創出
 - (ウ) 悩みの電話相談や巡回相談、相談員の配置
 - (エ) 保健師等による巡回相談
 - (オ) 女性専用相談窓口の整備、男性に対する相談体制の整備
- ウ 仮設住宅の利用、コミュニティ運営体制等
 - (ア) 集会所の設置
 - (イ) 仮設店舗等の開業支援
 - (ウ) 相互情報交換の支援
 - (エ) 窓口の一元化
- エ 女性の参画の推進と生活者の意見反映
 - (ア) 運営における女性の参画推進
 - (イ) 生活者の意見集約と反映

第2 公営住宅の活用等

被災者の生活維持のため、市営住宅の空き家の活用を行う。また、災害の規模に応じて県内外の公的住宅の管理者に対して、被災者の一時入居住宅として受入れを要請する。

市営住宅が被害を受けたときは、早急に応急修理等を実施する。また、必要に応じ、災害市営住宅を建設する。

第3 民間賃貸住宅の活用等

災害救助法に基づく応急仮設住宅（プレハブ仮設住宅）の整備には一定期間が必要となることから、被災者の避難所生活の長期化を回避するため、市は、県が協定を締結している不動産関係団体等と連携を図りながら、応急仮設住宅としての民間賃貸住宅の借上げによる供与を積極的に行っていく。

1 市の対応

市は、被災者のり災程度の把握や総合的な相談窓口としての対応を図る。

2 配慮すべき事項

民間賃貸住宅借上げによる応急仮設住宅の特性として、被災者が分散することになるため、情報過疎や様々な支援が行き渡らないといった状況に陥らないように、市は、町内会やボランティア等の協力のもと、避難者の入居先に定期的に訪問するとともに、全国避難者情報システムへの登録の呼びかけを徹底する等、被災者の避難先の把握に努める。

第4 応急仮設住宅等の入居者等への支援体制の整備

市は、県等の支援により、被害者の規模と地域の実情に応じて、被災者の健康維持と生活を支えるため活動拠点（サポートセンター等）を設置し、孤立防止のための見守りや所要の保健福祉活動、生活再建に関する総合的な相談、地域コミュニティの再構築等の支援体制を整備する。支援にあたっては適切な対応が図られるよう、情報の共有化等、関係機関・団体と連携して取り組む。

第5 住宅の応急修理

市は、災害救助法が適用された災害により、住宅が半焼や半壊の被害を受け、そのままでは住むことができないが、その破損箇所を手を加えれば何とか日常生活を営むことができるような場合に、その応急修理を行う資力がない者に対し、その者に替わって必要最小限の補修を行う。

1 対象

災害のため住家が半焼や半壊し、そのままでは当面の日常生活を営むことができない住宅で、自らの資力をもってしては修理することができない者。

2 修理の範囲

居室、炊事場、便所等のように日常生活に必要欠くことのできない部分の応急的修理に限られる。

3 修理の期間

災害発生の日から1か月以内に完了する。

第6 応急仮設住宅の入居者及び応急修理対象者の選定

入居者の選定は、市長が行うものとし、その基準は、おおむね次のとおりとする。

- 1 生活保護法の被保護者及び要保護者
- 2 特定の資産がない失業者
- 3 特定の資産がない母子・父子世帯、高齢者世帯、身体障害者世帯及び病弱者等
- 4 特定の資産がない勤労者、中小企業者
- 5 前各号に準ずる経済的弱者

第7 建築資材及び建築技術者の確保

1 業者の選定

応急仮設住宅の建設は、一般社団法人プレハブ建築協会を窓口として進める。住宅の応急修理等は、機動班が担当し、適切な執行方法による請負とする。

2 建築資材の調達

応急仮設住宅の建設等に必要な建築資材は、一般社団法人プレハブ建築協会等関係団体の関係業者とあらかじめ協議し、必要があると認めるときは、供給を要請する。

3 建築技術者の確保

応急仮設住宅の建設等に必要な建築技術者について、一般社団法人プレハブ建築協会等関係団体の建設業者、組合等とあらかじめ協議し、必要があると認めるときは、確保に努める。

市内で建築技術者が確保できない場合は、県にあっせんを要請する。

第8 支援制度に関する情報提供

市は、国や県が応急仮設住宅等への入居者に対する支援制度を実施した場合、入居者や入居希望者に対して、速やかに情報提供を行う。

第16節 相談活動

大規模災害時において、住民からの身近な相談や要望に対応するため、市の相談活動の体制を整備し、防災関係機関とも連携して対応する。

第1 市の相談活動

1 総合相談窓口の役割

(1) 総合相談窓口における相談は、生活再建や事業再建のための支援、ライフライン復旧状況、消費生活相談、安否情報など、被災した住民等からの多岐にわたる相談に的確に対応することとする。

なお、専門性を要する相談等にあつては、各担当窓口に取り次ぐ（担当班が災害復旧で対応できない場合は、後日連絡）等、住民の要請に対応する。

(2) 担当者は、相談内容を取りまとめ災害対策本部へ報告し、関係機関と連携し即時対応に努める。

2 総合相談窓口の設置

(1) 市は、災害発生後、速やかに市役所庁舎内に総合相談窓口を設置する。

なお、市役所庁舎が被災し、利用が困難なときは、代替施設を確保し、窓口を開設するとともに、その旨を住民に周知する。

(2) 住民からの相談には、効果的な相談業務等を行う。

(3) 総合相談窓口を設置したときは、ホームページ、メール、防災行政無線（同報）放送等を活用し住民に周知する。

3 専門相談窓口の設置

被災に伴って生じる借地、借家等の法律問題や住宅応急修繕、再建等の相談は、弁護士会等法律関係団体及び建築関係団体等の協力を得て、相談を行う。

また、女性相談や心身の健康に係わる医療問題など、医療関係団体等の協力を得て、相談を実施する。

第17節 要配慮者・避難行動要支援者への支援活動

大規模な災害の発生時には、特に要配慮者や旅行客に対するさまざまな応急対策が必要となる。このため、市及び社会福祉団体は関係機関と連携し、必要な諸施策について速やかに実施する。

また、情報の提供にあたっては、要配慮者に十分配慮するよう努める。

第1 災害情報、避難情報等の提供

本章第4節「災害広報活動」、本章第14節「避難活動」に基づく災害、避難及び避難所に関する情報等を、要配慮者や外国人の個々の状況に応じた手段によって提供する。

第2 要配慮者への支援活動

災害時には、要配慮者に対し、救助、避難誘導、福祉サービスの提供等を状況変化に応じて的確に行うことが必要である。

市は、災害時には避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努める。

1 安全確保

(1) 避難行動要支援者

市は、個別計画に基づき、町内会、民生委員・児童委員等の避難支援関係者の協力を得て、迅速に安否確認を行い、状況に応じて避難誘導等を行う。

なお、個別計画を作成していない避難行動要支援者については、生命・身体を保護するために特に避難が必要とする場合は、緊急的な措置として避難行動要支援者名簿情報を活用し、迅速に安否確認等を行う。

(2) 避難行動要支援者以外の要配慮者

市は、在宅の要配慮者について、各関係機関で保有している情報を共有し、安否確認や避難誘導等の支援活動にあたる。

また、施設在所者(入所者、従事者等)について、施設等と連携しながら迅速に安否確認を行うとともに、利用者の身体的特徴を考慮した避難誘導等を行う。

2 支援体制の確立と実施

(1) 施設従事者及び必要な物資の確保

市は、施設従事者の不足や、日常生活及び福祉サービスに必要な物資の不足状況を把握し、関係機関と連携し確保する。

次の緊急援護を実施する場合にも、必要となるマンパワー、日常生活及び福祉サービスに必要な物資を同様に確保する。

(2) 緊急支援

ア 受入れ可能施設の把握

市は、関係機関と連携し、被災による要配慮者の受入れ可能な社会福祉施設等を把握する。

イ 福祉ニーズの把握と支援の実施

市は、要配慮者の福祉ニーズを把握し、本人の同意を得た場合には、関係機関と調整及び社会福祉法人との協定により、適切な施設への入所等に係る調整を行う。

また、本人が在宅での福祉サービスを望む場合は、関係機関と調整しホームヘルパー等（ボランティアを含む）の派遣、車椅子等の手配等を社会福祉団体、ボランティア団体等の協力を得て計画的に実施する。

ウ 福祉避難所の開設

市は、福祉避難所の開設が必要と判断する場合は、関係機関及び各避難所に対し、福祉避難所の開設について周知するよう努める。

福祉避難所は市有施設を利用することを基本とするが、必要に応じて、市内の社会福祉施設に対して協力を要請する。

エ 相互協力体制

市は、町内会、民生委員・児童委員、市社会福祉協議会、ケアマネジャー、介護職員等の福祉サービス提供者、障害者団体等の福祉関係者、要配慮者の近隣住民（自主防災組織等）、ボランティア組織等との連携により、要配慮者の安全確保に関する相互協力体制により支援を行う。

(3) 避難所での支援

ア 支援体制の確立

市は、要配慮者が一般避難所や要配慮者専用の避難施設に避難した場合には、福祉団体関係者や福祉ボランティアに加え、必要に応じホームヘルパーや手話通訳者等による支援体制を確立する。特に、障害者用の装具・医薬品、育児用品、介護用品等の福祉用品は代替が難しく、被災直後は確保が難しい面もあることから、近隣福祉施設へ支援を要請する等速やかに対処する。

イ 健康状態への配慮

アレルギー症状や糖尿病・腎疾患等の食事療法が必要な要配慮者に対しては、事前の聞き取り調査等から得られる情報をもとに個別に対処する。

特に避難所での健康状態を把握し、応急仮設住宅や、高齢者、障害者向け応急仮設住宅等への優先的入居に努める。また、要配慮者に向けた情報の提供についても、十分配慮する。

ウ 専門職による相談対応

市は、被災地及び避難所における要配慮者等に対し、災害によるショック及び避難生活の長期化に対応するため、被災地及び避難所において社会福祉士、介護福祉士、児童相談員等の専門職による相談等の対応を行う。

その際、必要に応じて県と連携し、市で不足する専門職の派遣やあっせんを要請する。

エ 福祉避難所への移送

市は、指定避難所に避難した要配慮者について、福祉避難所への移送が必要と判断する場合は、開設した福祉避難所に移送を行う。

県は、福祉避難所の状況を把握し、関係機関との調整及び必要な支援を行う。

(4) 災害派遣福祉チームとの連携

高齢者・障害者等の災害時の福祉支援が適切に行われるよう、知事からの要請に応じて派遣された災害派遣福祉チームと連携し、活動を行う。

(5) 応急仮設住宅の設置

応急仮設住宅への入居にあつては、要配慮者に十分配慮し、特に高齢者・障害者は避難所等での健康状態に応じて、応急仮設住宅への優先的入居や、高齢者・障害者に配慮した応急仮設住宅の設置等に努める。

また、入居者が従来のコミュニティを維持できるよう配慮する。

第3 外国人支援対策

市は、次のとおり関係団体等と連携し災害時に迅速に外国人の被災状況、避難状況に関する情報収集に努めるとともに、外国人が孤立しないよう、必要な情報を収集し、提供を行う。

なお、支援活動においては外国人旅行者についても念頭に置いた対応を行い、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする外国人旅行者等は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達を行う。

- 1 市は、在住外国人の現状やニーズの把握に努め、必要な対策を講じる。
- 2 市は、地域住民や自主防災組織、関係団体等と連携し、外国人の被災状況、避難状況に関する情報収集を迅速に行う。また、県から安否確認の連絡を受けた場合は、迅速に対応する。
- 3 市は、状況に応じて広報車や防災行政無線（同報）放送等により、外国語による広報も行い、外国人の安全かつ迅速な避難誘導に努める。
- 4 市は、災害情報等を掲示する場合、災害時多言語表示シート等による外国語での掲示も行い、外国人の不安の解消に努める。
- 5 庁内に「相談窓口」等を開設し、外国人からの身近な相談に対応することにより、外国人の不安の解消や問題の解決に努める。
- 6 市は、通訳を必要とする外国人のために、通訳ボランティアを富谷市災害ボランティアセンターを通じ市内外の一般から募集するとともに、県や財団法人宮城県国際交流協会に派遣を要請する。

第4 旅行者への対応

市は、災害時の旅行者の被災状況について、市内の各施設及び旅行業協会等と連携して情報を収集し、状況の把握に努めるとともに、災害応急対策の実施に際して関係機関等から情報提供の要請があつた際には、迅速に提供する。

また、旅行者向けの宿泊情報や交通情報等を様々な言語や方法により市の施設やホームページ等へ掲示し情報提供を行う。

第18節 愛玩動物の収容対策

大規模災害に伴い、所有者不明の動物、負傷動物が多数生じるとともに、避難所における動物同伴者等の問題も生じることが予想される。

市は、動物愛護の観点から、これらの動物の保護や適正な飼育に関し、宮城県仙台保健福祉事務所（塩釜保健所）等関係機関や県獣医師会等関係団体との協力体制を確立する。

第1 被災地域における動物の保護

1 所有者の確認

飼い主のわからない被災した動物については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、市は、宮城県仙台保健福祉事務所（塩釜保健所）、県獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、動物の保護を行うとともに、所有者の発見に努める。

2 負傷動物への対応所有者の確認

負傷動物を発見したときは、保護収容し、県獣医師会と連携し、治療その他必要な措置を講じる。

なお、危険動物が飼養施設等から逸走した場合は、飼養者、警察官その他関係機関と連携し、人への危害を防止するために必要な措置を講じる。

第2 避難所における動物の適正な飼育

市は、避難所を設置した場合、宮城県仙台保健福祉事務所（塩釜保健所）及び関係機関、動物愛護団体等と協力し、飼い主とともに避難した動物の飼育について適正な飼育の指導等を行う等、動物の愛護及び環境衛生の維持に努めるため、次のことを実施する。

- 1 各地域の被害状況、避難所での動物の数、飼育状況の把握を行い、必要がある場合は飼育に必要な資材、えさ等を調達する。市内での調達が難しい場合は、県及び関係機関、近隣市町村へ協力要請を行う。
- 2 動物を一時的に預かってくれる市内外の家庭のあっせん、保護施設への受入れ及び譲渡等の調整を行う。
- 3 県獣医師会と協力し、動物の負傷、病気等に伴う人間への感染防止に努める。
- 4 動物の糞尿等を適切に処理することにより環境衛生の維持に努める。
- 5 避難所における飼い主と愛玩動物の避難スペースについては、他の避難者と異なるスペースとするなど、災害の状況等に応じて検討する。

第3 仮設住宅における動物の適正な飼育

市は、県と協力して、動物とともに仮設住宅に入居する被災者に対して、周囲への配慮や適正な飼育の指導を行う等、動物の愛護、環境衛生の維持、コミュニティの維持に努める。

第4 放浪動物対策

- 1 動物とは、犬、猫等及び牛、豚等の家畜をさす。

2 放浪動物の対策

飼育されていた犬等の放浪による住民への危害発生を防止するため、これら放浪動物の保護収容等の対策について、宮城県仙台保健福祉事務所（塩釜保健所）や宮城県家畜保健衛生所と協議する。

- (1) 放浪動物の保護収容
- (2) 負傷している動物の収容・治療
- (3) 飼育困難な動物の一時保管及び新たな飼い主探し
- (4) その他動物に関する相談の受付

第19節 食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動

市は、大規模災害時における住民の基本的な生活を確保するため、被災者の食料、飲料水及び生活必需品に対する要望や避難所で不足している物資等を的確に把握し、関係団体等と連携を図りながら迅速かつ円滑な調達・供給活動を行う。

なお、被災状況の程度や、避難の長期化に伴うニーズの変化等を踏まえ、時宜を得た物資の調達に配慮するとともに、夏季・冬季の季節等被災地の実情を考慮して調達・確保を行う。

また、調達物資の選定にあたっては、要配慮者、女性や子育て家庭の避難生活、アレルギー対策、避難生活の長期化における栄養バランス等について配慮する。

第1 食料・物資供給体制の整備

1 担当の設置

市は、必要に応じて、市内での食料の調達状況や被災地での需要等の情報の共有、関連業務（調達、輸送依頼）の調整、将来の調達計画の策定、県への供給依頼・報告、食料や物資調達に関わる業務を一括する担当を災害対策本部に配置する。

2 調達計画の立案

市は、食料・物資の不良在庫を抑制するため、在庫状況を早期より正確に把握し、不要な物資の調達の抑制や、倉庫の空き状況等に基づく将来に不足すると予想される物資（冬にむかう前の暖房機等）の早期の調達計画の立案に努める。

なお、計画策定の際には、市内での調達能力、協定を締結している各種団体からの調達、県からの調達を勘案しながら策定する。

3 多様な避難者への対応

市は、被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の物資の円滑な供給に十分配慮する。

資料編 ・ 資料9-2 物資・資機材の提供等に関する協定、覚書

第2 食料

市は、必要があると認めるときは、調達した食料、及び国、県等によって調達され引き渡された食料を、被災者及び応急対策従事者等に供給する。

食料の調達は救護班が担当する。

なお、日持ちしない等備蓄に適さない食料や、全ての必要数を備蓄することが困難な物資、発災から一定時間経過後に必要な物資等については、協定を締結している関係事業者等から調達を図る等して、確保する。

1 調達

(1) 米穀

市は、応急食料を供給するときは、速やかに必要量を把握し、新みやぎ農業協同組合及び市内の小売販売業者から米穀を調達する。これらの調達が間に合わない場合には、市内の各農家へ広く呼びかけ、自宅に保存している自家消費米の提供を受け調達する。

市内から米穀等を調達することが困難な場合は、知事に対し応急用米穀（給食に必要な米穀）の申請を行い、知事が指定する小売業者等から供給を受ける。

ア 調達数量等の連絡

応急用米穀及び災害救助用米穀の申請は文書によって行い、必要数量及びこれの基礎となる被災者数、応急対策従事者数等の所要事項を連絡する。

イ 受領要領

(ア) 応急用米穀の供給は、知事が指定した届出事業者から受け取る。

(イ) 災害救助法が発令され、知事から災害救助用米穀の交付を受ける場合は、知事が指定した届出事業者から受け取る。

なお、通信、交通等の途絶により、知事に災害救助用米穀の応急配給申請ができない場合は、農林水産省に対し直接申請し、現物の交付を受け取る。

ウ 県への報告

応急用米穀の供給を受けたときは、全体の数量、また災害救助用米穀の引き渡しを受けたときは、当該引き渡しを受けた災害救助用米穀の日別、倉庫別の種類、等級、数量等を県に報告する。

エ 主食の調達先

主食は、災害協定締結相手方から協力を得る。

(2) 副食、調味料等の調達

市長は、副食、調味料等を調達するときは、必要数量を災害協定締結相手方から協力を得る。ただし、次の調達先が被害を受けたとき、あるいは必要数量を確保できない場合は、知事や隣接市町村長に対し、調達のあつせんを要請する。

2 調達、救援食料料の集積場所

調達した食料及び救援食料等の集積場所は、次の場所とし、市長が決定した避難所等へ配送する。

施設名	所在地	電話番号	配当対象区域
富谷市学校給食センター	富谷市富谷坂松田 20-1	022-358-0008	全域

3 供給

保健福祉部は、調達食料等の配分について供給計画を立て、地域住民及び町内会、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て公平に配分する。

(1) 供給対象及び供給基準量

食料の供給対象者及び供給基準量は、次のとおりとする。

供給対象	基準量
ア 炊き出しによる給食を行う必要があると認められる被災者	1人1食あたり 200グラム
イ 災害地における救助作業、急迫した災害の防止及び緊急復旧作業に従事する者	1人1食あたり 300グラム

(2) 供給品目

原則として米穀とするが、応援協定等により、食パン等の供給も行う。

(3) 供給期間及び費用負担

供給対象	供給期間	費用負担
(1) 表のア	災害発生の日から7日以内	市負担
(1) 表のイ	実情に応じ、市長がその都度決定する	市負担

(4) 調達食料及び救援食料の配分方法

ア 配分担当等

(ア) 食料品配分担当は保健福祉部とする。

(イ) 食料品の配分を適正に行うため、必要により町内会、自主防災組織、ボランティアの協力を得て班を編成して行う。

イ 配分要領

(ア) 被災者に対する配分

保健福祉部は、町内会長や避難所管理責任者等から提供を受けた受給者名簿及び供給数量から把握し、一括配分を行う。炊き出しの現場責任者は、数量等を把握し供給を受ける。被災者に供給する際は、受給者名を記録し適切に配分する。

(イ) 供給機関を通じ通常の供給を受けられない者に対する配分

保健福祉部は、受給者名を記録するとともに、町内会長等を通じ配分する。

(ウ) 応急対策従事者に対する配分

保健福祉部は、各応急対策従事者の責任者に対し、所要数量を配分する。

(5) 炊き出しの実施

市は、一時的に食生活を保護する必要のある者に対し、炊き出しを行い、食料を供給する。

ア 炊き出し担当等

(ア) 炊き出しの担当は救護班とし、教育部が協力する。

(イ) 炊き出し現場に現場責任者を配置し、現場の指導及び関係事項の記録にあたらせる。

イ 受給対象者

災害により、一時的に食生活を保護しなければならない場合の受給対象者は、次のとおりとする。

(ア) 避難所に収容された者

(イ) 住家の被害が全半壊（焼）、流失や床上浸水等のため炊事のできない者

(ウ) その他、食料を喪失し、炊き出しの必要が認められる者

(エ) 水道、電気、ガスの障害により対応ができない者

ウ 炊き出しの協力団体及び場所

炊き出しの主な協力団体は次のとおりとし、場所は市が指定する。

【 炊き出しの協力団体 】

協力団体名	連絡担当
町内会	総務部
富谷市婦人防火クラブ連合会	総務部

エ 費用及び期間

炊き出しに必要な費用の範囲、額等は、災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲とする。また炊き出し、その他による食品の給与を実施する期間は、原則として災害発生の日から7日以内とする。

第3 飲料水

水道施設の破損や汚染等により飲料水が得られない被災者に対し、備蓄水等必要最小限の飲料水を供給する。飲料水の供給は給排水班が担当する。

給排水班は、応急給水に必要な量を把握し、給水車等によって、避難場所等で市長が指定する場所に運搬して被災者等に供給する。また、飲料水の確保が困難、または不足するときは、県及び隣接市町村、日本水道協会宮城県支部に対し飲料水の給水要請を行い確保する。

1 飲料水の供給方法等

(1) 給水

給排水班は、速やかに飲料水を確保・供給するため、応急給水に必要な水量の把握を行う。また、富谷市指定給水装置工事業業者及び消防団等の関係団体に対し協力要請を行い、応急給水に必要な人員を確保する。

(2) 飲料水の確保

上水道からの確保が困難な場合は、災害協定に基づき飲料水の提供を受ける。

(3) 給水対象者

給水の対象は、被害を受け、現に飲料水を得ることができない被災者のほか、医療機関、社会福祉施設等に対する供給を確保し、医療業務等に支障のないよう配慮する。

(4) 給水量

災害時における飲料水の確保は、最小1人1日3ℓとするが、復旧状況に応じて順次水量を見直す。

(5) 給水期間

災害発生の日から原則として7日以内の期間とする。ただし、長期にわたる場合は、その都度実情に応じて対処する。

(6) 費用

給水に要する費用の範囲、額等は、災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲とする。

(7) 給水方法

給水が不能になった場合は、市が指定した応急給水場所での拠点給水方式で行うものとし、緊急度合いに応じて、医療機関、避難所、社会福祉施設等を優先して実施する。給水方法は、給水車、給水タンク等の給水資機材により行う。

2 給水資機材の調達等

市が保有する給水資機材は次のとおりで、その他必要な資機材は市内の関係業者等から調達する。不足する場合は、県に調達の斡旋を要請し、日本水道協会宮城県支部等から調達する。

種類 所有者	簡易給水タンク (水量)	給水車 (水量)	連絡先電話番号
富谷市	10基 (1t/1基)	1台 (2t)	上下水道課 022-358-0530

3 給水施設の応急措置

給排水班は、災害により給水施設等に被害を受けた場合は、被害状況を調査し、応急的な復旧工事を実施し、飲料水供給の早期回復を図る。

(1) 応急復旧資機材等の調達

応急復旧資機材等は、市の水道関係業者から調達するが、不足する場合は、県に対し資機材及び技術者の斡旋を要請し、日本水道協会宮城県支部等から調達する。

(2) 応急措置の重点事項は次のとおりとする。

- ア 取水、導水及び浄水施設等の保守点検
- イ 給水可能箇所等の広報
- ウ 有害物質等の混入防止及び汚染が認められた場合の緊急停止措置
- エ その他、井戸水等の消毒

4 住民に対する広報

断水した場合には、応急給水の実施状況（給水方法、給水場所、時間帯、その他必要事項）及び復旧の見通し等について防災行政無線（同報）放送、広報車等により周知する。

5 応援要請

応急給水対策の応援要請は、県及び隣接市町村、日本水道協会宮城県支部に対し行う。

第4 生活関連物資の調達

被害により衣料、生活必需品等の生活関連物資を喪失した被災者に対し、必要があるときは、次により生活関連物資を供給する。物資の調達及び供給は、救護班が担当する。

1 衣料、生活必需品等の給与、貸与

(1) 対象者

住家の全半壊（焼）、流失や床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品等をそう失、またはき損し、日常生活に困難をきたしている者とする。

(2) 品目

- ア 被服、寝具及び身の回り品
- イ 日用品
- ウ 炊事道具及び食器
- エ 光熱材料
- オ 緊急用燃料
- カ その他

(3) 費用

衣料、生活必需品等の給与や貸与に要する費用の範囲、額等は、災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲とする。

(4) 期間

災害発生の日から、原則として10日以内とする。

2 衣料、生活必需品等の調達

(1) 調達担当

調達担当は、保健福祉部とする。

(2) 調達方法

あらかじめ市内関係業者と協議し、必要に応じ調達する。ただし、市内関係業者が被害を受けた場合は、知事や近隣市町村長に対しあつせんを依頼する。

調達先は、災害協定締結相手方とする。

(3) 調達物資の集積場所

調達物資及び義援による物資の集積場所は、次のとおり定める。

施設名	所在地	配当対象区域
防災備蓄拠点施設 (富谷市複合公共施設けやき館)	富谷市富谷狸屋敷 110-4	全域

3 救助物資の配分

(1) 配分担当等

- ア 配分担当は保健福祉部とする。
- イ 救助物資の配分を適切に行うため班を編成する。

(2) 配分方法

- ア 保健福祉部は、衣料、生活必需品等を給与や貸与する必要があると認める被災者を調査し、救助物資配分計画を作成する。
- イ 保健福祉部は、救助物資配分計画により、各地区協力員の協力を得て、被災者に配分し、受領書を徴する。
- ウ 救助物資配分計画は、次の事項を明確にする。
 - (ア) 救助物資を必要とする被災者数（世帯人員ごととする。）
 - (イ) 救助物資の品名、数量
 - (ウ) 救助物資の受払い数量

(3) 配分の際の留意事項

- ア 供給する物資の選定にあたっては、要配慮者、女性や子育て家庭の避難生活、アレルギー対策、避難生活の長期化における栄養バランス等について配慮する。
- イ 協定業者等の協力等を得て避難所ごとにパッケージ化して輸送する等、迅速かつ効率的に物資等を提供する。

第5 義援物資の受入れ及び配分**1 義援物資の受入れ**

- (1) 市は、災害の状況により義援物資の募集が必要と認められる場合は、県及び市社会福祉協議会、日本赤十字社宮城県支部等関係機関と連携しながら、義援物資受入窓口を設置し、義援物資の募集及び受入れを行う。
- (2) 募集は、市のホームページや県及び報道関係機関等の協力を得て、必要な義援物資の品目、数量、送付先及び送付方法等について広報・周知して行う。その際、義援物資が過剰とならないよう留意する。

2 義援物資の配分

- (1) 義援物資の配分にあたっては、県及び市社会福祉協議会、日本赤十字社宮城県支部等関係機関と調整し、速やかにかつ適切に配分する。また義援物資の配送においては、公益社団法人宮城県トラック協会等組織的なネットワークを有する企業・団体等に協力要請を行う。
- (2) 義援物資の集積場所は救助物資等の集積場所と同じとするが、災害の状況を考慮し、市長がその都度決定する。

(3) 義援物資の仕分け、配分場所への搬入、被災者への配分作業等は、被災地区の町内会役員及びボランティア等の協力を得て迅速に行うこととし、必要に応じて、避難所管理責任者などの避難所関係者から協力を得る。

配分にあたっては、町内会長等と連携し、在宅の避難者及び要配慮者への配分について留意する。

第6 燃料の調達・供給

市は、必要に応じて、宮城県石油商業協同組合塩釜支部及び同黒川支部、新みやぎ農業協同組合あさひな地区本部と締結している災害協定に基づき石油燃料の供給を要請するとともに、市内の給油所に対しても供給の要請を行い、石油燃料の調達を図る。

なお、調達した石油燃料は、機能の維持・継続が必要な市役所庁舎や医療機関、避難所等に優先的に供給する。

また、災害応急対策車両への給油も優先的に行うとともに、市外からの応援車両や応急復旧に必要な工事・調査等を実施する車両に対しても、優先給油が行えるよう調整に努める。

燃料類の供給見通し等について、住民に広報するとともに、節度ある給油マナーと省エネ活動を呼びかける。

第20節 防疫・保健衛生活動

被災地、特に避難所においては、生活環境の悪化に伴い、被災者が感染症の病原体に対する抵抗力の低下等の悪条件となるため、市は関係機関と連携し、迅速かつ強力な防疫措置及び予防接種等を実施し、感染症流行の未然防止に万全を期すとともに、被災者の健康状況等に十分配慮し必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた保健衛生活動を実施する。

特に、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施する。

第1 防疫

市及び県は、次の点に留意し、災害防疫活動を実施する。

1 感染症の予防

- (1) 市は、感染症予防のため健康調査・指導を行い、感染症の発生状況の把握に努める。
- (2) 市は、避難所等におけるトイレ等の衛生管理、消毒及び手洗い等感染症発生予防のための指導を行う。
- (3) 市は、必要に応じ、家屋内外の消毒等防疫活動を行い、ねずみ族、昆虫等の駆除を行う。
- (4) 市は、疾病のまん延防止上必要と認めるときは、臨時の予防接種を行う。
- (5) 市は、必要に応じ、県を通じて自衛隊に対し防疫活動の協力を要請する。

2 感染症発生時の対応

- (1) 宮城県仙台保健福祉事務所（塩釜保健所）は、市の協力のもと、疫学調査を実施し、感染拡大の防止に努める。
- (2) 県は、感染症指定医療機関等の収容先を確保し、搬送する。

3 班の編成

市は、トイレ等の消毒や指導などの防疫業務を実施するため、班を編成する。

4 連絡通知等

市は、感染症の発生、または発生するおそれがある事実を知った場合及び防疫を実施する場合は、知事に連絡し、必要な対策及び指示等を受ける。

5 避難所の防疫措置

避難所を開設したとき、市は、宮城県仙台保健福祉事務所（塩釜保健所）の指導を得て防疫活動を実施し、避難者の健康管理を図る。

(1) 防疫に関する協力組織

避難所の施設管理者は、衛生に関する自治組織の編成を指導して、その協力を得て防疫の万全を図る。

(2) 防疫活動の重点事項

- ア 健康診断
- イ 防疫消毒の実施
- ウ 集団給食の衛生管理
- エ 飲料水の管理
- オ その他施設内の衛生管理

6 防疫用資機材等の確保

市は、防疫用薬剤、機材等は市内の関係業者から調達するが、不足する場合は県や隣接市町村に対し調達のあっせんを要請する。

第2 保健対策

1 健康調査、健康相談

(1) 保健指導及び健康相談の実施

市は、看護師、保健師等による健康相談等について、個別訪問や定期的に避難所、応急仮設住宅等を巡回し、被災者の健康状態を調査するとともに、要配慮者等に配慮をしながら、必要に応じて保健指導及び健康相談を実施する。

その際、女性相談員も配置するよう配慮するとともに、住まいや仕事の確保、地域の人間関係づくりのための茶話会や季節行事等とあわせて、総合的な対応を図るよう努める。

(2) 避難所や仮設住宅での配慮

市は、健康相談等について、十分な空調設備の無い避難所や仮設住宅においては、室温の上昇に伴う熱中症の発生が危惧されることから、室温調節やこまめな水分補給の体制等対策に努めるよう指導する。

特に高齢者は、エコノミークラス症候群（深部静脈血栓塞栓症）や生活不活発病になりやすいため、他者とコミュニケーションが図れるよう配慮するとともに、適度に体を動かせる機会を提供する等、心身機能の低下を予防するよう、指導を行う。

(3) 避難所サーベイランスシステムの導入

市及び県は、「避難所サーベイランスシステム」の導入により、感染症の拡大を未然に防止するとともに、避難者の健康状態の把握に努める。

(4) 医療体制の確保

市及び県は、高血圧や糖尿病等慢性疾患患者や、ガンや心筋梗塞等の患者の、医療体制や治療の継続を支援するとともに、必要に応じて食事等栄養指導を実施する。

2 メンタルヘルスケア（精神保健相談）

(1) メンタルヘルスケアの実施

被災地、特に避難所においては、大規模災害の直接体験や生活環境の激変に伴い、被災者及び救護活動、災害対応業務等に従事している者が、精神的不調をきたす場合があり得ることから、市は、精神科医等の協力を得てメンタルヘルスケアを実施する。

(2) メンタルヘルスケアの継続

市は、被災後の復興は長期化し混乱が続くことから、被災者等が生活再建への不安等による精神的不調を引き起こすことが想定されるので、メンタルヘルスケアを長期的に実施する。

3 栄養調査、栄養相談

市は、定期的に避難所、炊き出し現場、特定給食施設等を巡回し、被災者の栄養状態を調査するとともに、必要に応じて栄養指導及び栄養相談を実施する。

また、避難生活の長期化が見込まれる場合、避難所で提供する食事の内容・量や衛生管理の支援、栄養補助食品の提供等、栄養バランス改善のための対応を行う。

4 子どもたちへの健康支援活動

教育委員会や学校長等は、被災児童・生徒、幼児の体と心の健康管理を図るため、災害の規模等に応じ、宮城県仙台保健福祉事務所（塩釜保健所）、宮城県子ども総合センター等の専門機関との連携を図りながら、臨時健康診断、教職員やスクールカウンセラーによるカウンセリング、電話相談等の実施に努める。

第3 食品衛生対策

1 食中毒の未然防止

(1) 県は、必要に応じ食品衛生監視員等を避難所に派遣し、食品の衛生的な取扱い、加熱処理、食用不適な食品の廃棄、器具・容器等の消毒等について指導する。

(2) 県は、食品衛生監視員を食品の流通集積拠点に派遣し、食品の配送等における衛生確保について指導する。

2 食中毒発生時の対応

県は、食品衛生監視員を派遣し、原因施設の調査、食品の検査等を行い、被害の拡大防止に努める。

3 食品衛生に関する広報

市は、宮城県仙台保健福祉事務所（塩釜保健所）と連携を図りながら、災害時の食品衛生に関する広報等を行う。

第 21 節 遺体等の搜索・処理・埋葬

大規模な災害により死者、行方不明者が生じた場合は、市は、防災関係機関の協力を得て、これらの搜索・処理を速やかに行い、民心の安定を図る。

第 1 遺体等の搜索

市は、遺体の搜索及び収容、応急埋葬に関し、防災関係機関と相互に連絡及び協力し次の要領により実施する。（以下、災害救助法が適用された場合に準じた措置とする。）

1 市の対象

(1) 遺体の搜索

行方不明の状態にある者で、周囲の事情により、すでに死亡していると推定されるもの

(2) 遺体の処理、収容

災害により死亡した者で、その遺族等が、混乱期のため洗浄等の処理、一時保存等を行うことができないと認められるもの

(3) 埋葬

災害により死亡した者で、災害のため遺族等による埋葬が困難であると認められるもの

2 実施期間

災害発生の日から原則として 10 日以内の期間で実施する。

3 遺体の搜索要領

遺体の搜索は、搜索班を編成して行う。

(1) 搜索班の編成

遺体の搜索については、警察、自衛隊等により搜索班を編成し、状況に応じ遺体の処理、収容、埋葬を併せて実施する。

なお、遺体の搜索に際しては、遺体の検案等が円滑に行われるよう事前に関係の医療機関と緊密な連絡をとっておく。

(2) 検視活動

警察は、警察官が発見した遺体及び警察に届出があった遺体や変死体について検視を行う。

市は、警察官と緊密な連絡をとり、検視・検案、検案を経ないで死亡届出が出された遺体の数及び警察で検視を実施した遺体の数を把握し、災害による死傷者数を逐次把握する。

(3) 事務処理

災害時において、遺体の搜索を実施した場合は次の事項を明らかにし、台帳を整備しておく。

ア 実施責任者

イ 遺体発見者

ウ 搜索年月日

エ 搜索地域

オ 搜索用資機材の使用状況（借上関係内容を含む）

カ 費用

第2 行方不明者の捜索

1 行方不明者に関する受付窓口の設置

家族等からの行方不明の届出については、生活班に受付窓口を設置し、警察と連携を図りながら、受付等に対処する。なお、受け付ける際には、行方不明者の氏名、住所、年齢、性別、身長、着衣、特徴等を詳細に確認する。

2 行方不明者の捜索

行方不明者の捜索は、災害現場の状況に応じて、警察、自衛隊、各応援機関及び地域団体等が相互に協力して実施する。

3 捜索の期間

捜索の期間は、災害発生の日から原則として10日以内とする。

第3 遺体の処理・収容

1 実施方法

(1) 遺体を発見した場合は、その場所や一時保存場所において、遺体の洗浄、縫合、消毒、検案等を実施し、遺族が明らかである場合は、その旨連絡し、必要な措置をとる。

遺族が明らかでない場合は、一時保存場所に収容する。

(2) 一時保存の際には、必要な棺やドライアイス等を確保し、適切な保存に努める。特に、一時保存場所が避難所と同一の敷地内に設置された場合、避難者の生活に支障をきたさないよう、十分に配慮する。

(3) 市内の被害が大きく、市内の施設のみでの一時遺体の保存が困難な場合や一時保存場所の設置が困難な場合は、周辺市町村に協力要請を行う。また、近隣市町村においても同様の状況である場合、県に協力要請を行う。

2 事務処理

災害時において、遺体の処理、収容を実施した場合は、次の事項を明らかにし、台帳を整備しておく。

- (1) 実施責任者
- (2) 死亡年月日
- (3) 死亡原因
- (4) 遺体発見場所及び日時
- (5) 死亡者及び遺族の住所氏名
- (6) 洗浄等の処理状況
- (7) 一時収容場所及び収容期間
- (8) 費用

第4 遺体の火葬、埋葬

1 実施方法

(1) 埋葬は、おおむね次の場合に実施する。

ア 緊急に避難を要するため、時間的にも労力的にも埋葬を行うことが困難であると認められるとき。

イ 墓地や火葬場が浸水、流失し、個人の力では埋葬を行うことが困難であると認められるとき。

- ウ 埋葬を行うべき遺族がないか、またはいても高齢者、幼年者等で埋葬を行うことが困難であると認められるとき。
- エ 経済的機構の一時的混乱のため、遺族や扶養義務者の資力の有無にかかわらず、棺、骨つぼ等の入手ができないと認められるとき。
- (2) 埋葬の程度は応急仮葬であり、埋葬に必要な物資の支給及び納骨等の役務の提供によって実施する。
- (3) 火葬場は次のとおり定めておく。

【 火 葬 場 】

名称	所在地	管理者	電話番号
黒川地域行政事務組合 黒川浄斎場	大和町吉田字西風 105	黒川地域行政事務組合	022-345-5530

2 事務処理

災害時において、遺体の埋葬を実施する場合は、次の事項を明らかにし、台帳を整備しておく。

- (1) 実施責任者
- (2) 埋葬年月日
- (3) 死亡者の住所、氏名
- (4) 埋葬を行った者の住所、氏名及び死亡者との関係
- (5) 埋葬品等の支給状況
- (6) 費用

3 火葬・埋葬の留意事項

- (1) 身元の判明しない遺骨は、身元が判明し次第遺族に引き渡す。
- (2) 市は、遺体の埋葬に関する被災者からの照会、相談等に対応するため、必要に応じ、一時保存場所や埋葬場所等に相談窓口を設置する。

第5 費用

遺体の搜索、収容及び埋葬に要する費用の範囲、額等は、災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲とする。

第 22 節 廃棄物処理活動

大規模な災害発生時には、建築物の倒壊、流失、火災等によって多量の廃棄物が発生し、また、避難所等におけるし尿の処理需要が発生するほか、廃棄物処理施設や下水道施設の損壊による処理機能の低下が予想される。

このため、市は、廃棄物の収集処理を適切に実施し、地域環境の保全を図る。

第 1 災害廃棄物の処理

- 1 本市が大規模な災害を受けた場合、損壊家屋を始めとする大量の災害廃棄物が発生することから、広域的な処分等迅速かつ環境負荷のできるだけ少ない処分方法の検討に努める。
- 2 市は、災害廃棄物処理にあたって適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努め、復旧・復興計画を考慮に入れつつ計画的に行う。
また、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずる。
- 3 市は、有害物質の漏洩及びアスベストの飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行う。

第 2 し尿処理

1 住民への広報

市は、下水道及びし尿処理施設の被害状況を把握し、必要に応じて、水洗トイレの使用制限について広報を行う。また、仮設トイレをできる限り早期に設置する。

2 仮設トイレの設置

生活班は、大規模な災害により、多数の収容避難者を抱える等の状況となった場合は、災害協定に基づくなど、リース業者等から仮設トイレを調達する。必要量が調達できない場合は、県に要請する。

なお、仮設トイレの設置にあたっては、要配慮者への配慮を行うとともに、男女別の設置、女性や子どもが安全に行ける場所への設置に配慮する。

3 仮設トイレの管理

生活班は、関係業者等と協力し、仮設トイレの管理を行う。

仮設トイレが設置された避難所では、生活班が使用方法を指導する。仮設トイレの清掃・管理は避難所自治組織が行う。

なお、上下水道の復旧に伴い、水洗トイレが使用可能になった場合には、仮設トイレ等を早期に撤去し、避難所の衛生向上を図る。

4 収集・処理の実施

仮設トイレのし尿の収集・処理は、生活班が収集計画を立案し、業者に委託し、黒川地域行政事務組合環境衛生センターにて処理を行う。

【し尿処理施設】

名 称	所在地	電話番号	処理能力
黒川地域行政事務組合 環境衛生センター	大和町鶴巣大平字勝負沢 5-1	022-343-2149	60kℓ/日

5 近隣自治体への応援要請

し尿の収集処理が困難な場合は、県内自治体等へ応援を要請する。

資料編 ・ 資料 9-2 物資・資機材の提供等に関する協定、覚書

第3 ごみの収集処理

大規模災害時には、ごみ処理施設の損壊による処理機能の低下やごみの大量発生による処理施設への短期間大量投入が困難な場合が予想される。

このため、市は、被災各地区ごとに数箇所の仮集積所を定め、ごみの一時的な置場を確保し収集処理する。

1 住民への広報

速やかに仮集積場及び収集日時を定めて住民に広報する。

2 生活ごみの収集

生活ごみの収集は、生活班が収集計画をたて通常の収集と同様に分別収集する。避難所では、避難所自治組織管理のもと、ごみを分別し集積する。

3 災害廃棄物の収集

生活班は被災地の状況を考慮して、緊急処理を必要とする地域からごみの収集・運搬を行う。被害が甚大な場合は、近隣市町村の応援を求めて実施する。

また、アスベスト等の有害な廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）等の規定に従い、適正な処理を進める。

4 第1次処理対策の実施

(1) ごみの一時集積

大規模災害により、ごみ処理量を上回るごみが発生したときは、ごみの一時集積場所を指定し、そこへの運搬を行う。一時集積場では、次の措置を実施する。

ア 可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、家電 4 品目、ガレキ等に分別

イ 定期的な消毒

(2) ごみの搬送方法

ごみの搬送方法については、原則として、以下のとおり行う。

ア 倒壊家屋からの廃物、焼失家屋の焼け残り等については、住民に対し、一時集積場所への直接搬送の協力を要請する。

イ 災害廃棄物は、生活班が一時集積場所から処理施設までじん芥車両により、搬送する。

ウ 生ごみ等腐敗性の高い廃棄物は、被災地における防疫上、特に早急に運搬・処理する。

エ 分別した廃棄物の中からリサイクルの可能なものを選別し、可能な限りリサイクルを行う。

5 第2次処理対策の実施

一時集積場所に集積されたごみは、生活班がごみ処理施設へ運搬し、焼却処理する。第2次処理対策は速やかに完了する。

【ごみ処理施設】

名 称	所在地	電話番号	処理能力
仙台市ごみ処理施設松森工場	仙台市泉区松森字城前135	022-373-5399	600t/日

6 近隣自治体への要請

市は、仙台市ごみ処理施設松森工場において、ごみの処理が困難な場合は、黒川地域行政事務組合及び近隣の市町村に処理を依頼する。

第4 障害物の除去処理

1 住宅関係の障害物の除去

(1) 除去すべき対象

市は、住家及びその周辺に運びこまれた土砂、竹木等の障害物、建物等の倒壊により発生した障害物の除去は、災害救助法に準じて実施する。なお、次の条件に該当するものが災害救助法に定める対象である。

- ア 障害物のため、当面の日常生活が営めない状態にあるもの
- イ 障害物が日常生活に欠くことのできない場所に運びこまれたもの
- ウ 自らの資力をもってしては、障害物の除去ができないもの
- エ 住家が半壊、床上浸水したものであること
- オ 原則として、当該災害により直接被害を受けたもの

(2) 除去の実施

ア 災害救助法適用前

災害救助法の適用前は、機動班が周囲の状況を考慮して、優先度の高い箇所を指定し、建設業者、自衛隊等の協力を得て作業班を編成して実施する。

イ 災害救助法適用後

災害救助法が適用された場合の障害物の除去は、次のとおり実施する。

(ア) 市は、除去対象戸数及び所在を調査し、県知事に報告する。なお、除去を実施する戸数は、半壊及び床上浸水した世帯の15%以内とする。

ただし、障害物除去の対象数は、県知事を経由して厚生労働大臣による承認を求め引き上げることができる。

(イ) 労力、機械等が不足する場合は、県に要請し隣接市町村からの派遣を求める。

また、建設業者に協力を求める。

(ウ) 支出できる費用は、ロープ、スコップ、その他除去のため必要な機械器具等の借上費、輸送費及び人夫費とし、災害救助法の定めによる。

(エ) 実施期間は、災害発生の日から10日以内を原則とする。

(3) 除去作業上の留意事項

除去作業を実施するにあたっては、以下の点について、十分留意して行う。

- ア 他の所有者の敷地内で作業が必要なときは、可能な限り、管理者、所有者の同意を得る。
- イ 除去作業は、緊急やむを得ない場合を除き、再度の輸送や事後の支障の生じないように配慮して行う。
- ウ 障害物の集積場所については、廃棄すべきものと保管すべきものとを明確に区分し、また、収集作業のしやすいよう関係各部各班と協議して、除去作業実施者が決める。

2 河川関係障害物の除去

河川管理者は、災害時における管内河川、排水路等の巡視を行うとともに、橋脚、暗渠流入口及び工事箇所の仮設物等につかえる障害物を除去する。

3 下水道障害物の除去

給排水班は、被災した下水道の調査を行い障害物を除去する。

4 主要道路上の障害物の除去

道路管理者は、災害時における市道及び県道、国道の巡視を行い、道路に障害を及ぼしている障害物を除去する。

障害物の集積場所は、災害発生箇所に近く、交通に支障のない国有地、県有地、市有地を優先的に選定し、使用にあたっては所有者と協議する。やむを得ず民有地を使用する場合は、所有者の承諾を得る。

5 県への要請

市は、市において障害物の除去が困難な場合は、県へ応援を要請する。

第5 死亡動物対策

- 1 動物とは、犬、猫等及び牛、豚等の家畜をさす。
- 2 死亡動物の処理

災害によって死亡した所有者不明の犬猫等は、生活班が収集・処理を行う。

生活班は、死亡獣畜発見の連絡を受けた場合は、農林商工班と協議し処理を行う。収集された死亡獣畜は、定められた方法に基づき処理する。

第6 環境保全対策の推進

市及び県は、建築物等の解体等によるアスベストの飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言する。

第 23 節 社会秩序の維持活動

被災地域においては社会的な混乱や心理的動揺も多分に存在すると考えられるので、社会秩序の維持が重要な課題となる。大規模な災害発生においては、市場流通の停滞等により、食料、生活必需品の物不足が生じ、この際に買い占め、売り惜しみ等が起こるおそれがある。

このため、市は県や関係機関と連携して、被災者の生活再建へ向けて、物価監視等を実施し、さらには流言飛語や犯罪による社会不安、混乱等を防止するため所定の対策を講じる。

第 1 生活必需品の物価監視

- 1 市は、被災地における生活必需品の買い占め、売り惜しみ及び便乗値上げの発生を阻止するため、県と連携を図りながら、生活必需品の価格や出回り状況を監視するとともに、必要に応じ事業者及び関係団体への指導・要請や住民への情報提供を行う。
- 2 市は、近隣市町村及び県と協力して、生活必需品の価格や出回り状況を監視するとともに、必要に応じて近隣市町村を含む地域のスーパーマーケットやコンビニエンスストア、ガソリンスタンド等や関係業界に対し物資の安定供給を要請する。

第 2 警察の活動

- 1 被災地及びその周辺において、大和警察署は治安情報の積極的な発信及び自主防犯組織等と連携したパトロールや生活の安全に関する情報の浸透を行い、速やかな安全確保に努める。
また、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努めるとともに、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び国民に対する適切な情報提供を行う等社会的混乱の抑制に努める。
- 2 県公安委員会は、発生した災害の被害規模に応じて、速やかに警察災害派遣隊の援助要請を行う。
- 3 警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災地方公共団体、業界団体等に必要な働きかけを行う等、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

第 24 節 教育活動

教育委員会は、大規模災害により教育施設等が被災し、または児童生徒等の被災により通常の教育を行うことができない場合は、教育の確保を図るため、関係機関の協力を得ながら教育施設の応急復旧、児童生徒等の応急教育等必要な措置を講じる。

第 1 事前体制

- 1 学校長、園長（以下「校長等」という。）は学校施設等の立地条件等を考慮し、災害時の応急計画を樹立するとともに常に指導の方法等につき明確な計画を立てておく。
- 2 教職員は、常に気象状況等に注意し、災害発生のおそれがある場合は、校長等と協力し応急教育体制に備えて次の事項を守らなければならない。
 - (1) 学校行事、会議、出張等を中止するとともに状況に応じて教育委員会と連絡のうえ臨時休業等適切な措置をとる。
 - (2) 児童生徒等の避難訓練の検討、災害時の事前指導の実施及び事後処理を確認する。
 - (3) 教育委員会、大和警察署、黒川地域行政事務組合消防本部及び保護者への連絡網と連絡方法を確認する。
 - (4) 勤務時間以外においては、校長等は所属職員の所在を確認し、非常招集の方法を定め職員に周知させておく。

第 2 避難措置・児童生徒の安否確認

校長等は、災害が発生した場合や市長が避難勧告等を行った場合等においては、児童生徒の安全の確保を図るため、次の措置を講じる。

1 在校、在園時

(1) 災害発生直後の対応

災害発生後、速やかに安全な避難場所に児童生徒の避難の指示及び誘導を行うとともに、負傷者の有無及び学校施設等の被害状況を把握する。

(2) 安全の確認

災害情報の収集に努め、周辺の安全状況を把握し、避難場所では安全が確保できないと判断される場合、その地域で最も安全な避難場所に移動する。最終的に安全を確認した後、速やかに保護者と連絡をとり、引き渡し等の適切な措置を講じる。

(3) 校内外活動時の対応

遠足等校内外活動時に災害が発生した場合は、引率の担当教職員が適切な指示及び誘導等を行う。

2 登下校園時及び休日等の措置

- (1) 校長等は、登下校園時及び夜間・休日等に災害が発生した場合は、保護者等と連絡をとり、児童生徒の安否確認及び状況を把握する。
- (2) 校長等や教育委員会は、児童生徒の登校前に休校の措置をした場合は、緊急連絡網により、保護者や児童生徒に連絡する。

3 保護者への引渡し

(1) 校園内の児童生徒等への対応

警報発表中等、屋外での危険が想定される場合、児童生徒等を校園内に保護する。その際、迎えに来た保護者も同様に保護する。

(2) 帰宅路の安全確認

被災状況が不明で帰宅路の安全が確認できない場合についても、校園内に保護し、安全が確実なものとは判断でき、かつ保護者と連絡がついた場合のみ、引渡し等の措置を行う。

(3) 保護者と連絡がつかない場合の対応

保護者と連絡がつかない場合や保護者がおらず引渡が不可能な場合についても同様に校園内保護を行う。

第3 休校・休園措置

- 1 校長等は大規模災害が発生し、または発生が予想される場合で児童生徒の安全確保が困難なときは、必要に応じ臨時休校・休園、授業打ち切り、避難等の措置を講ずる。
- 2 校長等は、臨時休校・休園措置を登校前に決定したときは、緊急連絡網により児童生徒にその旨周知し、授業打ち切りや避難等を行う場合は、児童生徒を安全に帰宅させる等必要な措置を講ずる。

第4 学校施設等の確保

教育委員会は、学校施設等の安全点検を行い、市長と協議し、次の措置により学校施設等を確保する。なお、学校施設等の点検にあたっては、事前に点検マニュアルを作成し、対応する。

1 応急修理が可能な被害の場合

学校運営及び安全管理上緊急に修理を要する箇所について応急修理や補強を行い、学校施設等を確保する。

2 施設の全部・一部がその用途に供し得ない場合

被害の程度やその状況に応じて次の措置を講ずる。

- (1) 体育館等教室以外の施設を転用する。
- (2) 被災学校周辺の余裕のある学校に応急収容する。
- (3) 富谷スポーツセンターや富谷武道館、公民館等に応急収容する。
- (4) 仮校舎を建設する。

3 学校施設等の代替施設

市長は、学校施設等の代替施設について各施設の被災状況を確認し、必要に応じ、教育委員会及び校長等と協議し決定する。また、適切な代替施設の確保が困難な場合や状況に応じて仮設校舎を建設する。

第5 応急の教育方法

教育委員会は、次の措置を講じ、応急教育を実施する。なお、応急教育の実施にあたっては、事前に運営マニュアルを作成し、対応する。

1 授業

施設や教職員が不足する場合は、応急的に短縮授業、分散授業、二部授業等を行う。

2 教職員の確保

県教育委員会と協議して必要な教職員の確保に努める。

第6 心身の健康管理

教育委員会は、県にスクールカウンセラーの派遣要請や、職員及び教職員を心のケアに関する研修会に参加させる等により、被災した児童生徒及び教職員の心のケアに努める。

また、教育委員会及び校長等は、必要に応じて、臨時の健康診断を実施する等して、被災した児童生徒の健康管理に努める。

第7 学用品等の給与と調達

1 給与

市は、児童・生徒が学用品を喪失、またはき損し就学上支障があると認めるときは、次により学用品を給与する。

(1) 給与対象者

災害により住家が全壊（焼）、半壊（焼）、流失、床上浸水の被害を受け、学用品を喪失、またはき損し、就学に支障をきたした小・中学校の児童・生徒とする。

(2) 学用品の種類等

ア 教科書及び教科書以外の教材で必要と認める物

イ 文房具及び通学用品で、災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲で必要と認める物

(3) 給与の方法

ア 教育委員会は、速やかに給与対象者数を調査把握し、校長等を通じ対象者に配付する。

イ 教科書及び教科書以外の教材については災害発生の日から1か月以内、文房具及び通学用品については15日以内に支給完了するよう努める。

ウ 校長等は、配付計画を作成し、配付後、保護者の受領書を徴する。

2 調達

教育委員会は、給与対象者の調査に基づき、必要な学用品の品目等を決定し、次により調達する。

(1) 教科書の調達

教科書は、教科書取次店や教科書供給所から調達する。

(2) 教科書以外の教材、文房具及び通学用品の調達

教科書以外の教材、文房具及び通学用品は、くろかわ商工会富谷事務所に調達を依頼する。

(3) 上記による調達が困難な場合には、市と教育委員会で調達方法を協議する。

第8 学校給食対策

1 校長等及び教育委員会は、学校給食の正常な運営を図るため、応急復旧を要する施設、設備等について、市長と協議し、速やかに復旧措置を講ずる。

2 学校給食用物資は、財団法人宮城県学校給食会（電話 022-257-2324）及び関係業者の協力を得て確保するとともにその他必要な措置を依頼する。

3 感染症等の発生予防など、衛生管理の徹底を図る。

第9 通学手段の確保

教育委員会は、災害により通学が困難となった児童生徒の通学手段の確保に努める。

第10 学校等教育施設が地域の避難所等になった場合の措置

避難所となった施設の管理者及び施設を所管する教育委員会や市は、避難所の運営が円滑に行われるよう努めるとともに、教育活動が速やかに正常化できるよう次の措置を講ずる。

- 1 避難所に管理責任者を置き、当該施設の管理者及び施設を所管する教育委員会と十分協議しながらその運営にあたる。
- 2 避難所運営は、市、学校、町内会の三者が連携し運営する。なお教職員は、児童生徒の安全確保、安否確認、教育活動の早期正常化等に支障がない範囲で避難所運営に取り組む。
- 3 当該施設の管理者及び施設を所管する教育委員会は、避難所の運営に協力するとともに、教育活動等の早期正常化を図るため、避難所として利用している施設の範囲等について、市、県教育委員会等との間で適宜、必要な協議を行う。

第11 災害応急対策への生徒の協力

学校長（幼稚園は含めない）は、学校施設、設備等の応急復旧作業や地域と連携しながらの避難所運営、救済活動・応急復旧作業等に参加を希望する生徒に対して、教職員の指導のもとに参加できるよう検討する。

第12 社会教育施設等の応急対策

1 社会教育施設及び社会体育施設の応急対策

教育委員会は、被災した社会教育施設及び社会体育施設を応急の教育が実施できるよう速やかに応急修理を行う。

2 文化財対策

教育委員会は、被災文化財が文化財としての価値を損なわないよう、県教育委員会と連絡を密にし、所有者や管理責任者、管理団体に対する指導等必要な措置を講ずる。

第25節 保育活動

市は、大規模災害により保育施設が被災し、通常の保育を行うことができない場合は、保育の確保を図るため、関係機関の協力を得ながら保育施設の応急復旧、乳幼児の保育対策等必要な措置を講じる。

第1 事前体制

- 1 保育所長及び園長等（以下「所長等」という。）は保育施設の立地条件等を考慮し、災害時の避難計画等を作成するよう努める。
- 2 所長等は、常に気象状況等に注意し、災害発生のおそれがある場合は、応急保育体制に備えて次の事項を守らなければならない。
 - （1）行事、会議、出張等を中止するとともに状況に応じて臨時休所等適切な措置をとる。
 - （2）乳幼児の避難を検討する。
 - （3）市、大和警察署、黒川地域行政事務組合消防本部及び保護者への連絡網と連絡方法を確認する。

第2 避難措置・乳幼児の安否確認

所長等は、災害が発生した場合や市長が避難勧告等を行った場合等においては、乳幼児等の安全の確保を図るため、次の措置を講じる。

1 在所、在園時

（1）災害発生直後の対応

災害発生後、速やかに安全な一時避難場所に乳幼児の避難の指示及び誘導を行うとともに、負傷者の有無及び保育施設の被害状況を把握する。

（2）安全の確認

災害情報の収集に努め、周辺の安全状況を把握し、一時避難場所では安全が確保できないと判断される場合、その地域で最も安全な避難場所に移動する。最終的に安全を確認した後、速やかに保護者と連絡をとり、引き渡し等の適切な措置を講じる。

（3）所園外活動時の対応

遠足等所園外活動時に災害が発生した場合は、引率の担当職員が適切な指示及び誘導等を行う。

2 保護者への引渡し

（1）所園内の乳幼児への対応

警報発表時等、屋外での危険が想定される場合、乳幼児を所園内に保護する。
その際、迎えに来た保護者も同様に保護する。

（2）帰宅路の安全確認

被災状況が不明で帰宅路の安全が確認できない場合についても、所園内に保護し、安全が確実なもの判断でき、かつ保護者と連絡がついた場合のみ、引渡し等の措置を行う。

（3）保護者と連絡がつかない場合の対応

保護者と連絡がつかない場合や保護者がおらず引渡しが不可能な場合についても同様に所園内保護を行う。

第3 保育施設の応急措置

所長等は、所管する保育施設が被災したときは、速やかに被害状況を調査し、被害の拡大防止のための応急措置を講じるとともに、被害の状況を報告する。

第4 臨時休所・休園

所長等は、被災の状況により保育が実施できないと判断したときは、速やかに臨時休所・休園の措置をとる。通常の保育が困難な場合は、応急保育等を行う場所として、他の公共施設等の利用を検討する。

第5 心身の健康管理

市は、被災した乳幼児及び職員の心のケアに努める。

また、臨時の健康診断を実施するなど、被災した乳幼児の健康管理に努める。

第 26 節 防災資機材及び人材の確保

大規模な災害時において、速やかな応急対策を実施するため、防災資機材、応急対策のために必要な労働者及び技術者等の調達・確保及び緊急使用等が必要になることが考えられる。

このため市は、他の市町村や県及び防災関係機関と相互に連携し、発災時に円滑な緊急調達等の措置が図られるよう万全を期す。

また、災害協定を締結しているくろかわ商工会や公益社団法人富谷市シルバー人材センター、市内民間企業等へ、資機材や人材の提供について要請する。

第 1 緊急使用のための調達

- 1 市は、市で保有している資機材のほか、必要に応じて不足する資機材等を災害協定を締結している団体、民間企業より調達する。
また、市内の業者及び隣接市町村の業者、応援協定を締結している市町村から緊急調達し、応急対策を実施する町内会等に提供する。
- 2 市は、防災関係機関と、防災活動、救助活動に必要な防災資機材等の調達について、相互に連携を図るとともに、必要に応じ民間業者等に対し協力要請を行い調達する。
- 3 自主防災組織は、自主防災活動等に必要な防災資機材の調達について、市へ要請する。

資料編 ・資料 9-1 相互応援協定
・資料 9-2 物資・資機材の提供等に関する協定、覚書

第 2 人材の確保

- 1 災害協定を締結しているくろかわ商工会や公益社団法人富谷市シルバー人材センター等へ要請する。
- 2 公共職業安定所を通じて必要な人材を募集し雇用する。
- 3 ボランティア活動の協力を申し入れる団体等の協力を得る。

第 3 応援要請による技術者等の動員

市は、自ら技術者等の確保が困難なときは次により、他機関等に対し、必要な技術者等の応援派遣を要請し、確保する。

1 指定公共機関・指定地方行政機関の長に対する職員派遣要請

指定公共機関や指定地方行政機関に対し職員の派遣要請をする場合は、次の事項を記載した文書で要請を行う。

- (1) 派遣を要請する理由
- (2) 派遣を要請する職員の職種別人員数
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) その他職員の派遣について必要な事項

2 知事に対する職員のあっせん要求

知事に対して指定行政機関、指定地方行政機関、他の都道府県や市町村の職員派遣のあっせんに要求する場合は、次の事項を記載した文書で要求する。

- (1) 派遣のあっせんを求める理由
- (2) 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与、その他の勤務条件
- (5) その他職員の派遣あっせんについて必要な事項

第4 従事命令等による応急措置の業務

災害応急対策を緊急に行う必要があり、また災害対策基本法第71条第2項の規定により、知事の権限の一部が市長に委任された場合、市長は、従事命令等による応急業務を行う。

1 従事命令

応急措置を実施するため従事命令を出すことができる関係者の範囲は次のとおりである。

- (1) 医師、歯科医師、薬剤師
- (2) 保健師、助産師、看護師
- (3) 土木技術者、建築技術者
- (4) 大工、左官、とび職
- (5) 土木業者、建築業者、これらの者の従事者
- (6) 自動車運送業者、その従事者

2 協力命令

応急措置を実施すべき場所の近隣の者をその業務に協力させることができる。

3 保管命令等

救助のため管理、使用、収用できるもの、また、保管させることができるものは次のとおりである。

- (1) 応急措置を実施するため特に必要と認める施設、土地、家屋、物資で、知事が管理・使用し、収用することが適当と認めるもの。
- (2) 応急措置を実施するため特に必要と認める物資で、知事はその所有者に保管させることが適当と認められるもの。

4 保管命令対象者

病院、診療所、旅館その他政令で定める施設を管理し、土地、家屋、物資を使用し、物資の生産、集荷、販売、保管、輸送を業とする者。

第5 労働力の配分

- 1 各応急対策の実施担当責任者（災対各部長）は、労働力を確保する必要がある場合は、労働の目的、所要人員、期間、集合場所及びその他必要な事項を明らかにし、災対総務部長に労働力の供給要請を行う。
- 2 災対総務部長は、労働力供給の円滑な運営を図るため、災害発生後早期に民間団体等に対し労働力の確保依頼を行う。各災害対策部長から要請があったときは、直ちに確保措置をとり、迅速かつ的確な配分に努める。

第 27 節 公共土木施設等の応急復旧

道路、河川、その他の公共土木施設は、住民の日常生活及び社会・経済活動はもとより、大規模な災害発生時の応急対策活動において重要な役割を果たすものである。

このため、市及び関係機関は応急体制を整備し、相互に連携を図りつつ迅速な対応を図る。

第 1 道路施設

1 緊急点検

道路管理者は、災害発生直後にパトロール等により緊急点検を実施し、被災状況を把握する。また、維持管理委託業者等を指揮して情報の収集に努める。

さらに、避難所へのアクセス道路等について、啓開・除雪等の必要な措置を講じる。

2 交通の確保及び緊急輸送体制の確保

道路管理者は、道路が災害を受けた場合、障害物の除去、応急復旧工事に着手し、交通の確保に努める。

また、緊急輸送車両、緊急自動車の通行が必要なときは、緊急輸送道路ネットワーク計画に基づく緊急輸送道路を優先して交通の確保に努める。

3 二次災害の防止対策

道路管理者は、災害発生後、現地点検調査により、道路施設等の被害が拡大することが予想される場合は、所要の応急措置を講じるとともに、交通規制や施設使用の制限を行い、二次災害の防止に努める。

4 対策情報の共有化

通行止めや迂回路の設置、地盤沈下による冠水対策等には、関係機関との情報の共有化に努める。

第 2 河川管理施設

1 緊急点検

河川管理者は、災害発生直後にパトロール等により緊急点検を実施し、被災状況等を把握する。

2 二次災害の防止対策

河川管理者は、施設が被災し、浸水被害の発生や拡大により二次被害が発生するおそれが生じた箇所については、緊急に応急復旧工事を実施し、被災施設については、速やかに施設の災害復旧工事を実施する。

第 3 砂防・地すべり・治山関係施設

市及び県は、災害発生後に関係機関等の協力を得て、砂防施設等の点検を実施し、破壊・損傷等の被災箇所の発見に努め、早急に必要な対策を実施し、被害の拡大防止を図るとともに、二次災害の防止に努める。

第4 廃棄物処理施設

- 1 市は、一般廃棄物処理施設に被害が生じた場合は、速やかに応急復旧を行うとともに、二次災害の防止に努める。
- 2 市及び県は、災害廃棄物の広域処理を含めた処理処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の円滑かつ適正な処理を行う。
- 3 災害廃棄物処理にあたっては、適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努める。
- 4 災害廃棄物処理にあたっては、復旧・復興計画を考慮に入れつつ計画的に行う。環境汚染の未然防止や住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずる。

第5 被災建築物、被災宅地に関する応急危険度判定等の実施

市は、被災建築物に係る応急危険度判定及び被災宅地の危険度判定の円滑な実施のため、県との連絡体制に努める。

- 1 被災建物の応急危険度判定は市が行う。
- 2 市は、判定実施要否の判断、判定実施区域、判定実施順位等の検討・決定、判定実施計画の策定、地元判定士等の参集、受付及び名簿の作成、判定コーディネーターの配置等を行い、県は支援実施計画を作成する。

なお、判定の実施にあたっては、避難所に指定されている公共建築物について優先的に実施し、次いで住宅等の建築物について判定を行い、危険性が高い建築物については避難を促す。

- 3 被災宅地の危険度判定業務は、市災害対策本部が実施し、県は必要な支援を行う。

第 28 節 ライフライン施設等の応急復旧

大規模災害により上下水道・電気・ガス・通信サービス等のライフライン施設が被害を受けた場合、日常生活や経済活動の場である都市機能が著しく低下し、住民の生命、身体財産が危険にさらされることとなることから、ライフライン被害の影響は最小限に食い止めることが重要である。

このため、災害時においては、災害発生後直ちに、専門技術をもつ人材等を活用して、それぞれの所管する施設、設備の緊急点検を実施するとともに、被害状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害の防止、被災者の生活確保を最優先に、必要な要員及び資機材を確保するとともに、防災関係機関及びライフライン事業者は相互に緊密な連携を図りながら機動力を発揮して迅速な応急復旧活動に努め、必要に応じ、広域的な応援体制をとるよう努める。

また、市は、情報収集で得た航空写真・画像等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者の要望に応じて、情報提供に努める。

第 1 水道施設

- 1 給排水班は、災害発生後速やかに施設の被害状況を調査し、被害があれば直ちに被害の拡大防止を図るとともに、応急復旧活動を迅速に行う。復旧にあたっては、基幹施設及び医療機関、避難所等の重要施設に配水する管路について優先的に復旧する。
- 2 給排水班は、被災により水道施設から給水を受けられない住民に対して、仮設給水栓による給水や給水車等による応急給水を行う。
また仮設給水場の周辺住民は水道事業者等の給水活動の支援に努める。
- 3 給排水班は、応急給水場所、時間、復旧の見通し等について広報し、防災行政無線、メール、SNS、テレビ、ラジオ等を通じて住民に周知する。
- 4 応急復旧活動に必要な資機材、技術者等が不足する場合は県に要請する。また必要に応じ日本水道協会宮城県支部「災害時相互応援計画」に基づいて応援要請を行う。

第 2 下水道施設

給排水班は、災害発生後速やかに施設の被害状況を調査し、下水道施設が被災したときは、重大な機能障害、二次災害の危険性を取り除くための措置を講ずる。なお、市は、必要に応じ、流域下水道管理者が実施する対策等に協力する。

1 情報の収集、被害規模の把握

給排水班は、被害状況を早期にしかも的確に把握する必要から、下水道施設台帳等を活用し、被害状況の的確な把握に努める。

2 応急対策

(1) 管渠

ア 管渠、マンホール内部の土砂の浚渫、止水バンドによる止水、可搬ポンプ等による緊急排水、仮水路、仮管渠等の設置を行い、排水機能の回復を図る。

イ 工事施工中の箇所においては、被害を最小限にとどめるよう指揮監督し、必要な措置をとる。

(2) 仮設トイレの確保

上水道施設及び下水道施設の復旧までの間、トイレが使用できないため、各避難施設に仮設トイレを設置する。仮設トイレはリース業者より調達する。

3 被害箇所の応急復旧

市内排水設備等工事指定業者と連絡を取り合い、応急的な復旧を早急に進める。

4 資材等の調達

応急資材等は、次の排水設備等工事指定店から調達するが、必要と認めるときは、知事に対し資材及び技術者のあっせんを要請する。

5 広報活動

終末処理場が被災により機能不全に陥った場合、未処理か不十分のままに処理水が放流されることになる。このため、給排水班は、広報を行い利用者に節水による下水使用の抑制を呼びかけ、処理場周辺の環境汚染を防止する。

第3 電力施設**1 停電時における連絡**

(1) 市は、災害時において停電や電力施設の被害を知った場合は、直ちに東北電力（株）仙台北電力センターに連絡し、対策を協議する。

(2) 停電や電力施設に被害があることを知った者は、速やかに東北電力（株）や市役所に連絡する。

2 東北電力（株）仙台北電力センターの活動

(1) 要員の確保

供給区域内において、災害が発生した場合、復旧要員を非常呼集する。

(2) 店所間応援の要請及び派遣

被害が甚大で当該店所のみでは早期復旧が困難である場合は、他店所に応援を要請する。

(3) 広報活動

災害発生が予想される場合や災害が発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況について広報活動を行う。また、公衆感電事故、電気火災を防止するための広報活動を行う。

広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。

(4) 復旧資材の確保

ア 調達

対策組織の長は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は、次のいずれかの方法により速やかに確保する。

(ア) 現地調達

(イ) 対策組織相互の流用

(ウ) 他電力からの融通

イ 輸送

災害対策用資機材の輸送は、あらかじめ要請した請負会社の車両等により行う。

ウ 復旧資材置場の確保

災害時において、復旧資材置場及び仮設用用地が緊急的に必要となった場合は、協定に基づき、富谷市災害対策本部に協力を要請する。

(5) 危険予防措置

電力需要の実態を考慮し、災害時においても原則として供給を継続するが、警察署、消防機関等から要請があった場合等には、対策組織の長は送電停止等、適切な危険予防措置を講じる。

(6) 応急工事

ア 応急工事の基本方針

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連や情勢の緊急度を勘案し、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速、かつ、適切に実施する。

イ 応急工事の実施

震災時における具体的応急工事については、車両等の機動力を活用し、応急復旧用資材、移動用機器、流用可能機器、貯蔵品等を用いて応急復旧措置を迅速に行う。

ウ 災害時における安全衛生

作業は、通常作業に比し悪条件のもとで行われるので、安全衛生については十分配慮して実施する。

第4 液化石油ガス施設

1 ガス施設の応急措置等

市は、災害のため炊事用の燃料が欠乏し、日常生活に支障を来した住民に対し、必要と認める場合は、燃料供給のあっせんを行う。

2 販売事業者

液化石油ガス販売事業者は、大規模な災害の発生時には、被災した家屋等において、液化石油ガス施設による災害が発生しないように、次の対策を講じる。

(1) 応急措置と応援要請

直ちに緊急資機材の完備を確認し、次いで情報の収集（電話等）を開始する。被害状況を把握後、被災した供給先に急行して必要な措置をとり、二次災害を食い止めるとともに、緊急時連絡体制に基づき、一般社団法人宮城県L P ガス協会の各協議会（協議会長または事務局）及び宮城県L P ガス保安センター協同組合各支所に連絡する。

(2) 緊急点検

供給全戸を訪問し、作動した各安全器の復帰を含めた、各設備（特に埋設管や地下ピット）の緊急点検等を実施する。その際、被害の状況（配管の破損、ガス漏れ、容器の転倒、接続部のはずれの有無等）の把握に努める。結果は一般社団法人宮城県L P ガス協会の各協議会（協議会長または事務局）及び宮城県L P ガス保安センター協同組合各支所に連絡する。

(3) 応援体制

直接被災しなかった場合は、供給先の多くが被災した他の液化石油ガス販売事業者について情報を一般社団法人宮城県L P ガス協会の各協議会（協議会長または事務局）及び宮城県L P ガス保安センター協同組合各支所から入手し、応援に急行する。

(4) 情報提供

被災の概況、復旧の現況と見通し等について、一般社団法人宮城県L P ガス協会の各協議会（協議会長または事務局）及び宮城県L P ガス保安センター協同組合各支所に適宜、情報の提供を行う。

3 一般社団法人宮城県LPガス協会

一般社団法人宮城県LPガス協会は、各支部及び宮城県LPガス保安センター協同組合各支所間との必要な連絡調整を行うとともに、機能が有効に稼働するよう体制の充実強化に努めるとともに、必要な対策を講じる。

4 県

県は、上記販売事業者及び、一般社団法人宮城県LPガス協会が実施する対策に関して適宜情報を収集し、関係機関の調整を図ることによって、二次災害の防止と被災状態の復旧について支援する。

5 関東東北産業保安監督部東北支部等

関東東北産業保安監督部東北支部及び県は、災害発生の防止や公共の安全の維持のため必要があると認めるときは、液化石油ガス販売事業者に対し必要な命令、禁止、その他必要な措置をとる。

第5 都市ガス施設

1 都市ガス事業者

都市ガス事業者は、災害発生時には、被災した家屋等において、都市ガス施設による災害が発生しないように、次の対策を講じる。

(1) 製造所の緊急点検と復旧対策

速やかに製造所の緊急点検及び被災部分の応急措置を行うとともに、被害の状況により必要と判断される場合には、製造所の設備を緊急停止させ、二次災害の防止を図る。

被災部分の復旧が済み次第、安全性を確認の上、ガスの製造を再開する。

(2) 各施設の緊急点検と復旧対策

速やかに情報の収集にあたり、必要な資機材の準備を行う。

被害状況を確認後、被災した地区に急行して必要な措置をとることによって、二次災害を食い止める。

施設や住居、道路等の被害状況や、施設の点検結果によっては、ガスの供給を地域的に遮断し、安全を確保した地区から、速やかにガスの供給を開始する。

なお、供給停止地域における復旧はおおむね以下の手順で行う。

ア 供給停止地域の閉栓

イ 供給停止地域の復旧ブロックの確立

ウ 復旧ブロック内の漏洩検査

エ 本支管、供給管漏洩箇所修理

オ 内管検査及び修理（家屋の倒壊等により供給再開が困難な場合、供給管を切断し遮断する。）

カ 開栓

(3) 応援体制

災害の規模に応じて、「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」（日本ガス協会）に基づき、日本ガス協会への応援要請の措置をとる。

(4) 広報の実施

被災の概況、復旧の現状と見通し等について、関係機関に適宜、情報の提供を行う。

利用者に対しては、広報車等により、ガス栓の閉止とガスの安全使用の周知徹底を行う。

2 県

上記の各内容に関して適宜情報を収集し、国の指示のもと、関係機関（特に、一般社団法人宮城県LPガス協会）との調整を図ることによって、二次災害の阻止と被災状況の復旧（カセットコンロの確保、液化石油ガスの提供等）について支援する。

3 関東東北産業保安監督部東北支部

災害の発生の防止や公共の安全の維持のため必要があると認めるときは、ガス事業者に対し必要な命令、禁止その他措置をとる。

第6 電信・電話施設

電気通信事業者は、被害状況等を勘案し、次のとおり対処する。

1 応急対策の内容

通信設備の被害が発生した場合は、最小限の通信の確保を行うため、次の各号の措置をとる。

- (1) 非常用可搬型交換装置の出動
- (2) 衛星通信装置、可搬型無線装置等の出動
- (3) 移動電源車の出動
- (4) 応急ケーブルによる措置

2 応急措置

通信設備に被害が発生した場合は、次の各号の措置をとる。

(1) 最小限の通信の確保

広範囲な家屋の倒壊、焼失等によって通信が途絶するような最悪の場合でも、最小限度の通信ができるよう努める。

(2) 特設公衆電話の設置

ア 市指定の避難所等に、必要に応じて特設公衆電話を設置する。

イ 孤立化する地域をなくすため、地域ごとに特設公衆電話を設置する。

ウ 広域停電が発生している場合は、公衆電話の無料化を行う。

(3) 回線の応急復旧

電気通信設備の被災に対処するため、回線の応急復旧作業を迅速に実施するが、通信が異常にふくそうした場合は、次の措置を講じる。

ア 設備の状況を監視しつつトラヒックコントロールを行い、状況に応じて必要な範囲及び時間において回線規制を行うほか、102番により「非常扱い通話」、「緊急扱い通話」の申込みを受けた場合は、他のオペレータ扱い通話より優先的に接続を行い、重要通信を確保する。

イ 被害者の安否等関心の高い情報の伝言蓄積・取り出し可能な災害用伝言ダイヤル（171）・災害用伝言板（web171）を提供し、ふくそうの緩和を図る。

ウ 被災地に指定する地域及び期間において、り災者が発信するり災状況の通報や救護を求める115番により「非常扱い電報」「緊急扱い電報」として他の電報に先立って伝送及び配達を行う。

第 29 節 農林業の応急対策

風水害等により、農業生産基盤、林道・治山施設等の施設被害のほか、飼料の不入荷による家畜等の被害、燃料、電気の途絶による施設園芸等のハウスや作物被害といった間接的な被害が予想される。

このため市は、県及び関係機関等と相互に連携を保ちながら、被害を最小限に食い止めるため、的確な対応を行う。

第 1 農業用施設

市は、農地、農業用施設に係る二次災害を未然に防止するため、安全性の点検、応急復旧を実施するとともに、必要に応じ管理施設・機器等の緊急整備を行う。

災害が発生した場合、市は、災害による農業用施設の被害について関係機関・団体の協力を得て速やかに調査し、応急復旧を行うとともに、宮城県仙台地方振興事務所に報告する。

- 1 二次災害による被害の拡大を防ぐため、災害発生直後における十分な施設の点検・現地調査を行い、被害状況を把握する。
- 2 風水害等により農地・農業施設が被災した場合、被害の拡大を防止するための措置と緊急災害復旧工事を実施する。
特に、災害応急対策上の拠点施設等重要な施設については、速やかな応急復旧を行う。
- 3 二次災害の防止のための施設等の使用規制については、関係機関と密接な連絡をとり実施する。
- 4 農道を緊急輸送車両等の通行に使用する場合は、関係機関と協議して交通の確保に努める。
- 5 幹線農道は、避難路の延焼遮断帯ともなるので、早急に被害状況を把握し、応急復旧等を行う。

第 2 林道

市は、林道、林地に係る二次災害を未然に防止するため、安全性の点検、応急復旧を実施する。

災害が発生した場合は、市は、災害による林道の被害について関係機関・団体、協定を締結している事業所の協力を得て速やかに調査し、応急復旧を行うとともに、宮城県仙台地方振興事務所に報告する。

- 1 二次災害による被害の拡大を防ぐため、災害発生直後における十分な施設等の点検・現地調査を行い、被害状況を把握する。
- 2 林道、林地が被災した場合、被災施設等の重要度を勘案し、早急に応急復旧等の工事を実施する。
- 3 円滑な救援活動の実施や日常生活を確保するため、迂回路として重要な役割を果たす林道整備のほか、防災機能を発揮する付帯設備の整備に努めるとともに、相互に連携を図る。

第3 農業

1 活動体制

農業に関する災害対策の総合的かつ一元的体制を確立し、農業等生産の安定を期すため、必要に応じ、市に「農林業災害対策本部」を設置し、関係機関と緊密に連携しながら災害対策を講じる。

災害が発生した場合、市は、災害による農業被害について関係機関・団体の協力を得て速やかに調査し、応急復旧を行うとともに、宮城県仙台地方振興事務所に報告する。

2 湛水対策

地盤沈下等により湛水状態となった農地については、排水ポンプの配備等により速やかに排水に努める。

3 営農用資機材の確保

(1) 営農機材

市は、必要に応じ新みやぎ農業協同組合あさひな地区本部及び生産集団等が保有する農業機械について相互調整し、確保・購入あっせんを行う。

(2) 営農等資材

ア 市は、稲・麦・大豆種子については、播種可能な期間中に直ちに対応できるよう必要量の確保・供給に関し、安定供給のための対策を講じる。

イ 市は、肥料農薬、野菜種子、飼料等について、必要に応じ確保、あっせん等の対策を講じる。

4 応急技術対策

市は、必要な営農資機材の確保を図るとともに、宮城県仙台地方振興事務所の指導を得て、新みやぎ農業協同組合あさひな地区本部等関係団体を通じ、次の技術指導及び援助を行う。

(1) 農作物

ア 共通事項

(ア) 再播種等の実施

播種等可能な期間中に災害が発生した場合は、直ちに再播種か再定植を行う。

(イ) 作付転換の実施

生育時期により作付転換を要する程度の被害を受けた場合は、適時適切な作物に転作をする。

イ 水稻

(ア) 水害

a 大雨に備え、排水路の整備（ごみの除去や草刈り）や排水機場の稼働体制を整える。

b 冠水田では早期排水により、できるだけ早く葉の一部を水面から出すようにする。

c 台風通過後には、用水路や排水路にごみがつまり水の流れが悪くなっているところがあるので、巡回を徹底し排水改善に努める。

(イ) 干ばつ

用水不足時は、地域ごとに用水計画をたて、栽培管理にあたっては、生育に応じた節水栽培を行う。

(ウ) 凍霜害

育苗期間の降霜情報に注意し、保温のための対策を行う。

ウ 畑作物

(ア) 水害

- a 速やかに排水を図る。冠水した場合は、乾かないうちに動噴等を利用して、清水で茎葉の泥を洗い流す。また、軽く中耕して、土壌への通気を図り、生育回復を図るため速効性肥料を追肥する。
- b 退水後、病虫害防除のため、薬剤散布を行う。
- c 回復不可能な場合は、速やかに転作する。

(イ) 干ばつ

- a マルチ、敷ワラ等を行う。灌水できる場所は畦間に灌水する。

(ウ) 凍霜害

- a 不織布、ビニール、保温マット等の資材で被覆し保温する。
- b 強い降霜があった場合は、すぐに日光に当てずに、遮光して徐々に融凍する。また、露地では散水してとがす。
- c 果菜類等で側枝発生を図ることで、回復が見込まれる場合は、速効性肥料を施用する。
- d 回復する見込みのない場合は、再播種や転作する。

(エ) 雨害

麦類は適期刈り取りと乾燥法の改善、早期収穫に努める。

(オ) 雪害（麦類）

融雪の促進を図り、融雪水の排水、速効性肥料の施用及び薬剤散布を行う。

エ 果樹

(ア) 水害

- a 倒れた樹は、速やかに起し、支柱で支え回復を促進する。
- b 浸水、灌水している果樹園では、排水に努め薬剤散布を行う。

(イ) 干ばつ

- a 草生園は草刈りを行い、敷草による水分の蒸散防止及び灌水に努める。清耕園は除草をかね浅い中耕を行い敷草をする。
- b 晴天が続くときは薬害がやすくなるので、農薬の種類、濃度に注意する。

(ウ) 霜害

- a 自園における気温観測を降霜通報時に実行する。
- b 燃料器具資材である燃焼器、重油等を十分準備する。
- c 被害後は、人工授粉を励行する。種類によっては着果量が少ないと徒長枝が出やすくなるから、早期の芽かき、整枝に注意する。

(2) 園芸施設

- ア 保温期間中の温室、ビニールハウス等の損壊が発生した場合、被覆資材の張り替えやトンネル等を設置し保温に努める。
- イ 被害を受けた作物体の草勢の維持回復に努める。
- ウ 暖房機を稼働させるための電源を確保する。
- エ 給水源等を確保する。
- オ 重油等の漏れがないか至急確認し、流出がある場合は直ちに汚染が広がらないように対策を講ずる。

第4 畜産

市は、必要な営農資機材の確保を図るとともに、宮城県仙台家畜保健衛生所の指導を得て、新みやぎ農業協同組合あさひな地区本部等関係団体を通じ、次の技術指導及び援助を行う。

災害が発生した場合は、市は、災害による畜産被害について関係機関・団体の協力を得て速やかに調査し、応急復旧を行うとともに、宮城県仙台家畜保健衛生所に報告する。

1 応急技術対策

(1) 水害

- ア 家畜の退避と飼料の確保を指導する。
- イ 被害家畜の健康検査を実施する。
- ウ 状況に応じた飼料作物の管理を指導する。

(2) 干害

- ア 給水施設を整備するとともに衛生管理指導を徹底する。
- イ 徒長した牧草類の早期刈りを指導する。

(3) 凍霜害

- ア 被害作物は直ちに収穫し、サイレージに調製するか、乾燥して貯蔵する。
- イ 発芽間もない牧草に関しては、てん圧を励行するよう指導する。

(4) 冷害

- ア 牧草類に追肥を行い、生育の促進を図り、飼料作物類の生産不足を補わせる。
- イ 家畜の日光浴の励行を指導する。

(5) 雪害

- ア 融雪水路の建設及び消雪資材の準備を指導する。
- イ 畜舎等施設倒壊防止のため除雪作業を促進する。

(6) 火災

家畜を避難させ、畜舎の類焼を防止するよう指導する。

(7) 病虫害

飼料作物の病虫害防除活動を推進し、被害地は更新、追播、追肥を行わせる。

2 家畜伝染病の防止

(1) 市は、家畜の伝染性疾病の発生を予防する。まん延を防止するため必要があると認められるときは、宮城県仙台家畜保健衛生所に速やかに報告し、県と協力し家畜の検査、注射、投薬を実施する。

(2) 防災措置

家畜の所有者に対し、必要により次の防災措置を講じさせる。

- ア 患畜や疑似患畜の隔離、係留、移動の制限その他の措置
- イ 殺処分、死体の焼却、埋却
- ウ 汚物物品の焼却、畜舎等の消毒

3 死亡獣畜の処理

(1) 死亡獣畜の処理は、塩釜保健所及び宮城県仙台家畜保健衛生所の指導により行う。

(2) 家畜伝染病の発生やまん延を防止するため、必要と認められたときは、宮城県仙台家畜保健衛生所に対し死亡獣畜の検査を要請する。

(3) 死亡獣畜が伝染病でない場合、家畜の所有者に対して、自ら、または産業廃棄物収集運搬業者に委託して死亡獣畜取扱場及び化製場へ搬送させ、適正に処理させる。

- (4) 死亡獣畜取扱場及び化製場への搬送が不可能な場合、家畜の所有者は、塩釜保健所から死亡獣畜取扱場外埋却の許可及び指導等を受け、適正に処理する。
- (5) 所有者不明等の場合の死亡獣畜の処理については、市が行うが、市で処理が困難な場合は、塩釜保健所及び宮城県仙台家畜保健衛生所に対し必要な指導・助言、その他の支援を要請する。

第5 林業

1 活動体制

林業に関する災害対策の総合的かつ一元的体制を確立し、林業等生産の安定を期すため、必要に応じ、市に「農林業災害対策本部」を設置し、関係機関と緊密に連携しながら災害対策を行い、被害の軽減に努める。

2 応急対策

- (1) 市は、災害による林業被害について関係機関・団体の協力を得て速やかに調査し、応急復旧を行うとともに、宮城県仙台地方振興事務所に報告する。
- (2) 林産物の生産者・団体等は、その生産施設に生じた被害について応急対策を行う。
- (3) 市は、地域における応急対策を実施するとともに、林産物生産者・団体等の災害応急対策について指導・助言する。

第30節 二次災害・複合災害防止対策

二次災害とは、地震等による自然災害が生じた後、災害調査・人命救助等に伴う災害、土石流の災害地に入った救援隊が受けるおそれのある災害等二次的に生ずる災害を指す。

特に、東日本大震災のように広範囲にわたり発生した災害については、それに関連する様々な事象について対応策を講ずる。

第1 二次災害の防止活動

1 県、市、事業者の対応

- (1) 市、県及び事業者は、災害発生後直ちに、専門技術をもつ人材等を活用して、それぞれの所管する施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、二次災害の防止、被災者の生活確保を最優先に、ライフライン（電気、上下水道、ガス、通信施設）及び公共施設（道路、河川の啓開）の応急復旧を速やかに行う。
- (2) 市は、土砂災害の防止や倒壊物の飛散による被害の防止及びライフライン復旧時における火災警戒等について、必要に応じて、県から助言及び指導等を受ける。
- (3) 消防職員、消防団員、警察官、自衛隊員や市職員等、救出・救助・パトロールや支援活動に当る関係機関職員についても、作業中の安全確保、二次災害被災防止に向けて努める。
- (4) 電気事業者は、垂れ下がった電線等への接触による感電事故、漏電による火災の発生防止等に向けて、電気機器及び電気施設の使用上の注意を広報し、あわせて被害状況、復旧の見込み等報道機関等の協力を得て周知する。
- (5) 給排水班は、水道の漏水による道路陥没等の発生、汚水の混入による衛生障害発生防止等に向けて、応急復旧に努めるとともに、復旧の見込み等報道機関等の協力を得て周知する。
- (6) 給排水班は、下水道の漏水による汚染水の拡散防止、終末処理場や中継ポンプ場の被災による未処理水の排出に伴う環境汚染防止等に向けて応急復旧に努めるとともに、下水道施設の使用の抑制等を広報し、併せて被害状況、復旧の見込み等報道機関等の協力を得て周知する。
- (7) ガス事業者は、ガス漏洩による火災、爆発等の発生防止に向けて、応急復旧に努めるとともに、復旧の見込みや復旧時の使用上の注意等報道機関等の協力を得て周知する。
- (8) 電気通信事業者は、重要通信の確保、通信のそ通困難防止やふくそうの緩和等に向けて、応急復旧に努めるとともに、被害状況、復旧の見込み等報道機関等の協力を得て周知する。
- (9) 道路管理者等は、避難者の移動、災害時緊急車両や物資輸送車の安全確保に向けて、障害箇所の応急復旧により道路交通機能の確保に努める。

2 水害・土砂災害

(1) 二次災害防止施策の実施

降雨等による浸水箇所の拡大等に備え、二次災害防止施策を講じる。

特に地震による地盤沈下があった地域では、破堤箇所からの浸水等の二次災害の防止に十分留意する。

(2) 点検の実施

市及び県は、降雨等による二次的な水害・土砂災害等の危険箇所の点検を必要に応じて実施する。

その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、伸縮計等の観測機器の設置や雨水侵入防止対策等の応急工事、適切な警戒体制の整備等の応急対策を行う。

また、市は災害の発生のおそれのある場合は、速やかに地域住民に対して避難情報の広報を行う。

市は、地滑りによる重大な土砂災害の急迫した危険が認められる場合、県に土砂災害に関する情報の提供を求め、入手した情報を基に避難勧告等の判断を行う。

3 土砂災害警戒情報

仙台管区气象台及び県は、共同で必要に応じて土砂災害警戒情報の発表基準の引き下げを実施する。

4 爆発危険物等

危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設等の管理者は、爆発等の二次災害防止のため、施設の点検、応急措置を行う。

また、爆発等のおそれが生じた場合は、速やかに関係機関に連絡する。

資料編 ・ 資料 3-2 危険物貯蔵取扱施設一覧

5 有害物質等

市、県及び事業者は、有害物質の漏えい及びアスベストの飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行う。

6 地震・誘発地震

市、県及び事業者は、地震による建築物、構造物の倒壊等に備え、二次災害防止施策を講じる。特に復旧作業中等の場合は、作業の停止、避難等の作業員の安全確保対策をとる。

第2 風評被害等の軽減対策

- 1 市及び県は、地震、原子力災害等による被災地に関する不正確な情報や流言が原因となり、復興の妨げとならないよう、風評被害等の未然防止や影響の軽減を図るため、被災地域の被害状況、復旧・復興状況等の正確な情報の発信に努める。
- 2 放射能・放射線の影響に対する安全性確認結果の広報や各種観光情報の発信等を積極的に実施し、観光業、農林水産業及び地場産業の商品等の適正な流通の促進を図る。

第 31 節 応急公用負担等の実施

大規模災害が発生し、または発生が予想される場合において、応急措置を実施するため、特に必要があると認めるときは、市長等は、施設、土地、家屋、物資の管理・使用・収用、応急措置の業務に従事させる等により、必要な措置を図る。

第 1 応急公用負担の権限

1 市長

- (1) 応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、市長は次の措置をとることができる。
 - ア 市の区域内の私有の土地や建物、その他の工作物を一時使用し、または土石、竹木その他の物件を使用・収用すること。
 - イ 災害を受けた工作物や物件で、当該応急措置の実施の支障となるものの除去、その他必要な措置を講ずること。
 - ウ 市の区域内の住民や当該応急措置を実施すべき現場にある者を、当該応急措置の業務に従事させること。
- (2) 知事が行う従事命令等の権限を委任された場合は、その委任された応急公用負担等の処分を行うことができる。

2 警察官

市長やその職権の委任を受けた市職員が現場にいないとき、またはこれらの者から要求があったときは、警察官は市長の職権を行うことができる。

この場合においては、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

3 消防職員・消防団員

- (1) 消防職員・消防団員
 - ア 火災が発生し、または発生しようとしている消防対象物及びこれらのもののある土地を使用し、処分し、またはその使用を制限すること。
 - イ 火災の現場付近にある者を、消火、延焼の防止、人命の救助、その他の消防作業に従事させること。
- (2) 消防長、消防署長
 - ア 延焼のおそれがある消防対象物とこれらのもののある土地を使用し、処分し、またはその使用を制限すること。
 - イ (1) のイと (2) のアに規定する消防対象物及び土地以外の消防対象物を使用し、処分し、またはその使用を制限すること。

4 知事

- (1) 県の区域に係る災害が発生した場合において、次の応急措置を実施するため特に必要があると認めるときは、従事命令、協力命令、保管命令を発し、施設や土地、家屋、物資を管理、使用、収用することができる。
 - ア 被災者の救援、救助その他保護に関する事項
 - イ 災害を受けた児童及び生徒の応急教育に関する事項
 - ウ 施設及び設備の応急復旧に関する事項

- エ 清掃、防疫その他保健衛生に関する事項
 - オ 犯罪の予防、交通規制その他災害時における社会秩序の維持に関する事項
 - カ 緊急輸送の確保に関する事項
 - キ その他災害発生の防ぎよや拡大防止のための措置に関する事項
- (2) 災害の発生により、市がその全部や大部分の事務を行うことができなくなったときは、第1・1・(1)に定める市長の応急公用負担等を代わって実施することができる。

第2 公用令書の交付

- 1 市長、知事、指定地方行政機関の長は、従事命令、協力命令、保管命令により、施設、土地、家屋、物資の必要な処分をする場合は、その所有者、占有者、管理者に対し、公用令書を交付して行わなければならない。
- 2 公用令書に次の事項を記載しなければならない。
 - (1) 公用令書の交付を受ける者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）
 - (2) 当該処分の根拠となった法律の規定
 - ア 従事命令にあっては従事すべき業務、場所及び期間
 - イ 保管命令にあっては保管すべき物資の種類、数量、保管場所及び期間
 - ウ 施設等の管理、使用、収用にあつては、管理、使用、収用する施設等の所在する場所と当該処分に係る期間や期日
- 3 市長、知事、指定地方行政機関の長は、公用令書を交付した後、当該公用令書にかかる処分の変更や取り消しをしたときは、速やかに公用変更、公用取消令書を交付しなければならない。
- 4 公用令書、公用変更令書、公用取消令書の様式は、災害対策基本法施行規則と宮城県災害救助法施行細則に定めるとおりとする。

第3 手続き

- 1 市長は人的公用負担を、相手方に口頭で指示する。
- 2 市長は物的公用負担を、次により行う。
 - (1) 工作物等の使用、収用
 - ア 使用・収用を行うときは、対象となる土地建物等の占有者、所有者その他の土地建物等について権限を有する者に対し、その土地、建物等の名称や種類、形状、数量、場所、その処分の期間、期日、その他必要な事項を通知する。
 - イ 通知すべき占有者等の氏名及び住所が不明のときは、対象となる土地、建物等の名称、種類等の通知すべき事項を、市や土地建物等の所在した場所を管轄する警察署のいずれかに掲示し、通知に代える。
 - (2) 工作物等の障害物の撤去
 - ア 市長や警察署長が障害物（災害を受けた工作物等）を除去したときは、市長や警察署長は適正な方法で保管する。
 - イ 保管した場合、当該工作物等の占有者その他権限を有する者に対して、返還するため必要な事項を公示する。
 - ウ 保管した工作物等が滅失、破損、保管に不相当な費用や手数料を要する場合は、売却しその代金を保管する。

エ 工作物等の保管、売却、公示等に要した費用は、当該工作物の返還を受けるべき占有者、所有者等が負担する。

オ 工作物の保管に関する公示の日から起算して、6か月を経過しても当該工作物や売却した代金を返還する相手方が不明等の場合は、市長が保管する工作物等は市に、警察署長が保管する工作物は県に帰属する。

第4 事前措置計画

事前措置計画は、災害が発生するおそれがある場合、災害が拡大するおそれがあると認められる設備や物件に対する事前措置について定め、災害の拡大を防止することを目的とする。

- 1 市長は、災害が発生するおそれがあるとき、または災害が発生した場合において、その災害を拡大させるおそれがあると認められる設備や物件の占有者、所有者、管理者に対し、被害の拡大を防止するため必要な限度において、当該設備や物件の除去、保安その他必要な措置をとることを指示できる。
- 2 大和警察署は、市長から要請があったときは、事前措置の指示を行うことができるが、この場合において、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

第5 損失補償及び損害補償等

- 1 区域内において、物的公用負担により通常生ずべき損失があった場合には、損失補償を行う。
- 2 区域内の住民や現場にある者を応急措置の業務に従事させた場合について、実費弁償は行わない。ただし、応急措置業務に従事したことにより、死傷等をしたときは、宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合の規定に基づき、損害を補償する。

第 32 節 ボランティア活動

大規模災害発生時の災害応急対策及び復旧・復興期においては、多くの人員を必要とするため、市は、ボランティア活動の協力を申し入れる団体や個人の協力を得て、効果的な応急対策、復旧・復興対策を実施する。

その際、市社会福祉協議会等が中心となって、速やかに災害ボランティアセンターを設置し、全国から駆けつける災害ボランティアの活動を支援、調整し、被災住民の生活復旧を図るとともに、専門的なボランティアニーズに対しては、行政が災害ボランティアセンターとの連携を図りつつ対応する。

第 1 一般ボランティア

1 災害ボランティアセンターの設置

ボランティアの受入れ調整組織としては、市社会福祉協議会及びNPO等連携組織が中心となって、市町村レベル、県レベルの2段階に災害ボランティアセンターを設置するものとし、相互に連携のうえ、日本赤十字社宮城県支部、災害ボランティア関係団体等とも連携を図り、活動を展開する。

この際、市及び県は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・ボランティア等と情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携の取れた支援活動を展開するよう努める。

なお、ボランティアの受入れに際しては、活動中の安全が確保されるよう配慮するとともに、ボランティアに対し注意喚起を行う。

各災害ボランティアセンターの役割は次のとおりとする。

(1) 富谷市災害ボランティアセンター

市社会福祉協議会が中心となって設置し、基礎的ボランティアセンターとして、地域ボランティアの協力を得ながら、被災住民のニーズの把握、ボランティアの募集、受付、現場へのボランティアの派遣等を行う。

(2) 県災害ボランティアセンター

県社会福祉協議会とNPO等連携組織が中心となって設置し、全国社会福祉協議会等の応援も得ながら、市町村災害ボランティアセンターの体制整備と運営を支援し、被災市町村間のボランティアの調整等を行う。

なお、被災の規模により、必要に応じて、県災害ボランティアセンターの支部を市町村災害ボランティアセンターの後方支援拠点として設置する。

2 日本赤十字社宮城県支部、ボランティア関係団体等との連携

災害ボランティアセンターは、被災地に現地入りする日本赤十字社宮城県支部及びボランティア関係団体等との連携を図るとともに、これらの者の活動をできるだけ支援する。

3 行政の支援

市は、ボランティアの受入れに際して、老人介護や外国人との会話力等のボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。

また、市災害ボランティアセンター、県は県災害ボランティアセンターの設置・運営について、必要に応じ、次の支援を行う。

- (1) 災害ボランティアセンターの場所及び資機材の提供
市内の被災状況等を勘案し、適切な施設等を提供するものとし、市長がその都度定める。
また、活動に必要な資機材は、市の応急対策活動に影響のない範囲で提供する。
- (2) 災害ボランティアセンターの設置・運営に係る経費の助成
市は、災害ボランティアセンターの設置・運営に係る経費を、市社会福祉協議会等関係機関、団体等と協議のうえ、必要に応じ助成をする。
- (3) 職員の支援及び情報提供等
市と災害ボランティアセンターの連絡調整役として、救護班が支援を行い、必要に応じ、派遣することもできる。
救護班は、ボランティア活動に必要な情報の収集伝達を担当する各班より報告を受け、災害ボランティアセンターに提供を行う。
県は市町村災害ボランティアセンターへの職員派遣についても支援を行う。
- (4) 被災状況についての情報提供
市（災害対策本部）は、ボランティア活動が円滑に行えるよう、被災状況やライフラインの状況等、関連する情報を災害ボランティアセンターに提供する。
- (5) その他必要な事項
(1) から (4) 以外に必要な事項があった場合、救護班は必要に応じ関係機関と協議し、ボランティア活動を支援する。

第2 専門ボランティア

関係する組織からの申込の受け付けについては、救護班で対応し、必要担当班ごとに区分け・調整を行う。

第3 NPOとの連携

市は、一般ボランティアの受入体制づくりを、市社会福祉協議会、NPO等連携組織と連携しながら行い、その他のNPOとの協働を視野に入れ、必要な調整、支援を行う。

第 33 節 災害種別毎応急対策

第 1 火災応急対策

災害発生時には、消防機関は、県、市町村はもとより住民、自主防災組織、事業所等の協力も得ながら、他の消防機関等との連携を図りつつ、被害を最小限に食い止めるため、全機能を挙げて、延焼拡大防止措置等を行う。

1 消火活動の基本

火災による被害を防止・軽減するため、住民、事業者、自主防災組織等は、火災発生直後の初期消火及び延焼拡大防止措置を行い、また、各防災関係機関は、火災発生直後あらゆる方法により住民等に延焼拡大防止及び初期消火の徹底について呼びかける。

(1) 消火活動の基本

消火活動にあたっては、火災の状況が消防力を下回るときは、先制防ぎょ活動により一挙鎮圧を図り、また上回るときは次の原則に基づき選択防ぎょにより行う。

ア 重要防ぎょ地区優先の原則

同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先して消火活動を行う。

イ 消火有効地域優先の原則

警防区設定等順位を設定している場合、同地区に複数の火災が発生した場合には、火災有効地域を優先して消火活動を行う。

ウ 市街地火災優先の原則

大量危険物製造、貯蔵、取扱いを行う施設及び大工場等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消火活動を優先とし、それらを鎮圧した後に部隊を集中して消火活動にあたる。

ただし、高層建築物で不特定多数の者を収容する対象物等から出火した場合は、人命の救助を優先とした活動を行う。

エ 重要対象物優先の原則

重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防ぎょ上必要な消火活動を優先する。

オ 火災現場活動の原則

(ア) 出場隊の指揮者は、災害の状況を把握し、人命の安全確保を最優先とし、延焼拡大阻止及び救助、救急活動の成算等を総合的に判断し、行動を決定する。

(イ) 火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻撃的現場活動により火災を鎮圧する。

(ウ) 火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、住民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火建物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。

2 消防機関の活動

(1) 消防本部の活動

黒川消防署並びに富谷消防署は黒川地域行政事務組合火災警防規程及び非常災害警防規程に基づき、消防団は消防団規則に基づき消火活動にあたる。

消火活動の指揮は黒川消防署長・富谷消防署長や署長が指名する消防職員が行い、消防団及び災害対策本部（消防班）と密接に連携し、火災に関する情報を迅速かつ正確に収集し、各消防機関で作成している「消防計画」に基づき、次により効果的な消防活動を行う。

ア 初期における情報収集体制

火災発生時において、消防機関が消防力をいかに効率よく発揮するかは、初動体制を確立するうえで特に重要なことであるから、有線及び無線等の通信施設のみならず、ヘリコプター、参集職員や消防団、自主防災組織を活用し、迅速・的確な情報収集を行う。

イ 火災の初期消火と延焼防止

火災が発生した場合は、消防団や自主防災組織と協力し、初期消火に務め、火災の延焼及び災害の拡大防止を図る。

ウ 道路通行障害時の対応

災害によって、建築物の倒壊、橋梁の損壊及び交通渋滞等による道路障害が発生し、消火活動が大きく阻害される場合は、道路障害が発生した場合における直近の効果的な迂回路を利用し、消火活動を行う。

エ 消防水利の確保

災害によって消防水利の確保が困難になった場合は、あらかじめ計画された河川・井戸等の自然水利を活用するほか、長距離中継送水での消火活動を行う。

(2) 消防団の活動

消防団は、火災が発生した場合、消防長、黒川消防署長や富谷消防署長の指揮下に入り、消防隊や住民と協力して、幹線避難路確保のための消火活動等人命の安全確保を最優先とした初期消火にあたる。

ア 火災情報の収集伝達活動

関係機関と相互に連絡をとり、災害の情報を収集するとともに、地域住民へ伝達する。

イ 避難誘導

避難勧告等が出された場合は、関係機関と連絡をとりながら、住民を安全な場所に誘導する。

資料編 ・ 資料 7-2 消防水利一覧

3 事業所の活動

(1) 火災が発生した場合の措置

ア 自衛消防組織により消火器等を活用して初期消火に努めるとともに、速やかに消防機関へ通報する。

イ 従業員、顧客等の避難誘導を行う。

(2) 災害拡大防止措置

危険物等を取り扱う事業所において、火災が拡大するおそれのあるときは、周辺地域の住民に対し、避難誘導、立入禁止等必要な措置を講じる。

4 自主防災組織の活動

自主防災組織は、地域の安全を確保するために、地域住民が自主的に結成した防災組織であり、災害発生時には安全な範囲内で以下の活動を行う。

(1) 火気遮断の呼びかけ・点検等

各家庭及び事業所等のガス栓の閉止等について相互呼びかけを行うとともに、その点検及び確認を行う。

(2) 初期消火活動

火災が発生した場合には、消火器等を活用して初期消火に努めるとともに、消防機関に通報する。

5 住民の活動**(1) 火気の遮断**

ガス栓の閉止、石油ストーブ、電気機器類等火気の遮断を速やかに行う。

(2) 初期消火活動

火災が発生した場合には、消火器、水道、風呂の汲みおきの水等で初期消火に努めるとともに、消防機関に通報する。

(3) 通電火災の防止

被災直後における通電ショート等による二次的火災の発生を防止するよう努める。

6 市の措置

市は、本市地域防災計画に基づき、消防機関の活動が円滑かつ適正に実施できるようにするため、万全を期するよう努める。

7 応援の要請

現場の指揮者は、大規模火災のおそれがあるときや同時多発火災に迅速対処するため必要と認めるときは、災害対策本部に対し、応援協定等に基づく消防の応援や自衛隊の派遣要請の連絡を速やかに行う。

8 その他の応急対策

上記以外の応急対策については、前節までの各応急対策を準用する。

第2 林野火災応急対策

林野火災発生時においては、市及び消防機関は関係機関と連携して、初期消火、延焼拡大防止に努めるとともに、速やかな情報の収集、状況分析を行い、必要に応じて宮城県広域航空消防応援協定の要請に基づく宮城県防災ヘリコプターの要請等、迅速かつ的確な消防活動を行う。

また、二次災害の防止を図る等、被害の軽減を図ることを目的に諸対策を講じる。

1 林野火災の警戒

火災警報の発令等、林野火災発生のおそれがあるときは、巡視、監視を強化し、地区住民及び入山者に対して警火心を喚起し、火気取扱いの指導取締りを行って、火災の発生を防止するとともに、応急体制を準備する。

(1) 火災警報の発令等

市は、火災に関する警報が発令されたとき、黒川地域行政事務組合消防本部と連携し、住民及び入山者への通知、火の使用制限、消防機関の警戒体制の強化等、必要な措置を講ずる。

(2) 火災警報の周知徹底

火災警報の住民及び入山者への周知は、防災行政無線、メール、SNS、テレビ、ラジオ、広報車等を通じ、周知徹底する。

2 林野火災の防ぎよ

火災発生時の通報通信連絡体制、消防隊の編成、指揮系統及び消防戦術を整え、関係機関が、一致協力して林野火災の鎮圧にあたる。

(1) 火災通報及び通信体制

消防本部は、火災の通報を受けた場合は、直ちに、最寄りの消防署等の出動を指令するとともに、市へ通報し消防団の出動を要請する。

また必要に応じて、宮城県や大和警察署等の関係機関に通報する。

地区住民及び入山者に対する伝達は、防災行政無線（同報）、広報車等により行う。

(2) 消防隊の編成及び出動区分等

林野火災が発生した場合の消防隊の招集、集合場所、編成、携行資機材及び出動区分については、消防計画の定めるところによる。

また、林野火災は、長時間にわたる防ぎょ活動が必要なため、食料、飲料水、医療器材の補給確保を図る。

(3) 相互応援協定による応援要請

火災現場の状況により、後続応援や関係機関と付近の一般住民の協力を要請する。

なお、他市町村の応援要請の場合の基準、手続き等は、本章第7節「相互応援活動」の定めるところによる。

(4) 自衛隊の災害派遣要請

火災の状況が進展、拡大し、隣接市町村等の応援によっても防ぎょが困難である場合の自衛隊災害派遣要請については、本章第9節「自衛隊の災害派遣」の定めるところにより行う。

(5) 現場指揮本部の設置

火災の拡大状況に応じて、消防機関、他市町村の消防機関の応援隊、自衛隊派遣部隊等が統一的指揮のもとに円滑な消防活動が実施できるように現場指揮本部を設置し、関係機関の指揮者による連絡会議等を必要に応じ設け、消防長を最高指揮者として、状況に応じた防ぎょ方針を決定し、有機的な組織活動を確保する。

火災の区域が2以上の管轄市町村にまたがる場合の最高指揮者は、当該消防長が協議して定める。

ア 現場指揮本部の指揮系統

現場指揮本部の最高責任者は、黒川地域行政事務組合消防本部消防長とする。

また、現場指揮本部には、可能な限り、消防通信、自衛隊通信、その他関係機関の通信施設を集中して設置し、統一的指揮の実施と併せて通信施設の相互利用を図る。

イ 現場指揮本部の設置

現場指揮本部は、付近一帯が見渡せる風横や風上で無線障害の少ない場所等、火災の状況と防ぎょ活動の状況が把握できる位置に設置するよう努め、旗等により標示する。

ウ 現場指揮本部の組織と任務

a 警防戦術班

防ぎょ線の設定、転進、空中消火、集落警戒等警防戦術について、次の事項に留意して現場最高指揮者を補佐する。

- ・ 消火隊の守備範囲を明確に指示する。
- ・ 交代要員を確保し、ローテーションを明確に指示する。
- ・ 予想される状況変化に応じた作戦を予め検討する。
- ・ 出動隊の車両の部署、位置等を適正に指示する。

b 連絡調整班

市、消防本部及び県との連絡調整、他の市町村への応援要請等常時関係機関と連絡できるように体制をつくる。

- c 状況偵察班
火災状況に応じ延焼方向、入山路の状況、水利の有無等戦術上必要な情報を偵察収集する。
- d 情報班
各方面の状況偵察班、前進指揮班、飛火警戒指揮班及び空中消火隊等からの情報を収集整理する。
- e 補給班
各出動隊に対する資機材、食料、燃料等の調達及び補給を行う。
- f 通信記録班
各消防部隊との連絡を確実にを行うため、通信の確保と混乱防止を図り、通信体制を確立し、確実な記録をとる。
- g 広報班
不確実な情報等による不必要な混乱をさけるため、火災の現況、消防部隊の活動状況、今後の見通し等について住民に対し巡回広報、報道機関、町内会等を活用し、的確な情報を提供する。特に、報道機関に対しては、広報担当者が所定の場所で発表する。
- h 応援隊誘導班
地元消防団員等地理精通者をもって編成し、応援隊に対し部署位置まで誘導する。

(6) 住民の安全対策

林野火災多発期において、異常乾燥、強風時等の気象条件のときには、時機を逸することなく警戒広報隊等を派遣し、火気の使用禁止及び制限の措置を行うとともに、拡声機等を使用して警戒心の高揚に努める。

なお、林野火災発生時においては、次の事項に留意し、住民の安全を期する。

- ア 入山者、遊山者のあるときは、入山の状況、所在等について確認に努め、携帯拡声器等を利用し、安全な場所に避難するよう呼びかけ誘導する。
- イ 林野内の住家や山麓周辺の集落地等に延焼拡大のおそれがあるときは、飛火警戒隊等の消防隊は、警戒区域を設定するとともに、建物及びその周辺に予備注水や防ぎよに適する防火線を設定し、居住者等の協力を得て防ぎよにあたる。
- ウ 火災が延焼拡大し、住家等へ延焼し、または延焼するおそれのある場合、住民の生命や身体を火災から保護し、その他火災の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき、市は、当該住民の避難を指示する。避難の方法は、本章第 14 節「避難活動」による。

(7) 消火方法

ア 地上消火

(ア) 注水による消火

林野の形態は、高低、勾配、植生の状況、水利の状況により異なるので、消防ポンプ自動車と小型動力ポンプの組合せによるもの等林野の実態に応じた注水消火体制をとる。

(イ) 叩き消し、土かけによる消火

水利が不足する場合の直接消火として、注水消火と併用して行う。

(ウ) 防火線の設置

火災が拡大したときの延焼を阻止するため、火先の前方等に応急的に防火線を設定する。

(エ) 迎え火

火勢が強く、延焼拡大が盛んで、他に適当な消火方法、手段がない場合、火災の延焼方向の前方において火を放つ迎え火を活用する。

イ 空中消火

市は、次の場合、知事に対し林野火災の空中消火について、県防災航空隊や自衛隊等の派遣を要請し、空中消火を実施する。

(ア) 地形等の状況により地上の防ぎよが困難な場合

(イ) 火災規模に対して、地上の防ぎよ能力が不足し、または不足すると判断される場合

(ウ) 人命の危険、人家等への延焼危険その他重大な事態を避けるため必要と認められる場合

(エ) その他必要と認められる場合

ウ 残火処理

火災鎮火後、次の要領で残火処理の徹底を期する。

(ア) 残火処理にあたる隊は、それぞれ担当区域を明確にし、責任をもって処理し、未処理部分がないよう配慮する。

(イ) 残火処理は、風下側の延焼阻止線付近を最優先とし、他は、延焼範囲の外周から順次中心部に向かって処理する。

(ウ) 堆積可燃物の処理にあたっては、注水可能な場所は十分に浸潤させ、残り火の掘り返しを併用しながら入念に消火する。また、注水が十分に行えないときは、背負い式水等の活用を図るとともに、土かけ等によって窒息消火を併用する。

(エ) 朽木、空洞木等で、樹幹内に火が残っているおそれがあるものは、注水や伐倒して確実に処理する。

(オ) 残火処理が終了した後も、必要な監視警戒隊を残留し、巡視及び応急措置を行う。

第3 危険物等災害応急対策

災害により危険物施設等が被害を受け、危険物の流失、その他の事故が発生した場合は、施設等の被害程度を速やかに把握し、二次災害を防止するための迅速かつ適切な応急措置を講じるとともに、事業所の関係者及び周辺住民等に対する危害防止を図るために、市、消防、警察等関係機関は相互に協力し、総合的な被害軽減対策を実施する。

1 住民への広報

市、県及び危険物施設等の管理者等は、被災による事故の情報の速やかな公表と、環境汚染に対処するため、流出危険物の組成を明らかにし、その対応策を的確に伝える。

また、処理に対する作業の進捗情報を整理し広報するとともに、住民等から数多く寄せられる、問い合わせ、要望、意見等に適切な対応を行える体制を整備する。

2 事故発生時における応急対策

(1) 危険物施設

ア 危険物取扱所等の設置者等は、災害が発生するおそれがある場合や発生した場合には、速やかに次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講じるとともに、黒川地域行政事務組合消防本部に通報し、必要な指示を受ける。

(ア) 危険物の流出あるいは爆発等のおそれのある作業及び移送を停止し、施設の応急点検と出火等の防止措置。

(イ) 火災の防止措置と初期消火活動、タンク破損等により流出した場合の広域拡散の防止措置と応急対策

(ウ) 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置及び防災関係機関との連携活動

イ 黒川地域行政事務組合消防本部は、災害が発生するおそれがある場合は、事前措置の周知徹底、立入検査、巡回調査等を実施し、万全な応急措置を図る。

ウ 黒川地域行政事務組合消防本部は、災害時において危険物取扱所等の設置者等に対し、応急保安措置の実施及び対策、所要人員の配置等に関し、必要な指示・命令を行い、または報告を行わせる。

エ 危険物取扱所等の設置者等は、災害時における応急保安措置に必要な消防用機械器具や防災資材等の確保、その機能の点検確認を行う。

(2) 高圧ガス施設

ア 高圧ガス施設の所有者及び高圧ガスの販売業者、消費者は、災害時により高圧ガス施設等に危険が予想される場合には、速やかに使用を中止し、ガス充てん容器を安全な場所に移し、必要な保安措置を実施する。災害発生時には、緊急点検等を行い、高圧ガスによる二次災害を防止する。

イ 市は、災害時において高圧ガスによる災害の拡大が予想され、事前措置を図る必要があると認められる場合は、高圧ガス施設の所有者等及び関係機関に対し、速やかに応急保安措置を講ずるよう要請し、必要な場合は県に連絡し、処分等を依頼する。

(3) 火薬類製造施設等

ア 火薬庫や火薬類の所有者等は、火薬類による災害が拡大するおそれがある場合は、火薬類を安全な場所に移送し、必要な保安措置を行う。また大規模災害発生時には、貯蔵状態の異常を確認し、火薬類による災害が発生しないよう措置する。

イ 市は、火薬による災害の拡大が予想される場合は、火薬庫や火薬類の所有者、及び防災関係機関に対し、速やかに応急保安措置をとるよう要請するとともに、必要に応じ黒川地域行政事務組合消防本部に連絡し処分等を依頼する。

また火災発生時には、誘発防止のため消火活動を実施し、延焼を阻止する。

ウ 黒川地域行政事務組合消防本部は、火薬類を取り扱う業者に対し、二次災害防止のため、警察等関係機関と密接に連携し、施設に対する迅速かつ適切な措置がとられるよう調整、指導、助言を行う。

県は、警察、黒川地域行政事務組合消防本部と密接に連携し、施設に対する迅速かつ適切な措置がとられるよう調整、助言を行う。

なお、警察は、火薬類等による事件及び爆発等の二次災害防災のため、取り扱う者に対して、関係機関・団体の協力のもと、必要な指導助言を行う。

(4) 毒物・劇物

災害時において、毒物・劇物貯蔵施設の管理者は貯蔵状態の異常の有無を確認する。市及び県、大和警察署等関係機関は、毒物及び劇物による事件及び爆発等の二次災害防止のため、施設の管理者に対し、必要な指導助言を行う。

(5) 二次災害についての注意喚起等

市及び危険物施設等の管理者等は、災害によって、有害大気汚染物質（重金属類）やアスベスト等の粉じん等（毒物・劇物）の散乱・流出について、その状況を早期に把握するとともに、情報の共有化を図り、施設必要に応じて防塵マスクの配布や二次災害についての注意喚起を行う。

資料編 ・ 資料 3-2 危険物貯蔵取扱施設一覧

3 環境モニタリング

市は、県と協力し有害物質の漏洩による環境汚染を防止するため、事業者に対し、有害物質を使用し、または貯留している施設等の点検を行うよう指示する。また、破損等がある場合には、その応急措置の実施について適正な指示を行い、その実施状況を把握するとともに、必要に応じて、下記の環境モニタリング等を実施する。

- (1) 公共用水域や地下水の水質等についてのモニタリング
- (2) 環境大気中の有害物質等のモニタリング

第4 航空災害応急対策

市は、航空機事故等による災害から乗客及び住民等を守るため、防災関係機関との緊密な協力のもとで応急対策を実施し、被害拡大の防ぎよや被害の軽減を図る。

1 事故発生時における応急対策

(1) 市の措置

- ア 航空機事故の発生を知ったときや発見者等から通報を受けたときは、県及び関係機関に通報する。
- イ 事故発生時に火災が発生したときや救助を要するときは、消火救難活動を実施する。
- ウ 負傷者が発生した場合、地元医療機関等で医療救護班を組織し、現地に派遣し、応急措置を施した後、適切な医療機関に搬送する。
また、必要に応じ、救護所、被災者の収容所、遺体収容所等の設置や手配を行う。
- エ 応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保する。
- オ 災害の規模が大きく、市で対処できない場合は、相互応援協定に基づき、他の市町村に応援を要請する。
- カ 被災者の救助及び消防活動等を必要とする場合は、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

(2) 警察の措置

- ア 航空機災害等の発生の通報を受けた場合は、市長に速やかに通報する。
- イ 死傷者等が発生した場合は、関係機関等と連携して救出・救助活動及び行方不明者の搜索を実施する。
- ウ 発生地及びその周辺地域において、避難広報、誘導を実施するほか、警戒区域への立入制限、付近の交通規制等を実施する。

第5 道路災害応急対策

道路災害による負傷者等の発生や道路機能の支障発生に対しては、市は他の道路管理者及び防災関係機関と密接な連携を確保して、速やかな応急対策を講ずる。

1 事故発生時における応急対策

(1) 市及び県の対応

ア 被災状況等の把握

災害発生直後にパトロール等の緊急点検を実施し、被災状況等を把握するとともに、負傷者等の発生があった場合には、速やかに関係機関に通報する等、所要の措置を講ずる。また、被害情報の収集に努める。

イ 負傷者の救助

道路災害による負傷者が発生した場合には、関係機関と連携を図りながら、速やかに救助活動を行う。

ウ 交通の確保及び緊急輸送体制の確保

道路が被災した場合、障害物の除去、応急復旧工事に着手し、交通の確保に努める。また、緊急輸送車両、緊急自動車の通行が必要なときは、緊急輸送道路ネットワーク計画に基づく緊急輸送道路を優先して交通の確保に努める。

エ 二次災害の防止対策

災害発生後、現地点検調査により、道路施設等の被害が拡大することが予想される場合は、所要の応急措置を講ずるとともに、交通規制や施設使用の制限を行い、二次災害の防止に努める。

第 34 節 特殊災害対策

第 1 原子力災害対策

宮城県内には、女川町及び石巻市に東北電力(株)女川原子力発電所が設置されている。

本市は、原子力発電所から 5 km 圏内の「予防的防護措置を準備する区域 (P A Z)」、5 ～ 30km 圏内の「緊急防護措置を準備する区域 (U P Z)」の区域外となっており、原子力災害対策重点区域には含まれていない。

しかし、「平成 23 年 (2011 年) 東北地方太平洋沖地震」に端を発する、東京電力 (株) 福島第一原子力発電所で発生した事故では、情報提供や風評被害等、広い地域で多大な影響が発生した。

そこで、市は、東北電力 (株) 女川原子力発電所で事故が発生し、放射性物質及び放射線が外部に漏出した場合を想定し、以下の対策を講じる。

1 原子力災害事前対策

(1) 災害応急体制の整備

ア 市の防災体制の整備

原子力発電所における緊急事態は以下のとおり分類される。

市は、以下の各状況、県の活動体制に応じた防災体制をあらかじめ定めておく。

(ア) 警戒事態

対象事象等：警戒事象（特定事象に至る可能性がある事故・故障等、またはこれに準ずる事故・故障等）が発生した段階

概要：その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、緊急時モニタリング（放射性物質若しくは放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合に実施する環境放射線モニタリングをいう。以下同じ。）の準備、施設敷地緊急事態要避難者（注）の避難等の防護措置の準備を開始する必要がある段階

(注) 施設敷地緊急事態要避難者

施設敷地緊急事態要避難者は次に掲げるものをいう。

○要配慮者（災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 8 条第 2 項第 15 号に規定する要配慮者すなわち高齢者、障害者、乳幼児その他特に配慮するものをいい、妊婦、授乳婦及び乳幼児の保護者等を含む。）のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康リスクが高まらないもの

○要配慮者以外のうち、次のいずれかに該当し、かつ、早期の避難等の防護措置の実施が必要なもの

①安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断したもの

②①のほか、安定ヨウ素剤を事前配布されていないもの

県の活動体制：原子力災害警戒本部又は災害対策本部（自然災害の発生状況による）

(イ) 施設敷地緊急事態

対象事象等：特定事象（原災法第 10 条第 1 項前段の規定により通報を行うべき事象）が発生した段階

概要：原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する必要がある段階

県の活動体制：災害対策本部

(ウ) 全面緊急事態

対象事象等：原子力緊急事態（原災法第15条により規定）が発生した段階

概要：原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、及び確率的影響のリスクを低減するため、迅速な防護措置を実施する必要がある段階

県の活動体制：災害対策本部

イ 緊急時モニタリング体制の整備

市は、原子力発電所からの放射性物質の放出に備え、緊急時モニタリングに必要な装備・備品の確保、モニタリングの実施場所の確保に努める。

ウ 緊急物資等の確保

災害が大規模となり、被災地において緊急物資の不足が発生した場合や消防・救急等の即時対応が要請された場合に速やかに対応できるよう、あらかじめ県と調整し、必要な物資・資機材等の確保に努める。

エ 緊急輸送道路・避難道路の確保

被災地への人員・物資等の輸送や被災地からの避難者の移動、負傷者等の搬送等に備え、県とあらかじめ緊急輸送道路・避難道路の確保に努める。

(2) 防災知識の普及

ア 市職員に対しての防災知識の普及活動

市は、県の協力により、以下に掲げる事項について、必要に応じて職員を対象に研修を行う。

- (ア) 原子力防災体制及び組織に関すること
- (イ) 原子力発電所の概要に関すること
- (ウ) 原子力災害とその特性に関すること
- (エ) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- (オ) 緊急時モニタリングの実施方法及び機器に関すること
- (カ) 原子力防災対策上の諸設備に関すること
- (キ) 緊急時に県や国等が講じる対策の内容に関すること
- (ク) 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること
- (ケ) 原子力災害医療（応急手当を含む）に関すること
- (コ) その他緊急時対応に関すること

イ 住民に対しての防災知識の普及活動

市は、県の協力により、以下に掲げる事項について、住民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため次に掲げる事項について広報活動を実施する。

- (ア) 放射性物質及び放射線の特性に関すること
- (イ) 原子力発電所の概要に関すること
- (ウ) 原子力災害とその特性に関すること
- (エ) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること

- (オ) 緊急時に県や国等が講じる対策の内容に関すること
 - (カ) コンクリート屋内退避所、避難所に関すること
 - (キ) 要配慮者への支援に関すること
 - (ク) 緊急時にとるべき行動に関すること
 - (ケ) 避難所での運営管理、行動等に関すること
- (3) 原子力防災訓練の実施
- ア 国や県等が実施する防災訓練への参加

市は、必要に応じて、県や国が行う防災訓練に職員を派遣し、技能の習得・向上に努める。
- (4) 複合災害対応に係る体制整備
- 風水害や地震、津波と原子力災害が同時に発生し、避難者が大量に発生する可能性があるため、あらかじめ、市内の避難者の受入れを行う避難所及び避難道路の指定を行う。

2 緊急事態応急対策

- (1) 応急措置の概要
- ア 市のとるべき措置

市は、原子力発電所における緊急事態の発生を覚知したときは、防災担当職員を中心に以下の活動を行う。

 - (ア) 情報収集活動
 - (イ) 緊急時モニタリング
 - (ウ) 広報・広聴活動
 - (エ) 被災地への応援協力活動
- (2) 情報収集活動
- ア 県からの情報収集

放射性物質の大量放出による影響が周辺地域に及び、または及ぶおそれがある場合、知事（災害対策本部長）は、必要に応じて県防災行政無線を用いて市に情報の提供を行うこととされている。

市は、県からの第一報を受けた場合、継続的な情報収集に努めるとともに、今後の市の対応、住民への広報内容等について、県と調整を行う。
- (3) 緊急時モニタリング
- ア 市内の放射線量の観測

県知事（県災害対策本部長）から、放射性物質の大量放出の連絡を受けた場合、市は独自の判断で、速やかに緊急時モニタリングを実施する。また、必要に応じて、市内で生産される農水産物や工業製品等（地域生産物）の放射線量の計測を行う。

モニタリングの結果は、定期的に住民に公表する。
- (4) 広報・広聴活動
- ア 市の広報・広聴活動

市は、原子力発電所等における緊急事態の状況、緊急時モニタリング等、住民に対して、継続的に広報を行う。広報にあたっては、正確な情報をわかりやすく伝えることに努め、デマや風評に惑わされず、冷静沈着に行動するよう促す。

また、緊急事態に対して不安を抱く住民の問い合わせ等に対応できるよう、相談窓口を設置する。

ボランティアの募集を実施する場合は、市社会福祉協議会とともに、募集内容等の広報を行う。

(5) 被災地への応援協力活動

ア 避難者の受入れ

原子力災害、または風水害や地震、津波と原子力災害の複合災害により、避難者が大量に発生する可能性があるため、災害の規模に応じて、市内の指定避難所に避難者の受入れを行う。

避難者の受入れに際しては、避難道路を指定し、避難者を誘導するとともに、住民に対しては不要不急の外出を控えるよう要請し、速やかな避難の実施に努める。

避難所や避難道路を指定した場合、被災自治体に通知する。

イ 応援要請への対応

被災自治体や県から、職員の派遣、緊急物資の供給等の応援要請を受けた場合、可能な範囲で対応する。

ウ ボランティア活動支援

被災地におけるボランティアニーズは県、国、関係団体が把握する。

市は、これらの情報を基に、市社会福祉協議会とともに、必要に応じてボランティアを募集し、被災地等に派遣する。

3 原子力災害中長期対策

(1) 汚染の除去等

ア 継続的な環境放射線モニタリング

放射性物質の放出が長期間に及ぶ可能性があるため、内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した後にも、継続的な環境放射線モニタリングの実施に努める。

モニタリングの結果は、定期的に住民に公表する。

イ 除染

環境放射線モニタリング（緊急時モニタリングを含む）の結果、住民の生活に影響のある放射線量が観測された場合、市は、県や国、その他関係機関と連携し、区域を設定し、除染作業を行う。

(2) 風評被害等の影響の軽減

市は、風評被害等の防止や影響を軽減するために、必要に応じて市内で生産された地域生産物の放射線量の計測を行い、その結果を公表するとともに、県と協力し、国、関係機関、報道機関、業界団体や市場関係等に情報を提供する。

第2 火山・降灰対策

宮城県内には、3つの火山が存在している。これらの火山の噴火を想定し、以下の対策を講じる。

1 宮城県内の火山

今後、噴火の可能性がある活火山について、火山噴火予知連絡会は、平成15年1月に「概ね過去1万年以内に噴火した火山及び現在活発な噴気活動のある火山」を活火山の定義とした。県内では下記3火山が活火山として定義されている。

火山名	周辺の市町村名
栗駒山	栗原市
蔵王山	蔵王町、川崎町、七ヶ宿町、白石市
鳴子	大崎市、栗原市、加美町

平成 21 年 6 月、火山噴火予知連絡会は、今後 100 年程度の中長期的な噴火の可能性及び社会的影響を踏まえ、「火山防災のために監視・観測体制の充実が必要な火山」として 47 火山（県内では栗駒山、蔵王山）を選定した。さらに、平成 26 年 11 月、火山噴火予知連絡会のもとに設置された「火山観測体制等に関する検討会」において 3 火山が追加された。

2 災害応急対策

- (1) 仙台管区気象台地域火山監視・警報センターが噴火警報や噴火速報を発表した場合、または火山が噴火した場合、市は、関係機関や住民等に情報提供を図る。
- (2) 噴火した火山の近傍の自治体から避難の要請を受けた場合、速やかに避難所を開設し、避難者の受入れに努める。

その際、車両での避難を速やかに行えるよう、県、警察等と連携し、避難道路となりうる道路を指定し、住民には避難道路の使用を抑制するよう広報を行う。

- (3) 市内に降灰がみとめられた場合、以下の対応を行う。

ア 市は、県や近隣自治体、関係機関と協力して降灰分布を把握するとともに、仙台管区気象台等から降灰範囲や降灰量に関する情報を収集し、報道機関の協力を得て、降灰状況を住民等へ周知する。

イ 私有地内の降灰除去は、各家庭及び各事業者による対応を原則とし、各家庭から排出された灰の回収は、市が実施する。また、各事業者から排出された灰については、一時的仮置場までの搬入を各事業者の責任において実施する。

なお、大量の降灰や広範囲の降灰で、除灰機材の確保や作業方針の調整が必要な場合には、関係機関と連携を図り、道路除灰作業の方針を決定する。

第4章 災害復旧・復興対策

第4章 災害復旧・復興対策

第1節 災害復旧・復興計画

この計画は、大規模災害発生後の一刻も早い被災者の生活安定及び社会経済活動の再構築を図るとともに、長期的な視点から災害に強い市づくりを構築していくことを目的とする。

第1 災害復旧、復興の基本方向の決定

1 基本方向の決定

市及び県は、被災地の再建を行うため、被害状況や地域特性、応急復旧後の状況等を考慮し、原形復旧を行う地域か災害に強い市づくり等をめざした計画的復興を図る地域とするかについて、早急に検討し、その基本方向を決定する。

2 住民意向の尊重

被災地の復旧・復興については、市及び県が主体となり、住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行う。

3 女性及び要配慮者の参画促進

市及び県は、復旧・復興のあらゆる場・組織において、男女共同参画の観点から、女性の参画を促進するとともに、要配慮者についても、参画を促進するよう努める。

4 職員派遣等の要請

市及び県は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ国、他の地方公共団体等に対し職員の派遣、その他の協力を求める。

市は、著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部を設置された災害（特定大規模災害）からの復興のために必要な場合、関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請する。

第2 災害復旧計画

1 基本方針

市及び県は、被災者の生活再建はもとより、被災施設等の復旧においては、現状復旧にとどまらず、災害に強いまちづくりを視野に入れ、必要に応じて改良復旧を行う。これらの災害復旧を効率的かつ効果的に実施するため、必要に応じて災害復旧に関する計画を速やかに策定し、実施する。

2 事業計画の策定

市及び県は、災害応急対策を講じた後に、被害の程度を十分に調査し、それぞれの所管する公共施設に関する復旧計画を速やかに策定する。

なお、計画の策定にあたっては、県等関係機関と連絡調整を図りながら被災原因、被災状況等を的確に把握し、災害復旧事業期間の短縮に努める。

(1) 公共土木施設災害復旧事業計画（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法）

- ア 河川
- イ 砂防設備
- ウ 林地荒廃防止施設
- エ 地すべり防止施設

- オ 急傾斜地崩壊防止施設
- カ 道路
- キ 下水道
- ク 公園
- (2) 農林水産業施設災害復旧事業計画（農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律）
- (3) 都市災害復旧事業計画（都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針及び都市災害復旧事業費事務取扱方針）
- (4) 水道施設並びに清掃施設等災害復旧事業計画（水道法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律）
- (5) 社会福祉施設災害復旧事業計画（生活保護法、児童福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、老人福祉法、売春防止法）
- (6) 公立学校施設災害復旧事業計画（公立学校施設災害復旧費国庫負担法）
- (7) 公営住宅災害復旧事業計画（公営住宅法）
- (8) 公立医療施設災害復旧事業計画（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律）
- (9) その他災害復旧事業計画

3 事業の実施

- (1) 市、県、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関は、災害復旧を迅速に進めるため、必要な職員の配備や職員の応援、派遣等について必要な措置を講じる。
- (2) 市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等は、あらかじめ定めた物資や資材の調達計画、人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速・円滑に被災施設の復旧事業を行い、または支援する。
- (3) 市及び県は、災害に伴う地盤の緩みにより土砂災害の危険性が高まっている箇所について、二次的な土砂災害防止の観点から、可能な限り土砂災害防止対策を行う。
- (4) ライフライン、交通輸送等の関係機関は、復旧にあたり、可能な限り地区別の復旧予定時期を明示する。
- (5) 警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、市、業界団体等に必要な働きかけを行う等、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

4 災害復旧事業に伴う財政援助

法律に基づき一部負担、補助するもの

- (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- (2) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- (3) 公営住宅法
- (4) 土地区画整理法
- (5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (7) 予防接種法
- (8) 都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針
- (9) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- (10) その他

第3 災害復興計画

災害復興は、被害を受けた施設の従来の機能回復はもとより、各地域における災害の教訓や地域的特色を活かしながら、災害に強い市土づくり等の将来的なビジョンを明確にし、復興を図る。

災害復興事業を効率的かつ効果的に実施するため、市は被災後、必要に応じ速やかに災害復興に関する基本方針及び復興計画を作成し、計画的な復興事業を推進する。

大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、この災害復興事業を速やかに、効率的かつ効果的に実施するため、市及び県は被災後、必要に応じて災害復興に関する基本方針及び復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を推進する。

1 復興計画の基本方針

市は、復興の必要性が認められた場合、復興方針を策定する。

2 復興計画の策定

市は、復興方針に基づき、具体的な災害復興計画を策定する。

また、市は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害によって土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

策定にあたっては、被災前の地域の課題や被災地の状況等を的確に把握し、被災を契機に都市構造や地域産業をより良いものに改変するよう、関係機関等と調整を図り事業を推進するとともに、地域のコミュニティの維持・回復や再構築に十分配慮する。

また、住民に対して、復興計画を策定していく過程において地域全体の合意形成を図るとともに、事業に係る説明責任を果たすよう努める。

3 復興事業の実施

復興事業の早期実施のため、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関は、必要な職員の配備、職員の応援、派遣等について必要な措置を講じる。

第4 災害復興基金の設立等

市及び県は、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

第2節 生活再建支援

市、県及び防災関係機関は、被災者の自立的な生活再建を支援するため、相互に連携し、積極的に各種の措置を講じる。

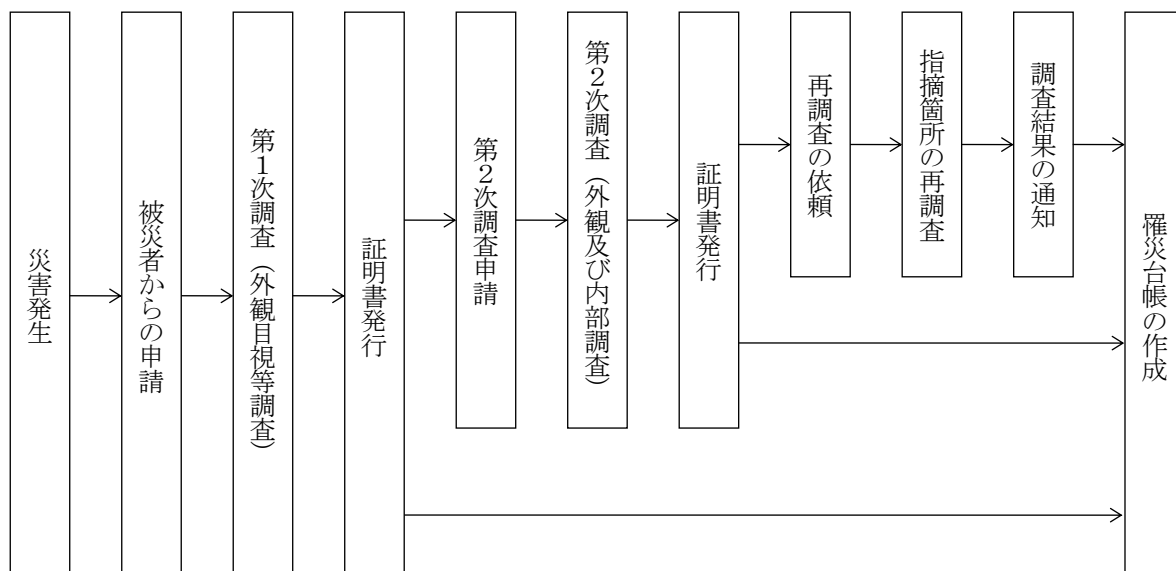
第1 住家り災証明書の交付

市は、災害発生後できるだけ早期に、り災台帳を整備し、被災者から申請された場合には、速やかに「住家り災証明書」を交付する。

住家り証明書は、被災者生活再建支援金の申請や災害救助法による各種施策、税の軽減を行うにあたって必要とされる住家の被害程度について、防災に関する事務の一環として被災者の応急的、一時的な救済を目的として、市長が発行する。

なお、住家り災証明書の交付にあたり、必要な職員が確保できない場合は、必要に応じて、県に職員の派遣を要請する。

- 1 住家り災証明書は、災害対策基本法に規定する災害により被害を受けた住家について、次の項目の証明を行う。
 - (1) 全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊
 - (2) 火災による全焼、半焼、部分焼、ぼや
- 2 発行は、本市の区域内にある住家の被災者（占有者、居住者またはその家族）の申請に基づき、速やかに調査を行い、上記（1）については市長が、（2）については黒川地域行政事務組合消防本部消防長が行う。
- 3 被害住家の判定は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府 平成30年3月改定改定）等に基づき、全壊・大規模半壊・半壊・一部損壊の区分として、調査を行う。
火災により焼失した家屋等は、消防法に基づき火災調査を行う。
- 4 被害調査は、2人以上1組とし、市職員及び専門知識を有する他の地方公共団体職員等の応援、建築士等の専門知識を有する者の協力を得て行う。
判定が困難なものについては、必要に応じ、専門知識を有する建築士等の意見を聞いて判定する。



第2 住家以外り災届出証明書の交付

市は、住家以外の建物やブロック塀、家財、自動車等に被害があった者より申請があった場合には、速やかに住家以外り災届出証明書を交付する。

第3 被災者台帳の作成

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した「被災者台帳」を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

また、災害救助法に基づき、県が支援を行ったときは、必要に応じて、被災者に関する情報の提供を要請する。

第4 被災者生活再建支援制度

自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、県が相互扶助の観点から拠出した基金に国の資金を上乗せして、被災者生活再建支援金を支給することにより、被災地の速やかな復興を図り、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興を図るものであり、災害が発生した場合は、積極的に活用を図る。

支給事務は、県から委託された被災者生活再建支援法人（財団法人都道府県会館）が行うが、市は、県及び支援法人と連携を図りながら申請書の審査・取りまとめ等支給に関する事務を適切、かつ速やかに実施する。

1 対象となる自然災害

本市に関係する自然災害は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、噴火その他異常な自然災害により、次のいずれかに該当する被害が発生した災害。

なお、適用災害となる場合は、県からその旨公示される。

- (1) 市域において、災害救助法施行令第1条第1項第1号、第2号のいずれかに該当する被害が発生した場合
- (2) 市域において、10世帯以上の住宅が全壊した場合
- (3) 県域において、100世帯以上の住宅が全壊した場合
- (4) 上記(1)や(2)に規定する被害が発生した市町村を含む都道府県内で、5世帯以上の住宅が全壊する災害が発生した市町村（人口10万人未満）における自然災害
- (5) 5世帯以上の住宅が全壊する災害が発生し、上記(1)から(3)に規定する区域に隣接する市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害
- (6) 上記(1)、(2)の市町村を含む都道府県、(3)に規定する都道府県が2以上ある場合、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）、2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満の市町村に限る）

2 支給対象世帯

(1) 支給対象となる世帯は次のとおり。

- ア 住宅が全壊した世帯
- イ 住宅が半壊し、または敷地に被害が生じ、やむなく解体した世帯
- ウ 被害が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯（長期避難世帯）
- エ 住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（大規模半壊世帯）

3 支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。ただし、単身世帯の支給額は、各該当欄の金額の4分の3となる。

(1) 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊 (2 (1) アに該当)	解体 (2 (1) イに該当)	長期避難 (2 (1) ウに該当)	大規模半壊 (2 (1) エに該当)
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

(2) 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃貸 (公営住宅以外)
支給額	200万円	100万円	50万円

4 支給対象となる経費及び支給要件

支援金の使途に限定はなく、年齢・年収等の支給要件の制限も設けられていない。

5 手続き

(1) 申請期間

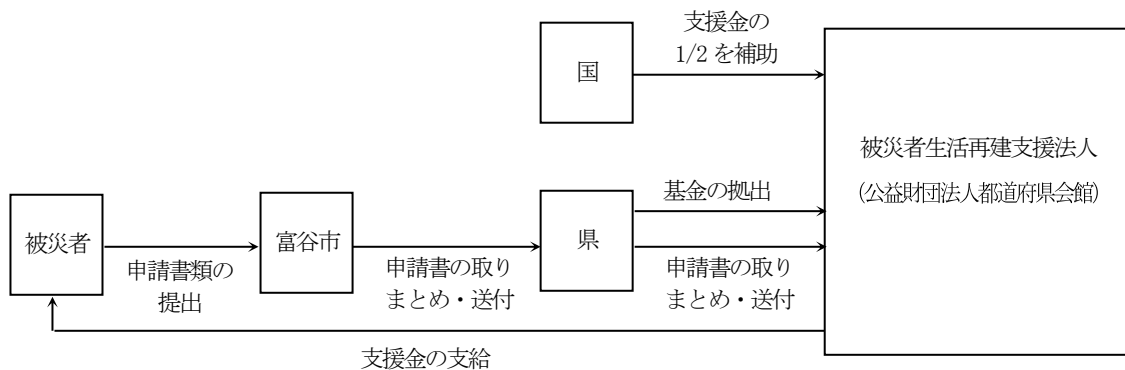
基礎支援金については、災害発生日から起算して13月以内、加算支援金については災害発生日から起算して37月とする。

(2) 申請時の添付書類

- ア 基礎支援金：り災証明書、住民票等
- イ 加算支援金：契約書（住宅の購入、賃貸等）等

(3) 支援金支給に係る手続き

被災者からの支援金支給申請に係る市、県、被災者生活再建支援法人、国（内閣府）の事務等の概要は次に示すとおり。



6 受付体制の整備

市は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備等を図るよう努める。

また、り災証明書交付のための調査や発行事務の効率化を図るため、マニュアルの作成に努めるとともに、先導的な事例や被災者支援システム等の活用について検討を行い、所要の体制の整備を図るよう努める。

7 独自支援措置の検討

市は、災害が発生し住家の被害が多い場合や被災者生活再建支援法の適用条件に満たない規模の自然災害が発生した際には、住家の修繕支援制度など、独自の支援制度創設について検討する。

第5 損害保険の活用

火災保険で補償される損害は火災だけに限らず、風水害等によって建物や家財が損害を受けた場合も保険金が支払われるものがあり、被災者の住宅再建にとって有効な手段の一つであることから、市は防災関係機関と協力し、制度の普及促進にも努める。

第6 資金の貸付け

1 災害援護資金

市は、災害救助法が適用された災害により家屋の全壊や半壊等の被害を受けた世帯に対し、その生活の立て直しに資するため災害援護資金の貸付けを行う。また貸付制度について広く周知するとともに、これらの事務を適切かつ速やかに実施する。

2 母子父子寡婦福祉資金

救護班は、宮城県仙台保健福祉事務所と緊密な連携のもとで、母子父子寡婦福祉資金の貸付制度について活用を周知する。

3 生活福祉資金

県社会福祉協議会は、被災者に対して生活福祉資金の福祉費により災害を受けたことにより臨時に必要な経費を予算の範囲内で貸し付ける。

貸付対象世帯は、災害弔意金の支給等に関する法律が適用されない小規模な災害（同法の適用がされた地域であっても被害の程度により災害援護資金の貸付対象とならない場合を含む）や火災等自然災害以外の災害により、住宅や家財道具に被害があったときや、主たる生計の手段である田畑、工場、倉庫等に被害を受けた世帯で、次のいずれにも該当する世帯であること。

- (1) 貸付条件に該当する低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯であること
- (2) 資金の貸し付けにあわせて必要な支援を受けることにより自立、再建できると認められる世帯であること。
- (3) 必要な資金の融通を他から受けることが困難である世帯や他から資金を借入れすることができない世帯であること。

【生活福祉資金福祉費により、災害を受けたことにより臨時に必要な経費の貸付限度】

資金の目的	貸付上限額	据置期間	償還期限
災害を受けたことにより臨時に必要な経費	150万円以内	6月以内	7年以内

4 一般住宅復興資金

市は、住宅金融支援機構の災害復興住宅融資について、県の協力を得ながら利用を図る。また、市は必要に応じ、一般住宅復興資金の融資に対する利子補給等の処置を講じる。

第7 生活保護

市は、生活保護法による被生活保護世帯が災害に遭った場合、生活保護法に基づく基準の範囲内で被服費・家具什器費・教育費・住宅維持費等を支給するよう、宮城県仙台保健福祉事務所に要請する。

第8 その他救済制度

市は、自然災害により死亡した者の遺族に対し、富谷市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、災害弔慰金を支給する。

1 災害弔慰金

対象災害	自然災害 暴風・豪雨・豪雪・洪水・高潮・地震・津波 その他異常な自然現象による被害	
支給額	①生計維持者	500万円
	②その他の者	250万円
遺族の範囲	配偶者、子、父母、孫、祖父母	

第9 税負担等の軽減

市及び県は、必要に応じ、地方税等の期限延長、徴収猶予及び減免を行い、被災者の負担軽減を図る。

- 1 市は、その受けた被害の程度により、固定資産税、住民税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の納期未到来分の一部・全部を免除する。
- 2 県は、県立学校在学者で災害による被害を受け、生活に困窮をきたした生徒に対し、授業料の減免の措置を講ずる。
- 3 県は、私立高等学校の設置者が、被災した生徒の授業料を減免した場合、当該設置者の申請に基づき必要な助成を行う。

第10 雇用対策

- 1 市はハローワーク大和と密接に連携し、被災者の雇用の維持を図るとともに、被災求職者の雇用を促進するため、以下の措置を講じる。
 - (1) 離職者の発生状況、求人・求職の動向等の情報収集
 - (2) 被災者のための特別相談窓口等の設置
 - (3) 雇用保険失業給付の特例支給の要請
 - (4) 雇用調整助成金の特例適用の要請
 - (5) 被災事業主に対する労働保険料の特例措置の要請
- 2 市及び県は、被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策と、被災地の特性を踏まえた産業振興の方向性に沿った職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせるよう努める。

第11 相談窓口の設置

市及び県は、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置するよう努める。

市外に避難した被災者に対しても、市と避難先の地方公共団体が協力し、被災者の所在地等の情報を共有する仕組みの円滑な運用・強化を図ることで、必要な情報や支援・サービスを提供するよう努める。

第3節 住宅復旧支援

市及び関係機関は、被災者の生活再建を支援するため、生活基盤である住宅について、被災者による自力再建を基本とした住宅再建支援を行うとともに、必要に応じて公的住宅の供給を行う。

第1 一般住宅復興資金の確保

市は、県と連携をとりながら、独立行政法人住宅金融支援機構及び地元の金融機関等の協力を求め、生活の本拠である住宅の被害を復旧するための資金の確保を支援するための相談窓口等を設置する。

第2 住宅の建設等

市は、必要に応じ、災害により住宅を滅失した被災者の居住の安定を図るため、災害公営住宅の建設や公営住宅の空き家の活用を図る。

1 災害公営住宅の建設等

(1) 災害公営住宅の確保

市は、自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、住宅被害の状況、被災者の要望等に応じ、公営住宅法に基づく災害公営住宅を建設、買取、被災者へ転貸するために借りあげる。

(2) 生活維持の支援

市は、復興過程の被災者については、応急仮設住宅等の提供により、その間の生活の維持を支援する。

(3) 計画的な恒久住宅への移行

市は、できる限り早い段階から被災者の特性やニーズを把握し、応急仮設住宅等の提供期間の終期を待つことなく恒久住宅への円滑な移行に向けた取組を計画的に実施する。

2 公営住宅の空き家の活用

市は、被災者に対して、既存公営住宅等の空き家を活用し、入居できる措置等を講じる。また、災害の規模に応じて、県内外の公的住宅の管理者に対し、被災者の一時入居住宅として受入れを要請する。

第3 防災集団移転促進事業の活用

市は、被災地域や災害危険区域のうち、住民の居住に適当でないと認められる区域内にある住居の防災のための集団的移転を促進する。

1 事業主体

市（例外として、市の申し出により当該事業の一部を県が実施することができる。）

2 移転促進区域

(1) 被災地域

集団移転促進事業を実施しようとする年度やその前年度において発生した災害（地震、豪雨、洪水、高潮その他の異常な自然現象）にかかるもの

(2) 災害危険区域

建築基準法第 39 条第 1 項の規定に基づく条例で指定された区域

3 補助制度等

(1) 国の補助

以下の経費について、事業主体に対して補助を行う。（補助率：ア～カは 3 / 4、キは 1 / 2）

ア 住宅団地の用地取得造成

イ 移転者の住宅建設・土地購入に対する補助（借入金の利子相当額）

ウ 住宅団地の公共施設の整備

エ 移転促進区域内の宅地等の買い取り

オ 住宅団地内の共同作業所等

カ 移転者の住居の移転に対する補助

キ 事業計画の策定

(2) 地方債の特別措置

地方財政法第 5 条第 1 項各号に規定する経費に該当しないものについても、地方債をもってその財源とすることができる。

第4節 産業復興の支援

市は、被災した中小企業者及び農林業者等施設の災害復旧と経営の維持安定を図るため、各種資金の融資が円滑に行われるように、市は、必要な措置を講じるとともに、経営の維持・再生、起業等への支援策の充実を図るよう努める。

第1 中小企業金融対策

- 1 市は、被災した中小企業者等に対し、経営安定資金等の利用について周知を図るとともに、被害が甚大な場合には、国、県、信用保証協会及び金融機関等に対し、災害融資及び信用保証の円滑化を要請し、かつ商工会及び関係機関の協力を得て、被災中小企業者に対し、指導及び広報を行う。
- 2 市は、その地域の特性に考慮し、地場産業や商店街の復興に配慮するとともに、地域の自立的経済発展を促進するため、将来に向けた基盤整備等を行う。
- 3 市及び県は、相談窓口を設置し、被災中小企業等に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報する。

第2 農林業金融対策

市は、県に協力を要請し、既借入制度資金の償還条件の変更や県単災害対策資金の創設等、円滑な災害復興資金の融通を図るとともに、被害が甚大な場合には、貸付条件の緩和や天災融資法の発動、日本政策金融公庫資金（農林水産分野）による資金融通を要請し、資金需要への対応を図る。

第3 相談窓口の設置

市及び県は、被災中小企業等に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、相談窓口等を設置する。

第5節 都市基盤の復興対策

市は、住民生活や産業活動の早期回復を図るため、被災した道路等の主要交通施設及びライフライン、地域保全施設を緊急に復旧し、今まで以上に災害に強い地域に再生するために、都市基盤復興計画を必要に応じて策定する。

被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。

第1 防災まちづくり

- 1 市は、再度災害防止とより快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。その際、まちづくりは現在の住民のみならず将来の住民のためのものという理念のもとに、計画作成段階で地域のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、住民の理解を求めるよう努める。
併せて、障害者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。
- 2 復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向について、速やかに住民のコンセンサスを得るように努め、合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。
- 3 防災まちづくりにあたっては、必要に応じて、避難路、避難場所、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、公園、河川等の骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備、ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等、ライフラインの強化等、建築物や公共施設の強化・不燃化等を基本的な目標とする。この際、公園、河川等のオープンスペースの確保等については、単に避難場所としての活用、臨時ヘリポートとしての活用等防災の観点だけでなく、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資するものであり、その点を十分住民に対し説明し、理解と協力を得るように努める。
- 4 新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢等の施策情報等を、住民に対し提供する。
- 5 市、県及び当該教育委員会は、被災した学校施設の復興にあたり、学校の復興とまちづくりの連携を推進し、安全・安心な立地の確保、学校施設の防災減災対策の強化及び地域コミュニティの拠点形成に努める。

第2 想定される計画内容例

市は、関係機関と連携し、都市基盤の復興を目指して、各種事業計画を策定する。

- 1 **主要交通施設の整備**
道路等の主要交通施設の早期復旧と耐震化・ネットワーク化による機能強化等
- 2 **被災市街地の整備**
面的整備事業等による被災市街地の復興と災害に強いまちづくりの早期実現
- 3 **ライフラインの整備**
上下水道の早期復旧と耐震性強化や情報通信システムの信頼性・安全性の向上

4 防災基盤の整備

河川、砂防施設等地域保全施設の早期復旧と耐震性の強化、及び避難場所、避難施設の整備と都市公園等防災拠点・防災帯の整備による防災空間の確保等

第6節 義援金の受入れ・配分

大規模災害時には、多くの義援金を送られてくることが予想されるため、市は、これらの受入体制を確立し、関係機関と連携して迅速かつ適切に被災者へ配分する。

第1 受入れ

1 窓口の決定

市は、県、日本赤十字社宮城県支部及び市社会福祉協議会等と協議を行い、義援金の受入窓口を決定し、報道機関等を通じて広く周知する。

2 受入れ及び管理

市及び県、日本赤十字社宮城県支部等は、贈られた義援金を受納し、配分が決定するまで保管する。

第2 配分

1 配分委員会

市は、日本赤十字社宮城県支部等と協議し、義援金の受入団体の代表者からなる「義援金配分委員会」を設置し、義援金の配分について十分協議のうえ、決定する。その際、あらかじめ、基本的な配分方法を決定しておく等して、迅速な配分に努める。

2 配分

- (1) 「義援金配分委員会」は、義援金総額、被災状況等を考慮して配分基準を定め、適切かつ速やかな配分を行う。義援金の被災者に対する交付は、原則として市が行う。
- (2) 義援金の使途については、関係機関と十分協議し、国民的合意が得られるように努める。

第7節 激甚災害の指定

市は、災害により市内で甚大な被害が発生した場合には、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（激甚法）」に基づく激甚災害の指定を受けることにより、市に対して特別の財政援助、被災者等に対しては特別助成措置が行われるため、早期に指定を受けられるよう調査、手続き等を行うとともに、公共施設等の災害復旧事業が迅速かつ円滑に行われるよう措置する。

第1 激甚災害の調査

1 県

県は、市町村の被害状況を検討のうえ、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる場合、激甚法に定める調査の必要な事項について速やかに調査し、早期に指定を受けられるよう措置する。

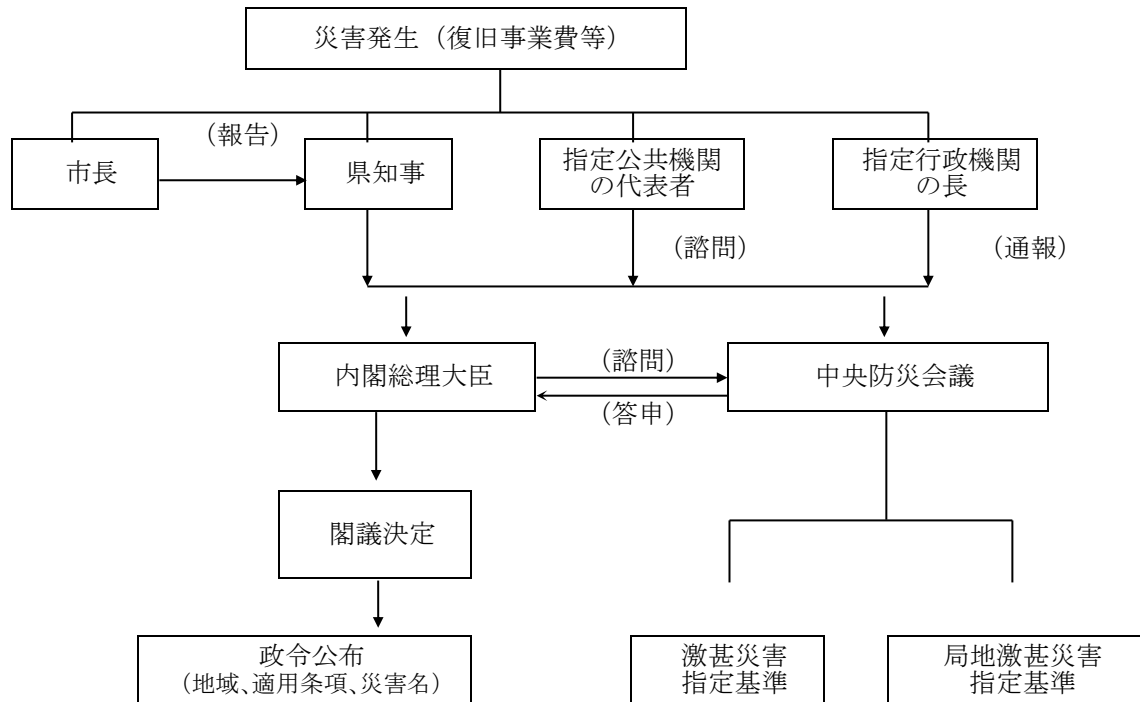
2 市

市は、激甚災害指定基準及び局地激甚災害指定基準を考慮して、災害状況等を調査して県に報告する。

また、県が行う激甚災害や局地激甚災害に関する調査について協力する。

第2 激甚災害指定の手続き

指定の手続きは、市長が県知事に対し査定事業費等を報告し、県知事から報告を受けた内閣総理大臣は中央防災会議に諮問、閣議決定を経て指定される。



(注) 局地激甚災害の指定については、1月から12月までに発生した災害を一括して翌年の1～2月頃に手続きを行う。

第3 特別財政援助の交付（申請）手続き

激甚災害の指定を受けたときは、市は速やかに関係調書を作成し、県に提出しなければならない。

県は、これを受け事業の種別毎に激甚法の算定及び算定の基礎となる法令に基づき、負担金、補助金等を受けるための手続きを行う。

第8節 災害対応の検証

将来にわたり災害による被害を最小化していくためには、過去の災害から教訓を導きだし、それに対していかに継続的な対策を実施していくかが重要である。大規模災害発生時の応急対策による取組みが、住民の生命や生活を守るために十分に機能したのかを振り返り、その結果を地域防災計画等に反映する等、防災減災対策に生かすことにより市の防災減災体制の向上や、住民一人ひとりの防災意識の向上等、防災に関する取り組みの推進及び今後の災害発生時における被害の軽減に資する。

また、過去の大規模災害等については、時間の経過に伴う風化や将来的な災害経験者の高齢化等に伴い、災害に備えるための知恵や教訓が後世に語り継がれないことが懸念されるため、災害対応の検証を実施した際は、災害教訓の伝承資料として、記録集等の作成に努める。

第1 検証の実施

市、県及び防災関係機関は、大規模災害が発生した後、初動期から応急・復旧期の災害対応について、個別の災害ごとに、特に問題及び課題等が生じたと思われる項目を抽出し、「できたこと」、「できなかったこと」、「問題点」、「課題」、「改善の方向」等を整理し、検証する。

なお、検証にあたっては、関係防災機関への協力を仰ぐとともに、必要に応じ、中立かつ専門的な視点での検証が求められるため、第三者機関による実施についても検討する。

1 情報処理

県や国、近隣市町村等からの情報収集、災害対策本部内での情報共有・分析等

2 資源管理

業務を実施するために必要な、資源（人員、予算、機材等）の調達等

3 指揮・調整

災害対策本部内における①指揮・統制、②決断、③本部事務局各担当・庁内各部の間の業務調整

4 組織間連携

庁外各機関（県、国、市内関係機関、協定締結団体等）との調整

5 個別のオペレーション

救出・救助活動、広域医療搬送、物資の調達・輸送調整等

6 広報・相談

住民や市外への広報・相談等

7 計画やマニュアル

事前に策定していた防災計画や実施していた訓練等

第2 検証体制

市、県及び防災関係機関は、災害対策本部事務局職員及び災害対策本部（事務局及び各部署等）のほか、災害の規模等に応じ、庁内に部局横断的な検証部会の設置や外部有識者を加えた検証委員会等の立ち上げについても検討する。

第3 検証の対象

応急対策の実施者及び住民の視点に立ち、概ね次の主体を対象とする。

- 1 災害対策本部（庁内各部等）
- 2 県
- 3 防災関係機関
- 4 住民
- 5 自主防災組織
- 6 支援自治体
- 7 ボランティア団体 等

第4 検証手法

市、県及び防災関係機関は、検証対象の主体に対する、アンケート調査、ヒアリング調査のほか、防災関係機関との意見交換会や現地調査等を実施する。また、災害対応や復旧活動に関する文書や証言、映像、画像等を収集・分析する等、災害の規模等に応じた検証を行う。

第5 検証結果の防災減災対策への反映

市、県及び防災関係機関は、検証結果については、報告書や記録集等としてとりまとめるほか、地域防災計画や各種防災マニュアル等に反映させ、さらなる防災減災体制の充実を図り、様々に生じうる事態に柔軟に対応できるような態勢や仕組みを構築するよう努める。

第6 災害教訓の伝承

市、県及び防災関係機関は、作成した報告書や記録集等、さらに検討にあたって収集した災害対応や復旧活動に関する文書や証言、映像、画像等のほか、被災の状況、住民生活への影響、社会経済への影響等、災害の経験や災害から得られた教訓については、防災教育に活用する等、住民の防災意識を啓発するとともに、将来の災害対応に資することを目的として、的確に伝承するよう努める。